

大原社会問題研究所編

日本労働年鑑

第13集／1932年版

(覆刻版)

法政大学出版局

(本覆刻は写真製版による。原本は菊判であるがA 5判に縮小した。)

日本勞働年鑑

(昭和七年)

緒言（昭和六年度大観）

昭和六年（一九三一年）は、世界恐慌の三年目に當り、世界の政治經濟にとつて記録すべき幾多の事實をもつまことに異常なる一ケ年であつた。

その異常を象徵する事件の一つは、賠償戰債問題を一機縁として中歐に燃え上つた激烈な信用恐慌の炎火であり、それは時を移さず大イギリスの貨幣制度の根幹を破壊し、更に北歐に飛火し、大アメリカを脅かし、そして遂に極東を襲ふて恐慌にあへぐ日本資本主義に徹底的の打撃を加へた。更にもう一つの事象は、ほかならぬ帝國主義日本の進路に當つて惹起せられた日支紛争の事變である。國際金融恐慌の勃發は、謂ゆるベルサイユ體制に結ばれた政治的機構に一素因をもつとは云へ、それが深まれる世界恐慌の一破局たることは疑ふべくもない事實であつた。この恐慌局面は、世界の資本家諸國を結ぶ鎖の最も弱き一環たるドイツにその火口を見出したが、他方、日支紛争は、まさに日本資本主義を通してあらはれた世界恐慌の一血路といふことを得た。

さて、これらの新たなる事件につづく日本の政治經濟は如何なる過程を辿つたか。

イギリスを初めとする各國の爲替激落は、國際間の關稅障壁をいやが上にも高めた。かかる障壁を乗越えんとする資本の前衛は、産業合理化をこの上にも強化し、カルテル出動による生産制限は世界の物的生産力をいまや文字通りに半減した。それにもかかはらず、一方に滞貨の山は高まり、他方

に失業の洪水は増大した。資本は逃避し、金は流出し、そして他方にその過在を加重した。各國の赤字財政農村の荒廢、いづれも前年度來の危機を超えて突進した。そしてそれらの一切を通じて、國際政局の異常なる緊張は戦争の危機を刻々に豫告しつつあつた。この危機の切迫と、中國に於ける排日運動の昂揚とが、既に容態康からぬ帝國主義日本をして、資源の確保と市場の獲得とに焦燥せしめたことは云ふまでもない。しかも、かくして滿蒙に展開された軍事的行動の重大性は、國內における國際金融恐慌の影響と鉢合せした。對支貿易は絶滅に瀕し、重要商品は激落した。國內資本は滔々として逃避し始め、その金本位制の基礎は根本から搖いだ。かやうにして、一九三一年の下半期は、前代未聞の世界恐慌の波頭におどる日本をして、ドイツに劣らず、イギリスにまさり、まさに世界苦の荆冠を冠して立たしむるに至つたのである。

かかる大勢に抗して國民の信望をつながんとした民政黨内閣の諸政策が所詮拾収し難き破綻に瀕すべきは自然の數であつたらう。その内政の大綱たる金解禁後の金本位維持も、行財政の緊縮強行も、金本位の崩壊と赤字増大の事實とをもつて、餘りにも皮肉に答へられたに過ぎなかつた。たゞ重要産業統制法その他に具現された合理化の遂行が、恐慌自體がおのづから資本家に強制するところの合理化乃至生産制限と相俟つて、賃銀の低下と失業の激増とを齎すに成功したといふべきか、確かに賃銀は前年に比して更に低落した。従業労働者數また官廳報告によるも、去年の記録的低下を更に超えてゐる。部門別に見れば、船舶製造業、製糸業において最も甚しく、その減少數は前年度平

均の二割を越え、之については車輛製造業、窯業、人造肥料業、金屬品製造業等、いづれも一割以上の低減を示してゐる。加ふるに鑛山における送炭制限と廢坑の續出は、本年度においても莫大の失業鑛夫を生産した。失業の洪水は、かくて、年を経、月を追ふて増大する一方であるが、この他面において、残業の増加による勞働時間の延長はその所定時間の如何に拘らず強要され、勞働そのものは極度に強化された。しかし乍ら、工場鑛山におけるかかる搾取の強化にもまして重大關心事たるべきものは、農業恐慌下における農民の慘澹たる窮迫であつたらう。前年度の農村窮乏は、「豐作飢饉」といふアイロニカルな標語をもつて示されたが、本年においてはそれにも増した「凶作恐慌」といふ逆理の言葉が、如實に農村の實狀を表示した。天候不順と農村生産力の萎縮とによる凶作に加へて、あり得べからざる價格の低落が重なり合つたのである。米穀と繭のわが農産物の二大部門が正にさうであつた。金解禁によつて農産物に微騰の色が表はれたときは既に農民の手中には賣るべき一握の米なく、しかも他方、肥料の價格は法外に騰貴した。これらの窮狀に加ふるに公租公課の固定的なるは、六十億に上る農村負債を更に堆高くするのみであつた。

かくの如き經濟狀勢の下における我が勞働者農民の階級的なる陣容と鬭争とは如何なる動向を辿つたか。經濟鬭争が激化に趣いたことは固より容易に察知し得るが、その鬭争の態様には可成りの變化なしとしない。勞働爭議の件數は既に前年度において飛躍的な數に達してゐるが、本年度においては更にこれを超えて増大した。しかし、他方において、爭議件數の増加にもかかはらず、爭議參

加人員の總數並に一件當り參加人員數は減少し、爭議の規模はこの點正に縮少して見えた。このことは昨年度に見られたやうな謂ゆる大爭議が少く、業態別にも土木、建築、人夫、鑛夫等の爭議が増加したのにも肯かれる。これ本年度の爭議の質的な一特徴であるが、ほかでもなくこれは、中小工業小規模營業乃至封建的經營の領域における勞働者の反抗的行動の廣汎なる昂揚を示すものにはかならぬであらう。だが、第二の特徴としては、これらの爭議が、その參加人員の少きにもかかはらず概して繼續日數長きことであり、そのことは本年度の爭議がいかにも執拗なる性質のものであるかを物語つたのである。頻々たる爭議の再燃もまた同じ事實を意味してゐるであらう。要するに、組織的に薄弱を免かれぬ中小工業の階層にかくも執拗果敢の闘争が續けられたといふことは、一の新らしき恐慌局面を反映するものと見られ得よう。かかる情勢にあつては、爭議の戰術もまた勢ひ行詰らざるを得ず、テロに出づるにあらずんば餓死をもつてこれに應へるの外なき様も、理解し得られぬ事態ではない。このやうな爭議が、たとへその當面の欲求を獲ち得たにいたるところで、それをもつて勞働者側の勝利だと云へたものではない。況んや、恐慌の下積となつてこれまた死物狂ひの中小資本家と闘つた本年の經濟戰が、全面的に敗北であつたことは想像に難くない。同じ傾向は小作爭議においても觀取された。ここでも、小作農民の爭議は極めて守勢の地位を強要された。即ち、爭議原因としては小作契約の繼續を爭ふものが多く、それは小作農民の土地防衛の闘ひとしてその地位がまづたくドタン場に立つことを表明したのである。

労働者階級の前衛戦がかかる苦難に當面しつつあつたにもかかはらず、その經濟戦線の陣容は、労働組合の組織を通じて漸次ながらも依然として進められた。組合數、組合員數從つて謂ゆる組織率も、一ヶ年間にかなりの發展を示した。そして、これらの量的増大の内容について注目すべきは、この増大が多くは從來組織率の薄弱であつた方面、殊に半封建的搾取關係の濃厚なる鑛山労働者、土木建築労働者、自由労働者、更には俸給生活者の一部面等の領域において起つたことで、これは本年における労働爭議の一傾向とまさしく符合する現象であつた。かくてその量的方面においては、組合戦線はともかくも一步前進を語り得たであらう。

さてしからば、組合戦線の質的方面における動向はどうであつたか。

組合戦線統一の多年に亘る要望は、本年度に入つて突如實踐的に進展した。『日本労働俱樂部』の結成がそれである。日本労働俱樂部は、本年初頭海上戦線の統一に成功した日本海員組合の提唱により、労働立法促進委員會を構成せる所謂右翼六團體と中間派全國労働組合同盟並に日本労働組合總聯合等を中心として、共同戦線の實體たる一つの組合會議組成の前提として結成されたのである。その成立の直接の動力としては、一方に所謂大右翼結成の意圖の動きがあること云ふまでもないが、他方においては全國労働組合同盟の戦線統一に對する積極的な態度があつた。むしろ、後者は後者として、俱樂部參加をもつて大右翼の傘下に降らんとするのではなく、反對に、これをもつて右翼諸團體を正常なる階級的立場へ引戻さんとする意圖なることを、少くともその表向きの建前とした。そ

してこのためにこそ、あの單なる改良主義の別語にすぎぬところの「健全なる勞働組合主義」といふ俱樂部結成の合言葉を承服した筈である。幾多の曲折はあつたが、兎もかくも右翼中間の主要部隊をなすかかる陣容をもつて、組合會議の前段階としての日本勞働俱樂部は結成された。さて、かくして獲られた組合戦線の統一が、この統一の主役たる日本勞働總同盟以下右翼諸組合にとつて「勞働組合主義の一步前進である」ことは總同盟自身の揚言を俟たないが、しかしそれは果して勞働組合主義一般の一步前進であつたかどうか。そのことは、日本勞働俱樂部の本質とその出現の歴史的意義との嚴正なる検討を俟つてはじめて決定され得る。しかもその検討は歴史それ自身が遠からぬ將來にこれを遂行するであらう。殊に況んや、俱樂部の結成は何等の支障なく進展したのではなく、既に大なる犠牲が拂はれてゐる。全國勞働組合同盟内部の動搖、勞農大衆黨傘下の諸組合の離反等々。そして、全勞内部の紛擾は遂にその一角の崩壊をさへ導いてゐる。これらの左翼分子の離反そのことは、一部分、全國勞働若しくは勞農大衆黨内部の統制問題ではあるが、他方、それ自身既に日本勞働俱樂部の歴史的意義を表示すべき一の批判ではないだらう乎。少くとも、俱樂部結成は浮動せる中間派分子に對して深刻にその態度決定を迫つたと見られ得よう。

戦線統一の問題は、政治闘争においても勢ひ本年度の中心問題として日程に上つた。前年度の「合同」にもかかはらず、「合同問題」は本來の姿においては尙ほ完全に貽されてゐた。しかも客觀的な情勢の逼迫と主體的なる真相の呈露とは、合同について、いまや往年の「理論」を必要とせず、ただ「必

要」が自からこれを解決するが如くであつた。これが前年度の合同問題に對する本年度の合同の一進歩であつた。

さて合同問題の主役として登場したのは云ふまでもなく前年七月共同戦線黨として結成された全國大衆黨であつた。そしてこの合同問題の一應の解決として齎された『全國勞農大衆黨』の成立は、それゆゑに、全國大衆黨が從來抱懷したところの戦線統一論の勝利には相異なかつた。と同時にこのことは、左右の兩合法政黨にとつては、この合同が少くともこれら兩政黨の從來の傳統に戻り、主義に反したといふ點において、一つの敗退であり、一の現實曝露であつたと云はなければならぬ。そのことは第一に勞農黨の立場について適確に該當した。勞農黨は、前年度の合同問題に對しては昂然「社會民主主義批判の自由」を高唱してゐた。一年後の今日、その勞農黨は「勞農同盟への發展轉化論」を弊履の如く投げ捨てて、「問題」もなく合同に馳せ參じた。しかし、これが解消運動の大風一過の後に残つた勞農黨の眞實の姿であつたことを、いまや人々は容易に理解し得たのである。勞農黨の新政黨への溶解は一つの歴史的必然であつた。他方、社會民衆黨は、わが身の分裂を賭してその獨自の右翼偏向を固執した。一見、あくまでも社會民主主義の埒内に止まらんとするかに見えたこの態度は、實のところ、既にその社會民主主義的指導精神そのものの一つの變質を表明するものにすぎなかつた。蓋し同黨が眞實に社會民主主義に忠實たらんとするものであつたならば、黨を擧げての新黨參加こそ當然だと見られたからである。その合同回避はそれ故に、既に同黨に芽ぐむ國家主義

的轉向の素地を呈露するものにほかならなかつた。かくて、社會民衆黨の將來は、なほ分裂と轉化との幾波瀾の可能を示したのである。かく觀じ來れば舊全國大衆黨勢力を中心とする新黨のみ獨り坦々たる發展を約束されるかに見ゆる。が問題は茲でもしかく簡單ではあり得まい。一方に澎湃たるフアシズム運動の登場と更にこれに牽き行かれんとする右翼陣營の危機をひかへ、他方に、尖鋭執拗なる共產黨の活動を牽制せねばならぬ同黨の地位は、問題の本質において社民黨のそれと五十歩百歩であるとはいへ、その苦惱において遙かに前者を凌駕してゐる。

合法諸團體が、内、合同問題の難局をめぐり、外、滿蒙の戰雲をのぞんで國家主義的事實の迫進に直面するとき、地下における左翼運動は如何なる動きを示しつつあつたか。日本共產黨乃至勞働組合全國協議會の活動の詳細については吾等固り之を審にせずといへども、これらの非合法諸團體が、打續く彈壓の大打撃に抗して、謂ゆる再建運動に執拗の闘争をつづけつつあることは想像に難くない。日本共產黨は「黨の再建・擴大強化」と「黨の大衆化」とを中心問題として自ら課し、本年初頭その一般的戰略的方針に大轉換を加へて組織の統一と伸張とに邁進したと傳へられる。そのことは地面にあらはれたメーデー闘争、國際失業反對闘争、その他その時々のカンパニーの大衆化傾向の事實にも窺はれた。しかしながら、現在の日本共產黨が事實上未だ甚だ若くそして未發展なるに比すれば、現下内外の情勢がこの黨に課せる問題は徒らに巨大であるといはねばならぬ。本年中この種運動において注目すべき事象は、黨の外廓をなす諸團體殊に文化運動の領域に搖き起された擴大強化

の波であつたらう。『日本プロレタリア文化聯盟』（略稱「コップ」）の結成は殊にその重要な成果であつた。更にまた左翼運動が全協の活動を通じて中間層に浸潤しつつあるは本年度の一傾向であらう。學生左翼運動もまた單なる研究運動の領域を脱し、青年同盟、反帝同盟、モッパル、ナッブ等の活動の一溫床に化せるが如くである。左翼運動はかやうにして特殊の思想乃至藝術運動を通じても大衆化の道を突き進まんとしてゐる。

かくの如き勞働者運動の深化と恐慌の進展とが、資本家業主のこれに對する對策を愈々硬化せしめることは云ふまでもない。工場職場内における個々の業主のこの種對策は、依然勞働組合の抑止と撲滅とに集中せられてゐるが、その態度は、愈々露骨に趣くばかりである。他方、勞働階級の運動に抗する資本家團體の活動は、ヨリ大膽、ヨリ大規模になり、一段と戰闘的に轉じた。そしてそれは勞働組合法阻止の執拗なる運動をめぐつて遂ひに全國的に結成され、全國産業團體聯合會の成立を見るに至つた。しかもこの廣汎なる資本家の團體が、獨占資本を代表する一握の資本家巨頭の頤使のまゝに動くかに見えたのは、これまた本年度に入つての顯著なる現象であつたらう。次に、これら勞資當事者を越えて第三者の地位に立つべき政府當局の社會政策的施設を見るに、依然として加はる國家財政の窮乏と資本家勢力の壓迫は、その掲ぐる政策の殆んど大部分を事實上放棄せしめるの結果に立ち到つてゐる。民政黨内閣の一枚看板たりし勞働組合法は辛じて議會提出の運びにはなつたが、資本家團體の億面もなき妨害によつて案そのものは完全に骨抜きとなつた。加ふるに、小作法、船

員保險法は何れも議會通過の運びに至らず、この窮乏内閣の社會政策はまさに貧困そのものであつた。況んや、多額の財源を必要とする失業救済對策の如きに、この内閣が一片の熱意をさへも示さなかつたのは、寧ろ當然であつたらう。更にまた農業恐慌の未曾有の危機に對しても、政府は殆んど拱手傍觀したといふも過言でない。ただ本年、この種の政府對策中の收穫としては、勞働者扶助法關係の諸法と小兒保險の實施とを舉げ得るであらう。

之を要するに恐慌深化の昭和六年の日本は、勞資ともに未曾有の苦境に立つたが、中小資本家の苦惱は殊に甚しく、しかもその苦惱は多く勞働者階級に轉化されたと見なければならぬ。この狀勢を土臺として起された黨並に組合の離合集散は、その結果においてこれら無産團體の分野を愈々鮮明にした。他方、恐慌の一局面としての滿蒙事變の展開は、一般に國家主義的思想と行動の擡頭に大きな拍車を入れたが、この事實は勞働運動の行手をも塞いで、その一部隊のファシズム的轉向の素地をつくるに至つた。本年鑑はかかる狀勢の下に立つ昭和六年における日本勞働者の各方面に亘る狀態と運動とこれに對する施設對策に關する事實を出來得るかぎり忠實に記録せんとしたものである。

終りに臨んで、本年鑑を編纂するに方り多くの資料と便宜とを與へられた公私の團體並に各位に對して、深厚なる謝意を表すると同時に、尙ほ將來における一層の援助と助言とを切望する次第である。

る。

昭和七年十月

大原社會問題研究所

緒言

二

支那國民政府新關稅實施、釐金撤廢	大衆黨河上、河野務社事件調査派遣	海員賃銀値下、勞資懇談會開始、二十三日決定、二月一日より實施	國際勞働代表選出、大衆黨系組合棄權	五九議會再開、首相代理問題で紛糾	日本農民組合合同結成	中間派の全國勞働組合會議準備會	全國方面委員代表者會議對救護協議	小作法案衆議院上程、三月二十日修正可決	無產黨主催議會解散要求大會(東京)	軍縮減稅の豫算案衆議院通過	臺灣民衆黨大會、黨解散を命ぜらる	勞働組合法案衆議院上程、三月十七日可決	國際失業反對デモ、第一回全國消費組合協議會、全協化學刷新同盟解體	婦人公民權案衆議院可決	海軍々縮による整理職工八千二百餘	全國農民組合第四回大會(大阪)	海員組合、商船同志會に合同提唱	內閣打倒無產者大會、委員總檢束	帝都復興紀念日	改正米穀法公布	勞働者災害扶助法、入營者職業保障	法、刑事補償法、寄生虫豫防法公布	赤字問題に付政友會議員藏相に詰問	海員組合提唱戰線統一懇談會神戸にて	開催、六月廿五日第三回懇談會にて	勞働俱樂部結成	濱口內閣總辭職、十四日若槻內閣成	社會局昭和五年下半年の賃銀不拂工	場一八、職工三萬八千餘を發表	無產陣營に反宗教運動起る	少年少女保護デモ、全國方面委員聯合會成立(東京)	日本染織會社爭議飢餓戰術を採る、全國產業團體聯合會結成
五・一	五・三	五・五	五・八	五・九	五・一五	五・二四	五・二六	五・二八	六・二	六・三	六・三	六・三	六・五	六・五	六・七	六・六	六・九	七・一	七・一	七・三	七・三	七・三	七・九	七・九	七・三	七・一	八・一	八・二	八・二	八・二	八・二	八・二
第十二回メーデー各地に舉行	社會民衆婦人同盟合同結成	住友製鋼所爭議(大阪)	福岡縣嘉穂地方炭坑爭議續發	行政整理委員會で廣範圍の減俸決定	鐵道司法省吏員等の反對運動起る	繭絲價維持に六千萬圓融資閣議決定	プロレタリア作家同盟第四回大會	減俸問題決定、六月一日より實施	第十五回國際勞働會議壽府に開催	國際聯盟東洋婦人兒童實況調查	團一行入京、六踏園收容兒童暴行す	社會局長官組合法に付右翼勞働團體代表と懇談、廿日使用人側と懇談	國際聯盟事務總長署名軍縮會議招請	狀來る	小兒保險法公布、十月一日より實施	第二次共產黨事件佐野學等公判、各地に公判闘爭示威、奈良縣萬願寺小作爭議立禁標札無視耕作す	ソヴエート友の會發會	大日本生產業結黨(大阪)	社會事業調查會特別委員會兒童虐待防止法案可決	文部省學生思想問題調查委員會設置	全國勞農大衆黨合同結成、全國學生消費組合第一回協議會、全日本私設社會事業聯盟結成	獨逸ダナート銀行支拂停止、獨逸財界危機を暴露す	日本無產者消費組合聯盟準備委員會	政友會山本案五ヶ年計畫意見發表	恩給法改正を閣議に諮る、軍部反對	反戰デモ	大日本工場スポーツ聯盟成る	新興教育研究所夏季講習會、當局教員赤化として重大視す	希望社會爭議より内情暴露さる	戰債モラ議訂書調印		
八・五	八・四	九・一〇	九・一〇	九・一六	九・二二	九・二六	一〇・二	一〇・二	一〇・四	一〇・七	一〇・七	一〇・七	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・六	一〇・六	一一・二	一一・二	一一・二	一一・二	一一・二	一一・二	一一・二	一一・二	一一・二	一一・二	一一・二	一一・二	一一・二	一一・二	一一・二
全農地方協議會代表者會議	支那楊子江の水害に中國水害同情會生る	江木鐵相辭職し省廢合問題一段落	奉天城外柳條溝にて日支軍衝突す	英國の兌換停止、國際聯盟理事會に支那代表日支衝突事件を問題とす	國際運輸勞働組合聯盟總主事フィンメン來朝、左翼中間團體排撃す	內務省土木技術官行整に反對、東京府縣議選に勞大、一三、社民三、地方無產三名當選、總聯合大會	日本プロレタリア聯盟創立準備會	政府東西財界巨頭に協力を求む	社民黨滿洲へ調査員派遣決定	日本無產者醫藥同盟第一回大會	牟田鑛物爭議團官憲青年團と衝突、職業紹介十週年記念求人デモ	全國勞働人會對俱樂部問題にて分裂	社民青年同盟弗買に就き三井銀行に示威	全勞クラブ排撃闘爭同盟結成	愛國學生同盟の第一回愛國祭(東京)	革命記念日、中國ソヴェート大會	安達内相協力内閣問題で單獨聲明	日光鑛山爭議大衆黨と國粹會衝突	京都無產府議滿洲問題で白色テロ	全國勞農大衆黨全國大會	北海道青森凶作地へ侍從差遣	全國水平社大會(奈良)解消意見出づ	若槻內閣總辭職、十三日犬養內閣成	金輸出再禁止、十七日兌換停止	克己日	姫路市外北中皮革爭議暴動化	國民社會主義新黨準備會	兵庫縣多木肥料爭議警官隊と衝突	社民黨中央執行委員會指導精神の轉換に付協議不纏			

凡 例

一 本年鑑が掲げた記事は主要なる新聞雜誌、各勞働團體の報告、各官公廳公私團體及び私人の報告に據り本所に於て取捨安排したるものと、本所が直接調査したる所に據るものとより成る。

一 本年版の編纂方針は大體前年のそれを踏襲した。従つて、前年版において多少の變更を試みた篇章節の順序と大差ない。但し、前年版に於て資料の關係から縮小を餘儀なくされた第四部「社會事業」は、本年版に於ては大體常態に復した。その他の部分についても記述の精粗は勢ひ多少の變更を免れなかつた。

一 總目次は之を卷首に掲げ、各部に於ける細目はそれぞれの部の扉（本文の細目次は表に、統計表あるものは裏）に載せてある。

日本勞働年鑑目次

緒言——昭和六年大觀

昭和六年重要日誌

凡例

第一部 勞働者狀態……………一

概説……………一

第一篇 勞働者狀態一般……………二

第二篇 工・鑛・交通業勞働者狀態……………一四

第三篇 農業勞働者狀態……………四九

第四篇 其他の勞働者の狀態……………六二

第五篇 中間階級者・婦人勞働者・職業婦人並に少年勞働者狀態……………六七

第六篇 勞働移民狀態……………八二

勞働者狀態統計表——第一表乃至第二十二表	九三
第二部 勞働者運動	一七一
概說	一七一
第一篇 勞働爭議	一七二
第二篇 勞働組合	二三六
第三篇 無產政黨	四六〇
第四篇 消費組合運動	五〇七
勞働者運動統計表——第一表乃至第五表	五二七
第三部 勞働施設及對策	五五一
概說	五五一
第一篇 雇主の施設及對策	五五二
第二篇 社會政策的施設	五六六
第三篇 勞働者運動對策	六二三
勞働施設及對策統計表——第一表乃至第八表	六三四

第四部	社會事業	六五三
概說	……	六五三
第一篇	社會事業行政	六五三
第二篇	社會事業施設	六六二
第三篇	兒童保護事業	六九二
第四篇	社會教化事業	七〇五
社會事業統計表——第二表乃至第九表	……	七一四
第五部	思想團體及思想運動	七三五
概說	……	七三五
第一篇	社會主義的運動	七三五
第二篇	反社會主義的運動	七九五
第六部	國際勞働問題	八一七
第十五回國際勞働總會	……	八一七

附篇 政治・財政・經濟・人口一斑	八二九
------------------	-----

附錄一 昭和六年中に制定せられたる社會問題關係法規	一
---------------------------	---

附錄二 文獻	六九
--------	----

(A) 雜誌掲載社會問題關係記事索引	六九
--------------------	----

(B) 昭和六年中出版社會問題關係主要圖書目錄	一〇〇
-------------------------	-----

[illegible]

第一節(勞働者狀態)統計表

第一表 各種勞働者數

- 其一 職業別勞働者數
- 其二 工場鑛山其他勞働者數

第二表 工場勞働者數

- 其一 適用工場及職工業務別數
- 其二 職工數別工場數
- 其三 職工數別職工數
- 其四 寄宿職工數

第三表 鑛山勞働者數

- 其一 鑛山數
- 其二 府縣別鑛夫數
- 其三 業態別鑛夫數

第四表 交通通信勞働者數

- 其一 國有鐵道從業員數
- 其二 地方鐵道從業員數
- 其三 軌道從業員數
- 其四 船員累年表
- 其五 海技免狀受有者數
- 其六 通信從業員累年表

第五表 工場勞働者年齡別

- 其一 體性・年齡・配偶關係別勞働者數
- 其二 適用工場職工年齡別數
- 其三 職工五人以上使用工場職工年齡數

第六表 鑛夫年齡別

第七表 工場勞働者異動調

- 其一 工場勞働者異動月別表
- 其二 工場勞働者解雇者歸趨月別表

第八表 鑛夫異動調

- 其一 鑛夫異動月別表
- 其二 鑛夫解雇者歸趨月別表

第九表 失業統計

- 其一 全國失業者概數
- 其二 推定失業者數

第十表 一般賃銀統計

- 其一 全國賃銀指數月表
- 其二 東京賃銀指數
- 其三 大阪賃銀月表

第十一表 工場鑛山其他勞働者賃銀統計

- 其一 賃銀指數月表
- 其二 一日平均實收賃銀月表
- 其三 勞働人員及賃銀指數

第十二表 家計調查

- 其一 勞働者俸給生活者家計
- 其二 農業者家計

第十三表 工場災害統計

- 其一 工場災害者數累年表
- 其二 業態別工場災害者數
- 其三 工場災害原因調

第十四表 鑛山災害統計

- 其一 變災死傷人員累年表
- 其二 鑛山種別變災死傷人員數
- 其三 變災事故事由別死亡者累年表

第十五表 物價統計

- 其一 主要日用品卸賣物價
- 其二 東京物價指數累年表
- 其三 東京主要商品指數
- 其四 東京小賣物價指數
- 其五 大阪日用品小賣物價

第十六表 內外物價指數

- 其一 郵便貯金累月表
- 其二 預金者職業別數

第十七表 職工貯蓄

第十八表 農業統計

- 其一 耕地面積
- 其二 農家戶數
- 其三 耕地所有者戶數

第十九表 水產業者統計

- 其一 水產業者數
- 其二 遭難漁航

第二十表 俸給生活者統計

- 其一 官吏數及平均俸給額
- 其二 公吏數及平均俸給額
- 其三 官公私立學校教員數
- 其四 小學校教員數
- 其五 中等學校教員數
- 其六 實業補習學校教員數
- 其七 其他諸學校教員數
- 其八 學校教員平均月俸累年表

第二十一表 婦人勞働者及少年勞働者

- 其一 女職工數
- 其二 工場少年勞働者數
- 其三 貸座敷、娼妓及藝妓數

第二十二表 海外移民

- 其一 海外在留本邦內地人口數
- 其二 海外在留本邦人國別數
- 其三 職業別海外在留本邦人數

概 説

民政黨内閣の金融資本偏重の政策は、世界恐慌の嵐に翻弄される日本の經濟恐慌を更に一段と深みに突き落すばかりであつた。そして金輸出再禁止の斷行に至るまでその趨勢は一途に進展した。しかし、政友會の所謂再禁止景氣もまた當然にたゞ一時の空景氣に終らざるを得なかつた。極度の不況に直面した獨占資本は、これを切り抜けるためあらゆる生産制限の舉に出でたが、それでも物價は下がる一方であつた。生産の制限は云ふまでもなく労働者を賃銀の引下と截首をももつて脅かした。生産労働者の數は昨年において既に決定的に減少してゐたが、本年は更にこの記録を超えて低落した。日銀調労働人員指數によれば（大正十五年の平均を一〇〇とす）、昭和五年平均の八二・〇は六年平均の七四・四に低落してをり、一ケ年間に約一割の減少を示してゐる。失業者は殊に、送炭制限と廢坑續出との鑛山業に著しかつたと見られよう。それは官廳報告による鑛山労働者の激減の趨勢を見ても肯かれる。かくの如き失業の増大に加ふるに、賃銀もまた依然低落の一途を辿つた。かやうにしてこの労働階級を襲ふた堪え難き重壓は、民政黨内閣並にその政策に對する呪喧の聲となつて現はれたが、これに代つて金輸出再禁止を斷行した

政友會内閣の下でも新たな好景氣は約束さるべくもなかつた。

工業鑛山業における労働者狀態の惡化にも増して本年度の重大關心事たるは農業恐慌下の農民の窮迫であつたらう。農村においては、前年の豐作飢饉にもまして今年は激しい凶作恐慌を現出した。それを表示するものは重要農産物收穫高の一般的減少と價格の低落とである。今年の收穫減の現象は天候不順にもよるであらうが、また農民の極度の貧乏化による生産力の減退をも考慮せねばならぬ。收穫高は減少したが價格は上らない。生糸の消費減退による製造業者の損失は農民に轉嫁される。金再禁止により米價は昂つたが農民の手には既に米はない。凶作恐慌に農産物價格の恐慌が重加したのである。殊に最近の傾向としての小經營の増加と中經營の減少は、自作農層が商品的農業生産を主とするために價格低落の直接的影響を最も強烈に受けたことを物語るものであらう。加之、現金收入の激減にも拘らず殆んど固定的なる公租公課の負擔は徒らに農民に重壓を加へ、農村負債はいまや六十億を突破すると云はれる。かくの如き狀態は、我が過小農制農業生産がその桎梏たることを示すと共に、農村の苦惱が實に抜き差しならぬ事態にあることを物語つてゐる。

第一篇 労働者状態一般

第一章 職業別人口及労働者数

1 職業別人口

職業別人口 我國人口の職業別概数を見るには依然大正九年國勢調査の報告に據るの外ないが、右報告（全國の部、第二卷、職業）によつて之を概観すれば左の如くである。

本業者（及び從屬者ならざる無職業者）	從屬者		合計	百分率
	本業なき從屬者	家事使用人		
農業	一四、二八、三六〇	二、八四、五三三	一六、一三、八九三	四・五
水産業	五八、三四	八四、二八八	一四、〇九、六四二	二・六
鑛業	四四、四六四	五〇、六六六	九五、一三〇	一・七
工業	五、三〇、二四八	五、三三〇、六九八	一〇、六三、九四六	一九・二
商業	三、一八、〇三三	三、九三三、五九三	七、一一、六二六	一二・一
交通業	一、〇七、二六八	一、四九四、九三六	二、五七、二〇四	四・五
公務自由業	一、四二、八三三	一、六七三、六〇六	三、一〇、四三九	五・七
其他の有業者	五七、四五一	五五、八五二	一一、一三、三〇三	一・九
家事使用人	二〇、三五	一九、四六〇	三九、五一五	〇・一
無職業	七五、九三三	六八、四〇五	一四、四、三三八	二・七
計	二七、七八、一五二	二七、九五〇、〇二六	五五、七三、一七二	一〇〇・〇

（備考、無職業の中には、職業なきも諸種の收入——小作料、地代、家賃、有價證券の收入、恩給、年金、其他——に依るもの、並に本業なき從屬者に非ざる其の他の無職者を包括す。）

職業上の地位別本業者数 同じく右國勢調査報告に依つて地位別本業者数を職業別に見れば次の如くである。

業	主職	員	労働者	計	百分率
農業	五、一四、七四四	二、二六九	八、六二、四七七	一四、二八、三六〇	五・六
水産業	二〇、四四五	四、三七〇	二四、八二五	五八、三四	二・〇
鑛業	一三、二五三	三七、一八二	五〇、四三五	四四、四六四	一・六
工業	一、二九、八三五	二七、九〇六	三、〇七、七六一	五、三〇、二四八	一九・四
商業	一、六七、二九四	四四、三六〇	一、一六、六五四	三、一八、〇三三	一二・一
交通業	二五、九〇	一四〇、二四五	一六六、一五五	一、〇七、二六八	四・五
公務自由業	三八、〇七五	六三、六六六	一〇一、七四一	一、四二、八三三	五・七
其他の有業者	一七、四六六	六、六三三	二四、一〇〇	五七、四五一	一・九
家事使用人	二〇、三五	—	—	二〇、三五	〇・一
無職業	七五、九三三	—	—	七五、九三三	二・七
計	九、七〇、二九八	一、五四、五二一	一一、二四、八一九	二七、七八、一五二	一〇〇・〇

本業者中労働者の割合 右により各種職業における本業者中の勞務者の割合を見れば次の如くである。

農業	一四、二八、三六〇	八、六二、四七七	六〇・四
----	-----------	----------	------

本業者總数 勞務者 各職業の本業者總数百に對する勞務者の割合

水産業	五八、三四	三六、四九	六、四
鑛業	四四、四四	三七、〇九	八、四
工業	五、三〇、二四八	三、七七、五〇七	七、〇三
商業	三、一八、〇〇二	一、〇六、三三八	四、七
交通業	一、〇三、三三八	六三、〇〇三	六、六
公務自由業	一、四二、八三三	四二、一三三	四、一
其他の有業者	五七、四二	五〇、三七一	九、四
家事使用人	二〇、三五	—	—
無職業	七五、九三	—	—
計	二七、三六、一五五	一六、一五、三六六	五、〇

2 職業別労働者數

職業別労働階級人口 上記國勢調査報告における本業者たる労働者に對する從屬者、並にこれと労働者とを通計して得たる労働階級人口の職業別を示せば左の如くである。

本業者たる労働者	労働者の從屬者	計
農業	八、九六、四七七	三三、六八
水産業	四八、四九	二九、〇七三
鑛業	三七五、〇元	三五、一六
工業	三、七七、五〇七	二、七〇、二五〇
商業	一、一〇六、三八	一、〇三、三七
交通業	六三、〇〇三	七九、二四二
公務自由業	四二、一三	一四、一五

其他の有業者	五〇、三七三	五五、八七	一、〇九、一九
家事使用人	—	—	—
無職業	—	—	—

計	一六、一五、三六六	四、五七、六三三	二〇、七二、九九九
---	-----------	----------	-----------

各種労働者數 職業別による各種労働者の數は前表（職業別労働階級人口）において既にほゞ窺はれる所であるが、右は大正九年十月一日現在の數なるをもつて、いま比較的最近の數字を各方面につき求むるに左の如くである。勿論、左の數字は各々調査の時期並に方法を異にするものであり、相互比較の資料としてはたゞ參考たり得るに止まる。

- 一、工場労働者 二、〇六、四三（昭和六年十二月末現在社會局調）
- 二、鑛山労働者 一九、五二（同右）
二八、四九（昭和五年六月末現在鑛山局調）
- 三、農業労働者（農耕・畜産・蠶業）八、九六、四七七（大正九年國勢調査）
- 四、林業労働者 三三、八二（昭和元年農林省調）
- 五、漁業労働者 四五、三三（大正十四年農林省調）
- 六、商業労働者 一、一〇六、三八（大正九年國勢調査）
- 七、交通労働者
- 1、鐵道軌道従業員 二、六、八二（昭和元年鐵道省調より計算）
- 2、船舶労働者 四九、一〇（大正十三年末及び昭和二年七月通信省調より計算）
- 3、通信従業者 五、三三（昭和元年末現在、通信省調）
- 八、日傭労働者其他 一、四二、四二（昭和六年六月末現在社會局調）

(尚ほ各種労働者数の細別数字は第一部統計第一表並に第二篇以下各章の参照を乞ふ。)

第二章 労働生活

第一 失業状態

恐慌の進展とともに失業者激増の傾向は蔽ふべくもない。今、假りに日本銀行調労働人員指数によるに、工場労働者の総指数が昭和五年平均八二・〇から昭和六年度平均七四・四に低下してゐるのを見ると、たゞこの一ケ年間に於ける失業の増大だけでも思ひ半ばに過ぎるものがあらう。しかしこの顯著なる失業増大の事實を前にしつつもこれに關する官廳統計は未だ依然として整備するに至らない。最近における失業に關する統計としては昭和五年度國勢調査によるものと、内務省社會局の公表しつつある失業狀況推定月報とである。

昭和五年十月一日の國勢調査による全國失業者の概數は三二二、五二七人である。これを府縣別に見れば、東京の六二一、九五七人最も多く、大阪の三六、八〇九人これに次ぎ、神奈川、兵庫、福岡、愛知の各一萬以上が更にこれに次ぐ。その他、五千人以上の失業者をもつもの十府縣、三千以上十一縣、二千以上十一縣、一千以上八縣で、沖縄が最も少く八五四人

である。次に市部の失業者を見るに、大阪最も多く三〇、一九〇人、これに次で東京（二二、八七八人）、濱横（一二、六八三人）、神戸（九、九五八人）、名古屋（八、四五八人）、京都（四、二〇一人）といふ状態である。尚ほ以上を大正十四年失業統計調査と比較して見れば、今次は約四七・三%の増加を示してゐる。これについては前年度本年鑑にやゝ詳細に記述してある。

前記日銀調労働人員指数の月別移動を示せば次の如く累月減少の傾向を辿つてゐる。

労働人員總指數（日本銀行調査）

大正十五年平均	一〇〇・〇	昭和六年	五月	七五・〇
昭和四年 平均	九二・一	同	六月	七三・三
昭和五年 平均	八三・〇	同	七月	七五・五
昭和六年 平均	七四・四	同	八月	七四・四
同	一月	同	九月	七四・八
同	二月	同	十月	七三・二
同	三月	同	十一月	七三・七
同	四月	同	十二月	七三・二

次に内務省社會局發表にかかる「失業狀況推定月報」によつて昭和六年度における推移を見るに次の如くである。

種別	労働者			計
	給生活者	日傭労働者	その他の労働者	
一月一日現在	調査人口 一、六四、七五五 失業者 六三、九二九 失業率 三・八五	一、六〇七、五七〇 一五〇、二七七 一五八、五九六 三七二、八〇三	三、六四六、六五三 六、八八八、九六八	
二月一日現在	調査人口 一、六三八、三三六 失業者 六四、四四七 失業率 三・九三	一、六七八、四六〇 一五七、五〇四 一六五、五〇九 三八七、四六〇	三、五八四、七八〇 六、九〇一、五七六	
三月一日現在	調査人口 一、六三八、九〇八 失業者 五五、四六七 失業率 四・〇〇	一、六二五、九四三 一五三、八四三 一七三、五九 三九六、八八	三、五九七、〇五五 六、八五一、〇六一	
四月一日現在	調査人口 一、六三七、二八一 失業者 六八、三〇九 失業率 四・二七	一、六三三、五九七 一五五、五七六 一七〇、七四〇 三九四、六三五	三、六六八、六六六 六、九三一、四六四	
五月一日現在	調査人口 一、六三九、四八四 失業者 六九、七五三 失業率 四・三五	一、六三〇、九八七 一五四、一八六 一七七、四七七 四〇一、四二五	三、六九八、〇〇〇 六、九五八、四七一	
六月一日現在	調査人口 一、五七二、二五五 失業者 六六、六五四 失業率 四・三四	一、四八五、三四三 一四三、五五五 一六二、二〇三 三七二、四二	三、四八一、二四五 六、五三七、八四四	
七月一日現在	調査人口 一、六四八、八六一 失業者 七二、二四九 失業率 四・三三	一、六五二、〇九三 一五四、六三八 一八一、〇三六 四〇六、九三三	三、六八三、七六八 六、九八三、六六三	

第一部第一篇 労働状態一般

八月一日現在	調査人口 一、六五一、四八八 失業者 七三、一九五 失業率 四・四三	一、五六一、五九三 一五八、八五〇 一八六、五五一 四二八、五九六	
九月一日現在	調査人口 一、六六六、二九三 失業者 七四、〇九一 失業率 四・四七	一、六五七、五二五 一六四、三六八 一八七、〇六七 四三五、五三六	
十月一日現在	調査人口 一、六五九、三〇三 失業者 七四、五六七 失業率 四・四九	一、六四四、五六三 一七三、六四九 一九〇、七八 四三九、〇四	
十一月一日現在	調査人口 一、六六三、九三七 失業者 七六、五四〇 失業率 四・六〇	一、六四四、八八三 一八〇、五九九 一九七、五三六 四五四、六七五	
十二月一日現在	調査人口 一、六四四、二五八 失業者 七三、三五〇 失業率 四・四五	一、六五五、七七三 一八八、九三六 二〇四、四五〇 四七〇、七三六	

第二 労働移動

労働移動の一局面を示すものとして中央職業紹介事務局調査「昭和五年中に於ける道府県外出稼者に關する調査概要」(昭和七年發表)をとつて最近における全國出稼の状況を窺つてみる。先づ出稼移動の概況を見るに次の如くである。(因に、調査は全國一道三府四十三縣に亘り、他道府縣に出稼する者を調査對象とし、永住の目的を以て移動せるものを除外してゐる。)

●概況

昭和五年中に於ける全國道府縣外出稼者（以下單に出稼者と書きたるも之に同義のものとする）は男子に於て四七七、六二〇人女子二九五、六九三人總數七七三、三二三人にして之を職業別に見れば工業二六八、一二〇人（男子一一〇、三〇七人、女子一五七、八一三人）鑛業二七、二五七人（男子一九、三六七人女子七、八九〇人）土木建築業四九、三〇五人（男子四六、五〇三人、女子二、八〇二人）商業九六、九七六人（男子七六、〇五五人女子二〇、九二一人）農業三二、四六二人（男子二一、七八一人女子一〇、六八一人）林業一五、七〇八人（男子一三、八三四人女子一、八七四人）水産業九三、二〇一人（男子八八、一一六人女子五、〇八五人）戸内使用人九一、六三五人（男子三七、一二〇人女子五四、五一五人）雜業九八、六四九人（男子六四、五三七人女子三四、一二二人）となる。

之を昭和三年中の同種調査に於ける結果と比較すれば總數に於て一三二、五一一人性別にみて男子六四、六五三人女子六七、八五八人の各減少となつてゐる。更に職業別にその比較を見れば水産業のみ一六、一九三人の増加を示し他は總べて減少を示してゐる。左に其の數を擧ぐれば工業に於て六八、九三六人、鑛業に於て九、八八八人、土木建築業に於て一〇、二〇三人、商業に於て一三、四三三人、農業に於て六、五三九人、林業に於て四五九人、戸内使用人に於て一八、一八五人、雜業に於て二一、〇六一人の各減少を示してゐる。

今これ等他道府縣への出稼者を府縣別、職業別に表示すれば左の如くである。即ち府縣別に見れば新潟縣の九二、〇九二人最も

多數にして第一位を占め、鹿児島縣の四二、〇一五人、富山縣の三一、一四三人、島根縣の三〇、二八〇人、石川縣の二八、四一六人、熊本縣の二六、六七六人、山梨縣の二六、六一〇人等の順にして尙二萬人以上の府縣を擧ぐれば兵庫、大分、青森、秋田、岡山、廣島、香川の諸縣があり、一萬人以上の府縣を擧ぐれば埼玉、千葉、茨城、滋賀、和歌山、徳島、高知、三重、岐阜、福井、長崎、佐賀、沖縄、北海道、岩手、長野、愛媛の諸縣がある。最も少きは東京府の一、四七〇人、宮崎縣の二、九八七人等である。

更にこれを出稼の方面より見れば左表の如く、其の最も多數を示せる府縣を見れば東京府の一二七、五九二人第一位を占め大阪府の一〇九、五〇七人第二位にして北海道五二、八七〇人、福岡縣四六、五八〇人、兵庫縣四四、九四四人、京都府三九、一二五人、長野縣三二、六五〇人、愛知縣三二、四六三人の順位を示してゐる。尙一萬人以上の府縣を擧ぐれば神奈川、埼玉、長野、群馬、岡山、廣島、香川等がある。

次にこれを各職業別に見れば次の如くである。（林業、水産業については第四篇の當該章に記述してある。）

●工業

道府縣外出稼するものにして、製絲、紡織、酒造、凍豆腐製造、寒天製造、其の他工業に屬する者をみれば二六八、一二〇人（男子一一〇、三〇七人女子一五七、八一三人）にして出稼者總數七七三、三二三人に對して三四・七%を占めてゐる。内製絲九五、二六六人（男子一五、〇一五人女子八〇、二五一人）紡織八六、九二二人（男子二一、六三五人女子六五、二八七人）酒造二

五、三三八人（男子二五、二六三人、女子七五人）凍豆腐製造二、一四〇人（男子二、〇七八人、女子六二人）、寒天製造九三八人（男子九〇二人、女子三六八）、その他工業五七、五一六人（男子四五、四一四人、女子一二、一〇二人）と云ふ數字を示してゐる。而して製絲に於ては新潟縣の二二、七一五人最多數にして山梨縣の二〇、二九六人之に亞ぎ、長野縣の五、七二七人富山縣の四、九三三人、鹿兒島縣の四、七六七人、岐阜縣の三、九七〇人、静岡縣の二、八三二人等主なるものである。次に紡織に於ては新潟縣の二、〇一九人最多數にして鹿兒島縣の一〇、七五四人之に亞ぎ沖繩縣の五、一九六人、富山縣の四、五六五人、島根縣の四、〇六九人、熊本縣の三、四九〇人、香川縣の三、三〇九人等が主なるものである。次に酒造は新潟縣の七、八九三人、兵庫縣の三、八三五人、石川縣の三、六五三人、岩手縣の二、五七〇人、福井縣の一、八六六人、岡山縣の一、七二三人等がその主なるもので、凍豆腐製造では兵庫縣の一、八〇六人、寒天製造では京都府の五五七人等がそれゝ主なるものである。

●●● 鑛業

鑛業に屬する道府縣外出稼者は二七、二五七人（男子一九、三六七人、女子七、八九〇人）にして内炭坑稼のもの二〇、六三三人（男子一四、七〇三人、女子五、九三〇人）其の他鑛山稼が六、六二四人（男子四、六六四人、女子一、九六〇人）である而して其の出稼者多數なる道府縣を舉ぐれば、熊本縣の五、三六六人、大分縣の四、四〇三人、島根縣の二、五九八人、廣島縣の二、一六八人、鹿兒島縣の二、一六一人、愛媛縣の一、二五九人、佐賀縣の

一、二二一人、長崎縣の一、〇五〇人等である。而して其の出稼先の主なるものを舉ぐれば福岡縣一七、二〇五人、最高位を占め山口縣の一、四六一人、北海道の一、二四一人、長崎縣の一、二二五人等之に亞ぎ佐賀、福島、茨城、熊本、大阪、愛媛等も之に亞ぎて多數を示してゐる。

●●● 土木建築業

土木建築業に屬する道府縣外出稼者は、四九、三〇五人（男子四六、五〇三人、女子二、八〇二人）にして内大工一九、二二七人（男子一八、九二九人、女子二八八人）石工三、五三七人（男子三、四四〇人、女子九七人）土方日傭一五、九七九人（男子一四、五七八人、女子一、四〇一人）其他土木建築業一〇、五七二人（男子九、五五六人、女子一、〇一六人）であり、其多數出稼せる道府縣を舉ぐれば大工に於ては新潟、岩手、島根、鹿兒島、山口、石川等にして、石工に於ては愛媛、鹿兒島、山梨、岡山等土方日傭に於ては富山、徳島、大分、秋田、山梨、新潟等が主なるものである。次に之等出稼先の主なるものを舉ぐれば東京府一四、三九二人、大阪府六、六〇二人、福岡縣の三、二三四人、北海道の二、八三九人、神奈川縣の二、四四八人、兵庫縣の二、四四五人等である。

●●● 商業

商業に屬する道府縣外出稼者は九六、九七六人（男子七六、〇五五人、女子二〇、九二一人）にして内賣藥行商一七、〇〇五人（男子一五、八六八人、女子一、一三七人）其他の各種行商二六、〇五一人（男子一九、七二九人、女子六、三二二人）其の他の商業五三、九二〇人（男子四〇、四五八人、女子一三、四六二人）で

ある。而して其の多數出稼者を見るに、府縣を見れば賣藥行商に於ては富山縣の八、九三七人最も多數にして奈良縣の二、五一三人、香川縣の一、三二七人之に亞ぎ滋賀縣の六七七人、佐賀縣の六七四人、新潟縣の五三六人等その主なるものである。次に各種行商に於ては愛媛縣の五、二一九人最も多數にして新潟縣の二、二一二人之に亞ぎ滋賀縣の一、七三九人、大分縣の一、二八四人、廣島縣の一、四六一人等其の主なるものである。其の他商業に於ては新潟縣の七、〇一九人、岡山縣の二、九二六人、石川縣の二、三九五、長野縣の二、二九四人、島根縣の二、三七六、茨城縣の二、〇九〇人等それぐ多數である。次に之等商業に屬する出稼者の出稼先府縣を見れば東京府の二四、〇四一人最多數にして大阪府の一七、一三六人之に亞ぎ、福岡縣の五、一六八人、兵庫縣の五、一〇九人、京都府の五、〇七一人、北海道の三、一九〇人、長崎縣の三、一七一人、愛知縣の二、六九六、神奈川縣の二、六七三人、廣島縣の二、四一四人等其の主なるものである。

●農業

養蠶、茶摘製茶、刈藺、農耕、牧畜、其他農業に屬するもの、府縣外出稼者を見れば總數三三、四六二人（男子二一、七八一人、女子一〇、六八一人）にして内養蠶六、〇七五人（男子三、六六二人、女子二、四一三人）茶摘製茶二、〇三七人（男子七〇六人女子一、三三一人）刈藺二、〇四一人（男子二、〇二五人、女子一六人）、農耕一四、八三〇人（男子一〇、二七四人、女子四、五五六人）、牧畜四三〇人（男子三三九人、女子九一人）其他農業七、〇四九人（男子四、七七五人、女子二、二七四人）である。次に之

等出稼者の多數出る府縣を見れば養蠶に於ては香川縣の一、〇七八人、兵庫縣の八七五人、新潟縣の五七八人、長野縣の五三二人、群馬縣の三五八人等が其の主なるものにして、茶摘製茶に於ては奈良縣の四九六人、三重縣及大阪府の二四〇人、滋賀縣の二一七人、兵庫縣の二〇八人等が其の主なるものである。刈藺に於ては二、〇四一人中、二、〇〇九人を香川縣に於て占め他は徳島縣、宮城縣等に十數名見るのみである。農耕に於ては新潟縣の二、二五三人を最多數とし、岩手縣の一、二一七人、秋田縣の七七五人、青森縣の七四九人、香川縣の七〇七人、徳島縣の六六二人、石川縣の六〇六人等その主なるものにして、其の他農業に於ては新潟縣の七三一人、奈良縣の六〇四人、熊本縣の四五九人、香川縣の四二〇人等が其の主なるものである。更に之を出稼先府縣に就いて其の主なるものを挙げれば北海道の七、六四八人第一位にして岡山縣の三、一四〇人之に亞ぎ京都府の二、八七六人第三位を占め其他一、〇〇〇人以上を見る府縣を挙げれば東京、大阪、徳島、宮崎、長野、群馬の各府縣である。

●●●●●戸内使用人

戸内使用人にして府縣外出稼者は九一、六三五人（男子三七、一二〇人、女子五四、五一五人）其の最も多數出る府縣を挙げれば新潟縣の一〇、四六六人にして之に亞ぐは千葉縣の五、八二一人、滋賀縣の五、二二〇人、石川縣の五、一四八人、兵庫縣の四、八七五人、島根縣の三、六二三人、鹿児島縣の三、三五六人、香川縣の三、二三六人、和歌山縣の三、二三五人、埼玉縣の三、二三四人等その主なるものである。其の出稼先府縣に就い

て見れば東京府の二九、五五六人、第一位を占め大阪府の二〇、三九四人、第二位にして其他京都府の八、八七五人、兵庫縣の五、七一〇人、福岡縣の四、〇六七人、神奈川縣の二、五六五人、愛知縣の二、五五三人等が其の主なるものである。

●●● 雜業 仲仕、雜役夫、遊藝稼人、其他雜業に屬する者の出稼

狀況を見れば其の數九八、六四九人（男子六四、五三七人、女子三四、一二二人）にして、詳細に云へば仲仕八、一六七人（男子七、一七八人、女子九八八人）雜役夫二三、三四八人（男子一七、三〇四人、女子六、〇四四人）遊藝稼人三、八七八人（男子二、一一六人、女子一、七六二人）其他雜業六三、二五六人（男子三七、九三九人、女子二五、三一七人）である。而して之等出稼者の出する主なる府縣を舉ぐれば仲仕に於ては徳島縣の九三〇人、石川縣の六一六人、廣島縣の六〇二人、岡山縣の五一〇人等、雜役夫に於ては新潟縣の四、一九六人、島根縣の九五六人、岡山縣の九三八人、徳島縣の九二七人、大分縣の九一七人、秋田縣の八二七人、石川縣の八〇四人、鹿兒島縣の八〇〇人等、遊藝稼人に於ては愛知縣の八四四人、新潟縣の三七七人、岡山縣の二七六人等其他雜業に於ては新潟縣の七、九二四人、鹿兒島縣の六、六五二人、島根縣の三、八五七人、熊本縣の三、二四八人等がある。次に之等出稼者の多數赴く出稼先府縣を舉ぐれば東京府の二七、二四四人最も多く、大阪府の一七、九〇四人之に亞ぎ兵庫縣の八、四〇〇人、福岡縣五、六八〇人、北海道の四、七〇一人、京都府の四、五一一人、神奈川縣の三、四九七人等が其の主なるものである。

第三 賃 銀

昭和六年における諸職業賃銀の大勢を商工省調査十三都市の平均に就て見るに、賃銀指數は本年に入つて更に激落の歩調をとつてゐる。即ち、本年十二月の八四・〇を昨年一月の九八・三に比すれば二ヶ年間に一四・三の下落である。東京・大阪の地方的數字についても大體に同じ。その月別移動左の如し。

	昭和六年			昭和五年		
	十三都 市平均	東京	大阪	十三都 市平均	東京	大阪
一月	八七・九	九〇	九五	九八・三	一〇三	九八
二月	八七・七	九〇	九四	九七・五	一〇三	九八
三月	八七・三	九〇	九三	九七・二	一〇三	九八
四月	八六・四	九〇	九三	九六・七	一〇二	九八
五月	八六・二	九〇	九二	九六・六	一〇〇	一〇〇
六月	八五・七	八八	九二	九五・三	九八	九八
七月	八五・三	八七	九二	九三・六	九七	九六
八月	八五・四	八八	九〇	九三・七	九六	九六
九月	八四・八	八八	九〇	九三・四	九五	九六
十月	八四・三	八七	九〇	九二・七	九四	九六
十一月	八三・九	八七	九〇	九〇・六	九四	九五
十二月	八四・〇	八八	九〇	九〇・三	九三	九五

（大正十年乃至十二年の全三ヶ年平均賃銀を以つて一〇〇とす）

尚ほ諸職業別賃銀の詳細は第二篇第二章第三参照。

第三章 生計状態

第一物 價

商工省調卸賣物價統計に據れば、卸賣物價指數は本年度に入つて依然低落を辿つてゐる。殊に九、十、十一月と甚しく、年末に至つてわづかに反騰の氣味を示してゐる。之を前年度と月別比較を試みれば左の如し。

卸賣物價指數 (商工省調)

	昭和六年	昭和五年		昭和六年	昭和五年
一 月	六・八	七・三	七 月	五・三	六・〇
二 月	六・九	七・五	八 月	五・〇	六・九
三 月	六・三	七・〇	九 月	五・五	六・六
四 月	六・五	七・一	十 月	五・〇	六・五
五 月	五・九	七・二	十一 月	五・二	六・六
六 月	五・三	六・九	十二 月	五・二	六・三

(大正十年乃至十二年全三ヶ年平均價格を一〇〇とす)

尚ほ、日本銀行調査にもとづき重要商品の本年中における趨勢を見ても、大體右と同様の歩調が觀取される。前年の平均一八一に比し本年の一五三は甚しき低落と云へる。

		昭和六年										昭和五年															
		平均										平均															
		一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	平均	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	平均
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
		一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七
		米	砂糖	生絲	綿絲	洋鐵									米	砂糖	生絲	綿絲	洋鐵								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								
		一五	二四	九	一五	五									一五	二四	九	一五	五								

二月	一四〇	一六	八月	一四	一五
三月	一三	一三	九月	一四	一五
四月	一四〇	一三	十月	一三〇	一四
五月	一三	一五	十一月	一三〇	一四
六月	一四	一五	十二月	一三	一四〇

(大正三年を基準とす——日銀調)
 尙ほ物價に關する統計は第一部統計第十五表に收録。

第二家計

1 生計費

生計費に關する調査については既に前々年來本節で紹介し來つた内閣統計局調「家計調査報告」(大正十五年九月より翌昭和二年八月に至る滿一ケ年に亘る調査) 以外には新資料を缺くが、右については既に本年鑑前年版までにやゝ詳細の紹介記述を試みたので、茲には概要の統計を掲げるに止める。

總收入 (一世帶一ヶ月平均)

總收入額	勞働者		給料生活者	
	円	%	円	%
一、實收入(總額)	一八〇・五	一〇〇・〇	二三・四	一〇〇・〇
二、實收入以(總額)	一三〇・七	五・五	一三・七	五・八
三、實收入以(總額)	七・六	四・三	九・七	四・二
四、其の他	四・五	二・五	五・九	二・四

實收入内譯 (一世帶一ヶ月平均)

2、貯金引出	六・六〇	三・五	一四・六	六・九
3、無盡取金	一・八	一・五	〇・六	〇・三
4、保險金	〇・四	〇・七	〇・三	〇・五
5、貸金受入	一・四	〇・八	一・四	〇・七
6、質入	〇・一〇	〇・六	〇・三	〇・一
7、質債	三・三	一・七	二・八	一・三
8、掛買	一八・八	一〇・五	二〇・二	八・五
9、其の他	〇・五	〇・三	〇・六	〇・六

勞働者

給料生活者

實收入總額	勞働者		給料生活者	
	円	%	円	%
一、勤勞收入總額	一〇三・七	一〇〇・〇	一三・七	一〇〇・〇
1、世帶主收入	九三・九	九二・四	一二・六	八四・六
2、世帶主配偶者收入	三・五	三・四	三・七	二・四
3、家族收入	四・六	四・八	二・五	二・〇
二、勤勞外收入總額	九・五	八・六	二・一	一五・三
1、貸間收入	〇・六	〇・三	〇・四	〇・三
2、財産收入	一・九	一・八	五・三	三・八
3、受贈	五・九	五・八	一・八	八・六
4、其の他	〇・七	〇・六	三・五	二・五

總支出（一世帯一ヶ月平均）

總支出總額	勞働者		給料生活者	
	円	%	円	%
一、實支出（總額）	九二・六	五〇・六	二四・四	五二・四
二、實支出以外（總額）	八九・七	四九・四	一〇九・二〇	四六・六
1、繰越	四八・四	二五・七	五・四	二四・六
2、貯金	二・九	六・六	二・七	九・三
3、無盡掛金	三・三	二・〇	一・四	〇・六
4、保険料	二・三	一・三	三・五	一・四
5、貸金	一・五	〇・八	二・五	〇・八
6、質受金	〇・六	〇・九	〇・五	〇・三
7、負債返済	三・五	一・九	二・五	一・三
8、掛買拂	一九・九	一〇・三	二〇・六	八・六
9、その他	一・三	〇・七	〇・九	〇・三
實支出内譯（一世帯一ヶ月平均）				
實支出總額	勞働者		給料生活者	
	円	%	円	%
一、飲食物費	九・六	一〇・〇	二四・四	一〇・〇
二、住居費	三・三	三・六	四・六	三・六
三、被服費	二・四	一・七	三・八	一・七
四、光熱費	二・七	二・九	一・七	一・三
五、保險衛生費	四・七	四・六	五・六	四・五
	五・四	六・五	七・六	六・六

六、育兒費	一・五	一・七	一・六	一・三〇
七、教育費	一・〇	一・〇	二・六	一・九〇
八、交通費	一・三	一・四	二・九	一・七
九、通信運搬費	〇・三	〇・三	〇・五	〇・四
十、文房具費	〇・三	〇・三	〇・五	〇・二〇
十一、負擔費	〇・五	〇・六	一・四	一・三
十二、交際費	六・四	七・七	一〇・元	八・六
十三、修養娛樂費	三・六	三・五	六・三	四・五
十四、旅行遊山費	〇・九	〇・九	一・四	一・五
十五、傭入費	〇・二	〇・三	〇・四	〇・七
十六、其の他	二・六	三・四	三・五	二・六
十七、記入不備	〇・七	〇・八	〇・六	〇・五

2 貯蓄及び金融

郵便貯金 郵便貯金の大部分は小額收入者、即ち中小農家、小商工業者、官公吏その他のサラリーマン、労働者等の一時的な餘裕、乃至はその將來のためにする極めて小額のやゝ長期的な積立であると思得るのであるが、その預入金額並に年末現在高は昭和二年の金融恐慌以來毎年激増しつつある。昭和六年度におけるその増加も著しく、年末現在高は預金額に於いて二億七千二百萬圓、預入人員に於いて約五十萬人の増加を示してゐる。一人平均預金額もまた同様に増加してゐる。

る。

預入		拂戻		年末現在	
新規人員		全拂人員		人員	
口數	金額	口數	金額	人員	金額
一二、一六九、六五四	一、八三〇、三九、九〇五	三八、一九四、一六四	一、五四八、一六七、四二〇	三八、六三八、四五三	二、六〇九、六七八、二九七
四、四四三、七五一	三、〇〇〇、二九一	七九、二九〇、七四〇	四九五、〇四二	二七三、一六三、四九五	六、三六二
(減)五三、四七三	六五、〇六三、三〇四	(減)二八、九六六			
一二三、四九六					
四、九三六、七九三					
昭和六年					
前年に比し増(減)					

預入金額及び人員(昭和五年度末)を職業別に見れば次の如くである。一人當預金額は依然各職業を通じて増加を示してゐる(昭和五年度貯金局年報に據る)。

職業	人員(百に對する割合)	金額(百に對する割合)	一人當預金額	同上(昭和四年)
農業	三五・二八	三・五七	六〇・三三	五三・五三
商業	一〇・四七	一四・七六	九二・四九	八二・三三
工業	四・四二	五・四八	七三・九二	六五・四〇
雜業者、被傭職工及一般使役人	三・三六	五・五四	一〇六・八三	九四・九三
官吏軍人	七・五二	六・二五	五二・九五	四八・一七
學校生徒	七・五三	九・〇三	七六・七六	六九・九二
學徒	一八・三七	六・九四	二四・六一	二二・八〇

第一部第一篇 勞働狀態一般

職業	金額	人員	一組合平均	一人平均
漁獵業及船夫	一・六六	二・三〇	九〇・八九	八〇・七四
無職業	三・六八	四・八六	八・五三	七・六二
社寺其他團體	〇・八三	三・二五〇	二六・一七五	三三・四四
職業未詳	六・六〇	八・九七	八・三六	六・四九
計	一〇・〇〇	一〇・〇〇	五・三七	五・九五

産業組合貯金 産業組合中央會調(「産業組合概況」第二十八次)による組合員の貯金額は從來累年増加の傾向にあるが、昭和五年度はその總額も一組合員當りも多少の減少を示してゐる。

昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
七二、八七、五五	八〇、四二、三九	一〇二、八三、五三	一、〇八、六六、六二	一、〇三、八六、二四
三、九七、八〇六	四、一五、四〇四	四、四〇、五三三	四、五二、七六四	四、八四、〇九二
六、〇三	七、八六	八、四二五	九、五五	九、四二
二二	二五	二六	二五	二六

貯蓄銀行預金 貯蓄銀行預金總額は、大正十一年以來累年増加してゐるが、昭和五年度末現在においても依然同じ傾向を辿つてゐる。(銀行局年報に據る)

昭和五年度末現在	昭和四年度末現在
四八、八六	四四、九一
二七、五三	二四、九七

定期積金	六九、九七	六〇、七三
定期預金	九四、二五〇	九五、三〇
當座預金	一五〇	二六
合計	一、四八、八四	一、五二、九八

無盡 昭和四年末現在における全国無盡業者並にその資本額を會社別に見れば左の如くである。(大蔵省、昭和六年調「金融参考書」による)

種類別	本店數	支店數	公稱資本金	拂込一營業者平均資本金	公稱資本金
株式會社	三六	一	三三、三八、七五〇	一五、四〇、四八	一四七、〇三九
合資會社	元	一	八七、五〇〇	四九、一五	四、一三三
合名會社	二	一	七〇、〇〇〇	五、五〇〇	三五、〇〇〇
個人	三	一	二六、〇〇〇	三六、〇〇〇	一六、六五
合計	二六	一	一四、七三、二五〇	一六、一八、〇八三	一三三、二〇一

尙ほ無盡口數並に給付金高を見るに次の如くである。

年次	組數	口數	給付金契約高(單位千圓)	給付金高	給付未濟高	計
昭和元年	四、五九	一、二五、二四	三三、六六	四三、〇六	七五、七五	
二年	七、二九	一、三二、五一	三八、一五	四七、三三	八五、五八	
三年	四〇、九七	一、四七、七八	四四、八二	五五、七八	九七、〇六〇	
四年	四三、五九	一、五九、五〇	四七、〇七	六三、七三	一〇八、八五	

公益質屋 昭和六年四月末日現在に於ける全國公益質屋の

狀況を示せば左の如くである。昨年五月末に比し、經營主體において五九の増加、業務所數において六五の増加、貸付金額は一、〇二九、八一九圓の増加を示してゐる。

經營主體	數	業務所數	貸付資金
市	四	八	二、九八、五三
町	五	六	一、四二、六〇
村	七	五	八四、九六
公益法人	三	三	四三、二〇〇
計	二六	二六	五、六三、二九

第二篇 工・鑛・交通労働者狀態

第一章 概況

第一 労働者數

昭和六年十二月末現在における工場・鑛山・交通・労働者數は左の如くである。(社會局調)

	男	女	計
工場労働者	一、〇五、二五	九六、三六	二、〇一、六一
鑛山労働者	一七、三六	二四、四七	四一、八三
運輸交通通信労働者	四四、九七	五、六六	五〇、六三

1 工場労働者

昭和六年六月末現在の工場労働者数は社會局調によれば二、〇三二、三三三人にしてこれを前年同月末の二、〇九〇、六一六人に比較すれば五八、二六三人の減少を示してゐる。同じく十二月末現在について見れば、四九、五八三人の減少を示してゐる。尚ほ日銀調労働人員指數（主として工場労働者）について見るも、昭和六年は前年の平均八二・〇から七四・四に低下してをり、月別に見れば一月の七四・九から十二月の七三・一に累月下落してゐる。工場労働者減少の傾向は尙ほ依然として顯著である。

右社會局調昭和六年六月末工場労働者の總數を官公營と私營とに分ち、更に私營を工場法適用工場と非適用工場とに分類すれば次の如し。

官 公 營	一七、二〇四	
工場法適用	一、五五、二四	八〇・五%
私營 非適用	三八〇、二五	一九・五%
計	一、九〇五、二四	一〇〇・〇%

右工場労働者を地方別にその大なる順序に見れば次の如くである。（昭和五年末現在の分は第一部統計表第一表参照）

東京府	二四、八〇人	工場労働者總數を百とする割合
	三・五%	

大阪府	二五、五九	二・四
愛知縣	一七、〇三四	八・四
兵庫縣	一三、二〇九	六・八
長野縣	一〇、七九〇	五・一
業態別工場及び職工數 「工場統計表」(商工省調)に據つて		
昭和五年末現在の状況をみるに次の如くである。		

	工場數	%	職工數	%
紡績工業	二〇、三六	三・六	九〇三、三九	五三・七
金屬工業	四、〇〇四	六・四	八四、二三	五・〇
機械器具工業	五、六〇四	九・〇	一六、三八	一〇・〇
窯業	三、二〇五	五・二	六〇、七四	三・六
化學工業	三、三三	五・四	二八、二六〇	七・〇
製材及木製品工業	四、九六	八・〇	七、八〇	三・四
印刷及製本業	二、七九	四・四	五、四七	三・二
食料品工業	三、三〇九	一九・八	一三、二六〇	八・二
瓦斯及電氣業	四、六	〇・七	七、九二	〇・五
其の他の工業	五、二六	八・五	九一、二六	五・四
計	三、三三四	一〇〇・〇	一、六三、五三	一〇〇・〇

2 鑛山労働者

昭和六年六月末現在に於ける鑛山労働者の總數は二〇一、九二六人(社會局調)にして前年同月末の二四八、二〇一人に比すれば四六、二七五人の減少で正に一八・六%の低下に當

る。この減少は注目しに値する。
地方別に見て多数の労働者を有する順序に見れば左の如くである。

鑛山労働者数		全国鑛山労働者總數に對する割合	
昭和六年	同 五年	昭和六年	同 五年
福岡縣	六、五七	九三、八三	三六、九
北海道	三、八七	二九、六六	二、三
長崎縣	一七、〇七	二、六九	八、四
山口縣	二、二五	三、三五	五、六
福島縣	二、〇六	一五、七八	五、五
佐賀縣	八、〇六	三、九二	四、〇

(昭和六年末現在數については第一部統計第一表参照)

鑛山種別鑛夫數 昭和五年六月末現在における數及び比率は次の如し。(鑛山局調)

	鑛夫數	百分率	
		昭和五年度	昭和四年度
金 屬 山	四、〇五	一七、四	一六、七
石 炭 山	二四、五六	九、三	七、七
石 油 山	四、九三	一、九	二、〇
其の他の非金屬山	三、九五	一、五	一、五
計	二八、四九	一〇〇、〇	一〇〇、〇

3 交通労働者

交通労働者總數 昭和六年六月末現在における運輸交通々信労働者の總數は社會局調によれば五三一、七九三人であり、前年同月末に比し一八、三二四を増加してゐる。交通労働者の數は工業及び鑛山における労働者とは反對に最近において増加の傾向を辿つてゐる。
種類別交通労働者數 これに關する新しい總括的統計を缺く。前年度本年鑑には第一回國勢調査(大正九年)の結果を掲載したが、その後殊に顯著なる發達をとげた交通業における狀況としては餘りに古きに失するのでここには省略する。

第二 體 性 別

1 工場労働者

總數の體性別 工場労働者の男女別數並にその百分率の昭和六年六月末現在の狀況は次の如し。(社會局調より計算)

	男 女		計
	男	女	
官 營	九三、〇六	二三、六四	二六、六六
公 營	八、七二	一、七七	一〇、四八

労働者百人
中女の占む
る割合

業態別	計	職工數		職工百人中女子
		男	女	
民 工場法適用	六四、四八	八四、六六	一、五五、二四	五・三
營 非適用	二五、〇九	三三、二六	三八〇、二五	三・九
計	九三、四七	九六、七三	一、九〇、四九	五〇・六
合 計	一、〇二、二七〇	九一、〇八三	二、〇三、三三三	四七・七

業態別に依る體性別數 昭和五年末現在における狀況は左の如し。(商工省「工場統計表」より計算)

	職工數		職工百人中女子
	男	女	
紡織工業	一六三、〇五六	七四〇、三三三	八三・〇
金屬工業	七七、五九三	六、五二九	七・八
機械器具工業	一五七、六二八	一〇、七三〇	六・四
窯業	四九、八六七	一〇、八六七	一七・九
化學工業	七九、一四〇	三九、二三〇	三三・一
製材及木製品工業	五三、〇三九	四、七八一	八・三
印刷及製本業	四七、三五七	六、一二一	一一・四
食料品工業	一二七、九八八	二〇、三九二	一四・七
瓦斯及電氣業	七、九〇六	八五	一・二
其の他の工業	四三、七八	四八、四三三	五三・一
計	七九六、二八二	八八七、二八一	五三・一

2 鑛山労働者

昭和六年十二月末現在鑛山労働者は社會局調に據れば男子一七一、二六四人、女子二四、二四七人で前年末に比し殊に女

第一部第二篇 工・鑛・交通労働者状態

子の減少率は著しい。いま鑛山局調に據り昭和五年六月末現在における各種鑛山別男女數を見れば次の如し。

鑛山別男女數

【坑内鑛夫】

	計	鑛夫數		百人中女子
		男	女	
金 屬 山	二〇、三九	三・七	一・八	
石 炭 山	一三、七三	二四、〇二	一五・八	
其の他非金屬山	一、七五	九一	四・九	
計	一四、八七	二四、四七〇	一四・〇	

【坑外鑛夫】(精鍊、精製を除く)

金 屬 山	一三、七四	三、五三	一七・三
石 炭 山	三八、四三	一四、四三八	二七・四
石 油 山	三、八七四	一七四	四・三
其の他非金屬山	一、二八五	二五	一四・三
計	五七、二九六	一八、三五〇	二四・三

【精鍊(或は精製)鑛夫】

金	屬	山	六、三五	六三七	八・九
石	油	山	八六	九	一〇・七
其の他非金屬山			四二	八七	一五・〇
計			七、七三	八三	九・五

總計	二四、八六	四、六三	一六・九
精鍊精製を含む			
坑外鑛夫計	四、九九	一、二五	三・八

%)である。

成年者の年齢を五歳毎に區分して觀察するに、二〇—二四歳級の者は二八七、〇〇二人を算し、各年齢級中の最多數であつて總數の二一%を占めてゐるが、次の二五—二九歳級は一二四、七〇二人即ち總數の一三%となり、三〇—三四歳級に至つては更に總數の九%に低下し、三五—三九歳級は七%、四〇—四四歳級は五%、四五—四九歳級は三%の如く爾後年齢級の上昇に従つて労働者數を漸減し、五〇歳以上は通じて三%に過ぎない。

之を男女別に見ると、男總數六二八、四九七人中成年労働者五三三、二九四人即ち八五%であつて、未成年労働者は九五、二〇三人即ち一五%に過ぎないけれども、女にあつては之を全く趣を異にし、總數七五二、三五三人中成年労働者は三〇四、九九三人即ち四一%に過ぎないが、未成年労働者は四四七、三六〇人即ち五九%の多數に達してゐる。従つて成年者に在つては女一〇〇に付男一七五人を示すに對し、未成年階級に於ては女一〇〇に付男僅かに二人に過ぎない。

幼年工數 幼年工に關する詳細は第五篇第三章中に一括記述せり、右參照を乞ふ。

2 鑛山労働者

年齢階級別鑛山労働者數 昭和五年六月末現在における鑛夫總數を年齢別に見れば左の如し。(鑛山局調より計算)前年に

比し各階級とも減少してゐるが、相互間の比率には大差がない。(前年度本年鑑參照)

	實數	比率
十六歳未満	三、二〇三	一・三
十六歳以上五十歳未満	二四、八〇二	九・六
五十歳以上	一三、五五五	五・二
計	三六、四九六	一〇〇・〇

男女別年齢階級別數 同じく鑛山局調の數に基づきその比率を算出すれば次の如し。

男女別百分率		各年齢級に於ける鑛夫百人中女子	
男	女	計	
十六歳未満	一・〇	二・〇	一・三
十六—五十歳	九三・四	九四・二	九三・六
五十歳以上	五・六	三・八	五・二
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

更に之を坑内外別に見れば、

男女各別百分率		各年齢級に於ける鑛夫百人中女子	
男	女	計	
坑内			
十六歳未満	〇・七	一・二	〇・八
十六—五十歳	九四・七	九六・六	九四・九
五十歳以上	四・六	二・三	四・三
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
夫			
十六歳未満			二〇・四
十六—五十歳			一四・六
五十歳以上			七・五
計			一

坑外鑛夫			製鍊坑夫		
十六歳未満	一九	三・三	十六歳未満	〇・七	〇・一
十六―五十歳	九〇・三	九二・二	十六―五十歳	九三・〇	九三・〇
五十歳以上	七・八	五・五	五十歳以上	七・三	六・九
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	計	一〇〇・〇	一〇〇・〇
男女各別百分率			各年齢級に於ける鑛夫百人中女子		
男	男女各別百分率	計	男	男女各別百分率	計
女	男女各別百分率	計	女	男女各別百分率	計
計	男女各別百分率	計	計	男女各別百分率	計
男	男女各別百分率	計	男	男女各別百分率	計
女	男女各別百分率	計	女	男女各別百分率	計
計	男女各別百分率	計	計	男女各別百分率	計

第四 教育程度

1 工場労働者

昭和二年實施第二回労働統計實施調査に據る工場労働者の教育程度の概況左の如し。

工場労働者一、三七八、八六六人（調査工場労働者一、三八一、九三一人中教育程度不詳の者三、〇六五人を除く）中義務教育修了程度の者八〇一、七四二人（労働者總數の五八％）、高等小學修學程度以上の者三七二、四八一人（二七％）であつて、義務教育未修了の者二〇四、六四三人（一五％）である。高等小學修學程度以上の者中最も多數を占むるは高等小學卒業程度の二二・七、五九四人（總數の一七％）であつて、高等小學中途退學程度の七二、八九四

人（五％）、中等學校中途退學程度の二四、四一五人（二％）之に亞ぐ。其の他特に教育程度の高き者を舉ぐれば中等學校卒業程度の者一八、〇九二人、專門學校以上の教育程度の者一、二九五二人である。又義務教育未修了者中不就學は六三、九二七人（總數の五％）で尋常小學中途退學程度は一四〇、七一六人（一〇％）である。

男女別に之を見るに、男労働者六二七、三三〇人中義務教育修了程度以上の者は八八％に達し、高等小學修學程度以上の者その過半を占めてゐるが、之に對して女は總數七五一、五三六人中義務教育修了程度以上のものは八三％であつて、その大部分は尋常小學卒業程度の者である。次に、

産業別に労働者の教育程度を見るに、何れの産業に於ても義務教育修了程度以上の者七〇％以上を占めてゐるが、特にその割合の大なるは製版印刷製本業の九七％であつて、瓦斯電氣及天然力利用に關する業並に機械器具製造業の各九〇％以上之に亞ぎ、以下被服身の廻り品製造業、金屬工業、學藝娛樂裝飾品製造業、織維工業、土木建築業、飲食料品嗜好品製造業、紙工業、化學工業及皮革骨角甲羽毛品類製造業は何れも八〇％以上を占め、最低は窯業の七二％木竹に關する製造業の七六％である。各種産業中労働者の教育程度の比較的高しと認めらるべき瓦斯電氣及天然力利用に關する業、機械器具製造業、金屬工業及製版印刷製本業に在ては高等小學修學程度以上の者労働者の約半數内外を數へ、殊に機械器具製造業にありては中等學校修學程度以上の者一九、九三〇を算し機械器具製造業労働者總數の一〇％を占めてゐる。其の他の諸工業に在ては義務教育修了程度以上の者の中尋常小學卒業

前回の調査と對比するに、義務教育修了程度の者前回五六%に對し、今次の結果は五八%、高等小學修學程度以上の者前回二三%に對し二七%であつて、夫々増加を示してゐる。之に反して不就學は前回の六%に對して今回は五%、尋常小學校中途退學程度の者は前回の一五%に對して今回は一〇%と夫々減少を示してゐる。

第二回勞働統計實地調査（昭和二年）の報告によつて鑛山勞働者の教育程度を見れば左の如し。

第一部第二篇 工・鑛・交通労働者状態

男女別に之を見るに、男勞働者二一五、四八四人中義務教育修了程度以上の者は六六％に達し、尋常小學卒業程度の者其の過半を占めてゐるが、之に對して女は總數六一、五八六人中義務教育修了程度以上の者は三八％であつて、其の大部分は尋常小學卒業程度の者である。

第二章 勞働生活

近年における鑛山労働者移動の趨勢を見るに解雇が常に雇入れを超過してゐるが、本年度においてもこの傾向は著しく、解雇は累月雇入れを超過してゐる。その超過數の累計は四三、

○六一人であり、現に前年において約五萬の開きを示した後として、注目すべき現象である。月平均の超過數は二、七五五人、鑛夫月末現在數の月平均は前年のそれに比して更に四二、六〇九人を減じてゐる。

昭和六年	解雇	雇入	月末現在
一月	七、七四九 _人	六、〇三七 _人	二二三、三九五 _人
二月	八、五九六	五、一七三	二〇九、九三三
三月	一三、一八〇	六、三〇〇	二〇三、二三四
四月	一〇、四三六	六、六九元	一九九、四四六
五月	九、九四〇	五、五〇九	一九五、三二八
六月	八、五三一	四、八五六	一九一、六八三
七月	八、八三四	六、〇二二	一八八、〇二七
八月	六、九四三	四、五〇〇	一八四、三七八
九月	七、六二一	六、四五一	一八四、五七五
十月	七、四八五	六、七二五	一八三、七三一
十一月	六、五二七	六、一六三	一八三、二八一
十二月	八、二〇四	五、六〇九	一八〇、四三七
累計	一〇三、〇二五	六九、九五四	—
月平均	八、五八五	五、八三〇	一九三、二六

●●●●●●●●●●
解雇者の歸趨　鑛山勞働における解雇者の歸趨を見るに、最も目立つ現象は未就業者が率において著しく増大せる點である。その他いづれの動きを見るも鑛山勞働者の失業の加重を示してゐる。即ち左表の如し。

	昭和六年	昭和五年	昭和六年	昭和五年	百分率
同種鑛山に轉職	三六、三四	五九、〇六	三五・三	三六・三	
他種鑛山に轉職	五元	七四六	〇・五	〇・五	
歸農	一九、〇五	三、一八七	一八・六	一九・八	
其の他	一〇、二七〇	一七、〇三四	一〇・〇	一〇・四	
未就職者	一五、二五四	一五、〇七八	一四・九	九・二	
不詳	二一、一九	三八、八〇四	二〇・七	二三・八	
計	一二、四八	一六三、九〇八	一〇〇・〇	一〇〇・〇	

第二 失業狀況

失業狀況の一般についてはこれを第一篇第一章において述べ、また解雇者及び解雇者歸趨の大勢については前節の「勞働移動」において之を述べた。尙ほ又、第二回國勢調査の結果については前年度年鑑の本節でやゝ詳記したので茲に繰返へさないこととする。由來、失業の趨勢は之を數字的に適確に把握することが困難であり、殊に官廳の調査報告の確否に至つては大いに議論のあるところであるが、然し社會局の「推

定」が前年末の三十六萬二千から本年末の四十七萬に増加せるを見て、失業増大の事實が依然として進行しつつあることは之を覺り得よう。左表は、日本銀行調査による勞働人員指數の主要業態別消長であるが、各業態いづれも本年中の減員甚しい中にも、機械製造業、金屬品製造業等特に注目すべきものがある。

勞働人員各業態別指數 (日銀調)

昭和四年 平均	勞働人員總指數				
	紡績業	機械製造業	金屬品製造業	印刷業	製本業
昭和四年平均	九・二	八・三	一一・八	一〇・五	一〇・五
五年平均	八・〇	九・七	一〇・二	九・一	九・一
六年平均	七・四	九・五	九・三	九・三	九・三
六年一月	七・九	九・七	九・三	九・五	九・五
二月	七・六	九・〇	九・四	九・五	九・五
三月	七・六	九・三	九・五	九・四	九・四
四月	七・三	九・一	九・二	九・四	九・四
五月	七・〇	九・八	九・六	九・〇	九・〇
六月	七・三	九・五	九・五	九・二	九・二
七月	七・五	九・〇	九・九	九・〇	九・〇
八月	七・四	九・一	九・八	九・六	九・六
九月	七・八	九・〇	九・六	九・〇	九・〇
十月	七・二	九・五	九・三	九・二	九・二
十一月	七・七	九・八	九・四	九・三	九・三

十二月 七・一 三・五 九・八 八・五 九・三
失業の主たる原因が不況の深刻化にあることは論を俟たないとは云へ、その適確詳細の事情についてもこれを大觀する資料に乏しい。いま部分的なものであるが、一參考資料として東京府の調査（「失業者の實狀に關する調査」昭和六年十二月、東京府社會課發行）によつて之を窺はう。尙ほ同調査により失業の期間に關する事情をも見れば左の如し。

本調査は昭和六年三月中に於ける東京府下二十九個所の職業紹介所へ登録を爲した失業求職男子二〇、一二三人について調査せるものである。（尙ほ女子についても同調査中別に一章を設けて記述されてゐる。）

失業の原因について見るに、左表が示す通り、社會的事情、家庭的事情、個人的事情、その他の理由が秘められてゐる。即ち、自己の都合に依り職を止めた者は總數の一一％六四を占め、不景氣、勤務先の閉鎖廢業解散等の理由で職を離れた者は總數の二四％四七であり、家庭的事情の爲め失業した者二％七九、學校卒業者で未だ職に就かざる者、即ち未就職者、及び其他が六％一三を占めてゐる狀態で、失業者の失業理由は主として、社會的事情に原因された者が多いのである。（尙ほ本表につき留意すべきことは「不明」の數が過半に達してゐること、従つて各事情の總數に對する割合數はこの點を充分考慮する必要があらう。）

1、社會的事情
休業 三人 〇・一五％

不景氣	九五	四・八
勤務先の閉鎖廢業解散	一、〇七三	五・三
雇主の破産	五九	二・九
事業不振	五五	二・六
事業不縮少	七六	〇・五
給料不拂	一七二	〇・五
人員整理の結果解雇	五六四	二・八〇
爭議の爲め	六	〇・〇三
仕事終了	一〇五	〇・五
仕事なし	五八	二・七
臨時雇	一五三	〇・五
雇主の都合	二七	〇・六
計	四、九二	二四・四
2、家庭的事情		
家事の都合	五三	二・九
3、個人的事情		
自己の都合	六八	三・三
上京の爲め	三四〇	一・九
修學の爲め	九	〇・〇
歸國の爲め	一五	〇・七
病氣の爲め	八四	四・四
失敗の爲め	六	〇・三
仕事不適當	六	〇・三

第一部第二篇 工・礦・交通労働者状態

雇主との意見の相違	五	〇・六
轉居	三	〇・八
災難	三	〇・六
計	二、四	二・六
4、其他		
兵役關係	三七	一・五
満期	七	〇・七
目下勤務中	一	〇・〇二
未就職	八五	四・三
計	一、三三	六・三
不明	二、〇〇	四・六
合計	三、三三	一〇・八

次に失業の期間は左表に示す通りであるが、その大多數は短期間失業者である。之は主として失業者の在京期間が短期間に多いのに影響されたもので、求職のため上京した者が多いのと、最近に至り財界の不況が深刻化し事業の廢止が増加した爲め、斯る現象を呈したものであらう。之を數字的に觀ると、一ヶ月未滿の者が絶對多數で二、四二二名總數の二一・九九を占め、次位が二ヶ月未滿の九二八名、四・六一、三位が五ヶ月未滿で八六五名、四・三〇、四位が三ヶ月未滿七三五名、三・六五の順位を示し、最高は三年三ヶ月である。そして長期に亘る失業者は病氣、或は個人的關係者に多く、又は職業の特殊的技能を有する者に多い。

失業期間	人員數	百分比
一ヶ月未滿	二、四二二	二一・九

二ヶ月未満	九六	四・五
三ヶ月未満	七五	三・五
五ヶ月未満	八五	四・三
八ヶ月未満	六六	三・六
一〇ヶ月未満	三四	一・五
一ヶ年未満	四六	二・六
一ヶ年半未満	三七	一・六
二ヶ年未満	二六	一・六
三ヶ年未満	二三	一・五
三ヶ年以上	三三	一・二
不明	三、五六	三・四
合計	二〇、二三	一〇〇・八

工場並に鑛山における個々の解雇事實についても正確な調査を期し難い。以下においては、被解雇者の比較的多き事例を拾ひ上げて列記したが、これとても單に趨勢鳥瞰の便に供するのみで、たと参考の程度に止まる。

【二月】 ▲名古屋市、日本陶器株式会社（事業不振）約二三〇
▲大阪市、南海電車株式会社（業務刷新、経費節約）二四五 ▲
東京府、武蔵野鐵道株式会社（業務不振）約一〇〇 ▲富山縣滑
川、北陸電氣化學會社工場（事業不振）約六〇 ▲富山縣、日本
鋼管會社電氣製鐵所（事業不振）約二〇〇 ▲大分縣、九州電氣
工業會社日出工場（事業不振）約五〇 ▲大阪市、阪和電鐵株式
會社（工事完成）約三〇 ▲大分縣、山十大分製糸工場（事業不

振—工場閉鎖）約四五〇 ▲朝鮮、日本製鋼平南价川鑛山（事業不振）約一〇〇 ▲川崎市、東京電氣株式會社（事業合理化）一〇五 ▲長崎縣、三菱長崎造船所（業界不振—社員整理）一八七
▲兵庫縣、三菱神戸造船所（業界不振—社員整理）約六〇 ▲神奈川縣、横濱ドック（事業不振）五三八 ▲長野縣、伊那電氣鐵道株式會社（人員整理—職制改廢）四八 ▲福岡縣、三井三池鑛業所（一部採炭事業中止）約五〇 ▲長崎縣、三菱長崎造船所（浦鍛冶工場閉鎖）三〇

【二月】 ▲岡山縣勝田郡南和氣村、棚原鑛山（事業合理化）約二〇〇 ▲横濱市、淺野造船所（事業不振）二六〇 ▲宮崎縣、兒湯郡新田村、昭和蠶業會社（財界不況、小作爭議）三〇 ▲大阪市、關西鑄鐵株式會社（事業不振）四六 ▲神戸市、神有電鐵株式會社（職制改革）約六〇 ▲神戸市、東出鐵工所（事業不振）三〇 ▲岩手縣、釜石鑛山（事業不振）三二二 ▲兵庫縣、日本鐵線鋼索株式會社（事業不振）約三〇 ▲大分縣東臼杵郡、淺野セメント製材所（セメント樽不用、管理人死亡）約五〇 ▲佐賀縣、杵島炭坑（事業不振）約二五〇 ▲茨城縣、秋山炭坑（事業不振）約一〇〇 ▲山口縣都濃郡、日立製作所笠戸工場（財界不況—注文激減）一四二 ▲兵庫縣尼崎市、日本電線製造會社（老朽病弱者整理）約八五 ▲横濱市、神奈川コークス會社（東京ガスと合併）約一九〇 ▲埼玉縣、日本煉瓦會社（事業不振—工場閉鎖）約一二〇 ▲茨城縣、東部電力水戸支社（組織變更）約三〇 ▲埼玉縣、鐵道省大宮工場（老朽病弱者整理）四六
【三月】 ▲靜岡縣、伊豆蓮臺寺鑛山（事業不振）九七 ▲北海道

岩内郡、國富鑛山精煉所（煙害問題のため事業休止）約一〇〇
▲東京府、南部銃製作工場（經營上減員）四三 ▲東京府、青梅電氣株式會社（營業不振）約三〇 ▲名古屋市、日本陶器株式會社（事業不振）約一五〇 ▲津山市、昭美織工場（事業不振）約八〇 ▲佐賀縣東松浦郡、三菱相知炭坑（高齢者、深夜業廢止のための女子）約二三〇 ▲佐賀縣松浦郡、岩屋炭坑（財界不況第二坑廢止）約一二〇〇 ▲福岡縣、第四、第七兩炭坑（事業不振）五八九 ▲福岡縣、大辻炭坑（事業不振）四四一 ▲東京府、芝浦製作所鶴見工場（事業不振）約一〇〇 ▲東京市土木局、水道局（市豫算削減のため）七五〇

【四月】 ▲福岡縣、住友忠隈炭坑（婦人入坑禁止と送炭制限擴大）約二〇〇 ▲秋田縣仙北郡、三菱荒川鑛山（事業不振）一八五 ▲長崎市、三井物產長崎支店（郵船三池石炭積込）約一五〇 ▲福岡縣、三井田川鑛業所（送炭制限擴張）約二三〇 ▲大阪市、阪和電氣鐵道會社（合理化）約七〇 ▲横須賀工廠（ロンドン條約に伴ふ海軍職工整理）一、八四〇 ▲吳工廠（同前）三、七三五 ▲佐世保工廠（同前）一、三七五 ▲廣工廠（同前）一九五 ▲舞鶴工作部（同前）六四五 ▲大湊、鎮海、馬公各工作部（同前）一三〇 ▲海軍火藥廠（同前）一一五 ▲海軍技術研究所その他（同前）一六五 ▲德山市、德山海軍燃料廠（福岡縣新原採炭部、朝鮮平壤鑛業部を含む）（軍需品大減削）約一、〇〇〇 ▲福岡縣、粕屋海軍炭坑（海軍省事業縮少）約八〇〇 ▲八幡製鐵所洞岡工場（事業不振）約二五〇
【五月】 ▲福岡縣、三井宮ノ原炭坑（事業不振）七五五 ▲横濱

市、横濱ドック（不況）約五〇〇 ▲長崎市、長崎三菱兵器製作所（事業不振）約三六〇 ▲長崎市、長崎三菱電機製作所（事業不振）約一三〇 ▲福島縣、磐城炭坑（事業不振）約一五〇 ▲神戸市、寶ゴム工業所（無期休業）約五〇 ▲福岡縣、三井宮浦炭坑（事業不振）約八〇 ▲茨城縣、日立製作所（財界不況）約五〇〇 ▲廣島市、廣島鐵工所（財界不況のため閉鎖）約七五
【六月】 ▲東京市、日本電氣株式會社（事業不振）一二八 ▲福岡縣、三井三池鑛業所萬田坑（冗員整理）約三〇 ▲神戸市、川崎造船所（海軍軍縮並に一般不況）二、九八〇 ▲岡山縣、三菱吉岡鑛山（銅價下落、鑛脈薄弱のため廢坑）約六〇 ▲神戸市、三菱電機神戸製作所（事業不振）二九八 ▲門司鐵道局（鐵道省赤字補填）約三〇〇

【七月】 ▲長崎縣、住友吉井炭坑（上層炭掘り盡し廢坑）三〇一 ▲門司市、大正鐵工所（事業不振工場閉鎖）四五 ▲茨城縣、上田炭坑（苗代鑛毒被害のため坑内排水中止）四二 ▲福岡縣、古河經營目尾坑（坑内浸水）約六〇〇

【八月】 ▲大阪市住吉區、藤永田造船所（注文激減）一一八 ▲福岡縣、九軌會社（社員整理）四三 ▲栃木縣、足尾鑛業所（冗員整理）約八〇 ▲福岡縣直方市、三笠炭坑（不況）一〇七 ▲秋田縣大湯町、不老倉鑛山（業務不振のため休山）約八〇 ▲東京市電氣局（停年制度實施）約二六〇

【九月】 ▲福島縣四倉町、磐城セメント四倉工場（不況生産制限）約二五〇 ▲島根縣、笹ヶ谷銅山（業績不振）約三〇 ▲奈良縣宇智郡、紀川製紙北宇智工場（經營難休業）三二 ▲大阪市、久保

十一月	九四・二	八九・七	九五・二	八六・五
十二月	九三・七	八九・五	九五・六	八六・一

内閣統計局調月別職工賃銀指數

昭和二年	一〇〇	昭和六年五月	九四
昭和三年	一〇四	昭和六年六月	九五
昭和四年	一〇六	昭和六年七月	九三
昭和五年	一〇三	昭和六年八月	九三
昭和五年十二月	九七	昭和六年九月	九三
昭和六年一月	九七	昭和六年十月	九三
同 二月	九六	昭和六年十一月	九三
同 三月	一〇五	昭和六年十二月	九五
同 四月	九七		

業態別賃銀指數 商工省調査により産業部門別に見れば次の如し。(大正十年乃至十二年平均賃銀を以て一〇〇とす)

昭和六年	繊維工業	金属及機械器具工業	窯業	化学工業	飲食物品工業	印刷製本業
一月	八六・六	八八・八	八六・二	九三・二	九七・七	九八・五
二月	八六・九	八八・二	八六・六	九三・一	九八・三	九八・五
三月	八六・一	八八・〇	八四・二	九三・七	九八・〇	九八・〇
四月	八四・九	八六・六	八三・二	九三・一	九八・三	九八・五
五月	八三・九	八七・四	八三・六	九三・九	九七・五	九七・五
六月	八三・九	八七・〇	八三・六	九三・一	九七・五	九七・〇
七月	八三・七	八六・四	八三・二	九三・九	九六・八	九六・〇

第一部第二篇 工・鑛・交通労働者状態

八月	八三・〇	八六・四	八二・六	九三・〇	九六・二	九五・五
九月	八三・四	八五・八	八二・八	九二・四	九七・七	九五・〇
十月	八二・一	八五・六	八〇・六	九二・〇	九六・五	九六・〇
十一月	八三・三	八五・二	八〇・六	九二・三	九六・〇	九五・〇
十二月	八〇・六	八六・八	八〇・六	九〇・四	九六・二	九五・五

●一日平均賃銀額 内閣統計局調査に基づき昭和六年六月における工場労働者の一日平均賃銀諸手当賞與額を見るに、總平均一圓八十六錢三厘で、前年同月の二圓一錢三厘に比して十五錢の激落ぶりである。これを男女別年齢別に見るも、いづれも前年同月に比し著しく低下してゐる。(前年度本年鑑参照)

總平均 ^錢			男子平均 ^錢			女子平均 ^錢					
窯業	金屬工業	機械器具製造業	化學工業	纖維工業	食料嗜好品製造業	窯業	金屬工業	機械器具製造業	化學工業	纖維工業	食料嗜好品製造業
一九五・四	二六・六	二六・二	一九三・七	九〇・〇	一五七・九	二六・五	二八・一	二七・五	二三・三	一五三・四	二二〇・一
八二・一	一一五・三	一四・九	一〇七・九	七三・九	一〇三・八						

してゐるのを見る。

總數	總平均	男平均	女平均
一八五・七	錢	二二・一	錢
			一〇五・四

一、通 信 業	一三・〇	一四・八	九・三
1、郵便、電信、電話業	一三・〇	一四・八	九・三
イ、事 務 員	一五・六	一三・〇	一三・五
ロ、通 信 工 員	一四・二	一四・二	—
ハ、電 話 事 務 員	九・五	—	九・五
ニ、電信工手及技工	一六・七	一六・七	—
ホ、集配、遞送及郵便手	一六・三	一四・四	一五・四

ホ、集配、遞送及郵便手	一六・三	一四・四	一五・四
二、運搬業	二三・三	三八・八	一四七・五
1、鐵道員	一六・六	一六五・一	八〇・〇
イ、乗務員	一八・六	一九〇・二	八〇・〇
ロ、非乗務員	一四・九	一五〇・六	八〇・〇
2、電車業	二四・〇	二五六・三	一一五・三
イ、乗務員	二六・五	二六九・九	一〇三・九
ロ、非乗務員	二〇・六	二二・四	一二六・七
3、乗用自動車業	二六・八	二九二・一	一一五・四
イ、乗務員	二四・〇	三三八・九	一一九・七
ロ、非乗務員	一七・四	一七六・二	七七・七
4、船舶運輸業	一七・三	一七五・三	—
イ、遠洋航路	二〇・六	二〇・六	—
甲板部	二六・〇	二六・〇	—

● ● ● ● ● ● ● ● ● ●
一日平均賃銀

交通労働者の一日平均賃銀諸手当賞與額を

昭和六年六月中の平均によつて見れば次表の如くであるが、これによれば、交通労働者の賃銀は、爾餘の労働者の賃銀が平均的に激落せるにも拘らず、本年も依然可成りの上昇を示

機 關 部	一九三・二	一九三・二	！
ロ、近海航路	一七〇・九	一七〇・九	！
甲 板 部	一九四・一	一九四・一	！
機 關 部	一九五・五	一九五・五	！
ハ、沿海航路	一九四・四	一九四・四	！
甲 板 部	一九五・三	一九五・三	！
機 關 部	一九三・二	一九三・二	！
5、運輸取扱業	一九六・八	一九七・二	七・四

第四 労働時間

1 工場

就業時間 最近我國における労働時間は少くとも法規上は年を追ふて改善の方向に向つてゐると云へる。昭和四年七月一日以來、工場法適用工場における女子及び年少者の深夜業が廢止されて從來の問題であつた紡績及び織物業の労働時間が短縮され、又同年工場法の改正によつて新に使用職工十人未満の小織物及び撚絲工場にも時間制が適用されるに至つた。更に、生絲工業に許されてゐた一日十一時間の例外も廢止豫定期に先立つて昨昭和五年七月一日から廢止されて一日十時間となつた(工場法施行規則第三條中一部改正)。その趣旨とするところは、最近生絲の市價崩落甚しく全國的に生産

制限を必要とする事情にあるので最早その例外規定を認むる必要なしとするにあつた。かくの如く、所謂所定労働時間は漸減の傾向にあると云へるのであるが、そのことは直ちに労働者の労働時間の減少を示すとは云へない。昭和五年工場監督年報も「最近の傾向が就業時間の短縮にあることを窺ふに足るべし。然れども殘業も相當廣く行はれ殊に成年工を使用すること多き機械器具工場に多し」と云つてゐるやうに、最近の甚しい不況は工場主をして常雇職工を解雇して臨時雇や殘業によつて合理化を強行せしめてをり、結局安値なる賃銀により労働力搾取を目的とする労働時間の延長が隨所に行はれつつあることは寧ろ顯著の現象であらう。尙ほ昭和五年工場監督年報は最近の労働時間の趨勢について次の如く書いてゐる。

「就業時間は之を例年に比較する時は大差なしと雖、一般には漸次短縮しつつあり。例へば東京府其の他に於けるセメント業にありては生産制限の關係上本年五月より從來二交替十二時間制なりしを三交替八時間制労働となしたるものあり。最近の傾向が就業時間の短縮にあることを窺ふに足るべし。然れども殘業も相當廣く行はれ、殊に成年工を使用すること多き機械器具工場等に多し」。

内閣統計局調により昭和六年における職工作業時間を月別に見れば次の如くである。

	作業時間 時間分	内休憩時間 時間分	作業日数 日
昭和四年平均	一〇・四	・六	二六・九
昭和五年平均	一〇・五	・七	二六・五
昭和六年一月	九・六	・五	二五・九
二月	九・六	・六	二五・八
三月	九・六	・五	二五・八
四月	一〇・三	・五	二五・五
五月	一〇・三	・五	二六・七
六月	一〇・三	・六	二六・九
七月	一〇・三	・六	二六・七
八月	一〇・三	・六	二七・〇
九月	一〇・二	・五	二七・〇
十月	九・六	・五	二六・八
十一月	九・六	・五	二六・七
十二月	九・六	・五	二六・七
昭和六年平均	一〇・〇	・五	二六・四

次に昭和二年労働統計實地調査報告（第二卷）によつて労働時間を見るに、所定労働時間の（工場数七、四九六、労働者数一、三八一、九三一に就て見たる）平均は十時間三十六分であり、その労働時間別による工場並に労働者数の状況は次の如くである。

労働時間別工場並に労働者数

第一部第二篇 工・鑛・交通労働者状態

一日労働時間	工場数	労働者数	百に對する割合 工場数 労働者数
六時間以内	一	一	〇・〇二 〇・〇〇
七時間以内	二	一六	〇・〇三 〇・〇二
八時間以内	一五	三、五七	一・四〇 一・七二
九時間以内	四三	八、九三	六・二七 六・三三
十時間以内	二、五八	四〇三、六五	三三・五〇 二九・一五
十一時間以内	二、六四	四八八、八五	三六・九二 三三・六六
十二時間以内	一、七三	三六七、八二	二二・〇三 二六・六三
十三時間以内	五	二、九二	〇・七六 〇・〇八
十三時間を超えるもの	九	八六	〇・二三 〇・〇三
不 計	四	二四	〇・〇五 〇・〇二
	七、四六二、三六二、九三	一〇〇、〇〇	一〇〇・〇〇

同じく労働統計實地調査報告によつて實際労働時間の状況を見るに次の如し。

平均實際労働時間	平均早出居残時間	平均遅出早退時間	労働者数 同上%
早出居残又は遅出早退なき者	九・四	一	一、〇三〇、八三 七三・九
早出居残の者	一〇・六	一・八	三、四、四二 三・八
遅出早退の者	九・三	〇・四	三、一、八二 二・八
不 計	一	一	二、三三 一
不 計	一	一	七、三三 〇・六
	一、三八一、九三一	一〇〇・〇	

日であり、前年の平均二六・五と大差はない。昭和二年労働統計實地調査の結果によれば、所定休業日數二日の工場が斷然多く、全體の七五%にのぼり、労働者數において四八%を占むる。

尙ほ「昭和五年工場監督年報」は工場休日に關する最近の傾向を次の如く述べてゐる。

「休日によつても就業時間短縮の傾向に付て述べたるは略同一の理由により漸次増加の勢を示し、機械器具工場及び化學工場に於て週休制を採るもの益々多きを加ふるに至りたるは勿論、從來保護職工を使用する染織工場に於て月二日の休日制を普通となせるものが近來漸く週休制を採用するに至れるもの續出するの現象を見るは、特に注意を要すべし。之を大阪府の調査に付て見るも一九〇の染織工場の中週休制を採用せるもの四二ありて、同工場數の約二五%に達せり……」

労働時間に關する法規違反 昭和四、五兩年におけるこの種の法規違反の趨勢を見るに次の如し。(昭和五年「工場監督年報」より適宜計算)

違反事項	昭和四年		昭和五年	
	戒告	處罰	戒告	處罰
一、保護職工をして法定時間を超えて就業せしむ	一九六	一〇二	一、四四	一五〇
二、保護職工をして深夜就業に就かしむ	五	三	三	三
三、保護職工に法定の休憩	二七	七	二〇七	六

第一部第二篇 工・鑛・交通労働者状態

四、法定の許可認可を受けずして就業時間を延長し又は其の届出を怠る	一三	九	一〇五	二
五、妊娠婦に法定の休業を與へず	四	一	八	二
合 計	二、四九	二九	一、七八	二四

2 鑛 山

就業時間 内閣統計局調査に據つて作業時間（並に、休憩時間、作業日數）の昭和六年平均並に月別變動を見れば次の如くである。

	作業時間 時分	内、休憩時間 時分	作業日數 日
昭和四年平均	一〇〇二	〇・六	二六・六
昭和五年平均	九・五	〇・五	二六・一
昭和六年平均	九・五	一・〇	二五・七
昭和六年一月	九・五〇	一・〇	二五・三
二月	九・四九	一・〇	二五・八
三月	九・五	一・〇	二六・〇
四月	九・五四	一・〇	二五・五
五月	九・五	〇・五	二六・〇
六月	九・五四	一・〇	二五・九
七月	九・五	一・〇	二六・五
八月	九・五七	一・〇	二五・三
九月	九・五	一・〇	二六・〇
十月	九・五	一・〇	二六・六

日本労働年鑑

十一月	九・五〇	一・〇〇	三・五五
十二月	九・五一	一・〇〇	三・二

同じく右昭和六年中平均を業態別に見れば次の如し。

	作業時間		内、休憩時間		作業日数
	時分	時分	時分	時分	
金属鑛山	九・三	〇・五	二・三	二・三	
石炭鑛山	一〇・三	一・〇	二・七	二・七	
石油鑛山	一〇・〇	一・〇	二・〇	二・〇	
其の他の鑛山	一〇・〇	〇・五	二・九	二・九	

尙ほ次に最近発表を見たる「労働統計實地調査報告第一卷記述の部」(昭和七三月發刊)に據つて昭和二年における状況を略記することとする。

先づ坑内における所定労働時間(休憩時間を含む)を見るに、調査鑛山三一三のうち坑内作業場は二九四(労働者數一九三、三三二人であつて、その一日平均所定労働時間は九時間四二分である。これを産業別に見れば石炭鑛業は一〇時間一二分、金属鑛業八時間三六分を示してゐる。坑内作業場所定労働時間の最短は七時間、最長は一二時間である。いま、所定労働時間別坑内作業場數及び労働者數の割合をかかぐれば左の如くである。

所定労働時間別坑内作業場數

(作業場の總數並に各部門數を百とする割合)

總數	金属鑛業	石炭鑛業	其の他の鑛業
總數	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

六時間以内	一	一	一	一
七時間以内	一・〇	三・七	一	一
八時間以内	三・九	三・四	三・四	三・三
九時間以内	三・二	四・二	一・八	三・三
十時間以内	三・七	一・五	三・四	四・五
十一時間以内	一・三	一・三	三・三	一
十二時間以内	四・〇	一	二・二	一
十三時間以内	一	一	一	一
十三時間を超ゆるもの	一	一	一	一

所定労働時間別坑内作業労働者數

(労働者總數及び各部門労働者數を百とする割合)

總數	金属鑛業	石炭鑛業	其の他の鑛業
總數	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
六時間以内	一	一	一
七時間以内	〇・五	五・二	一
八時間以内	五・六	四・一	一・四
九時間以内	七・五	三・八	五・一
十時間以内	二・五	一・六	二・六
十一時間以内	二・九	一・三	二・四
十二時間以内	三・〇	一	四・八
十三時間以内	一	一	一
十三時間を超ゆるもの	一	一	一

次に坑外における状況を三一二の作業場(労働者總數八三、九

三人）見るに、その一日所定労働時間は坑内作業に比し各産業とも長時間である。即ちその一日平均所定労働時間は一〇時間一二分であつて、坑内に比し三〇分の超過を示してなり、これを産業別に見るも、石炭鑛業、石油鑛業は各一〇時間二四分、金屬は九時間四八分であつて坑内に比し石炭、金屬いづれも超過を示してゐる。坑外所定労働時間の最短は八時間、最長一二時間、所定労働時間九時間を超ゆるもの八九%を占めてゐる。所定労働時間別坑外作業場數及び労働者數の割合は次の如し。

所定労働時間別坑外作業場數

（作業場の總數並に各部門における總數を百とする割合）

總數	金屬鑛業	石炭鑛業	石油鑛業	其他の鑛業
六時間以内	100.0	100.0	100.0	100.0
七時間以内	100.0	100.0	100.0	100.0
八時間以内	100.0	100.0	100.0	100.0
九時間以内	100.0	100.0	100.0	100.0
十時間以内	100.0	100.0	100.0	100.0
十一時間以内	100.0	100.0	100.0	100.0
十二時間以内	100.0	100.0	100.0	100.0
十三時間以内	100.0	100.0	100.0	100.0
十三時間を超ゆるもの	100.0	100.0	100.0	100.0

所定労働時間坑外作業労働者數

（労働者の總數並に各部門における總數を百とする割合）

總數	金屬鑛業	石炭鑛業	石油鑛業	其他の鑛業
六時間以内	100.0	100.0	100.0	100.0
七時間以内	100.0	100.0	100.0	100.0
八時間以内	100.0	100.0	100.0	100.0
九時間以内	100.0	100.0	100.0	100.0
十時間以内	100.0	100.0	100.0	100.0
十一時間以内	100.0	100.0	100.0	100.0
十二時間以内	100.0	100.0	100.0	100.0
十三時間以内	100.0	100.0	100.0	100.0
十三時間を超ゆるもの	100.0	100.0	100.0	100.0

休憩時間

昭和六年中における數字については前項に内閣統計局調査の平均並に月別移動表を掲げておいた。次に上掲「労働統計實地調査報告」（第一卷記述の部）により坑内外別に所定休憩時間の状況を見るに次の如くである。

坑内 坑内作業場一日平均休憩時間は一時間〇六分であつて、之を産業別に見れば、石炭鑛業は一時間〇六分、金屬鑛業は五四分である。坑内作業場二九四中所定休憩時間一時間内のもの二二〇（七五%）、一時間を超ゆるもの六四（二二%）、全然休憩時間を與へざるもの一〇（三%）である。次に所定休憩時間を三十分毎に區分して觀察するに、各所定休憩時間中其の作業場數最も多きを示せるは一時間の二七七（六%）であつて、之に次ぐは三〇分の四三（一五%）、一時間三十分の三一（一一%）である。之を

各産業別に見るに、一時間の作業場最も多く、金屬鑛業に於ては七割、石炭鑛業に於ては五割七分を占めて居る。

坑内作業場に於ける労働者總數一九三、三三二人中所定休憩時間一時間以内の者一四三、四九八人（七四％）、一時間を超ゆるもの四五、四六六人（二四％）、全然休憩時間を與へられざるもの四、三六八人（二％）であつて、各所定休憩時間級中所屬労働者の最も多きは一時間の一一七、三七〇人（六一％）、之に亞ぐは三〇分の二六、一二八人（一四％）であつて、二時間の二二、四四一人（一二％）、一時間三〇分の一四、二九一人（七％）更にこれに亞いでゐる。

●坑外 坑外作業場一日平均休憩時間は坑内作業場に同じく一時間〇六分を示して居る。坑外作業場三一二中所定休憩時間一時間以内のもの二三〇（七四％）、一時間を超ゆるもの八一（二六％）、全然休憩時間を與へざるもの一であつて、之を坑内作業場の一時間以内のもの七五％、一時間を超ゆるもの二二％に比すれば、休憩時間一時間を超ゆるものの割合が稍多い。各所定休憩時間級中最も多きは一時間の二一二（六八％）であつて、一時間三〇分の六〇（一九％）之に亞いでゐる。之を産業別に見るも、一時間の作業場最も多く、石油鑛業に於ては其の九二％、金屬鑛業に於ては七〇％、石炭鑛業に於ては六五％を占め、石油鑛業を除き一時間三〇分のものに亞ぎ金屬鑛業は二二％、石炭鑛業は二〇％を示してゐる。

坑外作業場に於ける労働者總數八三、九三一人中所定休憩時間一時間以内のもの七一、八二八人（八六％）、一時間を超ゆる者一

二、〇八四人（二四％）、全然休憩時間を與へられざる者一九人であつて、之を坑内労働者の一時間以内の者七四％、一時間を超ゆる者二四％に比すれば、一時間以内に屬する者の割合が多い。各所定休憩時間中所屬労働者の特に多きは一時間の者であつて六五、九九四人（七九％）を示し、之に亞ぐは一時間三〇分の九、六三三人（一一％）である。

●休業日數 之についても昭和六年における状況は、一ヶ月作業日數として内閣統計局調査を前掲した。労働統計實地調査報告によつて坑内外別に見れば次の如し。

●坑内 坑内作業場の一ヶ月平均所定休業日數は三・三日であるが、これを産業別に見れば、石炭鑛業は三・八日、金屬鑛業は二・二日である。所定休業日數を日數別に見るに、其の最も普及せりと認むべきは四日休業であつて、坑内作業場二九四中の一六二（五五％）を占め、二日休業の九〇（三一％）之に亞ぎ、三日休業の二九（一〇％）、五日休業の九（三％）更に之に亞いでゐる。而して一日休業及六日以上八日以内の休業を與ふる作業場は各二を示してゐる。次に之を産業別に見るに、金屬鑛業に於ては二日休業のもの最も多く其の作業場の七六％を占め、三日休業の一七％之に亞ぎ、石炭鑛業に於ては四日休業のもの最も多く七八％を占め、二日休業の九％、三日休業の七％之に亞いでゐる。

●坑外 坑外作業場の一ヶ月平均所定休業日數は三・二日であるが、之を産業別に見れば、石炭鑛業は坑内作業場に同じく三・八日、金屬鑛業及石油鑛業は各二・三日である。

所定休業日数を日数別に見るに、坑内作業場に於けると略同一の傾向を示し、坑外作業場三一二中最も普通なるは四日休業の一五四（四九％）であつて、二日休業の一〇五（三四％）之に亞ぎ、三日休業の四一（一三％）、五日休業の八（三％）更に之に亞ぎ、一日休業及六日以上八日以内の休業を與ふる作業場は各二を示してゐる。次に之を産業別に見るも、金屬鑛業に於ては二日休業のもの最も多く七四％を示し、三日休業の一九％之に亞ぎ、石炭鑛業に於ては四日休業のもの最も多く七四％を示し、二日休業の一％三日休業の一〇％之に亞ぎ、石油鑛業に於ては二日休業のもの六九％、三日休業のもの三一％を示してゐる。

第五 労働災害及死傷病者

1 工場災害及死傷病者

工場災害總數 昭和五年中工場法適用工場（官設を除く）に於て發生したる火災は六六三件（工場發火五九〇、類焼七三）にして昭和四年の七三〇件に比して六七件少い。損壊は二一九件（破裂爆發其他三四、風・水・雪害一八五）に達し前年の九九件に比し倍以上の増加を示してゐるが、これは主として風・水・雪害の増加にもとづく。次に、人的災害においては、職工の業務上の負傷數四三、〇二七（休業三日以上及び其の見込のもの）死亡二四三を數ふ。これを昭和二年來の趨勢と對照すれば次の如し。（昭和五年「工場監督年報」より

推算）

	負傷數 職工千人に 對する割合	死亡數 職工千人に 對する割合
昭和二年	四、五八	三、九
昭和三年	四、三六	二、九
昭和四年	四、八四	三、九
昭和五年	四、〇七	二、三

本年度は死傷いづれも可成り減少してをり、前年に比すれば死傷合計約一二％強の減少率を示してゐる。これについて工場監督年報は「この著しき死傷數減少の原因は種々あるべく、或は工場經營の合理化或は經濟狀況の不振の影響を受け職工數の減少等の事情に因るべしと雖も、工場危害豫防及び衛生規則の施行せられたるに基くこと亦大なるべし」と記してゐる。尙ほ假りに上に掲げた過去四ヶ年の平均を求めれば、死亡數三〇〇、負傷數四五、一九九といふ數を得る。又、死傷總數四三、二七〇は適用工場總數六〇、一三一に對比してみると、一工場當り死傷數は〇・七二となり、適用工場職工總數に對比すると職工千人に對する死傷數は二六・二に當る。**業態別災害數** 上掲昭和五年における負傷數並に死亡數を業態別に見れば次の如くである。

業態	死亡者	%	負傷者	%
染織工場	七	七・〇	七、二五	一六・六

機械器具工場	八	三三・三	二、三七一	四九・七
化學工場	三	二六・〇	八、三四	一九・一
飲食物工場	二	四・五	一、一五八	二・七
雜工場	九	二〇・一	四、一六五	九・七
特別工場	三	九・一	九五・六	二・二
計	四三	一〇〇・〇	四三、〇三七	一〇〇・〇

右表によれば、負傷數において機械器具工場がまさに半數を占むる點が注目し價する。尙ほ之を前年との比較において見るときは、機械器具工場及び化學工場負傷の減少率が著しく、それく一六・五%及び一九・二%に達してゐる。

重大災害並にその原因　二週間以上の休業療養を要する負傷と死亡とを重大災害とすれば昭和五年中において九、四五件に達してゐる。この重大災害の昭和五年中における状況を原因・業態・責任等々について見れば左の如くである。

(同上「工場監督年報」参照)

(一) 原因別重大災害數。重大災害の原因を機械に因るものと非機械的なものとに大別しこれを前年との比較において見れば、

	昭和五年	昭和四年	増減	増減率
機械に因るもの	三、六五七	三、九六六	減二一八	七・一%
非機械的のもの	五、八三六	六、三〇四	減四六八	五・九%
計	九、四九五	一〇、二四二	減七八七	六・四%

即ち重大災害も同年は減少してをり、その減少率は可成り著しいと云はねばならぬ。

右の機械に因る災害を更にその原因となつてゐる機械別に見れば、

原 因		死 傷 數	
		昭和五年	昭和四年
動力傳導裝置	齒 輪 類	五三〇	五七五
轉子及之に類するもの		四三三	四八八
鋸 機		五八八	五七六
壓穿機及壓搾機		三三三	二八九
研 磨 機		五九	六三
揚 重 機		二三五	三〇七
其の他一般機械		一一四七	一一二九
		増	減
		五	四
		三	二
		八	五
		九	四
		五	三
		七	七
		六	六

非機械的原因の主要なるもの及びその前年との比較は次の如くである。「其の他」とあるは原因の確然たらざるもの又は不可抗力に因るもの等を一括してゐる。

原因		死傷數		増減	
取扱中又は作業中の材料	昭和五年 一、七四五 昭和四年 一、六五一	増	増	増	増
工具	四七二 四三五	増	増	増	増
高所より墜落	六四九 六六五	減	減	減	減

物體の落下顛倒又は飛來	八六	八五	増	五
高熱物體	五〇	五五	減	一五
其の他	六五九	一、一〇四	減	四四五

(二) 業態別重大災害數。

	昭和五年		昭和四年	
	死傷者	%	死傷者	%
染織工場	一、五八	一六・七三	一、八四	二八・三
機械器具工場	四、〇九〇	四三・八	四、五七	四四・四
化學工場	一、六七四	一七・六	一、七九	二七・四
飲食物工場	三〇九	三・五	三二	三・七
雜工場	一、五元	一六・〇	一、四七	一四・七
特別工場	三三	三・三	二二	二・七
計	九、四九五	一〇〇・〇	一〇、二四二	一〇〇・〇

右重大災害の職工千人に對する産業部門別による割合は次の如し。

	職工千人に對する重大災害の割合		
	昭和五年	昭和四年	昭和三年
染織工場	一・七六	一・八〇	一・四
機械器具工場	一五・八	一五・七	一五・五
化學工場	八・五	八・六	八・四
飲食物工場	三・六	三・五	三・四
雜工場	八・五	七・三	七・四
特別工場	三・二	二・八	七・四

第一部第二篇 工・鑛・交通労働者状態

平均	五・七	五・六	五・七
----	-----	-----	-----

(三) 男女別重大災害數。

	昭和五年		昭和四年	
	男	%	男	%
男	八、七三	九・六	九、三三	九・七
女	七三	八・四	九三	九・六
計	九、四九五	一〇〇・〇	一〇、二四二	一〇〇・〇

男子は前年に比し四七一(五・一%)を減じ、女子は一七六(一八・七%)を減じてゐる。尚ほ右のうち死亡者は男子二三七人、女子六人である。女子の災害は染織工場の五三九人(女子の七〇%強)を最多として雜工場八一人、化學工場六〇人、機械器具工場五七人等これにつぐ。

(四) 責任別重大災害數。昭和五年の状況は左の如し。

	重傷者	死亡
一、セツトスクリユー・キー・ボルト及ナットの如き突出物の爲	二二	七
二、危害豫防設備の不完全又は缺くるもの	一、四五	四三
三、機械又は設備の破損、故障の爲	四九	三〇
四、豫防設備及器具の取外し又は不使用の爲	二四	二
五、設備不完全又は不整頓	一七	三
六、保護器具不使用の爲	一〇	一
七、同僚第三者の過失	三〇	四
八、その他	六、七二	一六
計	九、三三	二四

尙ほ工場災害統計については第一部統計第十三表参照。

2 鑛山災害及鑛山死傷病者

災害死傷數 以下昭和五年中における状況を記述するのであるが、まづ同年中における鑛山變災事故回数ハ鑛山局調によれば例年に比し著しき減退を示してをり、前年に比すれば實に二二、三〇三回を減じてゐる。死亡ハ九〇名を減じてゐる。いま大正十二年以來の趨勢を見れば次の如くである。

(括弧内ハ鑛夫千人に對する割合)

變災事故回数	大正七年を 一〇〇として	死亡者數	負傷人員數
大正十二年	一六、九三	七四(二・三)	一七、八七〇(五・五・三)
大正十三年	一五、〇八	一〇三	九〇三(二・九六)
大正十四年	一七、〇六	二九	一七、七三二(五・五・六)
大正十五年	一八、三三	九三	一八、四七六(五・八・一)
昭和二年	一六、二八	九一	一六、五九三(五・三・四)
昭和三年	一四、〇五	八三	一四、九七三(四・三・二)
昭和四年	一三、〇九	七五	一三、四九四(四・一・〇)
昭和五年	一七、四六	八七	一六、八三六(四・三・三)

備考。大正十五年以降の労働者數ハ六月末日現在數をさる。

(帝國統計年鑑及び鑛山局調より計算)

鑛山別災害死傷數 同じく鑛山局調によれば昭和五年の状

況ハ次の如し。(率は各鑛山の鑛夫千人に對する割合)

更に各鑛山を通じて坑内外別に見れば左の如し。(率は坑内、坑外、夫々の鑛夫數千人に對する割合)

死亡	死亡率	重傷		輕傷	
		重傷率	輕傷率	重傷率	輕傷率
金屬山	七	一、八六三	四、二・六	六、四三〇	一四・三八
石炭山	七二	三・九	二、七・三	七、三・五	三・四・九
石油山	五	一・〇二	二・三	二・五	三・七
其他の非金屬山	一	〇・五	一・六	四・八	一・五・七
計	八七	三・三	二、九・四	七、八・九	三・九・〇

(備考。重傷ハ休業二週以上の負傷、輕傷ハ休業三日以上の負傷を指し、前年度までの本表の重傷輕傷の内容と異なる)

死亡	死亡率	重傷		輕傷	
		重傷率	輕傷率	重傷率	輕傷率
坑内	八五	四・三	三、八・六	一・五・九	五・四・三
坑外	六	〇・三	三、〇・七	九、三・四	一四・八・元
計	八七	三・三	二、九・四	七、八・九	三・九・〇

(備考。前表と同様に二週以上の休業を重傷、三日以上の休業を輕傷とす)

災害原因 上の事故數をその事由別に見れば次の如し。

事由別變災回数並に死亡者數 (昭和五年)

事由	變災回数	死亡者數
落	三、〇・四	三・四
磐	三・四	四・六
其他	三・四	三・三

總回數に對する% 總死亡者に對する%

坑車	二、七二〇	一〇・九	六七	七・七
器械のため	一、八六	一・七	二元	三・三
瓦斯炭塵爆發	三元	〇・四	四	六・二
鐵車又は架空索道の爲	二、七四九	二・六	一五	一・七

鑛夫總死傷病者數 昭和五年中に於いて、その業務上たる
と否とを問はず、鑛夫の死亡せるもの、負傷又は疾病のため
に解雇せられたるもの、並びに二週間以上休業して醫療を受
け治療したる重傷病者の數を、兩三年來の數と比較するに左
の如し。(但し、昭和四年までの重傷病者は三十日以上休業して醫
療を受け治療したるもので、これらと昭和五年の重傷病者數とは直
接比較できないことを斷つておく。)

	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
死亡者	二、〇六	一、七四	一、九三	一、七三
解雇者	一、九三	一、九三	二、一四	三、〇六
重傷病者	三、九四	三、八五	二、六五	六三、三三

右昭和五年に於ける實數の同年六月末現在鑛夫數に對する割合を求むるに、死亡者〇・六八六%（前年に比し〇・〇〇五%減）、解雇者一・一八七%（前年に比し〇・四三三%増）、治療重傷者二四・四六一%の割合を示してゐる。これを鑛山種別に見れば一般に石炭山は最高率を示し、金屬山及び其の他非金屬山これにつき、石油山が最下位にある。

更にこれらの死傷病者を業務上災害事故によるものとその他のものとに區別して比較すれば、石炭山及び其の他非金屬山死亡者率においては兩者殆んど同率であるが、他は災害事故によるものがその他のものよりも遙かに低率である。

第六 勞働衛生

工場衛生一般　工場の衛生設備に關する進歩改善は固より漸次的且つ部分的であり、しかもこれに關する適確なる報告を得ることは困難である。最近における勞働衛生に關する新法規の實施狀況については本書第三部第二篇第三節に記述するが如くであり、これに應じて政府並びに地方官廳の督勵もあり、關係當局の報導によれば一般的改善が齎されつつあることは類ひなきものの如くである。いま昭和五年工場監督年報の報ずる所によつて作業場の設備狀況と職業性疾患についてその概要を摘記すれば左の如くである。

作業場及びその附屬設備の狀況——「作業場の採光、換氣等の不良なるものに就いては隨時改善を命じたる結果、本年内に於て改善の實を挙げたるもの尠なからず。就中神奈川縣に於ては東京電氣株式會社其の他數工場にて作業位置及機械の配列等を變更して作業臺の照明を可良ならしめ、鈴木商店味ノ素工場に於ては作業場の棟を高くし天窗、側窓を多くし機械設備の配列を考慮し、更に補充として高燭光の電燈を配する等によりて照明の改善をは

かり、千葉縣金製樽工場にては食堂の窓を改造して採光換氣を良好ならしめ、群馬縣鐘淵紡織株式會社新町支店工場にては、場内氣象調節のためキヤリヤ式及アドソン式換氣裝置を設置し夏期場内の溫濕度の状態を良好ならしめ、廣島縣東洋工業株式會社（コルク及機械製造工場）は新設工場に於て天窗側窓による採光を良好ならしめ、溫度の調節に關しては屋根裏及壁體にコルク板を張り、作業場周圍に樫木を密植して日光の直射を避くる等施設を示せり。尙廣島縣に於てはコルク板製造工場三、石鹼製造工場一、製綿工場五、金屬研磨工場一等に對し粉塵飛散防止のため「ファシ」による吸引排除裝置を設置せしめ、埼玉縣に於ては製綿工場に對し塵筒を獎勵し殆んど之を設けしむるに至り、乾燥研磨工場に對しては「ガトド」の取付を獎勵し一部に之を實施せしむるに至れり。……」

職業性疾患——「……重要な職業病に就て之を觀るに、鉛中毒は蓄電池工場に於て前年に比し著しく減少し、鉛丹製造、鉛工（人造絹絲）、印刷、製罐等に於て新たに加はり、水銀中毒は前年同様驗溫器工場銀詰工に於て發生し、其の他一酸化炭素中毒、クロール中毒、硝氣中毒、二硫化炭素中毒、硫化水素中毒、アニリン中毒、石油瓦斯中毒等の急性中毒の發生を見、高熱作業に於ては熱射病、立作業に於ては扁平足、外齲足痛、立腫等の運動器の疾患、電氣鎔接作業に於ては多數の電光性眼炎、鑛酸取扱作業に於ては齒牙酸蝕症の發生を見たり。職業性皮膚炎、皮漆瘡、ワニス、留永、人肥、石灰窒素、ニッケル、セメント等の化學料品によるものは少數なるも製糸工場に於ける濕疹の至皮下蜂窩織炎は

甚だ多數にして就中最も増發する繰糸作業に於ける發生數は二、二、三三七名の多數を示せり。紡織工場に於ける手指の療痕も亦尠からず。人造絹糸工場の眼疾患も尙多し。……」

第三章 生計狀態

第一 生計費

勞働者の一般的生計狀態については概略これを第一篇第三章にも記述した。今、内閣統計局家計調査報告に基づき勞働者一般の收入階級別收支狀態を見れば左の如し。（工場勞働者、鑛山勞働者、交通勞働者、等におけるそれらの狀態については前々年度本年鑑の參照を乞ふ。）

勞働者一世帯一箇月平均總收入（主なる收入階級別）

總收入（總額）	六〇圓	八〇圓	一〇〇圓	一二〇圓
一、實收入（總額）	五三・六	七二・四	九〇・三	一二九・六
二、實收入以外の收入（總額）	六・三	八・六	一〇・七	一五・五
1、繰越	三・二	三・五	四・〇	五・三
2、貯金引出	二・二	四・九	五・七	八・五
3、無盡取金	〇・六	一・六	一・九	一・九
4、保險金	〇・三	〇・三	〇・四	〇・四
5、貸金受取	〇・三	〇・八	〇・九	一・三

6、質入 〇・七 〇・三 〇・九 〇・九

7、負債 三・二 二・四 三・四 二・九

8、掛買 一〇・八 六・四 一六・六 一八・九

9、其の他 〇・三 〇・四 〇・五 〇・六

(尚ほ家計調査報告の原表に於ける収入階級は六〇圓未満より二〇〇圓以上に至る九階級に分れてゐるが、ここでは調査世帯数の比較的多き部分を取つて、六〇圓未満より一二〇圓未満の間の四階級の状態を見ることにした。)

労働者一世帯一箇月平均實収入(主なる収入階級別)

六〇圓	八〇圓	一〇〇圓	一二〇圓
未滿	未滿	未滿	未滿
人	人	人	人
三・七	三・九	四・八	四・三
實収入(總額)	五・六	七・四	九・〇
一、勤勞收入(總額)	四・九	六・六	八・三
1、世帯主收入	四・四	六・四	七・三
(1)本収入	〇・三	〇・三	〇・五
(2)副収入	一・八	三・七	三・七
2、世帯主配偶者收入	四・六	一・元	二・六
3、家族收入	二・九	四・九	七・〇
二、勤勞外收入(總額)	〇・七	〇・四	〇・九
1、貸間收入	〇・六	〇・六	一・四
2、財産收入	二・五	三・八	四・九
3、受贈	〇・八	〇・三	〇・六
4、其の他	〇・三	〇・三	〇・二

*備考。本表以下の諸表に於ける世帯人員は一ヶ年延人員(客の來泊、世帯人の外泊は加減す)を求めて之を三六五分したるものなり。

労働者一世帯一箇月平均總支出(主なる収入階級別)

六〇圓	八〇圓	一〇〇圓	一二〇圓
未滿	未滿	未滿	未滿
人	人	人	人
三・七	三・九	四・八	四・三
總支出(總額)	五・六	七・四	九・〇
一、實支出(總額)	五・五	七・三	八・九
二、實支出以外の支出(總額)	〇・一	〇・一	〇・一
1、繰越	二・四	三・二	四・〇
2、貯金	二・六	五・三	八・九
3、無盡掛金	一・六	二・元	三・四
4、保険料	〇・三	一・三	一・八
5、貸金	〇・四	〇・七	一・二
6、貸受金	〇・三	〇・六	〇・七
7、負債返済	二・三	二・六	三・六
8、掛買拂	一・五	六・七	二・〇
9、其の他	〇・元	〇・五	一・一
労働者一世帯一箇月平均實支出(主なる収入階級別)	六〇圓	八〇圓	一〇〇圓
未滿	未滿	未滿	未滿
人	人	人	人
三・七	三・九	四・八	四・三
(一世帯平均人員)	三・六	三・九	四・八
(同上消費單位)	二・七	二・九	三・五
實支出(總額)	五・五	七・三	八・九

同 十三年	九、七三	一〇三、三六	五〇八、八四	六二、一四
同 十四年	九、八三〇	一〇三、〇六	五三九、三三	六三、四三
昭和元年	二、九三	二一、一五	五三〇、四三	六四、六一
同 二年	四、五九	二九、三七	五三三、九四	六三、二九
同 三年	四、〇八	二六、三六	四九八、一三	六四、三六
同 四年	五、〇七	二九、一九	五三三、七四	六五、九五
同 五年	五、四三	二二、八三	四八八、二五	五七、九四

同 上 (官營工場)

寄宿舍の設
ある工場數

男
女
寄 宿 職 工 數
計

大正十二年	元	三三	一四	三六
同 十三年	四	一二九	七	一三六
同 十四年	四〇	一、〇三	元	一、四三
昭和元年	三	一、四五	三	一、五七
同 二年	三	一、〇一	四	一、〇五
同 三年	三	九七	三	一、〇三
同 四年	元	一、〇三	三	一、〇六
同 五年	三	八四	四	八七

尚ほ、昭和五年度の寄宿舍施設状況について工場監督年報の報するところ大要左の如くである。

本年度に於て寄宿舍規則全條の實施を見るに至りたるも小規模工場にありては未だ完備するに至らざるもの尠からず。栃木縣に於ては寄宿舍の新築又は改築の際職工五十人以下を收容する場合

は一室を八疊又は十疊とし、五十人以上を收容する場合には十五疊敷程度を適當と認めて之が善導に努め、神奈川縣に於ては寄宿舍規則に牴觸せざるよう督勵の結果染色工場は一、二工場を除く大體に於て設備の改善を了したるも小規模工場に屬する他の十數工場は未だ改善するに至らず。千葉縣に於ては寄宿舍一棟を改造し、採光換氣を良好ならしめたるもの一工場、食器を共用とし、食後蒸氣消毒を行ふに至りしもの一工場あり、埼玉縣に於ては寄宿舍の食堂、炊事場を殆ど板張又はコンクリート敷となし、腰掛又は坐食に改めたり、三重縣に於ては本年中寄宿舍の新設織物業一、釀造業二、改築織物業二、釀造業一、増設製絲業四、紡績業二、織物業一にして各種施設の改善を見たり。就中宮川モスリン株式會社の新設寄宿舍便所を全部淨化裝置となせるが如きは優良のものなり。福井縣に於ては便所の手洗器を流出裝置となすことを督勵し大體實現を見たり。廣島縣にては酒造工場の宿舍設備不良なるものに改善を命じたる結果九工場に於て之が實現を見たるが其の他の工場にありても寄宿舍規則に適合するよう改善せしめたり。(昭和五年工場監督年報)

●●●●●
診療施設 昭和五年十二月調査(昭和五年工場監督年報参照)
によれば、工場專屬醫師を有し職工の疾病治療及び保健施設を行ふ工場並に醫師數その他醫局の概況は左の如くである。
左記以外の工場は健康保險組合專屬の醫療施設を有するもの或は嘱託醫制度のものが多し。(左表中病室の疊敷は疊敷の病室の疊敷であり、寢臺數はベット式病室の寢臺數であるが兩者重複計

上された場合なきにあらず)

工場専属醫を有する工場數	二四
同職工數男	一五、九〇四(女二八、六〇〇)
同醫師數	四七三
同藥劑師數	一三四
同看護婦數(見習を除く)	九四〇
同病室數	二、〇〇八
同病室疊數	三、四七二
同寢臺數	四、三三三

右の外、鑛山附屬工場にして鑛山と合同のもの一工場(男二、五三三、女四八三)、醫師一四名、藥劑師四名、看護婦六一名、病室二四、寢臺九七個あり。尙健康保険組合所屬の醫局を有するものは四一工場、醫師七一名、外に鑛山と合同のもの三工場、醫師四八名なり。

第二 職工貯蓄

工場主管理のもとに行はれる職工貯蓄金は、昭和五年十一月一日現在において總額六五、五四四、三七七圓(内、官設工場におけるもの九、四五二、七八二圓)、これが職工數七〇八、七二二人(内、官設工場六九、六一〇人)にして職工一人當り平均貯蓄金額九十二圓四十八錢である。これを前年十一月一日現在に比すれば職工數も貯蓄金總額も減じてゐるが、一人當り平均額は前年より六圓五十七錢の増加を示してゐる。こ

れを累年の趨勢と比較すれば左の如くである。
職工貯蓄累年比較

	貯金 工場數	貯金 職工數	貯金額 平均
昭和二年十一月一日現在	五、八四四	七九、五三七	五、三五、九四四
昭和三年十一月一日現在	五、五五九	七〇、五三三	六、四四、六七八
昭和四年十一月一日現在	五、八三三	七〇、二五九	七、八四、七六六
昭和五年十一月一日現在	五、五七九	七〇、七二三	五、五四、三七七

(備考。右は官設工場をも含む)

管理方法別職工貯蓄 右昭和五年の状況を管理方法別に見るときは次の如くであり工場貯金最も多く貯蓄金總額の八四%に當る。工場貯金は工場主が現金を預り主として工業主の流動資本に利用せられるので、最近の不況による工場經營の不振は動もすればこれら貯蓄金の返還に支障を起し屢々職工貯金返還不能事件を惹起した。

	貯金額	%
郵便貯金	六、三〇一、三三三	九・四六
銀行貯金	三、八八、〇〇九	五・八四
工場貯金	五、二六、五七三	八・四七
その他	三、四六、四五一	〇・五三
計	一五、五四、三七七	一〇〇・〇〇

(備考。官設工場をも含む)

業態別職工貯蓄

	工場數	職工數	貯金額	一人平均
染織工場	二、三五	四三、三六	元、一六、八五	三、五
機械器具工場	六三	七〇、〇〇	三、八六、四七	八三、三
化學工場	五三	六、八三	七、八七、七四	二六、〇
飲食物工場	三〇三	二、五〇	三、五三、六二	二九、七
雜工場	五六	一九、七二	一、四三、七九	七、九
特別工場	九三	一〇、六三	一、九二、四六	一七、五
計	五、三〇	六五、一〇	五、〇九、五五	八七、七
官設工場	三七〇	六、六〇	九、四三、七二	二五、八
總計	五、五九	七六、七三	五、四三、二七	九、四

第三篇 農業労働者状態

第一章 農業概況

第一 耕地反別

昭和五年末現在に於ける内地耕地總面積は五、八六六、八一八・八五ヘクタールにして之を田と畑とに別けては田三、一七七、七二一・七九ヘクタール（五割四分）、畑二、六八九、〇九七・〇六ヘクタール（四割六分）にして前年に比し總數に於て一八、一二三・六八ヘクタール（三厘）、田に於て一一、五五一・〇五ヘクタール（四厘）、畑に於て六、五七二・六三ヘクタール

（二厘）を各増加してゐる。
最近十ヶ年間に於ける趨勢を觀るに田は年々規則正しく増加の傾向を示せるも畑は大正十年を最高とし爾後漸減の傾向にある。尙昭和四年に於て著しい移動を示したのは同年九月一日現在調査の農業調査の結果從來の誤調等に訂正があつたのに因るものである。

耕地面積を自作、小作地に別ては自作地三、〇六一、三三〇・七一ヘクタール（五割二分）小作地二、八〇五、四八八・一四ヘクタール（四割八分）であつて前年に比し自作地に於て一、九〇三・九三ヘクタール、小作地に於て一六、二一九・七五ヘクタールを各増加した。最近十ヶ年間の趨勢を觀るに自作地は大正十二年迄漸減し同十三年以後増加の趨勢に向つたが昭和四年以後著しい減少を示し小作地は大正十一年を最高とし爾後減少の傾向に在つたが昭和三年以後漸増の傾向を示してゐる。
之を田畑別に見るに田は自作地一、四七一、七〇九・五五ヘクタール（四割六分）、小作地二、七〇六、〇一二・二四ヘクタール（五割四分）にして小作地面積の稍大なるに反し畑は自作地一、五八九、六二一・一六ヘクタール（五割九分）、小作地一、〇九九、四七五・九〇ヘクタール（四割一分）で自作地面積が遙に大である。（第一部統計表第十八表其一二参照）

第二 農家戸數

昭和五年末現在に於ける農家戸数は五、五九九、六七〇戸であつて總戸数の四割六分に當り前年に比し二四、〇八七戸（四厘）の増加を示し最近十ヶ年間の趨勢に於ては農家戸数の總戸數に對する割合は逐年減少の傾向に在る。

之を自作 小作別に觀れば自作農一、七四二、九九三戸（三割一分）、小作農一、四八六、一三三戸（二割七分）、自作兼小作農二、三七〇、五四四戸（四割二分）にして最近十ヶ年間に於ける趨勢を觀るに大體に於て自作農及自作兼小作農は漸増の傾向に在るに反し小作農は漸減の傾向を示してゐる。

更に之を耕作耕地の廣狹別に觀ると、〇・五〇ヘクタール未満一、九三九、四〇四戸三割五分、〇・五〇ヘクタール以上一〇・九九ヘクタール未満一、九一六、三六七戸三割四分、〇・九九ヘクタール以上一・九八ヘクタール未満一、二二七、四一七戸二割二分、一・九八ヘクタール以上二・九八ヘクタール未満三一六、五二五戸六分、二・九八ヘクタール以上四・九六ヘクタール未満一二九、〇五六戸二分、四・九六ヘクタール以上七・〇一戸一分、であつて最近十ヶ年間に於る趨勢を觀るに大體に於て一・九八ヘクタール未満のものは漸増の傾向にあるに反し一・九八ヘクタール以上のものは年々減少の漸向を示し、而して小經營のもの増加し中經營以上のもの減少するは注目すべき現象であらう。（第一部統計第十八表其二参照）

更に同年末現在に於ける耕地所有者戸数は五、〇六四、九四五戸であつて前年に比し二四、二九六戸（五分）を増加した。之を所有者耕地の廣狹別に觀れば次の如くである。

〇・五〇ヘクタール未満二、五二四、六三三戸四割九分八厘、〇・五〇ヘクタール以上一〇・九九ヘクタール未満一、二五六、八九九戸二割四分八厘、〇・九九ヘクタール以上一・九八ヘクタール未満八九五、九三三戸一割七分七厘、二・九八ヘクタール以上四・九六ヘクタール未満二二四、八四四戸、四分五厘、四・九六ヘクタール以上一・九二ヘクタール未満一二二、九四一戸二分二厘、九・九二ヘクタール以上一四・九・五九ヘクタール未満四五、八二二戸九厘、四九・五九ヘクタール未満三、八八四戸一厘、最近十ヶ年間に於ける趨勢を觀るに所有者總數は大體に於て漸増の傾向を示し所有耕地の廣狹別に於ては二・九八ヘクタール未満のものは漸増の傾向あるに反し二・九八ヘクタール以上のものは漸減の傾向を示してゐる。（第一部第十八表其三参照）

第三 農作狀況

米 昭和六年に於ける米作付段別は三百二十四萬八千七百三十七町五段にして前年作付段別に比すれば九千四百十五町九段（三厘）を、前五ヶ年平均作付段別に比すれば五萬四千五百四十二段（一分七厘）を増加せり。而して米收穫高は五千五

百二十一萬五千二百六十三石にして之を前年收穫高に比すれば千百六十六萬二百七十二石（一割七分四厘）を、前五ヶ年平均收穫高に比すれば五百六十七萬千七十三石（九分三厘）を減少せり。

蓋し本年の稲作は苗代時期に於ける天候概して適順を缺き苗の生育良好ならず且つ移植前後に亘りても降雨低溫持續し日照少なりし爲稻の生育遲延し分蘗伸長充分ならず、七月末に至り天候順調に復したるを以て相當成育の回復を見たるものありしが開花結實期に至り又降雨早冷の爲成熟充分なるを得ざりしものあり、殊に北海道及東北地方に於て甚だしかりしを以て九月二十日現在に於ける第一回豫想に於ては五千七百九十七萬五千三百十石と豫想せられたり。而して其の後に於ても氣候概して低溫にして順調を缺きたる爲登熟阻害せられ且つ地方に依りては稻熱病、又は螟虫等病虫の被害を受けたるものありしのみならず九月下旬より十月中旬に亘り風水害等ありしを以て十月末日現在に於ける第二回豫想に於ては第一回豫想に比し二百九十四萬七千四百石（五分一厘）の減少を示せり、然れども其の後の天候は概して順調にして地方に依りては風水害等ありしもその被害輕微なりしに因り實收高に於ては第二回豫想に比し十八萬七千三百五十三石（三厘）の増加を示せり。尙参照のため最近五ヶ年間に於ける作付段別及收穫高を掲ぐれば左の如し。

		(作付段別)		(收穫高)	
		町段		石	
昭和元年	三、二五、七二・二	昭	和	五、五九、三八〇	
昭和二年	三、二七、六三・五	昭	和	六、二〇、四二一	
昭和三年	三、一九、七三・一	昭	和	六、三〇、〇八九	
昭和四年	三、二〇、六四・一	昭	和	五、五七、六四四	
昭和五年	三、三三、三三・六	昭	和	六、八五、五五四	
昭和六年	三、四六、七七・五	昭	和	五、三五、二六三	
麥・昭和六年度麥收穫高は左の如くである。(但し北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟及長野の一道八縣を除きたる三府三十五縣)					

大麥	五、八〇、二三石	裸麥	六、三六、八三石
小麥	五、八四、〇七石	計	一八、四一、二三石

にして之を前年收穫高に比すれば

大麥	三〇三、一五石(五分四厘)増	裸麥	四三三、七〇石(七分四厘)増
小麥	二七、七三石(五分四厘)増	計	一、〇六、五三石(六分二厘)増

を示し前五箇年平均收穫高に比すれば

大麥	一九一、〇三石(三分一厘)減	裸麥	五五、八六石(七分八厘)減
小麥	二〇四、五三石(三分六厘)増	計	五三、四〇九石(二分八厘)減

を示してゐる。蓋し本年の麥作狀況は播種以來概して氣候低溫で降雨雪多く且農村經濟不振のため施肥管理が充分でなく、ために分蘗伸長を妨げられたものがあつた爲五月廿日現在豫想收穫高に於ては前年收穫高に比し十五萬餘石（九厘）増、前五ヶ年平均收穫高に比し百四十一萬餘石（七分六厘）減

と豫想せられたが、其の後の天候適順のため登熟充分なるを得たのと、病虫害等の被害も僅少なりしに依つて、實收高は豫想收穫高に比して八十八萬餘石(五分二厘)を増し、前年實收高に比し百三萬餘石(六分一厘)を増したが、前五ヶ年平均收穫高に比すると五十二萬餘石(二分八厘)減を示した。

養蠶 昭和六年繭産額は左の如くである。

養蠶戸数は二百一十一萬九千六百三戸、蠶種掃立數量は一億六千八百八十九萬四千七百十八グラム、内春蠶、七千九百五十二萬六千二百七グラム、夏秋蠶 八千九百三十六萬八千六百九十一グラム、繭産額は九千七百七萬二千四百五十五貫(價格二億七千五百五十八萬九千七百七圓)、内春蠶、五千二百六十六萬七千二百二十五貫(價格一億五千四百八十三萬一千七百五十五圓)、夏秋蠶 四千四百四十萬五千二百三十貫(價格一億二千七十四萬八千三百四十二圓)にして前年に比すれば、養蠶戸數 九萬六千四百二十四戸(四分四厘)減、蠶種掃立數量 八百五萬七千六百八十二グラム(四分六厘)減、内春蠶 百九十七萬八千三百九十五グラム(二分四厘)減、夏秋蠶 六百七萬九千二百八十七グラム(六分四厘)減、繭産額 九百三十九萬一千六十一貫(八分八厘)減(價格二千八百六十三萬二千六百七十七圓)(九分四厘)減、内春蠶 三百四十三萬五千九百一十一貫(六分一厘)減(價格五千五百五十三萬七千五百五十四圓)(二割六分四厘)減、夏秋蠶 五百九十五萬五千五百五十貫(一

割一分八厘)減(價格二千六百九十萬四千七百七十七圓)(二割八分七厘)増を示してゐる。

而して春蠶に在つては稚蠶期に於て概して氣候低溫濕潤であつたが、壯蠶期以後に於ては適順を得、桑樹繁茂の狀況は順調で蠶兒の發育は一般に良好であつたが、掃立數量の減少と一部地方に於て蠶兒を淘汰したものがあつたため、收穫高は前年に比して六分一厘の減少を示し、夏秋蠶に在りては九月二十五日現在の調査に於ては主として掃立數量の減少及蠶兒の淘汰をなした者があつたため收穫高は前年に比し二割一厘の減少を豫想せられたが實收に於ては掃立以來氣候が概して適順で蠶作良好であつたため前年に比し一割一分九厘を減少し前記の春蠶、夏秋蠶を通すれば前年に比し八分八厘の減少となつた。

第四 田畑賣買價格

日本勸業銀行調査課の發表する「昭和六年度田畑賣買價格」の概要を摘記すれば次の如くである。

昭和六年三月現在の田畑賣買價格を表示すれば

全國平均賣買價格(反當)

騰落比較

昭和六年 昭和五年

騰落實數

比較割合

田		上の中		普通		下の中	
		五元	六元	四元	四元	三元	三元
		落 五	落 六	落 六	落 六	落 三	落 三
		二・四	二・四	二・〇	二・〇	一・六	一・六

上の中	三九	落	六
下の中	三三	落	七
下の中	二九	落	三
下の中	二八	落	二

即ち本年に於ける田畑賣買價格は前表に示すが如く、各品等を通じ孰れも前年に比し著しく低落し、普通品等の全國平均反當價格は田四百十一圓、畑二百五十三圓にして共に一割六分方の激落を示したり。

耕地價格の高低は土地生産力の大小、耕地面積の廣狹等に支配せられ、又其の騰落は農産物價格の騰落と農家購買力の如何とに大なる關係を有するのみならず、地方金融の狀況或は小作爭議の消長等各地方特有の事情に左右せらるること尠からず、従つて地方に依り其の高低騰落の程度に差異あるは言を俟たざる所にして、今之を地方別に觀察すれば、本年に於ける普通田の賣買價格は近畿區の五百二十八圓を最高とし、四國區、東海區、東山區、九州區、中國區、北陸區、關東區、東北區、北海道順次之に次ぎ、沖繩の七十一圓を最低とす。又普通畑にありては東海區の三百八十圓を最高とし、關東區、東山區、四國區、近畿區、九州區、中國區、北陸區、東北區、沖繩區順次之に次ぎ、北海道の四十五圓を最低とす。更に前年に對する騰落の狀況を觀るに、田畑共に孰れの地方に於ても低落を示したるが、就中東北區に於て其の割合最も大にして、沖繩に於て最も小なり。

本邦の耕地價格は大正五年以降大正八年に至る四年間逐年奔騰の趨勢を持續し、大正八年には普通田は七百六圓となり普通畑も亦四百十八圓の高値を唱へ、田畑共に大正四年に比し三倍方の騰貴を示したり。當時我が經濟界は世界大戰の影響により未曾有の活況を呈し、農産物の價格は一般物價と共に昂騰の一途を辿りたるため、農家の購買力は著しく増進し、勢ひ耕地價格の昂騰を促したり。然るに大正九年の恐慌に會するや、農産物の價格は遽に低落の方嚮に轉じ、耕地の價格も亦其の影響を蒙り、田畑共に前年に比し實に百圓方の暴落を示したり。

爾來經濟界は容易に好轉するに至らず、農産物の價格は一般物價と共に漸落の步調を辿り、之に伴ひ農家の收入は激減を來し、其の購買力をして著しく減退せしめ、加ふるに各地に於ける小作爭議は漸次其の範圍を擴大し且深刻の度を加ふるに至りたる爲め、耕地の價格は其の影響を蒙りて漸落の趨勢を持續し、昭和五年に於ては田は四百八十九圓、畑は三百圓を示したるが本年に於ては更に低落して前述の如く田は四百十一圓、畑は二百五十三圓となれり。

斯くの如く、耕地の價格が本年も亦前年に引續き低落を示したるは、固より種々の原因あるべしと雖も、經濟界連年の不況に加へ金解禁の影響、世界的不況の襲來等に因り、一般物價は著しく低落し、特に農産物の價格は稀有の激落を示したる爲め、農家の

實收小作料 及増減比較	地方別	昭和六年		昭和五年		増減(△)比較	
		石	分	石	分	割	合
近畿區		一・六	五	一・八	五	△	二・三
中國區		一・三	六	一・六	三	△	二・四
四國區		一・六	九	一・七	七	△	三・七
九州區		一・三	六	一・四	六	△	二・六
沖繩		七・五		七・六		△	〇・三
全國平均		一・三	七	一・五	四	△	二・四
東山區		一・三	三	一・三	三	△	一・〇
東海區		〇・九	六	〇・九	六	△	〇・二
近畿區		一・三	三	一・三	三	△	〇・二
中國區		一・五	五	一・四	四	△	〇・一
四國區		一・七	七	一・九	九	△	〇・二
九州區		一・〇	九	一・〇	九	〇	〇
沖繩		〇・七		〇・三		△	三・三
全國平均		一・〇	三	一・〇	三	△	一・〇
口、地方別普通畑實收小作料							
實收小作料 及増減比較	地方別	昭和六年		昭和五年		増減(△)比較	
		石	分	石	分	割	合
北海道		二・五	三	三・〇	六	△	一・五
東北區		一・七	五	一・三	六	△	一・四
關東區		二・六	六	一・三	二	△	一・四
北陸區		三・〇	四	一・四	六	△	一・六
東山區		一・三	三	二・三	三	△	一・〇
東海區		一・三	七	二・〇	八	△	二・八

即ち田に在つては四國區の一石一斗七升を最高とし、中國區、近畿區、九州區、東山區、北陸區、東海區、東北區、關東區、北海道順次之に次ぎ、沖繩の三斗七升を最低とす。又畑に在りては四國區の十八圓九十九錢を最高として、東海區、東山區、近畿區、中國區、九州區、北陸區、關東區、東北區、沖繩順次之に次ぎ、北海道の二圓五十錢を最低とす。

更に前年に對する増減割合を觀るに、田小作料は近畿區及九州區に於ては増減なく、東北區、中國區及沖繩に於ては増加したるも、其の他の地方に於ては孰れも僅少の低減を示した。而して小作料増加の割合最も大なるは沖繩の二割三分三厘にして、他は一分方の増加に止まり、又低減の割合最も大なるは關東區の三分一厘にして、北海道の二分三厘に次ぎ、其の他の縣は概ね一分方の低減に過ぎない。又畑小作料は前年に比して各地方とも減少したが、其の割合は沖繩の一分八厘を除き孰れも一割一分以上を示し、東山區の一割七分七厘が最も大である。

終りに普通品等田畑の實收小作料に就き大正十年以降の推移を示せば左表の如くである。

年次	實收小作料		普通田		普通畑	
	實數	同上指數	實數	同上指數	實數	同上指數
大正十年	一・七	一〇〇	一八・五	一〇〇		
同 十一年	一・四	七	一九・五	一〇四		
同 十二年	一・三	五	一九・六	一〇七		
同 十三年	一・九	五	一九・六	一〇七		
同 十四年	一・八	九	一九・六	一〇三		
昭和元年	一・七	九	一八・九	一〇二		
同 二年	一・三	七	一八・六	一〇〇		
同 三年	一・三	八	一八・四	九		
同 四年	一・三	八	一七・〇	九		
同 五年	一・三	八	一五・四	八		
同 六年	一・三	七	一三・七	七		

第三章 農家經濟

第一 農家經濟調査

農林省は大正十年以來道府縣農會に委嘱して「農家經濟調査」を續行して來たのであるが、昭和四年度成績（昭和四年二月一日—翌五年一月三十一日の滿一ケ年間）として昭和七年二月發表の該調査につき以下その概要を摘記しやう。

(一) 調査農家の種類及戸數
昭和四年度に於て調査を開始せし農家は二三二戸であつたが、中途記帳中止や不備等の事由により結局採用農家戸數は二二二戸となり、北海道を除けば二一九戸である。地方別に示せば左の如し。

地方別	調査用戶數			
	自作	自小作	小作	計
北海道地方	一	一	一	三
東北地方	四	九	八	三
關東地方	三	一〇	一〇	三
北陸地方	七	八	七	三
中部地方	四	三	三	元
近畿地方	一〇	九	七	六
中國地方	五	八	三	六
四國地方	九	七	五	二
九州地方	六	九	六	三
總計	六	四	五	三

(二) 農業用土地面積

農業經營に使用せらるる年度始現在の一切の土地にして、農業用土地の採用農家平均一戸當面積及び各種間の割合を示せば左の如し。

全府縣平均

	耕作地			耕作地以外の土地		
	田	畑	小計	宅地	山林	原野其他
自作農	二・三六	六・四二	七・六七	〇・四七	一・三三	〇・五二
自、小作農	三・二六	五・三七	七・五三	〇・四八	三・五二	〇・四九
小作農	三・二五	四・四二	六・五七	〇・三〇	一・〇〇	〇・二六
平均	二・八三	五・五三	七・三五	〇・四八	五・六二	〇・四六
同上割合						
自作農	一・九五	三・四六	二・三五	一・九〇	五・五五	三・四五
自、小作農	一・七六	三・六五	二・四〇	二・〇四	七・〇三	二・〇四
小作農	一・九七	三・八四	二・三三	二・二五	七・二二	二・二二
平均	一・八〇	三・六五	二・二二	二・〇〇	六・九〇	二・〇〇
合計			二・二二	二・二二	二・二二	二・二二

	農業用土地面積に對する割合		耕作地に對する割合	
	耕作地	耕作地外の土地	田	畑
自作農	六・七	三・三	六・七	三・三
自、小作農	九・七	二・三	九・七	二・三
小作農	九・五	八・五	七・三	六・八
平均	七・六	三・四	六・〇	三・〇

(三) 農家總收入及農家の經費

採用農家二二二戸の中、平均一戸當りの収入は二、三二二圓餘にして、内農業總収入は一、九七五圓、農業以外の總収入は三五七圓である。之を各階級別及び割合について示せば左の如し。

平均金額		家計以外の經費に對する割合	
農業經營費	一、二四・九五	農業經營費	一、二四・九五
農業及家計以外の經費	四・三五	農業及家計以外の經費	四・三五
計	一、八六・二七	計	一、八六・二七
自作農	一、二四・九五	自作農	一、二四・九五
自、小作農	一、二四・九五	自、小作農	一、二四・九五
小作農	一、二四・九五	小作農	一、二四・九五
平均	一、二四・九五	平均	一、二四・九五

農業經營費		農業及家計以外の經費	
農業經營費	一、二四・九五	農業經營費	一、二四・九五
農業及家計以外の經費	四・三五	農業及家計以外の經費	四・三五
計	一、八六・二七	計	一、八六・二七
自作農	一、二四・九五	自作農	一、二四・九五
自、小作農	一、二四・九五	自、小作農	一、二四・九五
小作農	一、二四・九五	小作農	一、二四・九五
平均	一、二四・九五	平均	一、二四・九五

(四) 農家の總所得

農家の總所得は、農業所得、兼業所得及家事収入の和である。

農業經營費		農業及家計以外の經費	
農業經營費	一、二四・九五	農業經營費	一、二四・九五
農業及家計以外の經費	四・三五	農業及家計以外の經費	四・三五
計	一、八六・二七	計	一、八六・二七
自作農	一、二四・九五	自作農	一、二四・九五
自、小作農	一、二四・九五	自、小作農	一、二四・九五
小作農	一、二四・九五	小作農	一、二四・九五
平均	一、二四・九五	平均	一、二四・九五

るが、今調査農家平均一戸當り金額及各種類間の割合を示せば次の如くである。

	計		
	農業所得	兼業所得	家事収入
自作農	九六・三五	二二・二九	一〇八・二六
自、小作農	八七・〇三	三三・九六	一二〇・九三
小作農	六三・二六	一七・六三	八〇・八四
平均	八三・七元	二三・七二	一一五・三四

	農家の所得に對する割合		
	自作農	自、小作農	小作農
自作農	七三・三	一九・六	七・九
自、小作農	七三・六	二〇・四	五・五
小作農	七・六	一九・七	八・九
平均	七三・四	二〇・六	七・四

(五) 家計費

採用農家一戸當平均家計費は一、二七〇圓餘にして、第一

及び第二生活費との割合平均は六〇％に對する三八％であり、第一生活費中にては飲食費の割合最も高く（四〇・七六％）、他は何れも八％以下である。第二生活費の方では「其他」の項を除いて交際費最も多く（七・九六％）、冠婚葬祭費（六・七五％）、保健衛生費（五・一三％）の順序で修養費（〇・八一％）が最も低位を示してゐる。

次に之を各階級別に見れば金額・割合共に、自作農一、二七〇圓餘にして最も多く、自小作農九九五圓餘にして之に亞ぎ、小作農八七五圓餘にして最も少い。しかし第一生活費と第二生活費との割合から見れば第一生活費に於ては小作農最も高く、自作農最も低い。反對に第二生活に於ては小作農最も低く自作農の最高であることは注目に値する。

一戸當平均家計を表示すれば次の如し。

種類	金額（單位圓）					家計費に對する割合				
	自作農	自小作農	小作農	平均	自作農	自小作農	小作農	平均	自作農	自小作農
住居費	三三・七三	二六・四二	二四・〇二	三三・八三	三・三	二・八	二・四	二・七	三・三	二・八
飲食費	四七・九七	四三・五三	三三・五九	四三・九七	三・四	四・四	四・九	四・六	三・四	四・四
被服費	一一・六三	八・六六	七・八六	九・六七	八・九	八・五	八・四	八・六	八・九	八・五
光熱費	六・五三	五・〇三	六・一三	五・五三	五・四	五・九	六・七	五・九	五・四	五・九
什器費	二六・六五	二六・四三	二〇・四八	二六・四六	二・六	二・五	二・四	二・四	二・六	二・五
小計	七五・六元	六八・三〇	五七・〇二	六五・五六	七・二	六・二	五・三	六・三	七・二	六・二

費 活 生 二 第	修 養 費									
	修 養 費	教 育 費	交 際 費	諸 掛	嗜 好 費	娛 樂 費	保 健 衛 生 費	冠 婚 葬 祭 費	其 他	小 計
家 事 未 拂 金	一、二七〇・五八	六・六三	二・七〇	二・七〇	二・七〇	二・七〇	二・七〇	二・七〇	二・七〇	二・七〇
計	一、二七〇・五八	九・五七	九・五七	九・五七	九・五七	九・五七	九・五七	九・五七	九・五七	九・五七
(右の内)	七三・二三	五・六三	四・八七	四・八七	四・八七	四・八七	四・八七	四・八七	四・八七	四・八七
現金支拂額	七三・二三	五・六三	四・八七	四・八七	四・八七	四・八七	四・八七	四・八七	四・八七	四・八七
現物支辨額	四九・五〇	四・七〇	三・七四	三・七四	三・七四	三・七四	三・七四	三・七四	三・七四	三・七四
減 價 額	二七・八五	一・六〇	一・六〇	一・六〇	一・六〇	一・六〇	一・六〇	一・六〇	一・六〇	一・六〇

以上の農家所得より家計費を控除したる結果は、農家の過剰及不足額を示すのであるが、今採用農家について二百圓未満、二百圓乃至五百圓、五百圓以上に分つて之を見れば左の表の如くである。

過	計									
	自 作 農	自 作 農	自 作 農	自 作 農	自 作 農	自 作 農	自 作 農	自 作 農	自 作 農	自 作 農
自、小作農	二五	二〇	五	五〇	二五	二〇	五	五〇	二五	二〇
二百圓未満	二五	二〇	五	五〇	二五	二〇	五	五〇	二五	二〇
二百圓至五百圓	二五	二〇	五	五〇	二五	二〇	五	五〇	二五	二〇
五百圓以上	二五	二〇	五	五〇	二五	二〇	五	五〇	二五	二〇
計	二五	二〇	五	五〇	二五	二〇	五	五〇	二五	二〇

第二 生産費調査

米生産費調査

帝國農會に於ける昭和六年度の調査として發表せる各府縣七七二戸の米生産費は、一石當（自作農）府縣平均二三圓四四錢、總戸數平均二三圓七錢である。詳細は次の如し。

(一) 生産額(反當)

	米		副産物
	收量	金額(屑米藁粃穀等)	
府縣平均	二・三六石	三・二円	四・三円
總戸數平均	二・三六石	三・二円	四・三円
(二) 直接的生産費(反當)			
府縣平均	二・三六石	三・二円	四・三円
總戸數平均	二・三六石	三・二円	四・三円

	肥料代		計
	種子	自給購入	
府縣平均	〇・四円	三・七円	四・一円
總戸數平均	〇・四円	三・七円	四・一円
(三) 間接的生産費(反當)			
府縣平均	二・四三円	二・五七円	五・〇〇円
總戸數平均	二・四三円	二・五七円	五・〇〇円

農具	建物	諸税	土地資本	計
府縣平均	一・五三円	一・七三円	一・八三円	五・〇九円
總戸數平均	一・五三円	一・七三円	一・八三円	五・〇九円

(四) 全生産費(反當)

	直接的生産費	間接的生産費	合 計
	種子量	家族 雇人 計	家畜使役日數
府縣平均	二・三六石	三・二円	四・三円
總戸數平均	二・三六石	三・二円	四・三円

	種子量	家族 雇人 計	家畜使役日數
	種子量	家族 雇人 計	家畜使役日數
府縣平均	二・三六石	三・二円	四・三円
總戸數平均	二・三六石	三・二円	四・三円

一、種子は精選したるものを評價せしものである。従つて評價の基準は普通の種子に選種用鹽採種及選種労働等を見積り加算せしものである。

一、購入肥料は肥料代金に運搬その他の諸費用を加算したるもの、自給肥料は市價あるものは市價により、市價なきものは肥料價により評價せしものである。此の場合の三成分の單價は次の如し。

窒素 一・四円 磷酸 〇・七三円 加里 〇・五五円

一、労働は一人前男子普通一日の能率に換算せしものにして、

家族、年雇、手傳人の勞賃は稻作期に於ける其の地方日雇の平均賃銀により評價し、其の他の雇人は實際支拂額による。

一、農具中人力用小農具は其の年度の新調費修繕費を以て其の年度の農具費となし、人力用大農具、畜力又は動力用農具は減價償却法による減價格と修繕費とを以て其の年の農具費と見做し、稻作用のために他より賃借せしものは其の賃借料を、又共同使用のもの或は自己所有にして自家經營以外他に賃貸するものは便宜上其の地方の賃借料によりしものである。

一、建物費は米の生産作業と關係ある總ての建物につき其の減價格と修繕費を求め、此の稻作使用歩合を乗じて算出せしものである。

一、土地資本利子は田地賣買價格に對する年利率四分として計算せしものである。

今道府別玄米一石當の生産費を示せば左の如し。

北海道	岩手	青森	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬
三・六	三・九〇	三・五	七・三	八・九	八・四	七・七	三・六	三・九	三・七
埼玉	千葉	東京	神奈川	長野	新潟	富山	石川	福井	山梨
三・六	四・八	六・六	七・六	七・四	三・三	四・四	四・八	四・七	三・九

第一部第三篇 農業勞働者狀態

岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	府縣平均
二・六	三・六	六・四	三・七	四・三	三・五	六・九	七・二	六・三	七・六	九・四	三・五	三・元	三・四
廣島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	
二・六〇	二・五	二・九〇	三・六	四・八	三・七	三・八〇	三・九	二・七	二・九	三・七〇	一・七	三・九	

第三 農家負債

昭和四年六月末現在にて帝國農會は農家負債に關する調査を爲し、その報告によれば大要次の如くである。

昭和五年農業恐慌前における農家の負債は四十億を下らないと思惟せられる。この推定を爲す根據は左の如し。

(イ) 日本勸業銀行貸付金 三億三千八百二十七萬三千五百八十七圓也。

(ロ) 普通銀行貸付金 本調査一行平均貸付金額五十七萬九千

百八十八圓なるを以て、調査當時に於ける銀行數約一千に乗すれば約六億圓と推算するを得。

(ハ) 信用組合、頼母子講、個人貸付業者、一般個人の貸付金
一ヶ村平均の合計は十五萬九千七百九十三圓にして、之を全
國市町村の平均額とすれば、合計約二十億圓と觀察される。

(二) 以上調査の外、農工銀行、北海道拓殖銀行の農業貸付金は、大體七億圓と推算され、又政府の低利資金貸付額(特殊銀行、信用組合を通じて融通せる金額は加算せず)一億圓、この合計金八億圓である。

(ホ) 右の調査の外に漏れたる農業者の負債は數億圓と推定し得。

以上の他、長野縣農會の調査によれば同縣下の農家一戸當負債は八百六十八圓を算し、この平均額を全國農家一戸當負債と見て大過なしとせば、農家の負債總額は五十億に近い。

第四篇 其他の労働者の状態

第一章 林業勞働者狀態

●●●●●
林業労働者數　我國林業労働者の數は、第一回國勢調査の結果によれば林業の勞務者として一二〇、八五一人（男八九、五六三人、女三一、二八八人）とあらはれており、林業本業者

の總數一八九、六二七人に對して六三・七%を占む。而してこの勞務者に對して本業者ならざる從屬者は八二、三五八にして勞務者に對する割合（扶養率）は六八・一%である。右勞務者を小分類によつて内譯すれば左の如くである。

	男	女	計
森 林 業	六、五三	八六	七、三九
林 産 物 業	八、八七	三〇、四三	二二、二八〇
狩 業	三三	九	三三
計	八九、五六三	三二、二八	一二〇、八五一

尙ほ林業労働者の一般的状態に關しては適當の調査を缺くが、國有林並に公有林野官行林業従事労働者の状態については前々年度本年鑑にやゝ詳細の記述がある。

林業労働者の移動 中央職業紹介事務局調「昭和五年に於ける道府縣外出稼者に關する調査概要」によつて林業に屬する出稼者の狀況を見るに大要次の如くである。

林業に屬する出稼者は一五、七〇八人（男子一三、八三四人、女子一、八七四人）にして内製炭三、八一七人（男子二、九三三人、女子八八四人）伐採運材八、八一六人（男子八、四三四人、女子三八二人）其の他林業三、〇七五人（男子二、四六七人、女子六〇八人）である。而して製炭に於ては大分縣の九〇二人最多數にして兵庫縣の五三六人、岐阜縣の二七八人、石川縣の二四九人、等主なるものにして、伐採運材に於ては秋田縣の一、四一六人、岩手縣の一、三〇三人、和歌山縣の一、一〇七人、富山縣の八一四人、岐阜

●●●●●漁業労働者數 第一回國勢調査の結果によれば、「水産業」における本業者たる勞務者の數は三四八、四九九人であり、このうちの大部分は漁撈・採藻（三二四、四三八人）によつて占められてゐる。

第二章 漁業勞働者狀態

農林省の調査に據れば、昭和五年末現在における「水産業者」の總數は一、四八二、三五五人にして前年末現在に比して八、三七一人（〇・〇六％）の減少を示してゐる。この水産業者總數の減少は昭和四年以來引つづいてゐる。男女別に見れば女子は右のうち二七六、七〇一人にして總數の一九％に當る。總數中被傭者は八四七、一一四人で總數の五七％であるが、これを前年に比すれば一〇、五三二人を減じ、注目すべき現象を呈してゐる。業務別並に地位別に見れば左の如くである。

本	養	漁	業主	被傭者	計
三三、〇三八	五、七九四	二四一、七四四	六四三、七三三	一四、六九六	二四一、七四四
五、七九四	八、九〇二				一四、六九六

第一部第四篇 其他の労働者の状態

業			業		
製	養	漁	製	養	漁
計	計	計	計	計	計
百分率	百分率	百分率	百分率	百分率	百分率
二四、八八五	七三、〇四八	二六三、七六七	二四、八八五	七三、〇四八	二六三、七六七
九〇、五五〇	三七、七一九	二〇三、一六一	九〇、五五〇	三七、七一九	二〇三、一六一
二六二、七〇七	三七、七一九	二六二、七〇七	二六二、七〇七	三七、七一九	二六二、七〇七
五二一、一九六	三七、七一九	五二一、一九六	五二一、一九六	三七、七一九	五二一、一九六
六六・一	三七、七一九	六六・一	六六・一	三七、七一九	六六・一
一一五、四三五	九八、九六五	四六五、九三八	一一五、四三五	九八、九六五	四六五、九三八
七七三、九〇三	九八、九六五	一〇五、八四〇	七七三、九〇三	九八、九六五	一〇五、八四〇
一〇〇・〇	九八、九六五	一〇〇・〇	一〇〇・〇	九八、九六五	一〇〇・〇
	三三五、九一八			三三五、九一八	
	三七二、五三四			三七二、五三四	
	五二・六			五二・六	
	四七・四			四七・四	
	一〇〇・〇			一〇〇・〇	

尚ほ上の水産業者總數の地理的分布を見れば、北海道の一八五、八三九人首位を占め、長崎の八五、四五八人、千葉の六五、五五三人これに次ぎ、以下五萬を超えるものは三重、静岡、山口の諸地方である。

●●●●●●●●●●
漁業労働者の移動　中央職業紹介事務局「昭和五年中に於ける道府縣外出稼者に關する調査概要」によつて「水産業者」の出稼状態を見れば大要次の如くである。（尤も茲に水産業者は、漁撈、鹽田稼、其他水産業を含む。）

水産業に屬する出稼者は九三、二〇一人（男子八八、一一六人、女子五、〇八五人）にして内漁撈七九、三六四人（男子七七、三二七人、女子二、〇三七人）鹽田稼一、三四三人（男子一、二三〇人、女子一一三人）其他水産業一二、四九四人（男子九、五五九人、女子二、九三五人）である。而して水産業に屬する出稼者の多數なる府縣を見れば漁撈に於ては青森縣の一八、一〇一人最も多く、北海道の一三、八八八人之に亞ぎ秋田縣の七、六三四人、富山縣の

六、二七八人、岩手縣の三、五八七人、石川縣の三、五三六六、新
潟縣の二、四二三三人、徳島縣の二、〇四六六等多數にして其の他一、
〇〇〇人以上の府縣を擧ぐれば千葉、三重、大分、鹿兒島、島根
廣島、愛媛縣の諸縣がある。鹽田稼では愛媛縣の九〇九人、廣島
縣三三六人多數にして其の他の府縣に於ては極めて少數あるのみ
である。其他水産業に於ては秋田縣の二、〇〇五人、徳島縣の一、
五八七人、廣島縣の一、五五一人、千葉縣の一、一六四人等がその
主なるものである。次に之等の出稼先府縣に就てみれば北海道の
二七、四三七七人最多數にしてカムチャツカの二三、四九八八人、樺太
の一二、二二七人、沿海洲の五、八二三三人、長崎縣の五、一四二人、
朝鮮の二、二七三人等がその主なるものである。
遭難漁船及乗組員數 近年の趨勢を見るに次の如くであ
る。

	遭難漁船數	乗組員數	死亡又は行 衛不明者數
昭和元年	一、三六	三、三九	六六
昭和二年	二、二〇	四、四三	五〇
昭和三年	二、二七	三、三三	四三
昭和四年	一、五〇	三、九三	四九
昭和五年	三、九七	三、五〇	四九

昭和五年中の遭難船數は前年に比し一、六九四隻（二一・三
％）の著しい増加を示してゐる。この遭難船を種類別に見る

と動力を有せざる漁船二、五七八隻、動力を有する漁船六一
九隻で、動力なきものは遭難漁船の約八一％に當り、就中五
噸未満小型漁船が多く全遭難の七八％を占めてゐる。

尙ほ詳細の數字は第一部統計第十九表其二參照。

第三章 商業使用人狀態

商業使用人數 商業使用人の適確なる數は之を知り得な
い。第一回國勢調査（大正九年十月一日現在）の結果によ
れば、商業における本業者としての勞務者は一、一〇六、三二
八人にして、このうち男子四八三、一八二人、女子六二三、一
四六六人、即ち男子四三・六七％、女子五六・三三％の割合であ
る。これを商業における本業者としての業主並に職員の数と
地位別に對比すれば左の如くである。

	業主	職員	労働者	計
實數	一、七七、五四	四四、三〇	二、〇六、三六	三、二八、〇二
百分率	五・六	三・三	六三・一	一〇・〇

右の勞務者を商業の種類別に見れば、大別して物品販賣業
斷然多數を占め六二三、七六二人（五六・三八％）に達する。
之に次ぐものは旅館・飲食店・浴場業の三八・一五％で、他
の業態は遙かに少い。この詳細は前々年度本年鑑參照。

労働時間 商業使用人一般に關する調査ではないが、今、

調査は昭和六年八月中常時百人以上の使用人を使用する大商店（百貨店其の他の小賣商店）に對し府縣廳より調査用紙を配付して記入を求めその結果を集計したものであるが、調査の目的たる商店に該當せるものは全國に於て七十二店、その多くは百貨店又はこれに酷似する多種類の商品を取扱ふ營業である。この使用人の總數は三八、三四一人、うち女子一五、五一五人（四〇・五％）であり、年齢別に見れば十六歳未満は一、五六一人（四・一％）で、他は十六歳以上（九五・九％）である。いまこれら使用人の勞働時間、休憩時間、休日、等について見るに、

第一部第四篇 其他の労働者の状態

次に、使用人員に付て見るに全員十時間を超えて就業せしむる店舗の使用人員は三割七分、全員の就業時間十時間以下のものは三割五分にして殆ど相等しく、交替にて一部は十時間を超え一部は十時間以下のものは約二割七分である。

六五

間、最も短きものは四十分にして一時間乃至一時間三十分のものが十店である。後者にあつては勤務時間の長きものに對しては一時間乃至二時間を與へ勤務時間の短きものに對しては三十分乃至一時間を與へてゐるもの、如し。單に食事時の休憩時間のみを定むるものは十九店にして一時間のもの十、二時間のもの四、二時間半のもの一、三十分のもの二、四十分のもの一にして、不明のものは午食は午前十一時より二時迄、夜食は午後五時より七時と云へるものである。

●休日 使用人の休日には全部給料を支給するものにして休日を與ふるも給料を支給せずと爲すものはない。例月の店員の休日は大部分交替休日にして月二回の休日を與ふるもの最も多くして三十一店總數の四割三分を占め、次に多きは月三回を與ふる店舗にして其數二十三店、總數の約三割二歩を占め、月四回及毎週一回の休日を與ふる店舗は共に約一割にして七店宛、月一回を與ふるものは三店にして四分、又月五回の多きを與ふるものがあるが僅に一店である。

又使用人の多少より觀る時は月三回のもの一萬四千七百三十三人にして第一位を占め、月二回の休日を有するものは第二位にて一萬四千二十二、毎週一回の休日を有するものは六千五百四人にて月四回のものよりも多く、約一割六分に當り、月四回のもの亦四千九百六十四人にして約一割三分を占む。月一回のものは僅に五百二十人にして一分三厘に過ぎない。又休日回數最も多きものは月五回であるが、僅か一店であるから一分にも達しない。結

局百貨店使用人の約七割は月二回乃至三回の休日を有するものと云ひ得るであらう。

●その他 特殊の業務に従事するものにして出勤退出の時刻が他の一般店員と異なる者の就業時間を見るに其の各店舗に於ける就業時間を平均して十時間を超ゆるものは掃除係、配達係（自動車運轉手を含む）、食堂調理人、食堂係、機械係（營繕係男を含む）等にして十時間以内のものは會計係（事務係を含む）、エレベーター運轉手、小使、交換手、仕入勤務者、食料品菓子係、小店員等である。其の内就業時間平均の最も長きものは晝夜連續勤務を爲す夜警員（之等は其の翌日は全休日を得るものと見らる）を除けば食堂調理人の十三時間四十分、最も短きものは小店員の八時間四十五分である。

第四章 自由労働者状態

●日傭労働者數 第一回國勢調査（大正九年十月一日現在）の結果によれば、「日傭業」を本業とする者の數は四四一、四四八人にしてこのうち男子は二七七、一二〇人、女子は總數の三七・二二％に當る。

社會局調によれば日傭労働者の數は昭和六年六月末現在において一、九六三、三六四人、内男子一、五一八、五七二人、女子四四四、七九二人、女子は總數の二三・六五％である。

●失業状態 自由労働者の失業には深刻なるものがあるにも

拘らず、これが適確なる調査は未だ試みられてゐない。社會局「失業狀況推定月報」に據れば、昭和六年中における日傭勞働者の失業率は依然累月増大してゐる。即ち一月の九・三四%から十二月の一・三四%まで、一ケ年におけるその増大は可なり顯著であることが推察される。かくて六年十二月末における失業者數は一八八、九三六人に達する。

第五篇 中間階級者・婦人勞働者・職業婦人並に少年

勞働者狀態

第一章 中間階級者狀態

中間階級は、その階級的地位がいまや全體として向上せず、寧ろ下降的な狀勢にあつて漸次勞働者階級と共通の利害に立たんとする歴史的地位にあるところの階級であるが、その中間階級者が如何なる範圍を指すかを明確にすることは困難である。面倒な議論は抜きにして、假にこれを筋肉勞働者以外の者でその生活の根底が自己の勞務に依存せるものと規定すれば、具體的には俸給生活者（勞働者以外の使用人階級）の大部分、自由職業者、小中商工業者の大部分、自作農、恩

給生活者、等を指すことが出來やう。これを單に收入額から規定すれば、現在では大約月收六十圓以上三百圓以下のものを包括すると見て、常識的にはさしたる不都合はあるまい。（例へば大正十年東京府の中間階級生計費調査は大體この見解をとつてゐる。）

中間階級者の數は從つてこれを完全に捕捉することは困難で、たゞ種々の觀點から一面的に捕へた數字をもつて參考に資し得るに止まる。いまその二三を試みれば左の如くである。

大正九年第一回國勢調査の結果によれば、無職業を除き各職業を通じての本業者二六、六二六、二二人四の中、業主たるもの八、九五八、三六七、職員一、五一四、五一一、勞務者一六、一五三、三四六人となつてゐる。この職員の大部分と業主の可成りの部分とがここに所謂中間階級に屬するであらう。

所得稅表（主稅局第五十七回統計年報書）に依れば、昭和四年度に於て年收三千圓乃至千二百圓の第三種所得稅納稅者は四九四、六一一人である。勿論、中間階級者なる觀念の適合するものは、寧ろ免稅點以下に於て莫大の數にのぼるであらう。尙營業稅表（上掲年報書）に依れば、昭和五年度の各營業者を通じて納稅額二百圓未滿の個人は七二二、五〇一人に達する。

以下中間階級者の一典型として俸給生活者狀態につき記述

を進める。

第一 俸給生活者数

俸給生活者は中間階級者の主要なる部分をなすが、その全数幾何に達するや茲には明確に知り難い。こゝでは俸給生活者中特に官公吏教員について述べる。

一 官公吏数

官吏（國庫金を以て俸給を支給するもの）府縣吏員及び市町村吏員は昭和五年現在において合計六三四、一三五人でこれを種類別に見れば次の如くである。（内譯については第一部統計第二十表参照）

官吏	文官	武官	宮内官	計
	四五、六六	四、三五四	四、六七	五三、六七
公吏（昭和四年末）				
府縣吏員	二、八〇三			二、八〇三
市吏員				三、三六二
町村吏員				六、〇五
計				二〇、四六八

二 教員数

昭和三年度に於ける官公立學校教員数は總數三二一、四三二人で前年度に比し六、四〇六人の増加となつてゐる。その主なる内譯を示せば次の如し。

幼稚園	三、九元人
小學校	三、九、一八

實業補習學校	一四、四三	高等學校	一、三六
高等女學校（實科を含む）	四、三〇	大學	四、九〇
中學	一三、三七	其他諸學校	一八、八六
實業學校（甲乙丙種）	一三、一八	合計	三三、四三
各種專門學校	七、四三		

第二 俸給

官公吏 昭和五年における官公吏の平均俸給額は左の如くである。（一人一年平均俸給額）

官吏	文官	武官	宮内官
府縣吏員	六三、四	二、〇三	九、九
市吏員	九六、四		
町村吏員	四三、四		

備考 武官は陸軍のみについて計算。尙ほ本書につきては第一部統計第二十表其一、其二の参照を乞ふ。

教員 平均月俸額左の如し。

	昭和五年	昭和四年	昭和三年
小學校本科正教員	六三、四	六三、四	六三、四
中等教員	二八、七	二八、七	二六、七
備考 第一部統計第二十表其八参照。			

學校卒業生初任給 中央職業紹介事務局「會社銀行定期探

用狀況調査」(昭和六年五月一日現在調)に依れば、全國に於ける資本金壹千萬圓以上の會社銀行四〇五の採用者二、五六九人の學歷別による初任給並に手當の月平均は次の如くであるが、之は著しい低下ぶりを示した昨年度のそれに比し更に平均約八%の低下である。(昭和五、六年については女子を除外す)

	大學出			中等學			平均
	校出	專門學	校出	校出	專門學	校出	
昭和六年	初任給並	事務者	三・八三	五・五五	三・五五	五・六六	手當合計
昭和五年	技術者	七・七五	六・八八	三・〇二	五・三三	六・〇九	
昭和四年	初任給	五・七五	三・八二	三・三三	五・七五	六・〇三	合計
昭和三年	手當	三・五五	二・六二	二・〇二	四・〇九	五・七五	

第三 生計費

内閣統計局家計調査報告に據る給料生活者の家計狀態については第一篇第三章においてその概略を述べた。尙詳細に亘つては前々年度年鑑の參照を乞ふこととし、茲では收入階級別による總收入並に總支出の内譯を掲げておく。

給料生活者一世帯一箇月平均總收入(收入階級別)

1	總收入(總額)	全體	收入階級別		
			八〇圓	一二〇圓	一六〇圓
1	總收入	三三・四四	未滿	圓未滿	圓未滿
2	實收入(總額)	二七・七	未滿	圓未滿	圓未滿
3	實收入以外の收入(總額)	六・七	未滿	圓未滿	圓未滿
4	繰越	五・九	未滿	圓未滿	圓未滿
5	貯金引出	一四・六	未滿	圓未滿	圓未滿
6	無盡取金	〇・六	未滿	圓未滿	圓未滿
7	保險金	〇・三	未滿	圓未滿	圓未滿
8	貸金受入	一・四	未滿	圓未滿	圓未滿
9	質入	〇・三	未滿	圓未滿	圓未滿
10	質債	二・六	未滿	圓未滿	圓未滿
11	掛買	二・〇	未滿	圓未滿	圓未滿
12	其他	〇・六	未滿	圓未滿	圓未滿
13	給料生活者一世帯一箇月平均實收入内譯	六・九	未滿	圓未滿	圓未滿

3 家族收入	二・七五	〇・六	一・五	一・九
二、勤勞外收入	二〇・〇	五・七	三・六	三・三
1 貸間收入	〇・四	〇・八	〇・五	〇・五
2 財産收入	五・三	〇・四	二・三	六・七
3 受贈	二・八	四・九	九・四	三・八
4 其の他	三・五	〇・三	一・七	三・六

給料生活者一世帯一箇月平均總支出(收入階級別)

全體		八〇圓	一二〇圓	一六〇圓
未滿		二・三	二・七	三・三
總支出(總額)		二・三	二・七	三・三
一、實支出(總額)		二・四	二・八	三・四
二、實支出以外の支出(總額)		二・九	三・〇	三・五
1 繰越	五・四	四・五	四・四	六・九
2 貯金	二・九	六・三	三・五	二・七
3 無盡掛金	一・四	〇・六	一・九	一・九
4 保険金	三・四	一・三	二・四	三・八
5 貸金	二・五	〇・六	一・三	二・六
6 質受金	〇・五	〇・六	〇・三	〇・六
7 負債返済	二・五	一・三	二・五	三・六
8 掛拂	二・六	三・六	一・七	三・七
9 其の他	〇・九	〇・六	〇・七	〇・七

給料生活者一世帯一箇月平均實支出内譯

全體		八〇圓	一二〇圓	一六〇圓
未滿		二・三	二・七	三・三
實支出總額		二・四	二・八	三・四
一、飲食物費	四・六	三・三	三・六	四・三
二、住居費	三・八	三・四	三・九	四・六
三、光熱費	五・六	三・九	五・三	五・九
四、被服費	七・六	九・四	一四・六	一八・三
五、保險衛生費	七・六	四・六	六・六	八・七
六、教育費	二・五	〇・四	一・五	二・四
七、公課其の他負擔費	一・四	〇・六	〇・九	一・三
八、交際費	一〇・元	四・七	七・三	一二・三
九、修養娛樂費	六・三	二・四	四・七	六・九
十、其の他	一〇・六	四・四	七・四	一〇・四

第四 失業狀況

俸給生活者の失業は年々の恐慌の進展につれて愈々深刻化しつつあることは疑なきところであるが、その正確なる數字を得る事は困難である。社會局調「失業狀況推定月報概要」によつて、本年における給料生活者の失業狀態を月別に見れば左の如くである。

昭和五年九月

調査人口 失業者推定數

失業率

一、六四、二七

七、八七

四・七

昭和六年一月	一、六四、七五	三、九元	三・五
二月	一、六六、三六	六、四七	三・三
三月	一、六六、八八	五、四七	四・〇
四月	一、六七、八一	六、三九	四・七
五月	一、六九、四四	六、七三	四・五
六月	一、七二、二五	六、六四	四・四
七月	一、六八、八六	七、二九	四・三
八月	一、五二、四六	七、一五	四・四
九月	一、五六、三三	七、〇九	四・四
十月	一、五九、三三	七、五七	四・四
十一月	一、六三、九七	六、五〇	四・六
十二月	一、六四、三六	七、三〇	四・五
平均	一、六四、九三	七、三九	四・元

次に給料生活者の失業状態を裏面より語る一資料として學校卒業生就職の趨勢を見るに、中央職業紹介所の調査（昭和六年大學專門學校甲種實業學校卒業生就職狀況調査）に據れば大要左の如くである。

大 學	專門學校	甲種實業
卒業生總數 八、四六、一〇・〇%	二六、四九、一〇・〇%	一五、一四、一〇・〇%
就職者數 三、四八、四〇・七	七、三三、四・六	二〇、二五、七・五
(自營を含む)		
上級學校入學 一、五〇、一七・八	一、五二、九・六	一、三三、八・六
未就職者 三、四八、四二・五	七、五六、四・九	三、六四、三・九
其他		

(備考 右の數字は照會せる四六五校中回答ありたる四二九校)

第一部第五篇 中間階級者・婦人労働者・職業婦人並に少年労働者状態

についての調査である。）

今之を前年度の狀況と比較すれば、就職したるものゝ割合は大學卒業生に於て一・一％、專門學校卒業生に於て六・四％、甲種實業卒業生に於て五・九％の低下を示してゐる。又、中央職業紹介事務局「會社銀行定期採用狀況調査」によれば、資本金一千萬圓以上の會社銀行における大學、專門學校、中等學校卒業生の採用率（入社希望者に對する採用者數の割合）は、昭和二年一八・三％、昭和三年二〇・三％、昭和四年一八・一％、昭和五年一五・五％、昭和六年一一・九％にて、昭和三年以來低下の傾向を辿り而も低下率は漸次増大しつつある。

第二章 婦人労働者及職業

婦人状態

第一 女 工

1 女 工 數

女工總數 社會局調に依る昭和六年末における工場・鑛山交通・日傭・其他の労働に従事せる女子労働者の數は合計一、四六九、〇三七人にして昭和五年同時期におけるそれに比較すれば、二五、九三五人の減少を示してゐる。この女工總數の労働者總數に對する割合は三一・四六％で、前年同期よ

り僅かに減少してゐる。これを各種の労働別に見れば次の如くである。

	女工數	男工中女工の占むる割合	同上昭和五年	女工中女工の占むる割合	同上昭和五年
工場労働者	六二、二七	四〇%	四〇%	五五%	六六%
鑛山労働者	二四、二〇	三三%	三三%	二二%	二二%
運輸・交通・通信労働者	五、六四	二〇%	二〇%	九四%	三三%
日傭労働者	三三、八九	三三%	三三%	元元	元元
其他	一、四九、〇七	三三%	三三%	一〇〇%	一〇〇%
合 計	一、四九、〇七	三三%	三三%	一〇〇%	一〇〇%

工場女工數 工場労働に従事せる女工の數は同じく右社會局調査によれば九六一、二八七人で昭和五年同時期のそれと比し二〇、三三一人の減少である。その男女工總數中に占むる割合は前年同様四七%である。

これを官公營と私營とに分ち、更に私營を工場法適用工場と非適用工場とに分類すれば次の如くである。

	女工數	同上昭和五年の占むる割合	同上昭和五年
官 公 營	二七、三〇六	一八、七三〇	二〇%
工場法適用	八四、〇二九	八六、六〇八	四三%
私 營	一三〇、〇六三	二六、二二〇	三三%
非適用	九四、〇八一	五三、八八八	五〇%
合 計	一、四九、〇七	三三%	三三%

業態別工場女工數 昭和五年末現在における各種工業における女工數及びその割合は左の如くである。(昭和五年「工場

統計表」より計算)

	女工數	女工總數に對する割合	男女工百人中女工の占むる割合
紡 織 工 業	七〇、三三	八三%	八三%
金 屬 工 業	六、五九	〇・七	七八
機 械 器 具 工 業	一〇、七三	一・二	六四
窯 業	一〇、八七	一・二	一七九
化 學 工 業	三、三〇	四・四	三三・一
製材及木製品工業	四、七二	〇・五	八・三
印刷及製本業	六、三三	〇・七	二・四
食 料 品 工 業	二〇、二二	二・三	一四・七
瓦斯及電氣業	五	〇・一	一・一
其の他の工業	四、四三	五・五	五・一
計	八七、二二	一〇〇・〇	五・七

年齢別工場女工數 同じく工場統計表に依つて昭和五年に於ける工場女工の年齢別數並にその割合を算出すれば左の如くである。

	十六歳未満	十六歳以上五十歳未満	五十歳以上	計
總 數	一五、二三	七六、〇四	三、二五	八七、二二
右 割 合	一七・八%	八七・七%	一・五%	一〇〇・〇%

(之を主要工業部門について見れば)

紡 織 工 業	一五、二七	五八、六二	八八、七五	七〇、三三
化 學 工 業	三、七六	三三、三四	一、〇六	三九、二〇

食料品工業 一、二六 一八、三三 八四 三〇、三三
 雑工業 四、九六 四、四九 一、〇八 四、四三
 鑛山女子労働者數 昭和五年六月末現在における女鑛夫の鑛山別數字並に年齢別、坑内外別によるその割合は第二篇第一章第二並に第三の記述に之を譲り、茲には女鑛夫の年齢別並に鑛山種別實數を掲げて置く。

	金屬山	石炭山	石油山	其の他の非金屬山	計
十六歳未満	七人	八二	一人	八人	八九
十六歳以上	四、四二	三、五〇	二九	三五	四、二四
五十歳未満	三六	一、三九	五	一〇	一、四〇
五十歳以上	四、五七	三、四〇	二七	三三	四、三三
合 計					

2 賃 銀

工場女工賃銀 工場女工の一日平均賃銀額並にその各種業態別に關する數字は第二篇第二章第三賃銀の項に記述した。

茲には女工の大部分を占むる繊維工業につき内閣統計局調に據り昭和六年六月における女工實收賃銀を掲げるに止める。同上賃銀を年齢別に見れば次の如くであつて、前年同月に比し一四%の低落を示してゐる。

	平 均	十六歳未満	十六歳以上
繊維工業女工賃銀	七三九	五七	八〇六
同 昭和六年六月	八五九	六九	九三二

第一部第五篇 中間階級者・婦人労働者・職業婦人並に少年労働者状態

これを地方別平均賃銀について見れば

	北海道	東北	關東	北陸	東近畿	中國	四九	九州
昭和六年六月	四四・五	五七	七三・〇	五五・一	六七	七三・六	六二	
昭和五年六月	四五・三	五四	八三・〇	七三・五	九七	七二	六八	

女鑛夫賃銀 内閣統計局調によつて昭和六年六月における女鑛夫賃銀と前年同月のそれとを比較するに、こゝでは二七%の甚しい低落である。

女鑛夫賃銀累年表 (労働統計要覽及賃銀物價統計月報に據る)

	總平均	金屬山	石炭山	石油山	其他
昭和元年	一三・一	六・三	一三・三	七・六	八・八
同 二年	一五・四	七・七	一四・一	七・五	八・三
同 三年	一三・三	七・六	一三・五	八・七	八・五
同 四年上半期	一九・六	七・五	一七・五	八・八	九・八
同 五年六月	一四・八	七・五	一三・一	八・五	九・五
同 六年六月	七・五	七・八	七・四	八・四	七・三

女鑛夫一日平均實收賃銀を鑛山別、年齢別に見れば次の如くである。(内閣統計局調)

	鑛山種別、年齢別、女鑛夫賃銀(昭和六年六月平均)
總 數	七・五
平 均	七・五
十六歳未満	五・七
十六歳以上	七・三
金屬山	七・八
石炭山	七・四
石油山	五・〇
其他	八・一

石 油 山	八・四	八・四
其の他の鑛山	七・三	七・三

3 労働時間

就業時間・休憩時間・休日については第二篇第二章第四に労働者の一般的状態として一括記述した。こゝには女子労働者をもつてその大部分を占むる繊維工業における労働時間を内閣統計局調によつて見る。

	工場数	作業時間 時分	内休憩時間 分	作業日数 日
昭和六年一月	一九六	一〇・九	・三	五・一
二月	一九五	一〇・九	・三	五・六
三月	一九六	一〇・五	・三	五・五
四月	一九七	一〇・四	・三	六・六
五月	一九七	一〇・三	・三	六・八
六月	一九四	一〇・四	・三	六・六
七月	一九四	一〇・六	・四	七・〇
八月	一九四	一〇・六	・五	七・二
九月	一九五	一〇・三	・四	七・三
十月	一九四	一〇・〇	・三	七・三
十一月	一九五	一〇・七	・三	六・八
十二月	一九〇	一〇・二	・三	六・〇
昭和六年平均	一九二	一〇・二	・三	六・六
昭和五年平均	二〇〇	一〇・七	・五	六・七

昭和四年平均 三・二 一〇・四 六 七・二
昭和三年平均 二・七 二・〇八 一・〇三
右によれば平均作業時間は深夜業の廢止せられた昭和四年に著しく低減し、昭和五年には更にそれより二十一分の低減を示した。本年は昨年に比し大差はないが、漸次短縮しつつある。休憩時間は昨年より更に二分短縮せられるに至つたが、作業日数は昨年と殆んど變りなく、繊維労働者の労働時間には此一年に何等の改善をも見られなかつたと云ふことが出来る。

就業時間の延長 昭和五年中の状態を見るに次の如くである。就業時間の例外たる許可認可中の一である工場法第四條但書に依る午後十一時までの延長では、深夜業廢止に當り從來深夜業をなし來つた工場に限り當分許可するの方針が採られてゐるが、同條但書によつて延長許可を受けた工場は昭和四年六五二（大部分紡績工場）に上り、昭和五年はそれ以外に更に三百七十一の織物工場と六十四の紡績工場が許可を受けるに至つた。

尙右の例外は將來可及的に許可せざるものゝ如くである。
許可に關する警視廳の方針左の如し。
一、本件は將來可及的許可せざるること
二、許可すべきものは左の場合に限ること
實地調査の上左の各號の條件を具備するときは之を許可す

但し「必要な場合は許可を取消し又は條件を附し得る」様措置するものとす。

(一) 深夜業廢止前交替就業の方法に依り深夜業をなしたるものにして更に必要あるもの

(二) 徹夜作業を爲さざるもの

但し業務の性質上(窯業等)已むを得ざるものは此の限にあらず

次に例外の二、工場法第七條二項による「休憩時間を一齊に與へざることを得るための許可」は本年六十七工場が之を受けた。うち三十三件は織物業である。その理由とするところは交替制就業のため或は食堂又は休憩所の狹隘のため、といふにある。例外の三は、法第七條第三に依る許可即ち夏期休憩時間の延長に伴ふ就業時間の延長であつて、昭和五年許可を受けたるもの一、四三八件で前年に比し四二七件、前々年に比し五六二件の増加を示し例年増加の傾向にある。本年許可を受けたるもの、大部分が織物業及製絲業であることは例年と同様である。更に第四は法第八條三項によるもの、即ち臨時必要がある場合に於ける就業時間延長は、昭和五年届出によつて二時間以内の延長を行へるもの一〇、一五二件にて前年に比し三、六六〇件の増加である。そしてその八割は染織工場である。

尙就業時間につき特記すべきは、從來製絲業は昭和六年八

月末日迄一日一時間の延長を認められてゐたが、五年中に工場法施行規則第三條中一部改正され「器械生絲製造の業務」が削除せられて同年七月一日より製絲業の就業時間一時間短縮された事である。(「工場監督年報」昭和五年参照)

4 労働災害

工場労働者乃至一般労働者の労働災害については之を第二篇第三章第六に述べた。茲には特に女工に關する工場災害の趨勢を略記する。

昭和四年並に五年における工場法適用工場(官營を除く)において發生したる女工の死亡、重傷、輕傷の數は次の如くである。

	昭和四年			昭和五年		
	死	重傷	輕傷	死	重傷	輕傷
染織工場	二	五七	二、四三	二	五七	二、四三
機械及器具工場	一	六	一六	一	六	一六
化學工場	三	七	二三	三	七	二三
飲食物工場	一	五	六	一	五	六

右昭和五年の状況を業態別に見れば次の如くである。

雑工場	1	8	3
特別工場	1	1	2
計	6	7	3,042
官設工場	1	2	100
計	6	7	3,142

第二 職業婦人

1 数

第一回国勢調査の結果によれば、大正九年十月一日現在において女子有業者の總数は九、七〇一、三三五人であり、このうち業主一、三〇九、〇四〇人、職員一五三、〇七八人、勞務者八、二三九、二一七人である。所謂職業婦人と稱せられるものがそのうち幾何を占むるやは判然しない。たゞその輪廓を知り得る一助として、此種婦人の大部分を占めると思はれる商業、交通業、及び公務・自由業における有業婦人中の職員及勞務者の數を左に掲げて置く。

全國女子有業者(大正九年十月一日現在)

産業別	女子有業者數	總有業者數に對する割合%	産業別割合%
總數	九,七〇一,三三五	三六・四	一〇〇・〇
農業	六,三七八,三三	四四・四	六五・七
水産業	四,二四九	七・六	〇・四

鑛業	九六,四六	三・四	〇・九
工業	一,五八三,八四	元・八	一六・三
商業	一,〇三九,六三	三・元	一〇・六
交通業	六三,〇七	五・七	〇・四
公務自由業	三〇七,八七	三・四	三・七
其の他の有業者	一九〇,三三	二・〇	一・九
家事使用人	二,四四	二・五	〇・三

商業、交通業、及公務・自由業における

女子有業者數(大正九年十月一日現在)

商業	一,〇三九,六三
業主	三五,六六
職員	一〇,六一
勞務者	六三,一四
交通業	六三,〇七
業主	二,三三
職員	一〇,八四
勞務者	四八,九〇
公務・自由業	三〇七,八七
業主	五,九八
職員	一八,四四
勞務者	一三,四五

更に職業婦人數が近年急速に増大しつつある事は明であるがその明確なる數字を知ることにはできない。僅かに左の數種

の職業婦人についてその数の近年に於ける消長を窺ひ得るのみである。

	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
一、醫、藥、劑、師	一、七六	二、〇〇	三、〇三	三、五元
二、產婆、看護婦	三、五〇	二、四四	一、五七	二、七五
三、鍼灸、按摩師	三、四六	六、〇八	—	—
四、國有鐵道職員	九、八三	九、四三	九、〇三	—
五、逓信省所屬職員	五、三九	四、七七	—	—
六、藝娼妓、酌婦	二、二四	三、四七	二、〇四	二、七三
七、カフエ、給女	—	—	五、五九	六、八四

備考 一、二は昭和五年衛生局年報、三は文部時報、五は逓信省年報(第四十一回)、六、七は第七回警察統計報告に依る。

2 生活状態

職業婦人の生活状態を窺ふため、之に關する昭和六年三月

業務別年齢比較

	總數	一五歳以下	一六—二〇	二一—二五	二六—三〇	三一—三五	三六—四〇	四一—四五	四六—五〇	五〇以上
女工	五、三六	三三	二、二六	一、五八	四、〇〇	二九	三三	一九	一五	一〇
事務員	三、七五	五	一、四四	一、七四	三二	二二	六	三	—	—
店員	二、四〇	七	一、四六	八三	七	四	四	一	—	—
タイピスト	一、〇四	—	三八	六五	一五	六	—	—	—	—

の東京市統計課調査によりその大様を摘記する。

右の調査は昭和六年三月二十一日より同二十六日に亘つて東京市内所在使用職工數三十人以上若くは三十人以上を使用し得る設備を有する工場及び公稱資本金五十萬圓以上の會社の本支店出張所に勤務する婦人約一萬七千人について行はれたものである。

一、就職の目的、就職に至れる動機は種々様々であるが、家計補助最も多く總數の七六・五七%を占め、之に次ぐものは自活のため九・八三%である。

二、年齢、は十六歳より二十五歳までが大部を占め全體の七八%に當る。そのうち二十歳前のも四四%二十歳以上のも三四%の割合である。之を職業別にみればタイピスト、交換手、事務員等技能的職業をもつものは二十歳二十五歳以下のもの多く、店員、給仕、女工等に於いては二十歳前のものが最も多い。職業婦人の年齢を業務別にみれば左表の如し。

交換手	八三	三	二八	四七
食堂給仕	七〇	七	五九	五
掃除婦	三三	一	一	一五

三、配偶関係 大部分は未婚者にて、之が總體の八三%を占め有夫者は僅かに一二%に過ぎない。

四、教育程度 總數中最多數を占めるものは小學校程度で全體の六七%、以下中等學校程度三〇%、大學專門學校一・三七%の割合である。然し乍ら之を業務別にみれば小學校程度が多數を占めてゐるのは女工、掃除婦、給仕等筋肉労働に従事するものであつて、タイピスト、事務員、店員等に於いては却つて中等學校程度が多數を占めてゐる。

業務別に見たる教育程度

業務別	總數	學歷ナキモノ	小學校	中等學校	大學專門學校
女工	五、元二	一〇〇	五、〇〇六	一八四	二
事務員	三、七五	二	一、元〇	二、三〇	一八
店員	二、三六	三	一、四七	九二	二
タイピスト	一、〇四	一	一	七	七
交換手	八元	一	六	二	二
食堂給仕	七元	二	六	六	一
給仕	六〇	一	四	一	一
掃除婦	三三	六	二〇	三	一
案内係	二六	一	一六	三	一
雜役婦	一九〇	三	一五	一〇	一

エレベーター	一〇六	一	六	四〇	一
ガール	一〇五	一	七	五	一
車掌	一〇五	一	七	五	一

五、住居 全體の八四%は自宅よりの通勤で、下宿、寄宿舎、親類寄偶等自宅以外よりの通勤は一六%に過ぎない。

六、就業時間 職業婦人の勤務時間は六時間乃至十時間が最も多く總數の八七%で、うち八時間乃至十時間がその過半を占めてゐる。

業務別に觀たる就業時間

業務別	總數	六時間以下	八時間以下	十時間以下	十二時間以下	十二時超過	隔日勤務
女工	五、元二	五	六〇	四、四四	二九	六	一
事務員	三、七五	六	二、二〇	八四	九	七	二
店員	二、三六	一	五〇	一、九三	二六	三	一
タイピスト	一、〇四	一	八	八六	一四	二	一
電話交換手	八四	六	四七	三六	三	一	一
給仕	六元	四	三元	三六	五	三	一
食堂給仕	七元	一	九	五七	九	九	一
案内係	一四	一	八	四	三	三	一
掃除婦	三六	一	一四	一六	三	三	一
雜役婦	一九	一	一五	一六	三	三	一

七、月收總額 給料以外に手當、賞與、扶助等を合算せる月收總額

額は三十圓前後が數に於いては最も多く、三十五圓以下の者が全體の過半五三・一%を占めてゐる。うち二十五圓―三十圓が

一六・七%、三〇圓―三五圓が一四・九%である。業務別總收入額は左の如くである。

收入總額

種別	總數	階級											別
		二十圓以下	二十五圓以下	三十圓以下	卅五圓以下	四十圓以下	四十五圓以下	五十圓以下	六十圓以下	七十圓以下	八十圓以下	百圓以下	
總務員	一四、九三	一、三三	一、八七	二、四三	二、三九	一、九七	一、四四	一、三八	一、二五	五元	三六	二五	一四
店員	三、五七	四	一三	五一	四五	六五	四三	五〇	四二	一九	二三	九	六
タイピスト	二、〇四	三	一八〇	五〇〇	五七	三七四	二六	一七	九	一六	一〇	一〇	三
電話交換手	一、〇三	三	九	七	七	二〇	一五	一六	一七	二	四	四	三
雜役婦	八五	一六	五	六	四	二四	一三〇	一五	一〇	一七	二	三	七
掃除婦	一九四	五	三	六	五	三	一三〇	一五	一六	四	一	二	一
給仕	二五	四	一五	元	七	五	六	一五	二	八	四	一	一
案内係	五四	一三〇	一五	一七	六	三	八	四	二	一	一	一	一
車掌	一五〇	一四	四	元	四	九	五	一	一	一	一	一	一
食堂給仕	七四	四〇	一七	三七	二	六	二	八	一〇	二	一	四	九
女工	五、〇三	九七	一、〇三	八三	六八	四六	三〇	二	三	六	二	三	四
其他	五二	四	六	四	二	六	六	元	五	二	三	四	三
合計	一〇、〇〇	八・八	一・二	一・六	一・四	一・三	九・七	八・〇	八・〇	三・四	二・五	一・六	〇・九

八、支出、支出費用中主なるものは食費、被服費、家計補助等であるが、食費は十圓以下のもの四〇・四〇%十圓以上十五圓以下の者二七・三五%である。家計補助をなす者のうち十五圓以下二十圓以下の補助をなす者二〇・五三%、十圓以上十五圓以下のもの二〇・二八%で結局二十圓以下のもの六九・三六%となつてゐる。その他被服費は五圓以下最も多く、平均五圓二十錢

にて、一人平均給料三十圓七十五錢に對し平均一六・九一%を占めてゐる。尙貯蓄は平均一八・二一%（平均五圓六十錢）となつてゐる。

（東京市役所『婦人職業戦線の展望』参照）

第三 藝娼妓酌婦

一、藝妓

藝妓數と藝妓置屋數（第七回警察統計報告に據る）

	藝妓置屋數	藝妓數
昭和二年末	三、八五三	八〇、八六
昭和三年末	三、四六八	八〇、八八
昭和四年末	三、七七八	八〇、七七
昭和五年末	三、五三〇	八〇、七五

藝妓數は前年より更に減少し、昭和三年以來漸減の傾向を示してゐる。

藝妓年齢（第七回警察統計報告に據る）

	一四歳—一七歳	一七—二〇—二五—三〇歳	計
昭和五年末	一、九二四	三、二九八	五、二二二
藝妓百人中の割合	二・四	二四・八	二九・二
同前年の割合	二・三	二七・〇	二九・三

二、娼妓

娼妓、貸座敷營業者及び遊客數（第七回警察統計報告、但し一

日平均人員は第四十三回内務省統計報告に據る）

	貸座敷營業者數	娼妓數	遊客數	娼妓一日平均人員
昭和二年末	二、三三三	五〇、〇五六	三、七三、八〇九	四、四六六
昭和三年末	二、一五五	四九、〇五六	三、七四、三三二	四、〇九六
昭和四年末	二、〇八一	四九、四七七	三、三六、二七〇	四、一八〇
昭和五年末	一、〇六二	五、二二七	三、八七、七三〇	—

昭和五年度においては貸座敷營業者は例年の趨勢通り減少してゐるが娼妓數は却つて増加を示してゐる。

三、酌婦

酌婦數（第七回警察統計報告による）

	昭和四年末	昭和三年末
昭和五年末	七、五五五	一〇、六三三

（尙ほ遊廓及娼妓數の府縣別については第一部統計第二十一表其三参照）

第三章 少年労働者状態

1 少年労働者並徒弟數

一、工場少年労働者

工場法適用工場における少年労働者の數については既に第二篇第一章第三にも之を概説した。「工場統計表」によれば、工場調査規則に基き五人以上の職工を使用する設備を有し又

は常時五人以上の職工を使用する工場における、昭和五年末現在の十六歳未満の少年労働者は一八〇、五九四人、職總數の一〇・七％に當り、前年比すれば絶體數に於いて三五、七〇〇人、比率において二・三％ともに減少してゐる。この少年労働者を男女別に見れば男工二二、四六九、女工一五八、一二五人、少年工の大部分が女工であることを知る。男女工の各總數に對する少年工の割合は、男工二・八二％、女工二七・八二％、之を前年度に比すれば男女工いづれも減少を示してゐる。次に少年労働者數の割合を業態別に見れば、次の如くである。

少年労働者業態別割合(昭和五年工場統計表より計算)

	男	女	各業態の労働者總數に對する少年上の割合%
染織工業	三・六	九・八	一六・九
機械及器具工業	一・八	〇・六	三・〇
金屬工業	五・八	〇・三	二・〇
窯業	六・七	〇・五	三・八
化學工業	二・八	二・四	三・七
製材及木製品工業	六・四	〇・二	三・〇
印刷製本業	一〇・二	〇・四	五・六
食料品工業	六・四	〇・八	一・九
瓦斯電氣工業	一	一	〇・一

第一部第五篇 中間階級者・婦人労働者・職業婦人並に少年労働者状態

其の他の工業 九・三 三・一 七・七

計 一〇〇・〇 一〇〇・〇 一〇・七

(少年労働者の業態別、年齢別、保護職工數等については第一部統計第二十一表共二参照)

二、鑛山少年労働者

鑛山局調によれば昭和五年六月末現在における鑛山少年労働者(十六歳未満)は三、一〇三人にして鑛夫總數の一・二％に當り、そのうち男子二、二二四人、女子八七九人にて、男女ともに前年同期に比し減少を示してゐる。(尙鑛山労働者の鑛山別、坑外別數については第二篇第一章第三参照)

三、徒弟

昭和五年中工場法施行令の規定に基き新に地方長官の認可を受けたる規程に依り徒弟を收容するに至りたる工場は鳥取縣に一件(徒弟數一名)あるのみである。また廢止せられたるものは北海道に一件(徒弟數五八名)にして、結局工場數は前年である。即ち昭和五年十月一日現在の徒弟收容工場數は十二工場で、收容徒弟數は前年比し七〇名減の六一〇名である。累年の狀況は左の如し。

年次	收容工場數	徒弟數
大正十五年(昭和元年)	五	九五
昭和二年	六	八〇
同三年	三	四二

同 四年	三	六〇
同 五年	三	六〇

2 賃 銀

一、工場少年労働者

「昭和二年労働統計實地調査報告」に依つて少年工場労働者の一日平均賃銀を男女別に見るに次の如くである。

十四歳未満	總 數		繊維工業	
	男	女	男	女
十四—十五歳	〇・五四	〇・四六	〇・四四	〇・四〇
	〇・六六	〇・三三	〇・五五	〇・三二
十六—十七歳	〇・九三	〇・八〇	〇・九一	〇・七七

次に内閣統計局調により昭和六年六月の平均についてみれば、十六歳未満職工男子一日平均賃銀諸手当賞與額は六十九錢四厘、女子五十三錢四厘である。これを少年労働者の多い繊維工業についてみれば、男子五十四錢三厘、女子五十一錢七厘にて、その何れも昨年同期に比し著しい低落である。

三、鑛山少年労働者

「昭和二年労働統計實地調査」によれば鑛山における少年労働者の一日平均賃銀は次の如くである。

十四歳未満	總 數		石炭鑛業	
	男	女	男	女
十四歳未満	〇・八八	〇・七七	一・〇三	〇・八三

十四—十五歳	〇・六六	〇・六六
十六—十七歳	一・三三	一・三三

内閣統計局調により昭和六年六月の平均についてみれば十六歳未満男女職工の一日平均賃銀諸手当給與額は次の如くである。

總 數	金 屬		石 炭		石 油		其の他	
	男	女	男	女	男	女	男	女
總 數	〇・六五	〇・五七	〇・四二	〇・五〇	〇・五五	〇・五五	〇・六六	〇・六六

第六篇 労働移民状態

第一章 海外移民状態

第一 一般状態

海外在留本邦人 昭和五年の國勢調査と同時にに行はれたる在外本邦人國勢調査（外務省通商局「在外本邦人國勢調査職業別人口表」）に據るに、昭和五年十月一日現在海外在留本邦人は五一八、八六五人（女二一七、四九七人）にして、これを大正九年國勢調査の結果たる四六四、五一八人に比較すれば五四、三四七人の増加を示してゐる。今これを在留國別、職業別、民籍別に見れば次の如くである。

同	二年	二、七五	六、三六	一八、〇四	一四、七五
同	三年	三、五二	七、〇八	一九、八〇	一五、〇四
同	四年	一六、三〇	九、七四	二五、七四	一四、〇三
同	五年	一四、二〇	七、六九	二、八元	一五、四三

第二 北米合衆國及び加奈陀

北米合衆國における我が移民並に我が移民に對する米當局の態度には大變化はないが、米國內における失業の激増は一般的に移民の入國を現在以上嚴にするに傾きつつあるものの如くである。然し他方において米國內でも移民法反對の運動がないでもなかつた。

本年に入つて早々同國勞働省は、歸國勞働者の再入國に關する規定を變更し、從來認めてゐた再入國許可證下附の有効年限一ケ年に對する六ヶ月の延期を認めざることをとし一般に歸國移民の再入國を嚴重に取締ることとなつた。これは云ふまでもなく國內失業問題に對する一對策といふ建前であるが、同様の理由から、下院移民問題委員長ジョンソン氏は今後二ケ年間アメリカへ入國する移民數を九割方減ぜんとする案に賛成し、本年一月廿七日これについての法案を下院に提出したと傳へられた。これら移民制限運動と反對の傾向として注目されたのは、四月末よりアトランチック・シティーに開催された米國商業會議所年次大會に排日の本場西部諸州の

代表から提出された移民禁止規定撤廢の建議案であつた。同案は、東洋移民のアメリカ入國禁止規定を撤廢しこれに代ふるに歐州移民同様の歩合割當制を採用し、東洋移民の差別待遇を撤廢することにより延いて日米の友好關係を増進せんことを當局に要請したものであつたが、相當のセンセーションを起したものの如くである。尤も同案の提案者がサンフランシスコの海運業者を先頭とするボートランド商業會議所理事會であつたことは一應の注意を要する。尙ほ、八月大統領のもとに提出せられた米國法律勵行狀態調查委員會の報告書は移民法が苛酷濫用に過ぎてゐる旨を指摘したと傳へられてゐる。

北米への移民數 昭和五年度に於ける北米合衆國、カナダ、ハワイへの我が移民數、歸國移民數、並に在留本邦人の送金額は左の如くである。

	渡航許可員數	歸國移民數	送金額
カナダ	二七(内、女三)	一、四三(内、女 四九)	一、六三、八六〇
北米合衆國	一	八、〇三(内、女三、二七)	一三、三六、六二
ハワイ	一	三、九九(内、女二、六三)	五、〇六、四六
在留本邦人數	昭和五年國勢調査の結果によつて北米合衆國並に加奈陀において本邦人の多數在留せる地方を擧ぐれば左の如し。		
北米合衆國(本土)總數	男 五、九六	女 五、六四	計 九、六〇

在紐育總領事館管内	二、七六	一、〇三	三、七九〇
在シアトル領事館管内	八、四四	五、五三	一三、九六五
在ボートランド領事館管内	三、四八	二、一七	五、五七
加州 北部	二、六六	一、四六	三、〇七二
加州 南部	一、八四	三、一七	三、〇一〇
英領加奈陀(總數)	三、三六	八、四三	二〇、八六
ブリティッシュ・コロンビア州	二、七三	八、四四	一、八七

在留本邦人職業別數 同く昭和五年國勢調査によれば北アメリカ州全體における本邦人の職業別數左の如し。

	男	女	計
一、農 業	三、三三	二、二七	二、四九
二、水 産 業	二、六二	五	二、六三
三、鑛 業	六八	一	六九
四、工 業	七、五五	五、六	八、〇二
五、商 業	一、三二	二、二四	一、五、四〇
六、交 通 業	一、七四	七	一、七二
七、公務・自由業	二、三五	四二	二、八六
八、家事使用人	一、六五	三七	一、九二
九、其の他の有業者	一、三五	一〇	一、四四
一〇、無 業	三、八六	四、四三	六、三〇

第三 南 米

本邦移民の入國を制限しない海外移民地は從來メキシコ、

キューバ、中央アメリカ、南米等であるが、メキシコも本年春わが移民の入國を拒絶した事實があり、概してその入國は同國の失業問題その他の關係から困難に趨きつつある。現在では南米方面のみが移住適地としての條件を具へ、同時に日本移民を歓迎する唯一の移民地である。而して南米在留本邦人の殆んど大部分がブラジル及びペルー在住者である。昭和五年におけるブラジル及びペルーへの我移入民は合計一四、五七二人で前年に比し二、六一〇人の減少を示してゐる。しかし同年における我が移民渡航者總數(二一、八二九人)の六六・七六%を占め依然同地が我が海外植民地の大宗たるに變りはない。

●●●●● ●●●●●
ブラジル 昭和五年度のわがブラジル移民は一三、七四一人でわが全移民數の六二・九五%を占め、前年度に比し一、八五六人を減少してゐる。これは増加の一方であつた近年の趨勢を破つてゐる。昭和五年十月一日の國勢調査の結果によれば、同日現在における在留本邦人は一一六、五〇五人にしてその大部分がサンパウロ州に住む。

在ブラジル本邦人總數	男	女	計
サンパウロ州	六、三四	五、三八	一、二六、五〇
ミナス・ジエラエス州南三州	六、四〇	五、〇二	一、二三、五二
リオデジャネイロ領事館管内	九、九	八、三	一、八二
	六、五	四、六	一、一三

これを職業別に見れば次の如くである。

	男	女	計
一、農 業	三、七九	三、八三	三、七二
二、水 産 業	三〇	一	三三
三、鑛 業	八	一	八
四、工 業	六三	七	七〇
五、商 業	一、三六	三三	一、三九
六、交 通 業	一四	四	一八
七、公務・自由業	三六	四	四〇
八、家事使用人	一五	二七	四二
九、其他の有業者	一四	六	二〇
一〇、無 業	一、五五	一、〇六	二、六一

更に右のうちその大部分を占むる農業及び水産業に従事する者の数を分類によつて詳細に見るに次の如し。

	男	女	計
一、農耕に従事する者	三、五五	三、八〇	四、四五
二、畜産に従事する者	六	一	七
三、蠶業に従事する者	六	一	七
四、林業に従事する者	四〇	一	四一
五、漁業に従事する者	三〇	一	三一

以上昭和五年度の趨勢であるが、昭和六年に入つてもブラジル移民は近年になき不振を傳へられてゐる。これは昭和五年十月に起つたブラジルの革命騒ぎにも禍されてゐるが、こ

の騒動一段落後もコーヒー價の暴落による勞賃低下を主因とし兎角移住地事情の風聞面白からぬものがあつたためであるが、内地における海外移住組合聯合會等の活動も之を反映して勢ひ鈍り勝ちとなり、本年に入つて所謂ブラジル移民の行詰が云爲されるに至つた。

ペルー 昭和五年中におけるペルーへのわが移民数は八六一人（内、女三、一〇人）である。同年十月一日の國勢調査によれば同國在留の本邦人は二〇、五三五人（内、女七、三三五人）でこの大部分（一七、二六一人）はリマ州に住んでゐる。在留本邦人と職業別に見れば次の如くであり、ブラジルと異り、ここでは農業は少く商業が大多數を占めてゐる。

總 數	男	女	計
一、農 業	一、八六	四五	二、三一
二、水 産 業	二	一	三
三、鑛 業	二	一	三
四、工 業	一、二七	一三	一、四〇
五、商 業	六、〇六	七二	六、七八
六、交 通 業	二三	二	二五
七、公務・自由業	一四	六	二〇
八、家事使用人	三	三	六
九、其他の有業者	四	二	六
一〇、無 業	三、四〇	五、八八	九、二八

第四 其他

比・律・賓 昭和五年における比律賓への移民は二、六八五人（内、女四九七人）、これを前年度の四、五三五人に比較すれば著しき減少振りである。同年十月一日現在（國勢調査）における在留本邦人は一九、六二八人（内、女五、〇〇四人）で、ルソン島七、〇三六人、ミンダナオ島二一、五九二人である。後者に多いのは邦人の麻栽培事業が盛んなためで移民の大多數はこの麻耕地に労働してゐる。いま同じく國勢調査により在留本邦人の職業別数を掲ぐれば次の如くである。（尙ほ在留本邦人中、朝鮮人三九人。臺灣人一七人である。）

	男	女	計
一、農 業	七、三三	四	七、三七
二、水 産 業	九四	九	一〇三
三、鑛 業	二	一	三
四、工 業	一、八七	元	一、八七
五、商 業	一、六八	二〇	一、八八
六、交 通 業	一九	一	二〇
七、公務・自由業	四六	三	四九
八、家事使用人	一〇	元	一〇
九、其の他の有業者	五	一	六
一〇、無 業	二、三三	四、五〇	六、八三

滿・洲 滿洲における在留本邦内地人數は（「日本帝國統計年鑑」第四十九回に據れば）昭和四年十月一日現在一〇八、五三二人と報告されてゐるが、昭和五年十月一日の國勢調査の結果は僅かに一四、〇七一人と出てゐる。同じく朝鮮人の在留者は國調に據れば僅かに九八一人であるが、これ又昭和三年末現在外務省調によれば五七五、七四五人で到底比較にならない。尙ほ滿洲は昭和六年十月に突發した事變により萬端大變化を免がれぬことであり、この地に關しては何れ新資料を手にして改めて記述するのほかない。いま参考のため國勢調査による在留本邦人の職業別をかかぐれば次の如し。

	男	女	計
一、農 業	二五	五	三〇
二、水 産 業	二	一	三
三、鑛 業	二七	一	二八
四、工 業	五五	六	六一
五、商 業	一、七一	六八	一、八五
六、交 通 業	二七	五	三二
七、公務・自由業	一、四〇	一九	一、五九
八、家事使用人	五	一	六
九、其の他の有業者	八	三	一一
一〇、無 業	二、五九	五、六六	八、二五
計	七、三九	六、七三	一四、一三

第二章 移入民状態

第一 移入鮮人

1 移入鮮人数

内地在留朝鮮人の数はこれを正確に知ることが得ないが、内地當局の言ふところを綜合すれば昭和五年末現在において大約廿九萬人と見得る。この数は、慶尙南道警察部の發表せる同年末内地残留鮮人数二八六、六七九人とほぼ合致する。これを昭和元年末の十四萬三千人に比すれば兎もかく倍加せる状態である。尙ほ同じ慶尙南道警察部の調査として發表せられたところにより、同昭和五年中釜山通過の朝鮮人内地渡航並に歸還状況を見るに、内地渡航者は學生六、四九三人、勞働者六四、一八四人、その他二四、八一四人、合計九五、四九一人であり、歸還者は合計一〇七、七〇六人で、その内譯は學生五、七七三人、勞働者七八、一一二人、その他二三、八二一人である。即ち昭和五年中においては渡航者は歸還者より一萬二千二百十五名多いと報ぜられてゐる。

2 移入鮮人生活状態

朝鮮人移入の原因については種々なるものが考へられる。

何よりも朝鮮におけるその生活の極度の窮迫、殊に小作農民の困窮が第一に挙げられるであらうが、この他内地賃銀が比較的高いこと、内地に仕事を得る機會の多きこと等經濟的に明らかな原因があり、その他には内地文化に對する漠然たる憧憬や、この憧憬を煽る朝鮮人の宣傳も考へられるし、内地法律が彼地のそれよりヨリ酷でないこと、そして最後には鮮人の一般的な解放への欲求をも考へられよう。しかし、かくして渡航し來る鮮人の内地生活状態は云ふまでもなく不況の下積みにあつて決して改善されつつありと見ることを得ない。いま内地鮮人生活状態に關する一資料として大阪市社會部調「本市に於ける朝鮮人の生活」(昭和六年七月發行)からその概要を摘記してみる。

大阪市における朝鮮人の生計状態 調査は大阪市において最下層の生活を營んでゐる所謂カード階級に屬する朝鮮人一〇二世帯、四〇九人について昭和五年末に實地に行つたものである。一、世帯關係——先づ世帯の構成種類を見るに夫婦及び子女の世帯が最も多くて總數の四四・一二%を占め、これに亞いで夫婦子女親族の一六・六七%、單身の一五・六九%といふ順序を示してゐる。世帯人員について見ると四人世帯が三〇・三九%で最も多く一人世帯の一五・六九%、三人世帯の一四・七〇%、六人世帯の一〇・七八%、五人世帯の八・八四%といふ順序となつてゐる。次に各世帯について十四歳以下の兒童の有無を見ると兒童をもたない世帯が二八・四二%で最も多く、これに次いで二見世帯の二三・

五三%、一兒世帯の二〇・五九などが多い。世帯構成員を性別に見ると男が五一・八三%、女が四八・一七%、年齢構成では一―五歳の一八・〇九%が最多を占め六一―二〇歳の一四・六七%、三一―三五歳の一一・〇〇%、一一―一五歳と二六―三〇歳の一〇・二七%がこれに亞ぎ、さらに配偶の有無では有配偶者が三七・一六%、無配偶者が六二・八四%を示してゐる。

二、職業關係——有業者が二五・四三%、無業者が七四・五七%で無業者中には二十四人の失業者が含まれてゐることは注目に價する。

	世帯主			家族			同居人			計
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
有業者	三	三	六	四	五	九	三	四	七	二〇
無業者	三	三	六	一	一	二	一	一	二	二七
計	六	六	一二	五	六	一一	四	五	九	四七

有業者の職業の種別を窺ふと、極めて雑多であるが、土工、靴工、人夫、金屬工、手傳等が比較的多い。

三、居住關係——居住狀態について見るに單獨で借家してゐる世帯が四八・〇四%、借家して其の一部を間貸してゐる世帯が一八・六三%、借問してゐる世帯が二七・四五%、労働下宿に住んでゐる世帯が五・八八%を示してゐる。

	單獨	借家	借家間貸	借問	計
世帯	四・〇四	一八・六三	二七・四五	五・八八	五二・〇〇

労働下宿 五・八

四、生計關係——朝鮮人一世帯當り平均の一箇月の實収入は二十九圓七十一錢でこれに對する實支出は三十二圓四十錢であるから一ヶ月に二圓六十九錢の赤字を出すわけであるが、これは彼等の社會層が打續く不景氣に餘程打撃を蒙つてゐるこの證左で之によっても彼等一般の生活がいかに切迫したみじめなものであるかうなづかれるのである。

今こゝで世帯の一ヶ月實收を仔細に觀察すると、三〇圓未満二〇圓以上が三一・八七%を占めて最も多く、四〇圓未満三〇圓以上が二一・九八%で之に次いでゐるが、これを藤井忠治郎氏が大正十五年京城の貧民窟に於ける六十七世帯を實地調査した結果に比較するならば、カード階級に屬するこれ等來住朝鮮人の生活狀態は半島に於ける生活狀態を遙かに凌駕し、ここにも朝鮮人渡航の一原因が存在することがうなづかれる。

収入階級	一人	二人	三人	四人	五人	六人	七人	八人	九人	計	%
一〇圓未満	四	一	二	一	一	一	一	一	一	一〇	一〇・九
二〇圓未満	二	二	三	三	一	一	一	一	一	一三	一三・九
三〇圓未満	二	三	五	一〇	六	二	一	一	一	二九	二九・七
四〇圓未満	一	一	五	一〇	一	二	一	一	一	二〇	二〇・六
五〇圓未満	一	一	一	一	一	六	三	一	一	一〇	一〇・九
六〇圓未満	一	一	一	二	一	一	一	一	一	五	五・五
七〇圓未満	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	二・二

八〇圓未満 — — — — — 一三三・三元
計 二七五・六九二 六四一九・二〇〇〇
更に世帯の收支關係を窺ふに、収入が支出をやゝ超過してゐる世帯が二四・二七%、やつと收支の辻褄を合はせてゐる世帯が六・六〇%を示し、収入が支出に對して不足を告げてゐる世帯が六九・二三%の多きを占めてゐる。

次に収入階級別と世帯員數別に一世帯平均一ヶ月實収入の内譯を見るに次の如くである。

世帯主収入	計	六・七	六・七
家族収入	四・八	一六・九	
貸間収入	二・四	九・六	
受贈	—	一・元	
計	元・七	一〇・〇	
實支出	三・四	一〇・五	
過不足	(一)三・六	(一)九・五	
支出項目	計	%	
家賃又は間代	五・四	一六・九	
米代	二・七	三・九	
副食物代	五・九	一八・七	
水道電燈代	〇・七	二・六	
被服代	〇・六	二・六	
薪炭代	一・四	四・四	
酒、煙、草代	一・四	五・七	

子供小遣	一・三	三・四
學用品代	〇・九	〇・九
風呂代	〇・三	二・七
其の他	二・六	六・七
計	三・四	一〇・〇

五、貧困原因——彼等が社會のドン底に落ち込んだ窮乏の原因を探討して見るに、不況による世帯主の収入減が二五・四九%、不況による世帯主の就勞日數の減少が七・八四%、世帯主の疾病が二三・五三%となつて居り、結局打續く不況の深刻化に伴ふ失業と半失業狀態の現出、疾病の發生、多産などが困窮の主要な楔機を形成してゐることが分る。

六、教育程度——教育の程度を十六歳以上のもの二百三十三人に就いて見ると、最も多いのは無學の百四十三人(六一・三七%)で、尋常小學校卒業程度の五十一人(二一・八九%)、尋常小學校中途退學の三十四人(一四・五九%)がこれに亞いでゐる。

3 移入鮮人に關する事件

移入鮮人に關する事件としては、日鮮人間の衝突があり、鮮人同志間の衝突がある。日鮮人間の衝突としては、賃銀不拂その他雇傭關係に由來する騷擾、殊にそのストライキに到るやうなものが次第に多くなる傾向がある。鮮人同志の衝突としては思想的な左右對立に因を孕むものが注意に價する。本年中におけるこれらの事例の主なるものを左に列舉してお

く。

【雇傭關係に由來する騷擾】

▲岩手縣下閉伊郡山田町飯岡漁業組合の海面埋立工事中の鮮人土工三十五名、賃銀不拂を怒り工事監督に暴行を加へ事務所に押しかけて不穩(一月)。▲東京府下中目黒職業紹介所の仕事替へに憤慨した鮮人労働者約九十名、同所分室において暴行を働く(一月)。▲八王子市職業紹介所へ、同市の失業救済事業の使用條件改善を要求して鮮人労働者二百餘名押しかけ大騷ぎを演ず(二月)。▲秋田縣山利郡矢島鐵道工事中の鮮人土工約三十名、賃銀不拂のため重役邸へ押しかけて不穩(三月)。▲國道八號線第三工區の改修工事を迫はれた鮮人土工約百五十名、妻子携帶で縣廳に押し寄せ同工事に使用方を陳情す(三月)。▲愛知縣矢田川改修工事の從業鮮人労働者二百五十餘名、待遇改善を叫んで縣廳に押しかく(四月)。▲八王子市の失業救済下水工事及び府の失業救済國道八號線舗装工事從業中の鮮人土工五十餘名、八王子市職業紹介所に労働日を増加することを要求し拒絶されて更に土木課、社會課へ殺到して騷擾(五月)。▲八王子市内在住朝鮮労働者三百名、失業救済事業の賃銀値上を要求して府土木出張所に押寄せ不穩の形勢を示す(五月)。▲多摩川砂利盗み取り問題で紛糾中の鮮人労働者約二百名は檢束されし幹部を奪取せんと竹槍、棍棒を持ちて多摩川に集合不穩の形勢を示す(七月)。▲愛知縣海部郡蟹江町國道工事場附近で、現場監督の土工虐待反對と労働條件の優遇要求で鮮人約四百名は事務所に押寄せ官憲と衝突不穩な形勢を示す(九月)。

月)。▲愛知縣蟹江彌富間の國道改修工事從業中の自由労働者約四百名は賃銀値下反對で熱田労働紹介所の富川町詰所に押しかけ、約一部分は内務省土木出張所に陳情す(十月)。▲山梨縣甲府下諏訪線縣道改修工事に請負人が鮮人労働者の使用を拒絶したため、鮮人労働者五十餘名は家族同伴大舉して縣土木課に陳情す(十二月)。▲山梨縣北巨摩郡小淵澤驛附近の佐久鐵道工事從業中の鮮人土工三百餘名は請負者が突然工事中止を言渡したので憤激し、大舉監督技師の社宅を襲ふ(十二月)。

【思想的對立に基く鮮人同志の争闘】

▲豐橋市相愛會支部の會員約三十名は豐橋合同労働組合の事務所に押しかけ暴行す(四月)。▲内鮮労働團體立川町東光一新會の府中地方支部結成式を同志廿名で舉行中、府中町下河原武藏朝鮮労働自治會會員約卅名が押しかけ亂闘を惹起す。原因は勢力争ひ(五月)。▲神戸市二葉町小學校に於て行はれた日鮮融和目的の日本同和會の發會式に於て、約卅名の一團の聴衆がさわざ出し、警官隊と大衝突を起す。一味は同會設立反對の全協系と推定(七月)。▲高知市相愛會支部幹事三名は同支部鮮人二十餘名のために袋叩きにあふ。原因は當時創立の鮮人團體労働會に暴行者達は加盟し、相愛會に對し除名を申込んで拒絶されたため(七月)。

4 移入鮮人の運動

移入鮮人の運動としては、内鮮人間の融和、鮮人同志の相互救済を目的とする相愛會の運動、階級的運動、及び排日的

運動に大別し得るが、このうち主たるものは相愛會風の運動で、階級的運動は多くは内地人の一般的な労働運動とともに進められてをり、排日的運動の如きも表面化するものは稀れである。尙ほ相愛會風の融和運動には日本人有志乃至地方當局がこれを助勢せる場合が多く、かうした場合の運動乃至施設については第三部第二篇第七章「移入民に對する施設」をも参照されたい。

本年中發會されたる相愛會乃至労働組合等は左の如し。

▲相愛會發會式——佐賀縣佐賀郡市在住の鮮人労働者をもつて組織、一月十六日。會員百餘名、相互扶助が目的。▲大阪市に在阪朝鮮人の無産者診療所設立さる。在阪鮮人の共同經營で主醫は京大出身閔贊鎬氏。▲大阪府朝鮮青年團發團式——内鮮融和をモットーに在阪有志青年によつて組織、三月廿日。▲東光一心會（鮮人労働教化團）調布支部發會式、五月十九日。▲土佐労働組合發會式——相愛會に對抗し、鮮人失業救済等を圖る（七月）。▲極東共榮同志會發會式——於千葉市帝國館、日鮮労働者融和、失業救済をモットーとす。會衆二百餘名、八月十一日。▲朝鮮人協會（目的内鮮融和）附屬本部設置。大阪港區——西本部（十二月一日發會）、大阪東成區——西本部（十二月六日發會）。

第二 移入中華民國人

本邦在留中華民國人の昭和五年十二月末現在三〇、八三六

人、うち男二三、五七〇人、女七、二九六人、總數においては前年（二九、五〇〇人）より多少の増加してゐる。在留外人中、中國人は依然大多數を占め、在留外國人四〇、二九〇人の七六・五％に當る。

第一部 (勞働者狀態) 統計表

第一表(其一) 國勢調査に依る職業別勞務者數 (大正九年十月一日)

總數	總數 (本業者)	勞務者		各職業總數 百中勞務者	勞務者ノ 從屬者	勞務者百 ニ付其ノ 從屬者
		男	女			
總數	二六、六六、三四	一六、一五三、三四六	七、九四、一三九	六〇・七	四、五九三、九四八	二八・四
農 業	一四、二八、三六〇	八、九六一、四七七	三、一二三、九五三	六三・四	二二、三八〇・五	二・五
農 耕、畜 産 蠶 業	一三、九六、七三三	八、八四〇、六二六	三、〇三三、三九〇	六三・四	一四〇、四四七	一・六
林 業	一八九、六二七	一三〇、八五一	八九、五六三	六三・七	八三、三五八	六・一
水 産 業	五五八、三四四	三四八、四九九	三三〇、三五〇	六三・四	二九〇、八九九	八三・五
漁 業、製 鹽 業	五五八、三四四	三四八、四九九	三三〇、三五〇	六三・四	二九〇、八九九	八三・五
礦 業	四四四、四六四	三七五、〇三九	二七九、二二七	八八・四	三九六、六三四	一〇五・八
採 鑛、冶 金 業	三九八、〇二〇	三五五、九九一	二六二、六六六	八八・四	三七七、九七一	一〇六・二
土 石 採 取 業	二六、四五四	一九、〇三八	一六、五五一	七三・〇	一八、六三三	九八・〇
工 業	五、三〇〇、二四八	三、七七、五〇七	二、四四六、三三九	七〇・三	二、一七六、一七一	五八・四
窯 業	一七六、二九四	一四〇、四二九	一一一、七三二	七九・七	一〇〇、五八二	七二・六
金 屬 工 業	四四二、〇八六	三五八、五二三	三四二、一五九	七九・三	三四四、二九七	九六・〇
機械、器具製造業	三三三、四〇二	二五九、六四九	三三九、八七〇	七二・四	二四六、九三八	九五・一
化 學 工 業	一三三、九〇六	九〇、六三三	六三、六四四	六七・七	六二、八三八	六八・二
織 維 工 業	一、三八一、〇〇六	一、一〇七、四六六	二六六、二八七	八〇・二	一六九、八四〇	一五・三
紙 工 業	一二、九七九	八三、一一〇	四七、三〇三	六八・一	三五、八七〇	四三・二
皮革角、甲羽毛品類製造業	四三、〇七三	二九、〇〇二	二三、〇二七	六七・三	一六、八四二	五八・一

日本勞働年鑑

九四

木竹類ニ關スル製造業	六四七、三〇九	三九二、三〇三	三三二、三六四	七〇、九六八	六〇・六	三〇、三九六	七九・一
飲食料品、嗜好品製造業	五五五、五八九	三三二、八五六	一九〇、二八八	一三三、五六八	五八・四	七三、三三九	三三・四
被服身ノ廻リ品製造業	四四六、五三三	二九、七四六	一三五、八九六	八三、八五〇	四九・二	七二、〇一一	三三・三
土木建築業	七五、〇一八	五五九、七四八	五五二、七五四	六、九四四	七六・二	六四、六三五	一〇九・八
製版、印刷、製本業	八六、四七一	六二、〇九四	五四、四二一	六、六八三	七〇・七	三六、三〇〇	五九・四
學藝、娛樂、裝飾品製造業	六五、二九九	三九、八五四	二八、五五五	一一、二九九	六二・〇	一五、一四三	三八・〇
瓦斯、電氣及天然力利用ニ關スル業	九三、三三三	六二、七二四	五九、九三三	一、七九二	六六・九	七三、八〇五	一九・六
其他ノ工業業	一九、九七一	一一、五三一	九、二五五	二、二七六	五七・七	五、三五五	四六・四
商業	三、一八八、〇〇二	一一、〇六、三八	四八三、一八二	六三、一四六	三四・七	一〇三、八二三	九・四
物品販賣業	二、一〇八、一七四	六三、七六二	三五、〇三三	二七三、七三〇	二九・六	五一、七三三	八・三
媒介周旋業	二二、三七六	三三、九八一	三三、八七九	九、一二二	一五・一	四、一四四	一三・〇
金融、保險業	一三〇、五三四	二二、一六九	一六、四二三	四、七五六	一六・二	一三、六五八	六四・五
物品貸貸業、預り業	一七、〇五三	五、八六一	五、〇〇四	八五七	三四・四	七、三六八	一二四・〇
旅宿、飲食店、浴場業	七三、五六一	四三、一〇一	八六、七三三	三五、三六八	五九・二	二五、九八六	六二・六
其他ノ商業業	七、三〇四	一、四四四	一、一二二	三三三	一九・八	一、〇三三	七〇・八
交通業	一、〇三七、三三八	六三九、〇〇三	五九〇、〇三三	四八、九七〇	六二・六	七三〇、八九七	一二四・四
通信業	一二四、六二三	六〇、五五八	四六、八四〇	一三、七七八	五三・八	四九、四三三	八二・六
運輸業	九三、六三五	五七八、四四五	五四三、一九三	三五、二五二	六二・七	六八一、四六五	一一七・八
公務自由業	一、四四一、八三三	四九三、一二二	三五八、七二六	一二三、四〇五	三四・一	一五五、九二六	三三・七
陸海軍人	二五〇、四六〇	一九七、六〇九	一九七、六〇九	—	七六・九	—	—
官吏、公吏、雇傭	三四、七四〇	七四、八七三	六七、六七三	七、三〇〇	三三・四	八八、一五三	一一七・七
宗教ニ關スル業	一四三、五六二	三五、五七六	二七、九五六	七、六二〇	二五・〇	一一、五九五	三三・六
教育ニ關スル業	二五三、九四四	二八、五七六	一九、六五二	八、九三四	二二・三	二四、九三七	八七・二
醫務ニ關スル業	二〇六、六八九	五〇、〇二七	一九、〇二一	三、〇二六	二四・二	九、九三五	一九・九

法務ニ關スル業	一九、五一	二、五二	二、五二	一九	一四・一	二、四七	八九・八
記者、著述業	九、八八	—	—	—	—	—	—
藝術家	七五、三五	一七、六三	一三、七四	三、九三	二・四	四、四八	二五・四
其他ノ自由業	一四八、六六	八五、〇八	一〇、五四	七四、五四	五七・三	一四、二九	一六・八
其他ノ有業者	五七、四一	五〇、三七	三三、三三	一八〇、五〇	九五・四	五六、八四	一〇三・七
其他ノ有業者	五七、四一	五〇、三七	三三、三三	一八〇、五〇	九五・四	五六、八四	一〇三・七
家事使用人	二〇、三五	—	—	—	—	—	—
家事使用人	二〇、三五	—	—	—	—	—	—
家事使用人	二〇、三五	—	—	—	—	—	—

第一表(其二) 工場鑛山等に於ける労働者數 (昭和六年十二月末現在) (社)會局調査

(1)	官營		公營		民營		計		鑛山労働者	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
北海道	二、五三	一、二九	五四	—	三、六七	六、〇三	二五、二七	六、九一	三、四六	一九、五三
東京	九、〇四	六、五五	三、七六	六〇八	一八六、七二	五六、二七	一九九、五四	六三、四〇	二六、九〇	—
京都	三、三八	一、二五	六九七	五三	三八、七七	三三、八四	四三、八三	三五、一〇	七、九四	六六・八
大阪	五、六七	一、六六	二、四六	一七	一四、九六	九六、一〇	一五三、二九	九七、九三	二五、〇八	—
神奈川	九、六〇	四四	六六	一四	二九、九七	一三、七八	四〇、二三	一四、二六	五四、四九	—
兵庫	一、四〇	三〇	五〇	一二	九四、八四	六二、四二	九六、八〇	六三、五二	一五、三六	一、三八
長崎	六、〇四	一、二四	九	—	一〇、四五	三、八七	一六、七八	三、九一	二〇、五九	一四、六二
新潟	一、七	一、七	三	二	一三、六九	一五、七〇	一三、九四	一五、八六	二九、七三	三、二〇
埼玉	三、四一	二、二五	二五	一〇	一七、七〇	三三、八〇	二二、〇六	三三、〇七	四、一四	二、八四
群馬	六、八	四、五	一四	—	一〇、六三	三六、四八	一一、二五	三八、九三	五〇、二八	七、六
計	九五	—	—	—	—	—	—	—	—	—

千	茨	栃	奈	三	愛	靜	山	滋	岐	長	宮	福	岩	青	山	秋	福	石	富	鳥	鳥	岡	廣
葉	城	木	良	重	知	岡	梨	賀	阜	野	城	島	手	森	形	田	井	川	山	取	根	山	島
一	三	四	一	八	二、六三	二、八九五	一	一三三	一	五〇〇	八七七	三三八	四四九	一	一八九	七六六	二一〇	四六〇	一	二七三	三三	二一〇	一八、四六一
一	五七	六九	一	一	九七六	八〇四	一	二五五	一	一〇	九一〇	九〇七	三三〇	一	四三三	三	四三	六〇〇	一	一六六	一	六九七	一、七七
一	一	四	一	五	三	四	一八	六	六	一八	一八	七	五	一	四	八	六	二五	五	一	六	一	七
一	一	一	一	五〇	一五	一	一	三	四	四〇	三	二	三五四	一	一	一	三	一	一	一	一	一	二
一一、二七四	六、四七九	九、五九七	五、三八四	一三、〇〇九	六九、四八〇	二四、七五五	五、二七一	七、九九七	一三、三五五	一四、六四五	五、三二六	六、七〇五	三、〇二五	三、六三三	五、四四〇	五、七三九	七、七五三	一〇、五〇一	七、〇五〇	二、六三三	三、七五八	一三、二八五	二、三三三
三、〇二〇	七、七四六	九、〇三九	五、九三三	二四、五六五	九六、四三九	三〇、九一五	一七、二一九	一五、一八七	四五、九一一	七八、九〇三	四、四三〇	二四、二五三	四、二〇三	九四八	一五、八二二	一、三三三	三三、二六三	一八、一五四	七、九六八	六、四八五	七、〇〇一	一八、七七一	一三、六六六
一一、二七五	六、八五〇	一〇、〇一五	五、三八四	一三、〇五二	七二、六二六	二七、六四四	五、四〇九	八、一四五	一三、三八一	一五、一六三	六、三八二	七、二一〇	三、五二九	三、六三三	五、六七七	六、四七三	七、九三三	二一、〇八六	七、一〇五	二、九壹	三、七九七	二二、元五	三九、八二〇
三、〇二〇	八、三三三	九、七三六	五、九三三	二四、六五	九九、四二〇	三二、七九	一七、二一九	一五、四七四	四四、三三八	七八、九五三	五、三七一	一五、一六一	四、八六七	九四八	一六、二四三	一、三三五	三三、二八	一八、七五四	七、九三八	六、六五一	七、〇〇一	一九、五八八	一五、三三五
二四、元五	一五、一八三	一九、七五三	一一、三〇七	三七、六六七	一七一、〇三六	五九、三八三	三三、五二八	三三、六二九	五八、七一九	九四、二五	一一、七五三	三三、二八一	八、三九六	四、五七一	二二、九三〇	七、八〇八	三〇、一四二	二九、八四〇	一五、〇四三	九、五八六	一〇、七九八	三二、七六三	五五、一五五
一	四、六六三	四、三九三	八五	九五	六五四	一、三三五	一五四	六一	一、一八九	二八二	一、〇五三	八、六〇五	三、一六〇	二一〇	六三三	六、七三	一一	六八〇	三	三三八	三三	一一、三三	二六五
一	六九	三五	二	一六	四	一五九	四	一四	三六	四六	二一〇	一、六〇〇	五〇五	八	二七	九八五	一	九三	一	三三	三	九	七
一	五、三四三	四、六三八	九七	二二	六七八	二、四九四	一八	七五	一、二三五	一、二六三	一、一六三	一〇、二〇五	三、六五	二八	八四	七、七七	二	七三	三	三九	三	一、二三	三三

	山	和	德	香	愛	高	福	大	佐	熊	宮	鹿	沖
	口	歌	島	川	媛	知	岡	分	賀	本	崎	島	繩
計	一、〇四八	一	三三	一九三	一二三	一八五	三、七四七	二二七	一	三九	四	六九	九七、二二七
	七	一	六八	三五	一四	五	一、四四	一五	一	九九〇	一	一、二四	二五、一〇六
	一七	一	一	三	七	七	二〇三	一四	一	一	四	四	九八、八二
	三	一	一	四	五	四二	一八	一	一	一	一	一	二、一〇〇
	二、三六八	九、五五九	七、二九三	六、二八〇	二、六六三	五、二四五	三、一四三	三、五五九	五、六三	六、一〇〇	四、三三	四、六六八	九八、〇九七
	五、四八二	一三、二九四	一〇、七三四	四、五七五	二、七二七	六、三三七	一六、八五七	七、四六三	三、八四〇	八、二九八	六、八八一	八、九七四	九四、〇八一
	一三、八三三	九、五五九	七、六三八	六、五〇三	二、八二一	五、五〇三	五七、〇九三	三、六八〇	五、六三	六、四九	四、三八四	五、三三三	一一、〇六五
	五、五六〇	二、二九四	二、三五三	四、八八四	二、九六六	六、八〇七	一八、三三九	七、六四	三、八四〇	九、二八八	六、八八一	一〇、二六八	九六、二八七
	一九、七三三	二、八五三	一八、九八〇	二、三八七	三、七三七	一三、三三〇	七五、四三二	二、二九四	九、四六五	一五、七四七	二、二六五	一五、五四一	九六、二八七
	九、四二	三八七	六八七	二五〇	三、九三六	四八五	六五、五四	一、七八二	六、二五〇	三、五七七	九六八	一、二七一	二、二六四
	二、二八五	八〇	九〇	一	二四六	五	一〇、二五八	二、〇四五	一、〇九〇	一七一	九〇	一、〇五八	二四、二四七
	二、六九六	四六七	七五七	二五〇	四、一七二	五七〇	七五、八三三	二、〇四五	七、三四〇	三、七四八	一、〇五八	一、三六六	一九五、五二一

(2)

運輸交通通信労働者

日傭労働者其他

(1)、(2)

合 計

	北	東	京	大	神	兵	長
	海	京	都	阪	奈	庫	崎
計	二、四九三	七、四二〇	一四、一九〇	五、四九一	一三、九六七	二、九三〇	四、二六〇
男	一、六三一	六、七二五	一三、二七四	一〇、〇八五	一、一三四	三、七二六	四〇九
女	三、二二四	七、八二五	一六、四六四	六、三五六	一四、一〇一	二六、六四六	四、六六九
計	七、八三三	一〇六、八〇〇	四、七三六	九三、八三六	五、二五三	五、四八八	八、三三三
男	一七、一三六	一四、九八	二、三四五	一七、六五五	五、二〇九	一四、〇六	六、七二六
女	八八、九六九	一三、七九八	五七、七三二	二一〇、四七一	六二、四六三	六九、五二四	二五、一〇九
計	一〇六、一〇五	二八、七五〇	一〇四、〇五六	二九八、四五六	一〇九、四九三	一七六、六〇五	五三、八七三
男	二六、三三三	八五、一六三	四八、七五〇	一三五、六七三	二〇、五五九	八〇、四四五	一三、八〇六
女	一四、四三三	四三、九三三	一五、三八六	四四、二九	一三〇、〇五三	二五七、〇五〇	六七、六七八

第一部統計表

九七

新	湯	六、八三四	一、二四三	八、〇七七	二七、四二五	一〇、八〇九	三八、三四	五、三六一	二八、二八三	七九、六四四
埼	玉	七、八二六	五五七	八、三三三	三、五八一	五、八八四	二八、四六五	五、七四七	二九、五一	八一、三六三
群	馬	七、七七七	六七八	八、四一五	一八、一六六	四、八七三	三三、〇三八	三七、九八四	四四、五三六	八二、五二〇
千	葉	七、二二八	四七六	七、七〇四	二四、八四二	五、一九三	三〇、〇三四	四三、三四四	八、六八九	五三、〇三三
茨	城	六、六三三	五四〇	七、一七二	一七、七八二	七、四三三	二五、二五	三五、九三七	一六、九八五	五三、九三
枋	木	五、六六三	四三九	六、一〇三	一七、四五二	六、一九二	三三、六四三	三七、五三三	一六、六〇四	五四、一六
奈	良	四、四二三	四六六	四、八七九	一九、三七〇	四、三四八	三三、七八	二九、二五三	一〇、七四九	四〇、〇二
三	重	七、四九二	一、〇七一	八、五六三	五〇、〇三六	一五、九四八	六五、九七四	七〇、六六五	四二、六五〇	一二、三五
愛	知	一四、五八三	二、〇七七	一六、六六〇	五六、八二二	一〇、四四七	六七、二五九	一四三、六四五	一一、九八八	二五五、六三三
靜	岡	一一、一七九	八四三	一二、〇三二	四八、七五七	一二、〇七五	六〇、八三三	八八、九三五	四四、七九五	一三三、七三〇
山	梨	三、五九九	一九二	三、七三一	九、六三六	一、九四三	一一、五七九	一八、七三八	一九、二五八	三七、九六
滋	賀	一、八七〇	一三八	二、〇〇八	一〇、八七九	三、三八	一四、二〇七	二〇、九五五	一八、九五四	三九、九〇九
岐	阜	七、七四一	五〇五	八、二四六	二九、九三七	五、九一〇	三五、八四七	五三、二四八	五一、七八九	一〇四、〇三七
長	野	一一、三三七	一、〇三三	一二、二六〇	三二、七三六	一〇、一九二	四一、九三七	五八、四〇七	九〇、二三	一四八、六三
宮	城	八、六三二	六〇五	九、二二六	二八、五四九	一一、五三七	四〇、〇八六	四四、六〇四	二七、六三三	六二、二七七
福	島	五、九七五	四三三	六、四三八	二八、一九三	一〇、三八〇	三八、五七三	四九、八九三	二七、五九四	七七、四八七
岩	手	四、一三三	一三七	四、二五九	二五、七八二	一〇、五二六	三六、二九七	三六、五九二	一六、〇三五	五三、六七
青	森	八、三九三	四四九	八、八四二	一七、九三六	五、四四四	二三、三七〇	三〇、〇六二	六、八四九	三六、九二
山	形	五、一四二	五三三	五、六六五	四三、六七八	一九、四七七	六二、一五	五四、一六〇	三六、四〇一	九〇、五六一
秋	田	三、二四六	四八八	三、七〇四	三六、五三九	一三、六七五	五〇、二〇四	五三、〇二〇	一六、四五三	六九、四七三
福	井	三、六二五	四一八	四、〇四三	一三、一四九	五、一〇二	一八、五一	二四、七〇八	二七、七三九	五三、四四七
石	川	四、〇二〇	二八七	四、二九七	一五、六八七	四、九五一	二〇、六三八	三二、四六三	二四、〇八五	五五、五四八
富	山	五、五七八	一、一〇七	六、六八五	一九、五三三	五、〇八三	二四、六二五	三三、二二八	一四、二二八	四六、三四六
鳥	取	四、〇九〇	四七三	四、五六三	一七、八六九	八、二七二	二六、一四二	二五、二三三	一五、四二七	四〇、六五九

計 三、〇四九 五、一七七 三、七四二 三、四九元 五、五九元 四七〇 三〇、四四五 三九八 三〇、八四三

第二表(其三) 常時十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ於テ職工數業務別表 (昭和五年十月一日現在)

職工數	染色工場	機械器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	特別工場	計	官設工場	總計
五〇人未滿工場	一七、七三七	七四、三八	五三、六八二	五〇、四六七	八四、六二〇	六、七九	四〇〇、四三三	五、三二一	四四、七四
五〇—九人工場	二二、七三三	三三、九三三	二六、四七三	二二、四五〇	三三、三〇〇	一一、二〇八	一九八、九六七	三、〇九九	二〇三、〇六六
一〇—四九人工場	二八、〇五五	五三、五五六	六〇、八四二	一五、六三八	二九、六六六	四、四七五	四四六、〇三三	一七、六四六	四六三、六七九
五〇—九九人工場	一五、七七一	元、七七一	一七、八九九	二、五五五	一、八四四	一、五三三	二二、三三三	一五、五四三	三六、八六四
一〇〇人以上工場	一六、四九九	六、三三九	二七、七〇六	—	二、六二九	—	二六、〇三三	八七、九六六	三九、〇元
計	八三、七五五	二四二、四九九	一八五、六〇二	八二、〇九〇	一四二、九九九	一三、八三四	一、五五七、五八四	二九、五八四	一、六八七、三七三

第二表(其四) 寄宿舍ノ設アル工場及寄宿職工業務別表 (昭和五年十月一日現在)

寄宿職工收容人員區分	染織工場	機械器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	特別工場	計	官設工場	總計
一〇人未滿工場	二、四三〇	二、八九七	八〇九	六五四	一、七九九	三三	八、八九〇	九	八、八九九
一〇—九人工場	四、七六六	八、九七九	二、七五〇	二、八三三	五、四九九	九六六	五、七三三	三三	五、七五五
一〇—四九人工場	六、三五九	五三	八	五九	二二〇	四	六、七三三	—	六、七三三
五〇—九九人工場	二、八五〇	一二九	一五三	一、四〇四	三三	元	四、七六六	一五	四、九一
一〇〇人以上工場	二、八九九	一、九〇五	二、五六八	二四、六七七	三、二七	三〇	四、四九六	九七	四、五九三
計	五、〇七九	四二	二八五	三五	五五五	—	五、二九五	四六	五、三〇一
五〇—九人工場	六五五	九	一三	四七	五	—	七三〇	四	七三四
一〇—四九人工場	四、七八八	五七六	七九八	三、〇三四	一七三	六	九、四三四	一四四	九、六八八
五〇—九九人工場	四、三五〇	元	五四	一七二	二三	—	四、七二六	—	四、七二六
計	一〇一								

合	計		五〇人以上工場		一〇〇—四九九人工場		五		一〇二一	
	職工		職工		職工		五		一〇二一	
	計		計		計		計		計	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
計	四九、九五五	一一、五七三	一五、二四	三、二六八	九、八八九	一、三六	五七〇、九四五	八七〇	五七、一八五	八七二
女	四九、九五五	一一、五七三	六、四七七	五七七	八、九三	四	四八八、二五	四六	四八八、二五	四六
男	四〇、〇八八	一一、五七三	八、六四七	三、五六一	八、九三	一、三三	一一、三八〇	八四	一一、三八〇	八四
工場	六、九七七	三、〇五五	九八四	二、二九	二、〇七	三四一	一五、四九三	三〇	一五、四九三	三〇
職工	四、八八七	二、四六〇	八、六四七	三、五六一	八、九三	一、三三	一一、三八〇	八四	一一、三八〇	八四
計	一七六、五〇七	一一、五七三	四、九三五	二、二九	二、〇七	三四一	一八、四四二	一	一八、四四二	一
女	一七六、五〇七	一一、五七三	四、九三五	二、二九	二、〇七	三四一	一八、四四二	一	一八、四四二	一
男	一三、六〇五	一一、五七三	二、三三	一一、五七三	二、三三	一一、五七三	一五、九三八	四〇六	一五、九三八	四〇六
工場	三三	一一、五七三	五	一一、五七三	五	一一、五七三	三六	一	三六	一
職工	二七二、七六三	一一、五七三	一一、二五	二、〇八	一一、二五	二、〇八	一七、三八九	一	一七、三八九	一
計	一四、八八九	一一、五七三	二〇八	二、〇八	二〇八	二、〇八	一七、三三〇	一〇四	一七、三三〇	一〇四
女	一四、八八九	一一、五七三	二〇八	二、〇八	二〇八	二、〇八	一七、三三〇	一〇四	一七、三三〇	一〇四
男	一四、八八九	一一、五七三	二〇八	二、〇八	二〇八	二、〇八	一七、三三〇	一〇四	一七、三三〇	一〇四
工場	八五二	一一、五七三	五	二、〇八	五	二、〇八	一〇四	一	一〇四	一

第三表(其一) 鑛夫數累年表 (昭和五年本邦鑛業ノ趨勢ニ據ル、以下同斷)

大正	十一年	十二年	十三年	十四年	昭和元年	二年	三年	四年	五年	備考
砂鑛	七七	四二	二九	三六	四三	三三	二六	二五	一	砂鑛八年末、他八六月末現在ヲ示ス
其他ノ非金屬山	三、九七七	三、〇五五	四、一六〇	四、八八二	五、三三七	五、一八九	四、九一七	四、八三〇	三、九四五	
石油山	二、七四四	八、七四四	七、四八五	六、九四〇	七、三三〇	六、四〇六	五、八八九	五、九〇〇	四、九七三	
金屬山	四、四三三	四、〇八〇	四、二九二	四、三三二	四、八六二	四、九三三	四、六四六	四、八六一	四、〇三三	
計	三九、五五五	三四六、三三	三三、六六六	三〇、九六九	二九、九八四	二九、九三三	二九、四八八	二八、七三九	二五、八四九	

第三表(其二) 府縣別鑛夫數

(昭和五年
六月末現在)

監東 督京 鑛局 山														監仙 督臺 鑛局 山										監札 督幌 鑛局 山			
茨新朽靜岐愛群長山														青宮山岩秋福北										北海			
計														計													
愛媛兵岡														森城形手田島道										道			
山庫媛														山庫媛										山庫媛			
一、三六四														二、二八六										一、四六六			
一、九八七														三、二六六										二、七五			
四、九〇七														二、八八										三、九六			
二、三五一														一、四六										六二			
一四														二五										七五〇			
五														一〇六										一九六			
一、六三三														四、三三										一、二七			
四、三六六														一、二二										四、二七			
一、二二三														二、九六										六、一三			
二、九六六														二、八八										元、一〇六			
一四、三三六														二五										二五			
二五														〇二										九六			
〇三														三八二										四、四六〇			
七、九〇四														三、八二										一、一九八			
六四														一、五七										九、五三			
一、四六六														二、七五										一三、七四三			
二、八八														三、九六										元、四六六			
三、二六六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			
一、四六														二、八八										二、一〇六			
二、八八														一、四六										二、一〇六			
三、〇八一														一、四六										二、一〇六			

福鑛
陶鑛
督鑛
局山

繩 崎 島 分 賀 口 崎 岡 川 阪 山 井 賀 島 都 重 良 根 知 川 取 山 島

三
一
六
一四
二
六
二
一
一
一
八
五
二五、二六
二〇、六七
二三、三〇
三、七九
六

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000 1001 1002 1003 1004 1005 1006 1007 1008 1009 1010 1011 1012 1013 1014 1015 1016 1017 1018 1019 1020 1021 1022 1023 1024 1025 1026 1027 1028 1029 1030 1031 1032 1033 1034 1035 1036 1037 1038 1039 1040 1

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

一、五一
五七
六三
一、三八
五五
一六
三六
七五
七
六
三
四〇
一
五二
二四、〇四
二五、四一
二〇、六七
二、五六
二、七九
一、九五
一、四七
八四
七六

總計	熊本	計	計
四、四〇八	四、四〇八	四、四〇八	四、四〇八
二、八六六	二、八六六	二、八六六	二、八六六
二、四、五三六	二、四、五三六	二、四、五三六	二、四、五三六
四、九七三	四、九七三	四、九七三	四、九七三
三、九四三	三、九四三	三、九四三	三、九四三
一、九四	一、九四	一、九四	一、九四

第三表(其三) 業態別鑛夫數 (昭和五年六月末現在)

第一部統計表	山 屬 金 (1)													
	外 坑							內 坑						
	合 計	雜 計	工 作	機 械	運 搬	製 鍊	選 鑛	雜 計	工 作	機 械	運 搬	手 子	支 柱	探 鑛
	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫
男	四〇、四八八	二〇、二七九	四、九七四	二、四七〇	二、二六七	一、八五六	一、三、七九四	二〇、三三九	一、七六六	〇	七、七	四、七九	二、〇三〇	八、七〇九
女	四、五三七	四、一五〇	九七七	二	一	六	六、七	三、七	一、三三	一	一	一、五	一	二
計	四四、〇二五	二四、四二九	五、九五一	二、四七二	二、二六七	一、八六四	七、〇三二	二四、六六六	一、九九九	〇	七、七	四、八四四	二、〇三〇	八、七二一
鑛井夫	山 炭 石 (2)													
	外 坑							內 坑						
	合 計	雜 計	工 作	機 械	運 搬	選 炭	探 炭	雜 計	工 作	機 械	運 搬	後 山	支 柱	探 炭
	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫
男	一六、〇八六	三、六三三	二、〇八一	七、六三三	八、七八〇	八、〇八四	二、四七七	一〇、三三四	三、六六六	六、四七五	一〇、三三三	八、六三三	一六、八七九	六、五〇六
女	一、六九	一、四四〇	三、四九〇	三	六	六	一〇、三三三	八、〇	三	一	七	三、九七七	一、九	一
計	一六、〇九五	五、〇七三	五、五〇一	七、六三六	八、七八六	八、〇九〇	三、五〇〇	一八、三三三	三、六六九	六、四七五	一〇、三三三	一二、六三〇	一八、八八八	六、五〇七

同	三年末	一三、〇三七	七、〇九五	二、一八三	四、三八六	一〇三、六二二	一七〇、三三三	三三	二	三	四、六三二	四、八〇三	九、四三三	一五、七六四
同	四年末	一三、五八二	七、四六六	二、五五〇	六、二四五	一〇〇、四三五	二〇〇、一四〇	三三	三	三	四、四〇一	四、六三二	九、〇九二	二九、三三三

第四表(其二) 地方鐵道職員數 (第五〇回統計年鑑ニ據ル)

		重役		庶務會計倉庫係		建設及保線係汽車係運輸係		計	
大正十四年度		一、八六一		二、〇七〇		二五、五五五		二九、四六六	
昭和元年度		二、〇三三		二、三三五		二八、五三三		三三、九三〇	
同 二年度		二、一九二		二、六五九		三三、〇四九		三六、八九九	
同 三年度		二、三四五		二、九五六		三四、五三〇		三九、七三二	
同 四年度		?		?		?		四三、七七	

第四表(其三) 軌道從業員 (内閣統計局、勞働統計要覽ニ據ル)

		運輸事務		監督		車掌		運轉手		取者		轉轍手		信號人		其他		總計	
大正十四年		電氣	一、七六八	監督	一、八八〇	車掌	三、一四六	運轉手	九、四三七	取者	一	轉轍手	三、六	信號人	一、五九七	其他	四、三九〇	總計	三、四四四
		瓦斯	三		四		七		二〇一		二		五		七		三〇八		九二
		人	六		二四		七〇		一		二四		一		三		四九		三五
		馬	四〇		三		五		一		一		七		三		二六		五五
		總數	一、九六六		二、三		三、五		九、七三三		二六		三九		三		四八		四八六
昭和元年 (三月末)		電氣	一、五七九		一、九六二		二、六四四		九、五五九		一		四六		一、二六〇		五、二二		三三、五八一
		瓦斯	三		七		二六		二七三		二		五		一、二六〇		六、八〇七		四、二二
		人	四		五		三		二七		二		六		一		七〇		八六
		馬	四		一〇		五		四		二		一		一		五三		二五
		總數	一、七四四		二、〇七八		二、三九八		九、七三七		三元		四八三		一、二五五		七、四四五		三五、九九九

第四表(其四) 船員累年表 (海事摘要ニ據ル)

昭和二年						昭和三年						昭和四年					
電	蒸	瓦	馬	人	總	電	蒸	瓦	馬	人	總	電	蒸	瓦	馬	人	總
氣	氣	斯	力	力	數	氣	氣	斯	力	力	數	氣	氣	斯	力	力	數
建設	六四	三	一四	六	一	六二	一、三三	四	七	三	二	一、三〇	六	二〇	二〇	三	一、三二
運輸	二七、五一	七	二九	一五	六五	二六、七七	二六、三五	七三	三〇	一九	二八	三〇、九三	五四	三八	九	一八	三、四一
保線	五、一七	三〇	三	五	元	五、五四	五、四九	一六	四	九	六	五、六七	一四	三	七	七	五、九二
電氣	二、九六	七	一	一	一	二、九五	二、四〇	四	一	三	一	二〇、八八	三四	三	三	一	二〇、八八
總數	四、九三	一、〇〇	三七	二五	三五	四、九六	四、五三	九六	二八〇	二四	三一	五〇、三四	四八、〇八	七四	四四	一四	四九、六二

昭和元年末

約四六、九〇 (内外人共)

約四六、九〇

六、二四

一三

六〇、二六

内國人 外國人 計 船員手帳受有者

内國人 外國人 計 海技免狀受有者

同	二年末	一五、〇四	三、四六	一五八、二〇	六三、九一	一三	六、〇九
同	三年末	一七、六九六	三、六三	一四、三六	六、九八	一三	六、〇五〇
同	四年末	一八、四四五	四、五七	一九、九八二	七、六三〇	一三	七、七三
同	五年末	二二、九七	四、八三	二七、七四〇	七、五七	一三	七、六九

備考 一、船員手帖受有者中昭和元年末トアルハ大正十五年九月末、海技免狀受有者中昭和五年末トアルハ昭和五年六月末現在ヲ示ス。

一、船員手帖受有者中昭和二年末ニ於テ著シキ減少ヲ示セルハ「船員手帖引換規則」ノ結果ニ依ル。
 一、震災前ノ海技免狀受有者ニシテ海技免狀原簿登録事項届出ナキ爲免狀原簿復舊未済ノモノハ之ヲ含マズ。

第四表(其五) 海技免狀受有者種類別累年表 (海事摘要ニ據ル)

	甲種船長	甲種一、二等運轉手	乙種船長	乙種一、二等運轉手	丙種船長	丙種運轉手	機關長	一、二、三等機關士	合計
昭和元年末	二、八四	四、二五	一、七〇	八、八四	一四	一九、七六	二、三〇	二〇、四三	六〇、二六
同 二年末	三、〇三	四、四一	一、七四	九、四六	一四	二〇、八〇	二、四〇六	二三、〇八	六四、〇三
同 三年末	三、二七	四、六五	一、七四	九、九三	一五	二、七二	二、五九	三、八四	六、〇五〇
同 四年末	三、三五	四、八四	一、八四	一〇、三二	一五〇	三、八〇	二、四五	二五、七七	七、七三
同 五年六月末	三、三五	四、八六	一、八一	一〇、七七	一五	三、三三	二、七五	二六、六五	七、六九

第四表(其六) 郵便電信電話局従業員累年表 (内閣統計局、労働統計要覽ニ據ル)

	總數	通信事務員	電話事務員	通信工員	郵便部	電信部	計	遞送人	郵便手	其他
大正十一年三月末	六、五〇	六、六五	一	一	六、七六	九、八九	六、六三	六、九三	二、八〇	一、四八
同 女	二、六三	三、六五	一六、九三	一	一	一	一	一	一	三
同 男	三、八七	三、〇〇	一六、九三	一	六、七六	九、八九	六、六三	六、九三	二、八〇	一、四八
計	一〇、一三	一〇、三〇	一六、九三	一	一三、五二	一八、八七	一三、二六	一三、八八	五、六〇	一、五〇

大正十二年			同 十三年			同 十四年			昭和元年			同 二年			同 三年			同 四年			同 五年		
計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男
七九、六八六	三、二四八	二九、四四三	一一一、一〇四	八〇、二八九	二九、二六六	一〇九、五〇五	八〇、四四一	三〇、六五四	一二一、〇九五	八三、六九四	三三、〇四四	一二五、七三八	八四、二九七	三六、三三八	一二〇、六二五	八六、八〇三	三六、三八六	一二六、一八九	八九、四八六	四二、五四四	一三三、〇〇〇	九二、二二四	四四、二三三
二九、四四三	二二、九六九	一八、四〇四	四三、四二一	二九、二八六	一三、一〇一	四三、三八七	二九、二四〇	一三、七〇九	四三、九四九	三〇、一四三	一四、六七二	四四、八二三	三〇、九二七	一五、五八六	四六、五二三	三三、四二〇	一七、一二三	四九、五二三	三三、五三七	一八、三五三	五一、八八九	三四、八六五	一九、五四三
六	一八、四〇四	一八、四二〇	三	一六、〇五五	一六、〇五八	二	一六、八八九	一六、八九一	二	一八、二九四	一八、二九六	三	二〇、六五七	二〇、六六〇	四	二二、一九〇	二二、一九四	二	二二、一〇八二	二二、一〇八四	一	二四、六二二	二四、六二三
二九、九五七	九、六六四	三九、六三二	二九、九五七	九、六六四	一〇、〇一九	三〇、三七三	三二、一九〇	九、九六〇	三二、一九〇	三三、二六七	三三、二六七	一〇、四六八	一〇、四六六	一〇、四六六	四三、七二〇	四三、七二〇	一〇、六四七	一〇、六四七	一〇、七五四	一〇、七五四	一〇、七五四	一〇、七五四	四七、六二九
六、四七六	二、七二一	六、四七六	六、三七七	二、八六〇	二、八六七	六、三七七	二、六六八	二、六六八	五、九九八	五、九九八	五、九九八	五、六六一	五、四六五	五、四六五	五、二五〇	五、二五〇	五、一五〇	五、一五〇	五、〇六一	五、〇六一	五、〇六一	五、〇六一	五、〇〇六
二、七二一	二、七三三	二、七三三	二、八六〇	二、八六七	二、八六七	二、八六七	二、六六八	二、六六八	二、六九七	二、八九六	二、八九六	二、九二四	二、八三三	二、八三三	二、八三三	二、七八九	二、七八九	二、八七	二、九〇四	二、九〇四	二、九〇四	二、九〇四	三、三六二
一、四〇〇	一、四五三	一、三七二	一、三七二	一、四〇五	一、三八三	一、四〇五	一、三八三	一、三八三	一、四〇〇	一、三〇八	一、三〇八	一、三五九	一、三〇六	一、三〇六	一、三六二	一、三六二	一、三六二	一、三六二	一、三六二	一、三六二	一、三六二	一、三六二	一、二九五

二、其他ノ欄ハ「船長及機關長」「馭者及馬丁」「水夫及火夫」及「信使」ノ合計ナリ昭和四年ハ「馭者及馬丁」ナシ。

(昭和二年勞働統計實地調査)

第一部 統計表

三五―	三九歳	男	六七、三六	四、七七一	三、四三一	三〇	一〇、一〇六	六八〇	五、二八三	九七	四、九七三	三三	一〇、五〇七	九三一	三、三〇九	二〇三
三九歳	女	一三、〇八六	五、六六〇	五四〇	九五	五六三	九	八三三	二八	一、〇四五	二〇二	七、一八三	三八九	一、〇六六	三三	三三
四〇―	四四歳	男	四六、七八	二、九二一	二、二七	二六	六、三三〇	四四	一八、六七	七	三、四七	二二	六、七四五	五九	二、三八二	一四八
四四歳	女	九、〇〇〇	四、七〇一	四、五五	二八	四三六	二五	六六六	二四	七三	二二	四、七三七	三、一九二	六九七	三三	三三
四五―	四九歳	男	三三、七〇	二、六九	一、七二三	一八	四、三二	三三	三、七九一	七八	二、五三	二五	四、七六七	五三〇	一、六八一	一五二
四九歳	女	六、七八	四、四三	五八	一五	三五一	二九	四三三	二六	二、五三	二六	三、四四一	二、九〇四	五七三	二七〇	二七〇
五〇―	五四歳	男	一八、四八	二、一〇六	一、〇六	一四	二、二九	二六	六、七三	五	一、五三	二二	二、八六〇	四六三	九四九	九二
五四歳	女	三、八〇五	三、一九八	二、三三	九	一七六	一〇七	二八	二一	一、三三	一八	三、四三	二、〇三五	三六	二九	二九
五五―	五九歳	男	五、七三	一、〇四	四六	一八	七三	一四〇	一、三三	一八	五八	三三	一、二〇四	二四六	二四	四三
五九歳	女	一、四七	一、八五	九	八	四	五	四	四	一五	一三	七三	一、二五	八	八	八
六〇―	六四歳	男	二、七三	五〇	二四	五	二五	五	四六	九	二五	五	五三	一六二	六	六
六四歳	女	四七〇	八六	二四	五	一〇	一五	八	六	六	五	七	二六	六二	八	二〇
六五―	六九歳	男	六三	二〇	七	二	三	二四	一五	六	七	一四	二	六	三	八
六九歳	女	二四	三〇	七	九	一	二	二	一五	九	七	三	三	六	四	三
七〇歳以上	男	二〇	一五	三	一〇	二	六	七	四〇	三	二	一〇	八	元	二	八
七〇歳以上	女	三〇	一四	二	二	一	七	一	四〇	三	二	二	七	一四	一	二
年齢及配偶 関係不詳	男	九	五〇	三	九	三	五	三	三	五	八	七	二	五	四	二
年齢及配偶 関係不詳	女	四	三二	一	一	一	九	二	四	五	一〇	五	三	五	二	六

第五表(其二) 常時十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ於ケル職工年齢別数 (昭和五年十月一日現在) (工場監督年報ニ據ル)

男	一四歳以上	一四歳以上	一五歳以上	一六歳以上	計	女	一四歳以上	一四歳以上	一五歳以上	一六歳以上	計	合計
未	一四歳	一四歳	一五歳	一六歳	計	未	一四歳	一四歳	一五歳	一六歳	計	合計
六七	二、一九五	五、四四四	一、五八三	二、五二九	二七、一八三	五、七〇三	八三、五四	五九、一七六	七三、六〇六	八三、七五		

機械及器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	特別工場	計	官設工場	總計
三八	二四	元	二四	一	一、五三	六	一、五〇
一、四三	八六	金	一、二九	一	五、六九	二四	五、九六
四、〇五	一、五三	三二	二、八八	一〇	一四、七〇	八三	一五、〇二
三九、三二	一三六、三八	六四、四三	一〇〇、六二	一三、五二	六八、〇三	一〇三、七五	七八、八三
三五、一七六	三九、四〇	六四、八七	一〇四、九三	三、五二	七〇、〇四	一〇三、八七	八〇、九二
二六	九六	三三	六八	一	二九、二九	一三	二九、四三
五〇五	一、八六	五二	一、六二	一	六三、一八	六七	六三、七三
八八四	三、四八	九六	二、三九	二	九二、一三	一、五九	九三、三二
一五、六九	五〇、五六	一四、五三	三三、三九	三〇	六七一、一四	三三、七二	六九五、八四
一七、三三	五六、一九	二六、三三	七〇、〇六	三三	八四、七四	二五、七二	八八〇、四二
二四、四九	一八、六〇	八二、〇九	一四一、九九	一三、八四	一、五七、七八	一三九、五八	一、六八、七三

第五表(其三) 職工五人以上使用工場種別ニ依ル職工年齡別 (昭和五年末現在) (工場統計表ニ據ル)

工場數	總從業員數	職工・一六歲未満		職工・一六歲以上		職工合計
		男	女	男	女	
		計	計	計	計	
紡織工業	二〇、三六	七、五一	一四、二七	一五、五五	五九、一三	七五〇、六四
金屬工業	四、〇四	一、三四	三七	七六、二九	六、一四	八三、四三
機械器具工業	五、六四	四、二五	九三	一五、三三	九、七八	一六三、八一
窯業	三、二五	一、四四	八四	四八、七三	一〇、六三	五八、四三
化學工業	三、三九	六四	三七	七八、四四	三五、四四	一二三、八八
製材及木製品工業	四、九六	一、四四	二八	五一、六五	四、五〇	五六、二〇
印刷及製本業	二、七五	二、二三	六四	四五、〇七	五、四七	五〇、五〇
食料品工業	一三、三〇	一、四六	一一、九六	一六、五三	一九、〇六	一三五、六八
瓦斯及電氣業	四、六六	七	一	七、八九	八	七、九一
其ノ他ノ工業	五、二六	二、〇九	四、九六	四〇、六三	四三、四七	八四、二六
計	六三、三四	三、四六	一五八、一五	七三三、八三	七三九、一五	一、六八三、五三

第七表(其一) 工場労働者異動月別表 (社會局社會部調査)

昭和六年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
解雇	四、七九人	一、九七人	五、四七人	五、四二	四、九四	三、七四	二、六三	三、三九	三、五三	三、五四	三、八三	一、五八	六、五二
雇入	六、五八	三、三三	六、八三	一、七五	三、八四	三、七四	四、八二	二、八四	三、〇九	二、四八	二、六四	一、七九	五、五〇
工場労働者	五、五〇	五、三六	五、一七	五、三九	五、三三	五、三四	五、五二	五、五〇	五、四七	五、四四	五、三〇	五、二七	六、四二
現在	一、〇六	二、三八	九、九七	九、八八	九、七二	一、二二	一、〇〇	一、二四	六、四七	一、〇九	五、五五	一、三〇	三、五二

第七表(其二) 工場労働者解雇者歸趨月別表 (同前)

昭和六年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
同職工	七、三〇	八、六四	五、六五	七、九〇	六、五三	七、九三	五、三六	六、四八	六、四三	六、三〇	五、八〇	四、四四	七、六三
他職工	二、三三	四、七四	二、三九	二、四九	二、一九	一、九四	二、五三	二、六七	二、五八	二、〇七	二、一五	二、〇四	二、五四
歸農セル者	一、三六	六、六六	二、三六	一、三三	一、八八	一、三六	一、〇三	一、三二	一、三九	一、三〇	一、六九	一、七九	二、六三
其他	五、九七	九、五四	二、五八	四、五七	四、九三	三、七六	三、九六	三、九八	四、三八	四、六六	四、五八	四、五八	八、九三
未就職者	一、三三	一、七二	五、四〇	二、五六	三、〇四	二、一五	一、九七	二、四三	二、八五	二、七四	三、四二	三、三六	六、七六
不詳	四、六九	七、六六	六、二六	五、七〇	五、三七	九、〇四	四、六六	四、八六	五、七八	四、七六	五、四二	二、四五	七、五九
計	四、七九	一、九七	一、五八	一、四七	一、四三	一、四三	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二

第八表(其一) 鑛夫異動月別表 (社會局社會部調査)

昭和六年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
解雇	七、七九	八、五九	一、二八	一、〇四	九、九〇	八、五三	八、八四	六、九三	七、六一	七、四八	六、五七	八、二四	一、〇三
雇入	六、〇七	五、一七	六、三〇	六、六二	五、五〇	四、八六	六、〇二	四、五〇	六、四二	六、七五	六、六三	五、六〇	六、九四
現在	三、三六	三、三三	三、三七	三、三二	三、三四	三、三五	三、三八	三、三三	三、三七	三、三五	三、三四	三、三三	三、三八
鑛夫數	三、三六	三、三三	三、三七	三、三二	三、三四	三、三五	三、三八	三、三三	三、三七	三、三五	三、三四	三、三三	三、三八

第八表(其二) 鑛夫解雇者歸趨月表 (同前)

昭和六年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計	月平均
同種鑛山ニ轉職	二、四三	二、七七	四、六五	三、二五	三、〇〇	二、八六	三、八元	二、四八	三、〇元	三、〇三	二、四八	二、三〇	三六、二四	三、〇元
他種鑛山ニ轉職	一五	三	五	六	三	六	五	六	四	四	一	四	五三	四
歸農	一、二九	一、七九	二、五三	二、〇四	一、七九	一、五四	一、四三	一、三九	一、二八	二、四三	一、〇三	一、四九	一九、〇五	一、五八七
其他ニ轉職	八三	七七	一、〇四	一、三六	九六	八三	八九	六三	八九	七三	六三	六三	一〇、二七	八五
未從業	七四	一、二七	一、八三	二、四〇	二、二二	一、三〇	八三	八〇	七五	九〇	五〇	二、二四	二五、二四	一、二七
不詳	一、九〇	二、〇八	一、四三	一、七五	一、九三	一、九六	一、六七	一、五三	一、四七	一、五三	一、六九	一、四三	二、二九	一、七六
計	七、三六	八、五三	三、二六	一〇、四二	九、九四	八、五六	八、七二	六、九二	七、五八	七、四四	六、五九	八、二四	一〇三、四八	八、五四

注意 本表ノ數字ハ前表(八ノ一)ト符合セズ。

第九表(其一) 全國失業者概數 (昭和五年國勢調査ニ據ル)

全 國	失業者	三三、五七
北海道	八、八七〇	
青 島	二、六五八	
岩 手	二、八三三	
宮 城	二、三〇九	
秋 田	三、七六三	
山 形	二、六二五	
福 島	五、三六九	
茨 城	三、二七四	
栃 木	三、〇七七	
群 馬	三、〇七〇	
埼 玉	四、〇〇三	
千 葉	一、九四四	
東 京	六二、九五七	
神 奈 川	二〇、〇七四	
新 潟	五、四四五	
富 山	一、九四八	
石 川	二、四四二	
福 井	一、〇五五	
山 梨	一、八三六	

岡	島	島	和	奈	兵	大	京	滋	三	愛	靜	岐	長
山	根	取	山	真	庫	阪	都	賀	重	知	岡	阜	野
四、九七三	一、六六六	一、七三三	六、八六三	二、四九九	一八、一三五	三六、八〇九	七、八〇八	一、三八二	六、一〇〇	二、八五七	七、七四九	三、七〇五	六、〇二六
沖	鹿	宮	大	熊	長	佐	福	高	愛	香	德	山	廣
繩	兒	崎	分	本	崎	賀	岡	知	媛	川	島	口	島
八五四	二、七〇一	二、〇八八	二、一九九	四、三九四	四、六六七	一、九七八	一七、三三七	四、二五六	五、四四五	二、一八二	二、三三七	四、七五四	八、六五一

備考 本調査ニ於テハ給料生活者又ハ労働者タリシモノニシテ現ニ失業セル者ナリ。

第九表(其二) 昭和六年九月分 失業状況(推定) (中央職業紹介事務局調)

俸給生活者				日傭労働者				労働者				其他ノ労働者				合 計			
調査人口	失業者	失業率		調査人口	失業者	失業率		調査人口	失業者	失業率		調査人口	失業者	失業率		調査人口	失業者	失業率	
北海道	一〇三、二八〇	四、〇六六	三・九	八三、三四	六、四九九	七・八		二二、三七四	六、一七六	五・五		二九、八六八	一六、七二三	五・六		二九、八六八	一六、七二三	五・六	
東京	二五五、二四三	三、四四二	九・六	二九、二〇九	二九、二五二	三三・六		四三〇、四五一	五八、五四五	一三・六		八四四、九〇三	一二三、二五九	一三・七		八四四、九〇三	一二三、二五九	一三・七	
京都	六〇、四四五	一、六二七	二・七	三三、六九二	四、四八〇	一三・三		一三五、九〇五	三、三八一	二・五		三三〇、〇五三	九、四七九	四・一		三三〇、〇五三	九、四七九	四・一	
大阪	一八九、二一六	七、一八〇	三・九	八三、五五六	一〇、七三六	一二・九		四八五、五四六	二二、〇五二	四・四		七五八、二三〇	三六、九七〇	五・二		七五八、二三〇	三六、九七〇	五・二	

神奈川	五、五四	三、七〇〇	七・〇	三四、一九八	一一、〇四一	三三・三	二九、九九	六、八八七	五・七	二〇六、六六一	二、六三八	一〇・五
兵庫	六九、四六五	二、九三三	四・二	三二、三五五	七、二九	三三・七	一八三、九八七	六、九四一	三・八	二八四、七七七	一七、〇〇三	六・〇
長崎	三三、一〇一	一、一七三	五・二	三四、四九四	二、三三三	六・七	五六、一〇一	三、八五七	六・八	一一三、六九六	七、三六二	六・四
新潟	元、〇三三	四九八	一・三	四六、七五七	二、五三八	五・四	一一〇、二八七	二、四三四	二・二	一九六、〇七六	五、四六〇	二・八
埼玉	二四、八二三	八三二	三・三	二六、四〇六	二、一八一	八・三	六三、三三五	二、二四二	三・四	一一三、五五三	五、一四三	四・五
群馬	二、九四九	四三〇	二・〇	二二、七八五	九八九	四・五	五八、八六九	一、四四二	二・五	一〇三、六〇三	二、八六〇	二・八
千葉	一九、一三六	二八四	一・五	一五、三三二	八三三	五・三	一九、一四六	七九五	四・一	五三、五九四	一、八九二	三・五
茨城	一一、二九五	四八四	四・三	一八、九〇七	九八六	五・二	三〇、一七九	一、一〇〇	三・六	六〇、三八一	二、五七〇	四・三
栃木	一三、九四三	三七三	二・六	一八、三三〇	九六二	五・二	三三、五四八	六六八	二・九	五四、八二〇	二、〇〇三	三・六
奈良	一〇、七〇六	一五七	一・三	三三、七〇七	六三二	二・七	一八、六〇六	七九四	四・〇	五三、〇一九	一、五八二	二・八
三重	二五、三四二	六六七	二・六	四二、五五六	三、六二九	八・七	六三、二〇四	三、〇六三	四・九	二九、一〇一	七、三四九	五・六
愛知	七三、八〇六	一、七三三	二・三	七二、九三九	一〇、一〇六	一四・〇	一七四、八五四	三、五三〇	二・〇	三三〇、五八九	一五、三六九	四・八
静岡	二七、六二〇	四二〇	一・五	四七、一七〇	一、九九六	四・二	六九、七九三	二、一四二	三・一	一四四、五七三	四、五四七	三・一
山梨	一一、三四四	二四九	二・一	一一、五七九	一、七〇六	一五・〇	四〇、九四〇	七九六	一・九	六三、八七三	二、七五一	四・三
滋賀	一一、七三五	八六	〇・七	一七、六七一	一、一六五	六・六	三四、二八七	二五	〇・六	六四、六八三	一、四六六	二・三
岐阜	二二、六四八	二二六	一・〇	二四、二七四	一、七六八	七・三	五三、二八一	二、四四九	四・六	九九、三〇三	四、四三三	四・五
長野	五三、五五三	一、〇九二	三・一	六〇、〇三五	三、三六三	五・六	一一〇、三七九	四、二三三	三・二	三三三、九六七	八、五七六	三・八
富山	三三、八六九	六四九	二・七	三八、一二七	二、一七八	五・七	四四、一三〇	二、〇四九	四・六	一〇六、一六六	四、八七六	四・四
福井	一九、六二九	三四四	一・八	三七、一九二	一、〇三七	二・七	四六、二二五	一、〇二二	二・一	一〇三、〇三六	二、四〇三	二・五
岩手	一三、四三〇	四二一	三・一	二三、八五八	一九七三	八・三	三六、三六五	一、四七五	四・一	七三、六五三	三、八五九	五・二
青森	一四、七〇〇	一、二四〇	八・四	三七、八六二	九九八	二・六	四四、五八一	三三二	〇・六	九七、一四三	二、四九〇	二・六
山形	二六、七三二	四三七	二・六	二五、九七三	二、九五八	一一・四	三七、三三五	一、四二六	三・八	八〇、〇〇九	四、八〇一	六・〇
秋田	一八、〇〇三	七九	四・一	三六、六五五	三、五八七	九・七	五八、七五五	三、一三八	五・五	一一一、三三三	七、四六四	六・七

福井	一三、八五三	六三三	四・五	一九、六八一	一、二〇七	六一	四八、六八三	二、三八八	四・九	八三、二六	四、二七	五・一
石川	一七、八六三	五〇二	二・八	二二、九六七	八六四	三・八	三七、八九六	八三	二・一	七七、七五	二、一九五	二・八
富山	一六、〇八八	三五五	二・〇	一八、四〇九	九三五	五・〇	三八、六六六	一、一〇五	二・九	七三、二三	二、三五五	三・二
鳥取	九、五五五	九五	一・〇	一五、九七七	二、〇二八	二・七	一六、六七二	三九五	二・四	四三、一七三	二、五二八	六・〇
島根	一四、七七八	四三六	三・〇	一六、五七六	四八八	二・八	四〇、〇四九	六三	一・六	七二、四〇三	一、五二六	二・一
岡山	三三、八三六	一、四四一	四・五	二八、二〇四	二、七三二	九・七	七九、二九八	二、二七二	二・七	一三九、三三八	六、三四三	四・六
廣島	五〇、九八七	二、一九〇	四・三	五〇、七七八	四、四四二	九・一	一五、六六六	六、八八八	四・五	二五五、三七一	一三、七三〇	七・二
山口	二八、三七一	七九	二・六	三七、二九九	一、四三三	三・八	六〇、三七七	一、三三三	二・二	一二五、九九七	三、四六三	二・七
和歌山	一五、二三八	五八	三・四	四二、八五六	二、九二三	七・〇	四二、六六六	二、三七九	五・七	九八、七三〇	五、八二〇	五・九
徳島	二〇、二〇五	三〇〇	三・〇	三三、〇八七	五五五	一・七	三二、三七七	一、〇七七	三・四	七三、六〇九	一、九三三	二・六
香川	一四、八三三	二六四	一・八	二〇、四七七	六八七	三・四	二四、〇〇八	九四二	三・九	五九、二九七	一、八九二	三・一
愛媛	二二、九〇六	九六九	四・四	四〇、一四	三、一六八	七・九	五九、一三四	三、九二五	六・六	一二一、二五四	八、〇五二	六・六
高知	一四、三八	五三七	三・七	二四、一九三	一、六七八	六・九	六三、九九一	一、六二九	二・五	一〇三、五一	三、八四四	三・七
福岡	六四、九八六	四、二七四	六・七	九四、三六五	一八、〇三三	一九・一	一六五、六九八	一三、六六九	八・八	三三五、〇四九	三五、九七五	一一・一
大分	一四、七五〇	四三二	二・八	一七、二五五	七五一	四・四	一七、三四五	九一	五・七	四九、三四〇	二、一六三	四・三
佐賀	一三、〇五七	三四七	二・七	一二、六〇〇	五二五	四・一	二三、六六六	七六五	三・二	四九、二七三	一、六二七	三・三
熊本	三〇、六九五	九五四	三・一	二九、四三八	一、六二九	五・五	六七、八三三	一、五九二	二・三	一二七、九五五	四、一六五	三・三
宮崎	二二、三五五	二八〇	一・三	一六、四二一	九八	三・三	四六、四四〇	三八七	〇・八	八四、五三六	一、五八五	一・九
鹿児島	二六、九六一	一、二八六	四・四	三四、三七	一、九五二	五・七	四七、〇五四	一、五四四	三・二	一〇八、三五二	四、六五三	四・三
沖縄	七、三四	二六三	三・七	一〇、八八五	三七	三・〇	二二、九六五	六〇五	二・八	四〇、一六四	一、一九五	三・〇
計	一、六五六、二九三	七四、〇九一	四・四七	一、六五七、五一	一六四、三六八	九・九二	三、七六三、九七四	一八七、〇六七	四・九七	七、〇七七、七八	四三五、五三六	六・〇二
昭和六年十月	一、六五九、三〇三	七四、五六七	四・四九	一、六六四、五九六	一七三、六四九	一〇・四三	三、七〇六、七三六	一九〇、七九八	五・一五	七、〇三〇、六三五	四三九、〇二四	六・二四
十一月	一、六六二、九三七	七六、五四〇	四・六〇	一、六七四、八八	一八〇、五九九	一〇・七八	三、七二六、五八八	一九七、五三六	五・三三	七、〇五四、三三三	四五四、六七五	六・四四

十二月 一、六四、五八 七、五〇 四、五八 一、六六、七九 一八八、九六 二、一四 三、七二、五八 二〇四、四四〇 五、五〇 七、〇四、七三 四七〇、七六 六、六六

第十表(其一) 昭和六年勞働賃銀指數月別表 (商工省調)

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
纖維工業(七種)	八六・六	八六・九	八六・一	八四・九	八三・九	八三・九	八三・七	八三・〇	八三・四	八二・一	八二・三	八〇・六	—
金屬及機械器具工場(五種)	八九・八	八九・二	八八・〇	八六・六	八七・四	八七・〇	八六・四	八六・四	八五・八	八五・六	八五・二	八六・八	—
窯業(五種)	八六・二	八六・六	八四・三	八三・二	八三・六	八三・六	八三・三	八二・六	八二・八	八〇・六	八〇・六	—	—
化學工業(七種)	九三・一	九三・一	九三・七	九三・二	九三・九	九三・二	九〇・九	九三・〇	九二・四	九二・〇	九二・三	九〇・四	—
飲食料品工業(六種)	九二・七	九三・三	九三・〇	九三・三	九七・五	九七・五	九六・八	九八・二	九七・七	九六・五	九六・〇	九六・二	—
被服及身廻品製造業(三種)	八二・一	七九・七	八〇・〇	八一・七	八〇・三	八〇・三	七九・三	七八・〇	七八・〇	七九・三	七九・三	八〇・三	—
土木建築業(六種)	八〇・〇	七九・三	七八・八	七七・七	七七・七	七七・八	七七・七	七七・三	七七・〇	七六・〇	七五・八	七五・五	—
木竹業(五種)	八五・六	八五・八	八五・六	八三・六	八四・〇	八三・四	八三・〇	八三・〇	八二・六	八二・四	八一・〇	八二・四	—
印刷製本業(二種)	九二・五	九二・五	九二・〇	九二・五	九七・五	九七・〇	九六・〇	九五・五	九五・〇	九六・〇	九五・〇	九五・五	—
仲仕及日傭人(三種)	七二・七	七二・三	七三・〇	七三・〇	七三・〇	七三・〇	七二・三	七二・〇	七〇・三	七〇・三	六九・〇	六八・三	—
漁業(平均)	七五・五	九六・八	九六・八	九六・三	九六・四	九六・〇	九七・六	九五・八	九六・三	九六・〇	九五・〇	九五・三	—
下男(二種)	八六・〇	八五・五	八六・〇	八五・〇	八三・〇	八三・五	八三・〇	八四・〇	八三・五	八二・五	八〇・〇	七九・五	—
下女(二種)	八六・〇	八五・五	八六・〇	八五・〇	八三・〇	八三・五	八三・〇	八四・〇	八三・五	八二・五	八〇・〇	七九・五	—
總平均	八七・九	八七・七	八七・三	八六・四	八六・一	八五・七	八五・二	八五・四	八四・八	八四・二	八三・九	八四・〇	—

備考 大正十年乃至十二年ノ全三箇年平均賃銀一〇〇トス。

第十表(其二) 昭和六年東京勞働者賃銀指數月別表 (東京商工會議所調)

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
染織工業(七種)	九五・六	九六・七	一〇二・二	一〇三・九	九六・五	九九・九	九六・二	九九・三	九八・〇	九七・四	九七・三	一〇〇・八	九四・七

機械工業(五種)	大・三	七・四	八・九	八・四	八・九	八・一	八・四	八・一	八・六	八・九	八・一	八・五	九・五
化學工業(一三種)	九・七	九・九	九・〇	九・三	九・二	九・三	九・五	九・七	九・四	九・八	九・六	九・三	八・三
飲食物工業(六種)	一・三・七	一・三・六	一・四・三	一・四・一	一・三・〇	一・三・一	一・三・九	一・三・八	一・三・八	一・三・一	一・二・九	一・三・四	一・三・三
雜工業(四種)	八・八	九・六	九・九	八・八	八・六	八・七	八・八	八・〇	八・一	八・七	八・〇	八・三	九・五
其ノ他(一七種)	九・二	九・六	九・〇	九・七	九・三	八・五	八・五	八・二	八・三	八・九	八・二	八・三	八・七
總平均	九・二	九・三	九・三	九・三	九・六	九・九	九・五	九・三	九・四	九・五	九・三	九・四	九・三

備考 大正九年下半期ノ平均ヲ一〇〇トス。

第十表(其三) 昭和六年大阪市諸職業賃銀月別表 (大阪商工會議所調)

	1 實 數												2 指 數 (大正九年七月ヲ一〇〇トス)
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	
製粉	一・六	一・六	一・三	一・六	一・六	一・六	一・六	一・七	一・七	一・五	一・五	一・三	
紡績女工	六	八	八	八	八	八	八	八	八	八	七	七	
製鍊	二・七	二・七	二・七	二・七	二・四	二・四	二・四	二・四	二・四	二・六	二・七	二・七	
旋盤	二・三	二・三	二・二	二・七	二・七	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	
製紙	二・四	二・四	二・五	二・五	二・六	二・六	二・五	二・五	二・五	二・六	二・六	二・六	
印刷	二・六	二・六	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	
大工	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇	二・八	二・八	二・八	
左官	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇	
石工	四・〇	四・〇	三・四	三・四	三・四	三・四	三・四	三・四	三・四	三・四	三・四	三・四	
日傭人夫	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・八	
製粉	九	九	九	六	九	九	九	一〇	九	八	八	九	

紡績女工	四	八	八	六	六	六	六	六	六	七	七
製鍊	一三	一三	一三	一三	一三	一五	一五	一四	一四	一三	一七
旋盤	六	六	六	五	四	四	三	三	三	三	三
製紙	一六	一六	一六	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
印刷	四	四	四	五	五	五	五	五	七	七	七
大工	四	四	四	四	四	四	四	四	七	七	七
左官	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	一六
石工	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
日傭人夫	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	九

第十一表(其一) 昭和六年工場・鑛山勞働者賃銀指數月表 (內閣統計局調、以下同斷)

1 職 工 (昭和二年基準)

總數	七	九	一五	七	四	五	三	三	三	三	五	五
窯業、土石加工業	八	八	八	八	七	八	七	八	七	八	八	七
金屬工業	七	六	五	六	五	五	四	五	六	七	六	五
機械器具製造業	三	四	六	六	九	九	九	九	九	九	九	九
造船業運搬用具製造業	五	三	四	七	五	五	三	五	五	五	五	五
精巧工業	一三	一三	一五	一七	一七	一四	一七	一八	一三	一六	一三	一五
化學工業	一六	一五	一五	一四	一三	一四	一三	一四	一三	一七	一三	一三
紡織工業	六	六	五	八	八	八	七	九	七	六	七	八
被服身裝品製造業	一三	五	七	七	九	六	七	九	七	一〇	一〇	九
紙工業印刷業	一七	一五	一六	一三	一三	一四	一七	一四	一四	一三	一五	一四

窯業土石加工業				金屬工業				機械器具製造業				造船業、運輸用具製造業				精巧工業				化學工業			
工場	總平均	男平均	女平均	工場	總平均	男平均	女平均	工場	總平均	男平均	女平均	工場	總平均	男平均	女平均	工場	總平均	男平均	女平均	工場	總平均	男平均	女平均
三	一九四・二	二五・五	七・五	六	二八四・〇	二八・八	三二・八	七	二六三・五	二七六・六	一四六・〇	五〇	二五七・七	二五九・三	一三三・三	一五	二六六・八	二七六・七	一九三・三	六	二〇三・九	二二三・八	一一〇・〇
三	一八八・一	二〇八・六	七四・六	六	二七九・五	二八六・〇	一六六・三	七	二六八・八	二八三・八	一四七・六	五〇	二四九・九	二五一・四	一三〇・二	一五	二八一・七	二九二・〇	一三〇・三	六	二〇〇・〇	二三七・六	一一三・五
三	一八九・六	二二〇・〇	七五・八	六	二七六・五	二八二・七	一七四・四	七	二七五・〇	二九〇・四	一四九・五	五〇	二五二・八	二五四・四	一八八・三	一五	二九三・八	三〇五・一	一八二・二	七	一九九・八	二三九・三	一一一・五
三	一八六・九	二〇七・五	七四・一	六	二七九・六	二八六・一	一四八・八	七	二六三・六	二七八・二	一四六・七	四九	二六二・五	二六四・〇	一三五・六	一五	二七六・九	二八六・七	二八・五	六	一九七・八	二三九・二	一〇八・七
三	一八九・七	二二〇・〇	七九・五	六	二七八・六	二八五・〇	一五五・四	七	二六〇・八	二七五・一	一四六・〇	四九	二五二・〇	二五二・四	一三二・七	一五	二七五・七	二八五・三	一九三・三	七	一九六・七	二三六・三	一一〇・二
三	一九五・四	二六・五	八一・一	六	二七六・六	二八三・一	一五三・三	七	二六一・二	二七五・五	一四九・九	四九	二五二・〇	二五三・四	一三三・一	一五	二六八・八	二七八・一	二八・〇	六	一九二・七	二三三・二	一〇七・九
三	一九〇・三	二二・二	八一・三	六	二七四・三	二八〇・五	一五五・一	七	二五九・三	二七三・〇	一四七・七	四九	二四八・五	二四九・九	一九九・四	一五	二六二・二	二七一・〇	二三・六	六	一九三・三	二二七・三	一〇七・八
三	一八七・七	二〇八・四	七九・一	五	二七二・五	二七八・六	一五五・〇	七	二五九・六	二七三・七	一四四・一	四九	二四六・六	二四七・九	二八・八	一五	二五三・一	二六一・二	一一・九	六	一九九・〇	二三七・六	一〇五・九
三	一八九・四	二二・一	七五・八	六	二七三・一	二七九・一	一六〇・〇	七	二五六・九	二七二・八	一三八・四	四八	二四四・六	二四五・九	二八・五	一五	二五五・〇	二六四・〇	二四・八	七	一九八・九	二八三・三	一〇六・六
三	一九二・六	二三・一	七五・五	六	二七四・〇	二八〇・三	一四四・六	七	二五八・九	二七三・七	一三九・七	四八	二四六・六	二四八・〇	二八・二	一五	二六四・七	二七四・〇	二六・六	七	一九〇・一	二二九・五	一〇八・四
三	一九四・九	二六・六	七五・六	六	二八二・五	二八九・一	一六六・八	六	二六四・四	二七九・九	一四三・六	四九	二五一・四	二五二・八	一一三・二	一五	二七三・五	二八三・〇	二〇・二	六	二八五・九	二三三・三	一〇九・五
三	一九五・九	二六・七	七七・〇	六	二七九・九	二八六・三	一五五・六	七	二七四・二	二九〇・五	一四四・三	四八	二五五・六	二五七・〇	一一三・六	一五	二八五・八	二九五・七	二四・八	七	一九二・三	二三〇・三	一〇八・九

第一部統計表

紡織工業				被服製造業				紙工業印刷業				皮革、骨、毛品製造業				木竹草蓼類關スル製造業				飲食料品製造業			
工場	總平均	男平均	女平均	工場	總平均	男平均	女平均	工場	總平均	男平均	女平均	工場	總平均	男平均	女平均	工場	總平均	男平均	女平均	工場	總平均	男平均	女平均
一九六	九三・八	一五五・五	七七一	一四一・一	二二七・四	二〇〇・二	一〇〇・二	一九三・〇	二二五・八	二二五・七	一二五・七	三三三・二	三三三・五	三三三・五	一三〇・七	一四六・九	一五六・一	六七・六	一九・九	一七三・〇	二二六・一	二二六・一	一九八・八
一五五	九四・〇	一五四・六	七七一	一三三・六	二〇三・二	九八・六	六二	一八九・八	二二・五	一二三・九	二二・五	三三三・〇	三三六・九	三三六・九	一三六・八	一五三・三	一六三・二	六八・一	八〇	一六〇・七	二〇五・五	二〇五・五	二二〇・八
一六六	一〇四・四	一五八・一	八五・八	一三三・九	一九三・五	一〇四・一	六二	一九三・三	二二五・八	一二五・四	二二・五	二九三・二	二九八・三	二九八・三	一三四・九	一五八・四	一六八・六	六八・四	七九	一六六・六	二三三・三	二三三・三	二二二・二
一九七	九〇・六	一五三・三	七四・八	一三四・〇	一九五・八	一〇三・一	六二	一八七・四	二〇八・七	一二五・〇	二二・七	二九五・一	三〇三・七	三〇三・七	一二三・八	一五二・二	一六三・五	六七・七	七	一六七・七	二二七・六	二二七・六	二二二・七
一九七	八七・五	一四九・九	七三・二	一三五・三	一九八・八	一〇四・三	六二	一八四・二	二〇七・一	一九三・三	二二・一	二八五・二	二九三・七	二九三・七	一二三・〇	一五〇・二	一六二・五	六八・一	七六	一五七・七	二三三・六	二三三・六	二〇二・五
一九四	九〇・〇	一五三・四	七三・九	一三五・〇	一九七・三	一〇五・七	六二	一八三・六	二〇五・一	一九八・三	二二・三	二八七・五	二九六・二	二九六・二	一二三・四	一四六・七	一五七・六	六四・七	七六	一五七・九	二二〇・一	二二〇・一	二〇二・八
一九四	八七・六	一五一・八	七二・九	一三四・五	一九六・三	一〇四・九	六〇	一八三・一	二〇四・九	一九八・二	二二・二	二八三・七	二九一・五	二九一・五	一二二・一	一四六・七	一五六・八	六四・一	七六	一五五・二	二〇八・二	二〇八・二	二〇〇・九
一九四	八七・〇	一五二・六	七二・〇	一三三・六	一九六・八	一〇三・四	六〇	一九三・三	二二二・六	二二二・三	二二・三	二八七・三	二九七・二	二九七・二	一二三・四	一五二・一	一六〇・八	六八・二	七六	一五八・三	二〇九・八	二〇九・八	二〇三・六
一九五	八六・五	一五一・三	七〇・六	一三〇・七	一九五・二	九九・七	六〇	一八八・六	二二〇・七	二二四・二	二二・二	二七八・七	二八八・三	二八八・三	一二六・五	一四四・一	一五五・二	六二・七	七	一六〇・五	二二二・七	二二二・七	二〇五・二
一九四	八四・九	一四九・六	六九・三	一三四・五	一九六・九	一〇三・七	六〇	一八三・七	二〇四・七	二一〇・七	二二・七	二七五・〇	二八四・六	二八四・六	一二四・九	一四二・二	一五二・〇	六二・九	七	一六二・七	二三三・四	二三三・四	二〇七・五
一九五	八三・五	一五〇・一	六七・八	一三八・一	二〇三・一	一〇七・〇	五九	一八五・七	二〇六・九	二一三・〇	二二・〇	二七三・八	二八三・六	二八三・六	一二二・二	一四二・〇	一五二・〇	六一・一	七八	一六九・三	二二六・八	二二六・八	二二四・〇
一九〇	八四・四	一五〇・〇	六八・六	一三七・八	二〇六・二	一〇三・六	五九	一九〇・二	二二二・八	二二四・三	二二・三	二九三・九	三〇三・九	三〇三・九	一二七・一	一四一・八	一五三・五	六〇・六	七九	一七五・八	二三七・三	二三七・三	二三三・九

土木建築業
土木建築ニ
關スル業

工場	總平均	男平均	女平均
二	一四・五	一七・四	四・四
二	一五・八	一六・八	五・三
二	一三・一	一四・七	三・六
二	一四・二	一五・二	五・一
二	一五・九	一七・九	三・五
二	一六・九	一八・〇	三・一
二	一八・一	一八・三	五・四
二	一七・四	一八・二	五・五
二	一七・八	一八・八	五・九
二	一七・三	一八・三	五・〇
二	一七・五	一八・三	五・四
二	一九・一	二八・二	四七・一

瓦斯電氣水道業

工場	總平均	男平均	女平均
一六	一八・〇	一八・七	一四・七
一七	二五・五	二五・五	二七・六
一六	二六・五	二六・八	二六・六
一六	二四・四	二六・二	二七・一
一五	二五・五	二五・五	二六・六
一六	二八・八	二四・八	二三・四
一七	二七・七	二九・七	二三・八
一六	二八・二	二四・二	二三・四
一六	二六・五	二六・六	二七・八
一六	二六・〇	二六・〇	二八・三
一五	二八・九	二四・九	二七・七
一六	二五・六	二五・八	二三・七

其他ノ工業

工場	總平均	男平均	女平均
六	二三・〇	二三・三	二〇・九
六	一九・八	二九・一	一〇・三・六
六	一八・六	二〇・五	九・七・四
六	一八・三・八	二〇・五・三	九・五・三
六	一八・七	二二・四	九・五・八
六	一九・二	二三・八	九・七・七
六	一九・七	二九・四	一〇・三・〇
六	一九・五	二七・九	一〇・三・八
六	一八・七	二〇・九	一〇・一・〇
六	一八・八	二〇・四	九・七・一
六	一八・九	二〇・五	一〇・四・七
六	一八・九	二〇・九	一〇・三・〇

2 交通勞働者

總數

事業場	總平均	男平均	女平均
二〇〇	一七・七	二〇・三	一五・二
三三・五	一七・九	二〇・〇	一五・二
三三	一七・七	二〇・五	一四・五
三三・二	一八・九	二〇・七	一〇・七
三三・一	一八・五	二〇・〇	一四・六
三三・〇	一八・七	二二・一	一五・四
三三・一	一八・二	二〇・五	一五・二
三三・六	一七・四	二〇・五	一〇・〇
三三・六	一七・五	一九・八	一〇・九
三三・七	一七・九	二〇・八	一五・五
三三・二	一七・九	二〇・八	一五・六
三三・七	一八・八	二二・九	一五・二

通信業

事業場	總平均	男平均	女平均
三三	一三・〇・四	一四・五	九・七・五
三三	一三・七	一四・四	九・七・六
三三	一三・九	一四・五	九・七・〇
三三	一三・八	一四・五	九・八・一
三三	一九・八	一四・五	九・七・九
三三	二三・〇	一四・八	九・八・二
三三	二三・八	一四・七	九・八・三
三三	二三・一	一四・三	九・八・六
三三	二三・三	一四・四	九・八・六
三三	二三・〇	一四・六	九・八・三
三三	二三・四	一四・八	九・八・一
三三	二三・六	一七・八	九・八・七

運輸業

事業場	總平均	男平均	女平均
昭	一六九	三三〇・三	一五四・一
和	三〇四	二九・八	一五四・四
六	二九八	二四・五	一五〇・五
年	三〇〇	二三・三	一六六・四
一	三〇〇	二〇・七	一四四・六
月	二九九	三三・三	一四七・五
二	三〇〇	二七・二	一四四・四
月	二九五	三三・六	一四三・〇
三	二九五	二〇九・三	一四九・四
月	二九六	二四・〇	一四八・一
四	二九〇	二四・九	一四八・八
月	二八六	二七・三	一三八・一

3 鑛山勞働者

總數

鑛山	總平均	男平均	女平均
昭	一五七・四	一六五・八	八七・三
和	一五七・三	一六五・六	八六・八
六	一五七・七	一六四・八	八四・七
年	一五七・七	一六三・八	七九・八
一	一五三・一	一六二・三	七七・七
月	一五三・二	一六二・二	七六・五
二	一五三・五	一六〇・〇	七九・二
月	一五三・二	一五八・七	七四・九
三	一四九・七	一五七・一	七四・三
月	一四八・九	一五六・二	七四・三
四	一四八・五	一五八・八	七三・三
月	一四八・一	一五五・二	七三・四

金屬鑛山

鑛山	總平均	男平均	女平均
昭	一六六・〇	一七五・四	六八・三
和	一六七・〇	一七六・五	六七・〇
六	一六五・七	一七四・八	六七・二
年	一六六・二	一七五・三	六七・四
一	一六五・〇	一七四・三	六七・五
月	一六六・五	一七五・六	六七・八
二	一六五・〇	一七三・九	六八・〇
月	一六五・五	一七四・一	六八・一
三	一五八・九	一六七・一	六五・二
月	一五七・五	一六五・三	六五・七
四	一五七・八	一六五・七	六三・五
月	一五四・六	一六三・五	六三・五

石炭鑛業

鑛山	總平均	男平均	女平均
昭	一五八・八	一六二・九	九二・七
和	一五三・三	一六二・一	九三・六
六	一五三・一	一六〇・九	八九・八
年	一五二・四	一五九・一	八三・七
一	一四七・八	一五五・六	八〇・九
月	一四七・三	一五四・九	七九・四
二	一四七・〇	一五三・九	八三・一
月	一四四・七	一五二・七	七七・一
三	一四四・三	一五三・五	七七・二
月	一四四・七	一五二・八	七六・八
四	一四四・〇	一五一・一	七五・六
月	一四四・九	一五一・七	七六・七

石油鑛業

鑛山	總平均	男平均	女平均
昭	一六六・六	一七二・九	八三・八
和	一六四・八	一六九・六	八三・五
六	一六二・四	一六七・三	八二・六
年	一五九・八	一六四・五	八三・〇
一	一六六・七	一七二・七	八五・四
月	一五九・一	一六三・八	八三・四
二	一五九・四	一六四・八	八三・二
月	一六三・八	一六九・〇	八三・三
三	一六〇・六	一六五・五	八三・一
月	一六二・五	一六六・六	八三・四
四	一六〇・六	一六五・八	八三・〇
月	一六〇・八	一六五・九	八三・三

[illegible]

第十一表(其三) 勞働人員及勞働賃銀指數 (日本銀行調查局調)

1 總指數及男女別

昭和六年												平均
總指數												
男												
女												
2 重要事業別												
製絲業												
實收賃銀	定額賃銀	労働人員	實收賃銀	定額賃銀	労働人員	實收賃銀	定額賃銀	労働人員	實收賃銀	定額賃銀	労働人員	平均
七五・九	七六・九	二五・九	八〇・二	九〇・六	六五・五	九二・〇	九三・八	九三・八	八三・六	九三・六	九三・二	七四・九
七五・三	七六・四	二五・七	八〇・三	九〇・一	六五・三	九三・八	九三・八	九三・五	八三・一	九三・一	九三・八	七四・六
六〇・三	七三・一	八五・〇	七九・六	八八・二	六六・九	九三・八	九三・一	九三・五	八三・六	九四・二	九三・四	七四・六
六六・五	七三・六	八五・三	七九・〇	八八・八	六六・二	九三・六	九三・一	九三・一	八三・五	九二・九	九二・九	七五・三
六六・六	七三・〇	八五・一	七六・二	八八・二	六六・四	九三・四	九二・八	九二・八	八二・八	九二・三	九二・六	七五・〇
六七・五	七三・二	八五・六	七六・三	八七・九	六六・二	九三・二	九二・五	九二・五	八〇・六	九二・〇	九二・二	七四・三
六八・四	七三・二	八五・六	七三・三	八七・八	六六・六	九二・四	九二・五	九二・五	八〇・五	九〇・一	九二・四	七四・五
六八・八	七三・一	八五・三	七六・四	八七・四	六六・七	九〇・八	九二・三	九二・三	八〇・三	八九・〇	九二・〇	七四・四
六八・一	七二・二	八五・三	七六・一	八七・〇	六六・五	九〇・八	九〇・九	九〇・九	八〇・二	八八・七	九〇・七	七四・八
六八・六	七二・二	八五・〇	七五・三	八六・四	六六・九	九〇・九	九〇・二	九〇・二	七九・七	八八・四	八九・九	七四・二
六八・六	七二・二	八五・〇	七四・八	八六・一	六六・四	九二・四	九〇・〇	九〇・〇	七九・一	八八・五	八九・七	七三・七
六八・二	七二・二	八五・八	七三・九	八五・七	六七・九	九三・七	八九・八	八九・八	七八・五	八九・一	八九・五	七三・一
七三・七	七三・七	七三・八	七三・四	八七・九	六六・〇	九三・〇	九二・五	九二・五	八二・〇	九〇・七	九二・三	七四・四

第一部 統計表

紡績業*			織物業*			機械製造業			船舶製造業			車輛製造業			金屬製品製造業			窯業			製紙業		
労働人員	定額賃銀	實收賃銀	労働人員	定額賃銀	實收賃銀	労働人員	定額賃銀	實收賃銀	労働人員	定額賃銀	實收賃銀	労働人員	定額賃銀	實收賃銀	労働人員	定額賃銀	實收賃銀	労働人員	定額賃銀	實收賃銀	労働人員	定額賃銀	實收賃銀
六二・〇	八八・七	七九・〇	六四・六	八一・〇	七六・二	九七・七	九四・六	八七・三	八三・八	九七・二	八五・五	九三・二	九三・五	八三・六	九三・三	九六・〇	九二・六	七三・三	九〇・九	八六・九	七七・九	九四・九	一〇〇・六
六〇・五	八七・七	七八・〇	六四・六	八〇・四	六四・九	九九・〇	九四・四	九〇・〇	八三・七	九六・六	八六・三	九一・五	九二・七	八三・二	九二・四	九五・八	九四・一	七二・八	九〇・二	八五・七	七七・四	九四・三	九六・七
六二・〇	八六・〇	七七・二	六四・九	七九・五	六四・九	九八・三	九三・五	八九・九	八三・〇	九六・三	八九・〇	九〇・八	九二・八	八四・五	九一・五	九五・四	九五・七	七二・三	八八・七	八五・〇	七七・三	九四・二	九六・〇
六三・一	八五・〇	七六・二	六五・九	七八・八	六五・九	九八・一	九三・一	八九・二	八三・七	九五・八	八七・五	九〇・六	九三・一	八六・〇	九二・二	九五・一	九四・七	七二・四	八八・〇	八四・一	七七・〇	九四・一	九五・五
六三・五	八三・九	七五・二	六五・七	七八・五	七五・二	九六・八	九三・五	八九・六	八一・一	九五・七	八五・八	九〇・三	九〇・三	八六・七	九〇・六	九四・八	九五・二	七〇・七	八八・一	八四・四	七七・〇	九三・八	九五・一
六二・五	八三・二	七五・三	六五・五	七八・一	六五・五	九六・〇	九三・〇	八九・七	七四・九	九四・九	八八・五	八五・一	八九・六	八五・八	九〇・五	九四・三	九四・一	七〇・四	八八・一	八四・三	七七・〇	九三・四	九四・八
六三・〇	八二・四	七四・一	六五・五	七八・五	六五・五	九五・九	九二・七	八九・七	七四・七	九四・七	八五・四	八三・六	八九・八	八五・〇	八九・九	九四・一	九三・九	七〇・四	八八・一	八四・四	七六・六	九三・〇	九四・七
六三・一	八一・五	七三・二	六五・四	七八・二	六五・四	九五・四	九二・五	八九・二	七四・五	九四・七	八五・八	八三・四	八九・三	八四・六	八九・八	九三・八	九二・九	六九・三	八七・七	八三・九	七六・三	九二・六	九四・八
六四・〇	八〇・八	七三・六	六五・八	七七・七	六五・八	九五・四	九〇・九	八九・五	七四・八	九四・六	八五・二	八一・六	八八・六	八三・七	八九・六	九三・八	九三・七	六九・〇	八七・三	八四・一	七六・〇	九三・四	九三・五
六三・五	八〇・四	七二・八	六五・一	七六・三	六五・一	九五・〇	九〇・六	八九・九	七四・六	九四・七	八五・五	八〇・七	八八・七	八四・九	八九・三	九三・四	九三・七	六八・四	八七・三	八四・四	七四・四	九三・二	九三・二
六三・八	七九・八	七一・一	六四・七	七五・二	六四・七	九四・三	九〇・二	九〇・三	七四・四	九四・七	八六・五	八〇・四	八八・七	八四・一	八八・四	九三・三	九三・七	六七・九	八七・三	八四・四	七四・二	九二・九	九二・八
六三・五	七九・六	六九・九	六四・二	七四・七	六四・二	九三・八	九〇・四	九〇・四	七三・八	九四・五	八七・九	八五・八	八八・九	八七・五	八七・五	九三・一	九三・七	六六・四	八七・三	八四・八	七三・七	九二・六	九二・〇
六三・四	八三・三	七四・五	六五・二	七八・一	六五・二	九六・五	九二・一	九二・一	七八・一	九五・四	八六・六	八五・八	九〇・三	八五・〇	九〇・三	九四・四	九三・七	六九・九	八八・三	八四・七	七六・二	九三・二	九四・七

[illegible]

備考

- 一、大正十五年中ノ平均ヲ一〇〇トス。但製絲業ニ限り大正十五年三月ヨリ十一月マデノ平均ヲ一〇〇トス。
- 一、重要事業別ノ勞銀指數ハ*印ヲ附セルモノニ在リテハ女工ノ賃金ニヨリ、其他ハ男工ノ賃銀ニ依リ作成ス。
- 一、二、三月分製絲業勞働人員ノ激落ハ蠶絲同業組合中央會ノ決議ニ基ク休業ニ因ル。

第十二表(其一)

（自大正十五年九月至昭和二年八月）
內閣統計局調查

1 收入階級別一世帯一ヶ月平均實收内譯

[illegible]

日本勞働年鑑

一二二

總額	總額	米麥費	嗜好品費	その他	住宅費	光熱費	被服費	保健衛生費	育兒費	教育費	交通費	通信運搬費	文房具費	負擔費	交際費	修養娛樂費	旅行費	備人費	其他費	記入不備
二〇三・三 ^円	五二・五 ^円	六七・九 ^円	八三・〇 ^円	九九・四 ^円	一二五・五 ^円	一三〇・七 ^円	一四八・五 ^円	一五三・九 ^円	一六三・九 ^円	一八二・二 ^円	二〇二・〇 ^円	二二六・七 ^円	二四八・二 ^円	二六三・五 ^円	二七五・二 ^円	二八七・五 ^円	二九三・五 ^円	三〇三・三 ^円	三〇八・三 ^円	三〇九・三 ^円
三・七 ^円	二・五 ^円	二・八 ^円	三・九 ^円	三・四 ^円	四・〇 ^円	四・九 ^円	五・〇 ^円	五・八 ^円	六・〇 ^円	六・三 ^円	六・六 ^円	六・八 ^円	七・二 ^円	七・五 ^円	七・七 ^円	七・九 ^円	八・〇 ^円	八・一 ^円	八・二 ^円	八・三 ^円
一四・五 ^円	一三・五 ^円	一三・三 ^円	一三・九 ^円	一四・四 ^円	一五・〇 ^円	一五・八 ^円	一六・四 ^円	一七・〇 ^円	一七・二 ^円	一七・五 ^円	一七・八 ^円	一八・〇 ^円	一八・二 ^円	一八・五 ^円	一八・七 ^円	一八・九 ^円	一九・〇 ^円	一九・一 ^円	一九・二 ^円	一九・三 ^円
六・九 ^円	三・八 ^円	四・七 ^円	五・九 ^円	六・三 ^円	七・五 ^円	八・九 ^円	一〇・二 ^円	一二・〇 ^円	一三・六 ^円	一五・四 ^円	一七・二 ^円	一九・〇 ^円	二一・八 ^円	二四・六 ^円	二七・四 ^円	三〇・二 ^円	三三・〇 ^円	三五・八 ^円	三八・六 ^円	四一・四 ^円
二六・三 ^円	九・八 ^円	二・六 ^円	一三・七 ^円	一六・〇 ^円	二〇・二 ^円	二四・四 ^円	二八・六 ^円	三二・八 ^円	三七・〇 ^円	四一・二 ^円	四五・四 ^円	四九・六 ^円	五三・八 ^円	五八・〇 ^円	六二・二 ^円	六六・四 ^円	七〇・六 ^円	七四・八 ^円	七九・〇 ^円	八三・二 ^円
七・三 ^円	七・五 ^円	一〇・四 ^円	一二・三 ^円	一七・二 ^円	二〇・二 ^円	二三・二 ^円	二六・二 ^円	二九・二 ^円	三二・二 ^円	三五・二 ^円	三八・二 ^円	四一・二 ^円	四四・二 ^円	四七・二 ^円	五〇・二 ^円	五三・二 ^円	五六・二 ^円	五九・二 ^円	六二・二 ^円	六五・二 ^円
四・六 ^円	三・〇 ^円	三・四 ^円	四・〇 ^円	四・六 ^円	五・二 ^円	五・八 ^円	六・四 ^円	七・〇 ^円	七・六 ^円	八・二 ^円	八・八 ^円	九・四 ^円	一〇・〇 ^円	一〇・六 ^円	一一・二 ^円	一二・〇 ^円	一二・八 ^円	一三・六 ^円	一四・四 ^円	一五・二 ^円
三・六 ^円	五・二 ^円	八・三 ^円	一〇・五 ^円	一二・五 ^円	一五・九 ^円	一八・四 ^円	二一・三 ^円	二四・二 ^円	二七・一 ^円	三〇・〇 ^円	三二・九 ^円	三五・八 ^円	三八・七 ^円	四一・六 ^円	四四・五 ^円	四七・四 ^円	五〇・三 ^円	五三・二 ^円	五六・一 ^円	五九・〇 ^円
六・四 ^円	三・四 ^円	四・六 ^円	五・四 ^円	六・三 ^円	七・六 ^円	八・九 ^円	九・六 ^円	一〇・七 ^円	一二・一 ^円	一三・五 ^円	一四・九 ^円	一六・三 ^円	一七・七 ^円	一九・一 ^円	二〇・五 ^円	二一・九 ^円	二三・三 ^円	二四・七 ^円	二六・一 ^円	二七・五 ^円
一・五 ^円	一・元	一・四 ^円	一・四 ^円	一・七 ^円	一・九 ^円	二・一 ^円	二・三 ^円	二・五 ^円	二・七 ^円	二・九 ^円	三・一 ^円	三・三 ^円	三・五 ^円	三・七 ^円	三・九 ^円	四・一 ^円	四・三 ^円	四・五 ^円	四・七 ^円	四・九 ^円
一・四 ^円	〇・八 ^円	〇・四 ^円	〇・六 ^円	一・〇 ^円	一・三 ^円	一・七 ^円	二・一 ^円	二・五 ^円	二・九 ^円	三・三 ^円	三・七 ^円	四・一 ^円	四・五 ^円	四・九 ^円	五・三 ^円	五・七 ^円	六・一 ^円	六・五 ^円	六・九 ^円	七・三 ^円
一・四 ^円	〇・六 ^円	〇・四 ^円	〇・六 ^円	一・〇 ^円	一・三 ^円	一・七 ^円	二・一 ^円	二・五 ^円	二・九 ^円	三・三 ^円	三・七 ^円	四・一 ^円	四・五 ^円	四・九 ^円	五・三 ^円	五・七 ^円	六・一 ^円	六・五 ^円	六・九 ^円	七・三 ^円
〇・三 ^円	〇・九 ^円	〇・七 ^円	〇・三 ^円	〇・八 ^円	〇・六 ^円	〇・四 ^円	〇・二 ^円	〇・一 ^円	〇・〇 ^円	〇・〇 ^円	〇・〇 ^円	〇・〇 ^円	〇・〇 ^円	〇・〇 ^円	〇・〇 ^円	〇・〇 ^円	〇・〇 ^円	〇・〇 ^円	〇・〇 ^円	〇・〇 ^円
〇・六 ^円	〇・六 ^円	〇・二 ^円	〇・三 ^円	〇・四 ^円	〇・五 ^円	〇・六 ^円	〇・七 ^円	〇・八 ^円	〇・九 ^円	一・〇 ^円	一・一 ^円	一・二 ^円	一・三 ^円	一・四 ^円	一・五 ^円	一・六 ^円	一・七 ^円	一・八 ^円	一・九 ^円	二・〇 ^円
〇・八 ^円	〇・六 ^円	〇・六 ^円	〇・四 ^円	〇・三 ^円	〇・三 ^円	〇・二 ^円	〇・二 ^円	〇・一 ^円	〇・一 ^円	〇・〇 ^円	〇・〇 ^円	〇・〇 ^円	〇・〇 ^円	〇・〇 ^円	〇・〇 ^円	〇・〇 ^円	〇・〇 ^円	〇・〇 ^円	〇・〇 ^円	〇・〇 ^円
七・七 ^円	二・四 ^円	四・三 ^円	五・五 ^円	七・三 ^円	九・七 ^円	一二・五 ^円	一五・三 ^円	一八・一 ^円	二〇・九 ^円	二三・七 ^円	二六・五 ^円	二九・三 ^円	三二・一 ^円	三四・九 ^円	三七・七 ^円	四〇・五 ^円	四三・三 ^円	四六・一 ^円	四八・九 ^円	五一・七 ^円
四・七 ^円	一・八 ^円	二・〇 ^円	二・六 ^円	三・九 ^円	五・〇 ^円	六・二 ^円	七・五 ^円	八・八 ^円	一〇・一 ^円	一二・四 ^円	一四・七 ^円	一七・〇 ^円	一九・三 ^円	二一・六 ^円	二四・〇 ^円	二六・三 ^円	二八・六 ^円	三一・〇 ^円	三三・三 ^円	三五・六 ^円
一・七 ^円	〇・三 ^円	〇・六 ^円	〇・八 ^円	一・四 ^円	二・一 ^円	二・八 ^円	三・五 ^円	四・二 ^円	五・〇 ^円	五・八 ^円	六・六 ^円	七・四 ^円	八・二 ^円	九・〇 ^円	九・八 ^円	一〇・六 ^円	一一・四 ^円	一二・二 ^円	一三・〇 ^円	一三・八 ^円
〇・九 ^円	〇・一 ^円	〇・五 ^円	〇・八 ^円	〇・二 ^円	〇・九 ^円	一・三 ^円	一・七 ^円	二・一 ^円	二・五 ^円	二・九 ^円	三・三 ^円	三・七 ^円	四・一 ^円	四・五 ^円	四・九 ^円	五・三 ^円	五・七 ^円	六・一 ^円	六・五 ^円	六・九 ^円
二・九 ^円	〇・八 ^円	一・四 ^円	二・三 ^円	二・七 ^円	三・三 ^円	三・八 ^円	四・四 ^円	五・〇 ^円	五・六 ^円	六・二 ^円	六・八 ^円	七・四 ^円	八・〇 ^円	八・六 ^円	九・二 ^円	九・八 ^円	一〇・四 ^円	一〇・九 ^円	一一・五 ^円	一二・一 ^円
〇・七 ^円	〇・三 ^円	〇・七 ^円	〇・四 ^円	〇・八 ^円	一・二 ^円	一・六 ^円	二・〇 ^円	二・四 ^円	二・八 ^円	三・二 ^円	三・六 ^円	四・〇 ^円	四・四 ^円	四・八 ^円	五・二 ^円	五・六 ^円	六・〇 ^円	六・四 ^円	六・八 ^円	七・二 ^円

3

收入階級別一世帯一ヶ月平均總收入及總支出

第一部統計表	入 收 總										出 支 總										
	實 總										實 總										
	入 收										出 支										
	總額	繰越	貯金引出	無盡取金	保險金	貸金受入	質入	負債	掛買	其ノ他	總額	繰越	貯金	無盡掛金	保險料	貸金	質受金	負債返還			
總數	六〇圓	未滿	八〇圓	未滿	一〇〇圓	未滿	一二〇圓	未滿	一四〇圓	未滿	一六〇圓	未滿	一八〇圓	未滿	二〇〇圓	未滿	二〇〇圓	以上			
	一九八・〇六	二一三・六三	八四・四四	四八・九三	九・六六	一・五〇	〇・七〇	一・四四	〇・七	二・八九	〇・七	一九・六六	一〇三・三三	九八・八三	四七・六六	一五・三二	二・八九	二・六三	一・六九	〇・三	二・九
	六〇・〇〇	五三・八	三九・四三	二・八	二・二	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・七	〇・二	九三・三〇	五三・五九	五九・七一	三・七	二・六三	一・三	〇・三	〇・三	〇・三	二・五
	八〇・〇〇	七二・六	五八・五三	三・二	四・四六	一・〇六	〇・四	〇・八	〇・三	〇・二	〇・五	一三・九〇	六七・九六	五九・九四	三・六	五・五一	二・〇三	一・四	〇・六	〇・四	二・〇四
	一〇〇・〇〇	九〇・二四	七三・三	四・七四	六・〇三	一・三	〇・元	〇・九	〇・七	〇・七	〇・五	一六・三六	八三・〇四	七九・三三	四・四六	九・五	二・九二	一・七	一・〇一	〇・四	二・七四
	一二〇・〇〇	一〇九・五三	八四・〇三	五・一四	八・六八	一・五三	〇・四	一・四	〇・七	〇・七	〇・五	一九・三四	九七・四三	九四・二二	五・二二	一三・三〇	三・〇七	二・四	一・五〇	〇・三	二・八六
	一四〇・〇〇	一二九・六	九三・八	五・九〇	一〇・五三	一・六九	〇・五	一・七	〇・四	〇・四	〇・七	二三・三六	一二五・五四	一〇七・七三	五・八六	一七・八七	三・二八	二・九	一・七	〇・一〇	三・七
	一六〇・〇〇	一四九・六	一〇六・七六	六・九	一二・七	一・八	〇・七	二・四八	〇・四	〇・四	〇・四	二五・九二	一三〇・七七	一二三・三	六・六	二二・〇八	三・四	三・六	二・八	〇・二	三・六三
	一八〇・〇〇	一六九・七一	一二八・〇九	六・五一	一六・五	二・三	〇・五	二・六	〇・一〇	〇・一〇	〇・五	二七・八〇	一四八・五七	一二九・三三	六・七四	二九・一八	三・八二	四・八九	二・五一	〇・一三	四・〇一
	二〇〇・〇〇	一八八・四	一三七・〇八	七・九六	二〇・四七	二・七	〇・六	二・七	〇・三	〇・三	〇・六	三五・九二	一六二・九四	一五三・九八	七・九	三五・二六	三・八	五・八〇	四・五七	〇・三	三・六
	二〇〇圓以上	二二〇・三	一五二・六六	八・九〇	二七・六	〇・八	〇・四	四・四	〇・三	〇・三	〇・九	三八・二七	一九三・五六	一八八・六二	八・九	四九・四八	二・四	六・七	五・九八	〇・七	五・二五

掛買拂	一九・五四	二二・〇六	一六・〇三	一九・一九	一八・七二	二〇・三三	二三・六三	二三・四四	二四・三三	元・〇八
其の他	〇・九九	〇・二〇	〇・五六	〇・九五	〇・九八	一・二八	一・二〇	一・五一	一・七〇	一・六八

第十二表(其一) 農業者家計調査

1 收入階級別一世帶一ヶ月平均實收入内譯

對實	農實	實	入		收		實		人	世	世	總				
			入	收	入	收	入	收								
													入	收	入	收
對實	農實	實	其	受	財	總	家	世	總	員	帶	帶				
支	純收入	支	の	贈	產	額	族	主	業	一	總	總				
出	入	出	他		入		收	配	純	世	數	數				
不足	過	出					入	偶	收	帶	三、九〇五・三	六〇〇				
國・六	一	七・五	三・六	七・六	三・〇	三・五	四・九〇	〇・八三	六・七	五・八三	四八・五三	未滿				
國・七	一	五・九	一・四	三・九	六・〇	二・五	一・四九	〇・九三	六・九	四・三	七・〇・四	未滿				
國・八	一	七・八	二・五	四・七	八・八	二・六	三・五	一・三	八・四	五・七	九・五〇・元	未滿				
國・九	一	九・五	三・九	六・五	二・〇	二・三	五・四	〇・七	二・四	五・八三	七・六・八二	未滿				
國・一〇	一	一〇・七	四・八	七・四	一・四	二・五	六・八	〇・五	七・一	六・三	四・五・二・元	未滿				
國・一一	一	一二・〇	五・七	八・三	二・七	三・〇	七・二	〇・六	八・三	六・五	二・五・八四	未滿				
國・一二	一	一三・三	六・六	九・二	三・八	三・五	七・九	〇・七	九・四	七・三	二・五・八四	未滿				
國・一三	一	一四・六	七・五	一〇・一	四・九	四・〇	八・〇	〇・八	一〇・五	八・四	二・五・八四	未滿				
國・一四	一	一六・〇	八・四	一一・〇	五・〇	五・一	九・一	〇・九	一二・〇	九・三	二・五・八四	未滿				
國・一五	一	一七・三	九・三	一二・〇	六・一	六・二	一〇・二	一・〇	一三・〇	一〇・四	二・五・八四	未滿				
國・一六	一	一八・六	一〇・二	一三・〇	七・二	七・三	一一・三	一・一	一四・〇	一一・三	二・五・八四	未滿				
國・一七	一	二〇・〇	一一・一	一四・〇	八・三	八・四	一二・四	一・二	一五・〇	一二・六	二・五・八四	未滿				
國・一八	一	二一・三	一二・〇	一五・〇	九・四	九・五	一三・五	一・三	一六・〇	一三・七	二・五・八四	未滿				
國・一九	一	二二・六	一二・九	一六・〇	一〇・五	一〇・六	一四・六	一・四	一七・〇	一四・八	二・五・八四	未滿				
國・二〇	一	二四・〇	一三・八	一七・〇	一六・六	一六・七	一五・七	一・五	一八・〇	一五・九	二・五・八四	未滿				
國・二一	一	二五・三	一四・七	一八・〇	一七・七	一七・八	一六・八	一・六	一九・〇	一六・八	二・五・八四	未滿				
國・二二	一	二六・六	一五・六	一九・〇	一八・八	一八・九	一七・九	一・七	二〇・〇	一七・九	二・五・八四	未滿				
國・二三	一	二七・九	一六・五	二〇・〇	一九・九	二〇・〇	一八・〇	一・八	二一・〇	一八・〇	二・五・八四	未滿				
國・二四	一	二九・二	一七・四	二一・〇	二一・〇	二一・一	一九・〇	一・九	二二・〇	一九・〇	二・五・八四	未滿				
國・二五	一	三〇・五	一八・三	二二・〇	二二・〇	二二・一	二〇・一	二・〇	二三・〇	二〇・〇	二・五・八四	未滿				
國・二六	一	三一・八	一九・二	二三・〇	二三・〇	二三・一	二一・二	二・一	二四・〇	二一・〇	二・五・八四	未滿				
國・二七	一	三三・一	二〇・一	二四・〇	二四・〇	二四・一	二二・二	二・二	二五・〇	二二・〇	二・五・八四	未滿				
國・二八	一	三四・四	二一・〇	二五・〇	二五・〇	二五・一	二三・二	二・三	二六・〇	二三・〇	二・五・八四	未滿				
國・二九	一	三五・七	二一・九	二六・〇	二六・〇	二六・一	二四・二	二・四	二七・〇	二四・〇	二・五・八四	未滿				
國・三〇	一	三六・〇	二二・八	二七・〇	二七・〇	二七・一	二五・二	二・五	二八・〇	二五・〇	二・五・八四	未滿				
國・三一	一	三七・三	二三・七	二八・〇	二八・〇	二八・一	二六・二	二・六	二九・〇	二六・〇	二・五・八四	未滿				
國・三二	一	三八・六	二四・六	二九・〇	二九・〇	二九・一	二七・二	二・七	三〇・〇	二七・〇	二・五・八四	未滿				
國・三三	一	三九・九	二五・五	三〇・〇	三〇・〇	三〇・一	二八・二	二・八	三一・〇	二八・〇	二・五・八四	未滿				
國・三四	一	四一・二	二六・四	三一・〇	三一・〇	三一・一	二九・二	二・九	三二・〇	二九・〇	二・五・八四	未滿				
國・三五	一	四二・五	二七・三	三二・〇	三二・〇	三二・一	三〇・二	三・〇	三三・〇	三〇・〇	二・五・八四	未滿				
國・三六	一	四三・八	二八・二	三三・〇	三三・〇	三三・一	三一・二	三・一	三四・〇	三一・〇	二・五・八四	未滿				
國・三七	一	四五・一	二九・一	三四・〇	三四・〇	三四・一	三二・二	三・二	三五・〇	三二・〇	二・五・八四	未滿				
國・三八	一	四六・四	三〇・〇	三五・〇	三五・〇	三五・一	三三・二	三・三	三六・〇	三三・〇	二・五・八四	未滿				
國・三九	一	四七・七	三〇・九	三六・〇	三六・〇	三六・一	三四・二	三・四	三七・〇	三四・〇	二・五・八四	未滿				
國・四〇	一	四九・〇	三一・八	三七・〇	三七・〇	三七・一	三五・二	三・五	三八・〇	三五・〇	二・五・八四	未滿				
國・四一	一	五〇・三	三二・七	三八・〇	三八・〇	三八・一	三六・二	三・六	三九・〇	三六・〇	二・五・八四	未滿				
國・四二	一	五一・六	三三・六	三九・〇	三九・〇	三九・一	三七・二	三・七	四〇・〇	三七・〇	二・五・八四	未滿				
國・四三	一	五二・九	三四・五	四〇・〇	四〇・〇	四〇・一	三八・二	三・八	四一・〇	三八・〇	二・五・八四	未滿				
國・四四	一	五四・二	三五・四	四一・〇	四一・〇	四一・一	三九・二	三・九	四二・〇	三九・〇	二・五・八四	未滿				
國・四五	一	五五・五	三六・三	四二・〇	四二・〇	四二・一	四〇・二	四・〇	四三・〇	四〇・〇	二・五・八四	未滿				
國・四六	一	五六・八	三七・二	四三・〇	四三・〇	四三・一	四一・二	四・一	四四・〇	四一・〇	二・五・八四	未滿				
國・四七	一	五八・一	三八・一	四四・〇	四四・〇	四四・一	四二・二	四・二	四五・〇	四二・〇	二・五・八四	未滿				
國・四八	一	五九・四	三九・〇	四五・〇	四五・〇	四五・一	四三・二	四・三	四六・〇	四三・〇	二・五・八四	未滿				
國・四九	一	六〇・七	四〇・〇	四六・〇	四六・〇	四六・一	四四・二	四・四	四七・〇	四四・〇	二・五・八四	未滿				
國・五〇	一	六二・〇	四〇・九	四七・〇	四七・〇	四七・一	四五・二	四・五	四八・〇	四五・〇	二・五・八四	未滿				
國・五一	一	六三・三	四一・八	四八・〇	四八・〇	四八・一	四六・二	四・六	四九・〇	四六・〇	二・五・八四	未滿				
國・五二	一	六四・六	四二・七	四九・〇	四九・〇	四九・一	四七・二	四・七	五〇・〇	四七・〇	二・五・八四	未滿				
國・五三	一	六五・九	四三・六	五〇・〇	五〇・〇	五〇・一	四八・二	四・八	五一・〇	四八・〇	二・五・八四	未滿				
國・五四	一	六七・二	四四・五	五一・〇	五一・〇	五一・一	四九・二	四・九	五二・〇	四九・〇	二・五・八四	未滿				
國・五五	一	六八・五	四五・四	五二・〇	五二・〇	五二・一	五〇・二	五・〇	五三・〇	五〇・〇	二・五・八四	未滿				
國・五六	一	六九・八	四六・三	五三・〇	五三・〇	五三・一	五一・二	五・一	五四・〇	五一・〇	二・五・八四	未滿				
國・五七	一	七一・一	四七・二	五四・〇	五四・〇	五四・一	五二・二	五・二	五五・〇	五二・〇	二・五・八四	未滿				
國・五八	一	七二・四	四八・一	五五・〇	五五・〇	五五・一	五三・二	五・三	五六・〇	五三・〇	二・五・八四	未滿				
國・五九	一	七三・七	四九・〇	五六・〇	五六・〇	五六・一	五四・二	五・四	五七・〇	五四・〇	二・五・八四	未滿				
國・六〇	一	七五・〇	五〇・〇	五七・〇	五七・〇	五七・一	五五・二	五・五	五八・〇	五五・〇	二・五・八四	未滿				
國・六一	一	七六・三	五〇・九	五八・〇	五八・〇	五八・一	五六・二	五・六	五九・〇	五六・〇	二・五・八四	未滿				
國・六二	一	七七・六	五一・八	五九・〇	五九・〇	五九・一	五七・二	五・七	六〇・〇	五七・〇	二・五・八四	未滿				
國・六三	一	七八・九	五二・七	六〇・〇	六〇・〇	六〇・一	五八・二	五・八	六一・〇	五八・〇	二・五・八四	未滿				
國・六四	一	八〇・二	五三・六	六一・〇	六一・〇	六一・一	五九・二	五・九	六二・〇	五九・〇	二・五・八四	未滿				
國・六五	一	八一・五	五四・五	六二・〇	六二・〇	六二・一	六〇・二	六・〇	六三・〇	六〇・〇	二・五・八四	未滿				
國・六六	一	八二・八	五五・四	六三・〇	六三・〇	六三・一	六一・二	六・一	六四・〇	六一・〇	二・五・八四	未滿				
國・六七	一	八四・一	五六・三	六四・〇	六四・〇	六四・一	六二・二	六・二	六五・〇	六二・〇	二・五・八四	未滿				
國・六八	一	八五・四	五七・二	六五・〇	六五・〇	六五・一	六三・二	六・三	六六・〇	六三・〇	二・五・八四	未滿				
國・六九	一	八六・七	五八・一	六六・〇	六六・〇	六六・一	六四・二	六・四	六七・〇	六四・〇	二・五・八四	未滿				
國・七〇	一	八八・〇	五九・〇	六七・〇	六七・〇	六七・一	六五・二	六・五	六八・〇	六五・〇	二・五・八四	未滿				
國・七一	一	八九・三	六〇・〇	六八・〇	六八・〇	六八・一	六六・二	六・六	六九・〇	六六・〇	二・五・八四	未滿				
國・七二	一	九〇・六	六〇・九	六九・〇	六九・〇	六九・一	六七・二	六・七	七〇・〇	六七・〇	二・五・八四	未滿				
國・七三	一	九一・九	六一・八	七〇・〇	七〇・〇	七〇・一	六八・二	六・八	七一・〇	六八・〇	二・五・八四	未滿				
國・七四	一	九三・二	六二・七	七一・〇	七一・〇	七一・一	六九・二	六・九	七二・〇	六九・〇	二・五・八四	未滿				
國・七五	一	九四・五	六三・六	七二・〇	七二・〇	七二・一	七〇・二	七・〇	七三・〇	七〇・〇	二・五・八四	未滿				
國・七六	一	九五・八	六四・五	七三・〇	七三・〇	七三・一	七一・二	七・一	七四・〇	七一・〇	二・五・八四	未滿				
國・七七	一	九七・一	六五・四	七四・〇	七四・〇	七四・一	七二・二	七・二	七五・〇	七二・〇	二・五・八四	未滿				
國・七八	一	九八・四	六六・三	七五・〇	七五・〇	七五・一	七三・二	七・三	七六・〇	七三・〇	二・五・八四	未滿				
國・七九	一	九九・七	六七・二	七六・〇	七六・〇	七六・一	七四・二	七・四	七七・〇	七四・〇	二・五・八四	未滿				
國・八〇	一	一〇一・〇	六八・一	七七・〇	七七・〇	七七・一	七五・二	七・五	七八・〇	七五・〇	二・五・八四	未滿				
國・八一	一	一〇二・三	六九・〇	七八・〇	七八・〇	七八・一	七六・二	七・六	七九・〇	七六・〇	二・五・八四	未滿				
國・八二	一	一〇三・六	七〇・〇	七九・〇	七九・〇	七九・一	七七・二	七・七	八〇・〇	七七・〇	二・五・八四	未滿				
國・八三	一	一〇四・九	七〇・九	八〇・〇	八〇・〇	八〇・一	七八・二	七・八	八一・〇	七八・〇	二・五・八四	未滿				
國・八四	一	一〇六・二	七一・八	八一・〇	八一・〇	八一・一	七九・二	七・九	八二・〇	七九・〇	二・五・八四	未滿				
國・八五	一	一〇七・五	七二・七	八二・〇	八二・〇	八二・一	八〇・二	八・〇	八三・〇	八〇・〇	二・五・八四	未滿				
國・八六	一	一〇八・八	七三・六	八三・〇	八三・〇	八三・一	八一・二	八・一	八四・〇	八一・〇	二・五・八四	未滿				
國・八七	一	一〇九・一	七四・五	八四・〇	八四・〇	八四・一	八二・二	八・二	八五・〇	八二・〇	二・五・八四	未滿				
國・八八	一	一一〇・四	七五・四	八五・〇	八五・〇	八五・一	八三・二	八・三	八六・〇	八三・〇	二・五・八四	未滿				
國・八九	一	一一一・七	七六・三	八六・〇	八六・〇	八六・一	八四・二	八・四	八七・〇	八四・〇	二・五・八四	未滿				
國・九〇	一	一一三・〇	七七・二	八七・〇	八七・〇	八七・一	八五・二	八・五	八八・〇	八五・〇	二・五・八四	未滿				
國・九一	一	一一四・三	七八・一	八八・〇	八八・〇	八八・一	八六・二	八・六	八九・〇	八六・〇	二・五・八四	未滿				
國・九二	一	一一五・六	七八・〇	八九・〇	八九・〇	八九・一	八七・二	八・七	九〇・〇	八七・〇	二・五・八四	未滿				
國・九三	一	一一六・九	七九・〇	九〇・〇	九〇・〇	九〇・一	八八・二	八・八	九一・〇	八八・〇	二・五・八四	未滿				
國・九四	一	一一八・二	七九・九	九一・〇	九一・〇	九一・一	八九・二	八・九	九二・〇	八九・〇	二・五・八四	未滿				
國・九五	一	一二〇・五	八〇・八	九二・〇	九二・〇	九二・一	九〇・二	九・〇	九三・〇	九〇・〇	二・五・八四	未滿				
國・九六	一	一二一・八	八一・七	九三・〇	九三・〇	九三・一	九一・二	九・一	九四・〇	九一・〇	二・五・八四	未滿				
國・九七	一	一二三・一	八二・六	九四・〇	九四・〇	九四・一	九二・二	九・二	九五・〇	九二・〇	二・五・八四	未滿				
國・九八	一	一二四・四	八三・五	九五・〇	九五・〇	九五・一	九三・二	九・三	九六・〇	九三・〇	二・五・八四	未滿				
國・九九	一	一二五・七	八四・四	九六・〇	九六・〇	九六・一	九四・二	九・四	九七・〇	九四・〇	二・五・八四	未滿				
國・一〇〇	一	一二七・〇	八五・三	九七・〇	九七・〇	九七・一	九五・二	九・五	九八・〇	九五・〇	二・五・八四	未滿				
國・一〇一	一	一二八・三	八六・二	九八・〇	九八・〇	九八・一	九六・二	九・六	九九・〇	九六・〇	二・五・八四	未滿				
國・一〇二	一	一二九・六	八七・一	九九・〇	九九・〇	九九・一	九七・二	九・七	一〇〇・〇	九七・〇	二・五・八四	未滿				
國・一〇三	一	一三〇・九	八八・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・一	九八・二	九・八	一〇一・〇	九八・〇	二・五・八四	未滿				
國・一〇四	一	一三二・二	八八・九	一〇一・〇	一〇一・〇	一〇一・一	九九・二</									

一三六

3 收入階級別一世帶一ヶ月平均總收入及總支出

[illegible]

備考	總計	官設工場	計	特別工場	雜工場	飲食物工場	化學工場
總數中二八死亡數ヲ含ム。	—	—	三七、九八三	一、〇六八	一、五八四	一、二〇三	六、六六八
	—	—	二六	三	一五	六	三
	五七、〇三三	一三、一九五	四四、八三七	一、〇〇〇	四、〇〇〇	一、三三三	七、九三五
	三四	三五	二七九	五	五九	一七	七
	五四、四九六	九、八二三	四、六八四	八六六	三、六六五	一、二四六	七、五四一
	三四八	五〇	二九八	三	五八	三	八
	五八、二三	八、九二〇	四九、二〇三	九三	三、八〇九	一、二四二	八、六七五
	四二	三	三七九	三	六三	一六	一〇三
	五〇、九八四	七、七二四	四三、二七〇	九七八	四、二三四	一、二六九	八、二八七
	三〇二	五九	二四三	三	四九	二	三

昭和元年ハ職工五十人以上使用工場、昭和二年以降ハ工場法適用工場ニツキ調査セルモノナリ。

第十三表(其二) 業態別工場災害者數

		輕		重		死		(昭和五年)	
		傷		傷		亡			
		女	男	女	男	女	男		
染織工場		二、四三	三、一四〇	五七	一、〇三四	二	一五		
機械及器具工場		一九六	一七、一六六	五	三、九五三	一	八〇		
化學工場		三三	六、三二	七	一、五四四	三	六〇		
飲食物工場		六	九二	三五	二七三	一	二		
雜工場		一〇三	二、五八二	八一	一、三九九	一	四		
特別工場		一一	六三	一	二六	一	三		
計		三、〇四一	三〇、七三三	七十七	八、四四五	六	二二七		
官設工場		一〇〇	五、六二九	二〇	一、九六六	一	五		
總計		三、一四三	三六、三六二	七十七	一〇、四二一	六	二九六		

第十三表(其三) 業態別工場災害原因調 (昭和五年)

原動機ニ因ルモノ	死亡	傷	重傷
染織工場	1	1	1
機械器具工場	1	1	9
化學工場	1	1	1
飲食場	1	1	1
雜工場	1	1	2
特別工場	1	1	1
計	1	1	3
官設工場	1	1	8
總計	1	1	3

ノモル因ニ置装導傳力動及械機ノ中轉運

第一部統計表

揚重機又ハ之ニ依リ取扱中ノ物體ニ依	研磨機ニ因ルモノ	ハ之ニ依リ加工中ノ物體ニ因ルモノ	壓機若ハ壓穿機又ハ之ニ依リ加工中ノ物體ニ因ルモノ	鋸機又ハ之ニ依リ加工中ノ物體ニ因ルモノ	轉子又ハ之ニ依リ加工中ノ物體ニ因ルモノ	齒輪類ニ因ルモノ	車軸ニ因ルモノ	調帶、調索、調帶車類ニ因ルモノ	
重死	輕重死	輕重死	輕重死	輕重死	輕重死	輕重死	輕重死	輕重死	輕
傷	傷	傷	傷	傷	傷	傷	傷	傷	傷
一	三	一	六	一	六	一	二	八	三
一八	四	二	七	三	六	一	二	五	三
四	七	三	四	四	三	一	六	九	八
一〇	二	六	一	六	五	四	一	六	三
二	一	六	四	四	三	九	三	七	五
七	二	一	三	一	一	一	五	四	六
二八	七	四	九	三	三	三	七	六	三
八	八	七	六	一	四	三	六	一	六
二九	五	四	七	一	五	四	二	八	九

因ルモノ			運搬機又ハ之ニ取 扱中ノ物體ニ因ル モノ			其 ノ 他			動力ヲ用ヒザル選取機（重力ニ依 ルモノヲ含ム）又ハ之ニ依 リ取扱中ノ物體ニ因ルモノ			機械ヲ用ヒザル運搬又 ハ取扱中ノ物體ニ因ル モノ			自己使用中ノ工具又ハ 之ニ依リ加工中ノ物體 ニ因ルモノ			高所ヨリ墜落ニ因ルモノ			物體ノ落下顛倒又ハ飛 來ニ因ルモノ		
死	重傷	輕傷	死	重傷	輕傷	死	重傷	輕傷	死	重傷	輕傷	死	重傷	輕傷	死	重傷	輕傷	死	重傷	輕傷	死	重傷	輕傷
二	一	八	一	一	八	一	一	八	一	一	八	一	一	八	一	一	八	一	一	八	一	一	八
四四	一	二四	一〇三	一〇三	三〇	九七	三	二八	一八	四八	三	八七	三	三三	二九	二九	二七五	一五	二四	五	六	五〇三	二、七五
一七	一	五五	五	二四	二〇三	一	九〇	二七五	一	二五	三八	一	九五	七五	七五	二六	二六	一	二六	一四	三	九三	一
三	一	三	三	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	一	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五五	一	三	六	二九	二、二四	一、二九	五	一、〇三	三八	一、〇三	八	一、七三	五、五元	四、六四	四、六四	二七	九三〇	一〇	一五六	二七四	九	一、三三	四、六八
七〇二	七	七三	二六	五二	一六	一五	六	二、四九	一、三三	一、三三	五	一、九三	六、二八	五、五四	七四	二七	九三〇	一〇	一五六	二七四	九	一、三三	四、六八

一四

汽罐其他壓力ヲ有スル 容器ノ破裂ニ因ルモノ			火災ニ因ルモノ			熱湯其他高熱物體ニ因 ルモノ			爆發性、發火性又ハ引 火性料品ニ因ルモノ			有毒瓦斯ニ因ルモノ			毒劇藥又ハ毒劇物ニ因 ルモノ			電氣ニ因ルモノ			物體ニ轉突シタルニ因 ルモノ		
輕	重	死	輕	重	死	輕	重	死	輕	重	死	輕	重	死	輕	重	死	輕	重	死	輕	重	死
傷	傷	亡	傷	傷	亡	傷	傷	亡	傷	傷	亡	傷	傷	亡	傷	傷	亡	傷	傷	亡	傷	傷	亡
1	3	1	3	1	2	24	1	3	7	7	1	3	1	1	9	3	1	7	3	5	7	1	5
6	3	1	8	1	4	1, 2, 7	23	3	4	7	4	1	1	8	6	1	5	4	2	2	4	2	4
6	4	1	6	4	1	4, 7, 4	20	6	4	7	2	3	4	1	4	2	7	6	2	2	6	2	4
1	1	1	1	1	1	3	5	2	1	3	1	2	1	4	1	3	1	3	2	1	3	1	1
3	3	1	1	1	3	7	7	1	3	1	2	1	1	3	1	3	1	3	3	1	3	1	5
1	1	1	1	1	1	3	6	1	9	9	1	3	1	2	6	4	1	3	5	6	6	1	1
5	4	3	7	4	9	2, 0, 7	4, 7	3	1	1	2	4	8	2	7	2	3	1	5	5	1, 0, 8	1	3
8	1	5	1	1	1	2, 6	9	2	6	7	5	2	7	2	3	3	1	5	3	2	1, 4	7	3
3	5	8	5	5	9	2, 3, 5	5, 6	5	1	5	3	2	0	3	7	2	2	2	7	7	1, 2, 3	1	5

工場附屬建築物煙突又ハ高架橋ノ倒壊ニ因ルモノ

合	計			他			其ノ		
	輕	重	死	輕	重	死	輕	重	死
	傷	傷	亡	傷	傷	亡	傷	傷	亡
	五、五三	一、五七	七	九六	一〇六	一	一	六	一
	一七、三三	四、〇〇	八	二、七〇	二七	一	二	二	一
	六、六三	二、六二	三	一、四四	一七	二	二	三	一
	八〇	二六	二	一五	二〇	一	一	一	一
	二、六五	一、四〇	四	三八	六	一	一	一	一
	六三	二八	三	二九	元	一	一	一	一
	三、七五	九、五三	二四	五、七四	六五	四	六	二	二
	五、七九	一、九六	五	八六	一〇	一	八	二	一
	三、四四	二、一八	三〇	六、六〇	八五	四	一四	三	二

第十四表(其一)

鑛山變災死傷人員累年表

(本邦鑛業ノ趨勢ニ據ル、以下同ジ)

昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	變災回数		死亡		重傷		輕傷		合計	
					男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
					一五八、三三	七〇、八二	三、二五	六元	三、七九	一三、七二	二、九六	一四、六八	一三、五九	二八、二七
					二六、一八	九、五七	一、〇二	二、七八	四九	三、二七	一七、〇四	三、二二	一六、三六	一四、〇七
					一四三、〇五	七、七四	八二	二、六四	四三	三、二七	一三、〇八	一七、九三	二六、〇六	二四、二四
					一三、六九	八、六六	九四	二、九七	四六	三、三三	一一、四四	一四、六二	二六、〇六	一五、二七
					一〇七、三六	八、八五	二四、一三	二、七二	二六、九四	七、四三	七、五〇	七、八九	九、七三	一〇、七〇
					(三二)	(二)	(一九八)	(三三)	(三三)	(三三)	(三三)	(三三)	(三三)	(三三)

備考 昭和五年中括弧内ハ職員ノ罹災者數ヲ示ス。

昭和五年中休業二週間以上ノ負傷ヲ受ケタル者ヲ重傷トシ、休業三日以上ノ負傷ヲ受ケタル者ヲ輕傷ト看做セリ。

第十四表(其二)

鑛山種別變災死傷人員數

(昭和五年)

第十四表(其三)

休業二週間以上ノ負傷ヲ重傷トシ、休業三日以上ノ負傷ヲ輕傷トシテ計算セリ。

[illegible]

同二年	五七、五七〇	四三三	四・四二	一九、九三九	一〇〇	一・〇〇	二、〇五四	六	〇・二八	五九	六六	〇・九六	三、六三二	二〇	〇・二〇
同三年	四九、三四三	四八二	五・四三	一七、八三三	一三三	一・六	二、二三	六	〇・九	四四	四三	〇・四七	三、四五〇	一五	〇・一七
同四年	四四、二四二	四三二	四・七九	二三、三四四	充	〇・七一	二、八五	三	〇・二三	五五	九七	一・〇一	三、二三	二〇	〇・一〇
同五年	三九、〇五四	四六六	五・三三	一一、七二〇	容	〇・七	一、八八	元	〇・三三	元	五四	〇・六三	二、七九	一五	〇・一七

第十五表(其一) 昭和六年主要日用品卸賣物價各都市比較 (商工省調)

			東京市		大阪市		神戸市		京都市		名古屋市		横濱市		一三都市平均	
内地玄米(上)	一石	一月	一八・八一	一九・〇一	一八・八三	一八・六三	一八・五三	一五・一五	一七・八二							
			二・〇五	二・〇六	二・〇九	一九・六二	一九・三九	二〇・一〇	一九・六							
			十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月							
小麥粉(一袋)	五九〇〇	一月	二・四	二・二	二・二	二・四	二・四	二・四	二・四							
			七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月							
			十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月							
内地牛	一〇貫肉	一月	四三・六	五五・〇	三三・三	三三・九	五〇・七	三三・五〇	三三・七							
			七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月							
			十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月							
醬	一樽油	一月	二・七	二・三	四・六	四・〇	二・五	三・七〇	二・五							
			七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月							
			十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月							
味	一貫噌	一月	五	六	四	四	八	四	四							
			七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月							
			十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月							

備考	昭 和 四 年 十 二 月 ノ 平 均 チ 一 〇 〇 ト ス。	清			白			セ メ ン			木		
		一			一			一			一		
		石			綿			樽			炭		
		七	一	一	七	一	一	七	一	一	七	一	一
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
		八・〇六	一・七・六	一・〇・〇	四	三	三	四・五	四・五	三・九	二・六	二・〇	二・〇
		六・〇	六・〇	六・〇	三	三	三	四・六	四・七	四・五	一・五	一・五	一・六
		一・七・五	一・三・五	一・三・五	三	三	三	四・二	四・四	四・九	一・四	一・四	一・七
		七・〇	七・〇	七・〇	四	四	四	四・三	四・五	三・九	一・四	一・六	二・〇
		七・五	七・〇	七・〇	三	三	三	四・五	四・六	四・三	二・四	二・三	二・五
		一・四・〇	一・〇・五	一・八・五	三	三	三	四・五	四・三	三・九	二・七	二・四	二・四
		八・五	八・三	八・三	四	四	四	四・九	四・七	三・四	一・八	一・七	一・九

第十五表(其二) 東京物價總平均十ヶ年對照表 (日本銀行調查局調)

	昭 和 六 年	同 五 年	同 四 年	同 三 年	同 二 年	同 元 年	大 正 十 四 年	同 十 三 年	同 十 二 年	同 十 一 年
一	一五	二〇	二六	二四	二四	二四	二八	二九	二四	二二
二	一五	二〇	二六	二四	二七	二四	二八	二五	二五	二九
三	一五	一六	二六	二四	二七	二四	二七	二五	二五	二五
四	一六	一五	二五	二四	二五	二九	二七	二七	二九	二六
五	一五	一八	二三	二七	二六	二五	二六	二七	二六	二七
六	一五	一八	二三	二三	二七	二五	二六	二六	二六	二六
七	一五	一七	二〇	二三	二五	二六	二三	二八	二四	二六
八	一五	一六	二八	二五	二三	二四	二五	二五	二五	二八

九月	一五〇	一七二	二一八	二〇〇	二二四	二二三	二六六	二七三	二六九	二五五
十月	一四〇	一五五	二一六	二〇〇	二二五	二二〇	二六五	二八二	二八〇	二五三
十一月	一四〇	一六三	二二一	二〇九	二三三	二二七	二六一	二八四	二七六	二四八
十二月	一五一	一六二	二〇五	二〇〇	二三三	二二四	二六六	二八二	二七九	二四二
平均	一五三	一八一	二一〇	二〇六	二三三	二二七	二六七	二七三	二六三	二五九

備考 明治三十三年十月チ一〇〇トス。

第十五表(其三) 昭和六年東京主要商品指數表 (日本銀行調査局調)

一月	米	小麥	紗糖	生糸	綿糸	材木	洋鐵	銅	洋紙	石炭
一	一四一	一二元	一四九	一七	一四一	一三三	一五九	一六	一五五	二五九
二	一四〇	一二三	一三三	一七	一五〇	一四九	一四〇	一六	一五五	二五三
三	一五三	一二三	一三五	一四	一五九	一五二	一四〇	一六	一五七	二四六
四	一四四	一二四	一三九	一七	一五〇	一三二	一四〇	一六	一五七	二四二
五	一四四	一二三	一三五	一六	一六	一三七	一四	一六	一五七	二三三
六	一五五	一二四	一三五	一六	一六	一三七	一四	一六	一五七	二三〇
七	一五九	一二三	一三九	一五	一七	一三三	一四	一八	一六	二三六
八	一四四	一二〇	一三九	一五	一九	一三五	一四	一七	一四	二三六
九	一五三	一二七	一三九	一四	一七	一三三	一四	一七	一三三	二三〇
十	一四九	一二七	一三八	一〇	一九	一三七	一四	一七	一五七	二三三
十一月	一四九	一二七	一三三	一七	一五	一三五	一四	一七	一五七	二三四
十二月	一五〇	一二三	一三六	一七	一五	一五九	一六	一六	一六二	二三四

備考 明治三十三年ノ十月チ一〇〇トス。

第十五表(其四) 昭和六年月別東京小賣物價表 (日本銀行調査局調)

(1)					(2)	
食料品(四)	燃料燈火(六)	服飾用品(三)	其他(三)	平均(二〇〇)		
一月	一三	九	一六	一六		
二月	一四	九	一六	一四		
三月	一三	九	一七	一六		
四月	一四	九	一七	一四		
五月	一四	九	一六	一六		
六月	一四	八	一三	一四		
七月	一四	九	一三	一四		
八月	一五	九	一三	一四		
九月	一五	九	一三	一四		
十月	一四	八	一六	一三		
十一月	一四	八	一六	一三		
十二月	一五	八	一六	一三		

内挽小大馬澤牛鶏白鶏	地割麥粉	豆	薯	漬	肉	肉	喰	油	糖	卵
一月	一五	一〇	一三	九	一五	二八	二四	一四	一五	一七
二月	一四	一〇	一三	七	二〇	二八	二四	一四	一〇	一五
三月	一四	一〇	一三	八	二〇	二八	二四	一四	一五	一四
四月	一四	一〇	一三	七	二〇	二八	二四	一四	一五	一三
五月	一四	一〇	一三	八	二〇	二八	二四	一四	一五	一三
六月	一四	九	一七	五	二〇	二八	二四	一四	一五	一三
七月	一五	九	一七	四	二〇	二八	二四	一六	一〇	一七
八月	一五	九	一三	四	二〇	二八	二四	一八	一〇	一三
九月	一四	九	一三	四	二五	二八	二四	一八	一〇	一五
十月	一五	九	一七	九	二五	二八	二四	一八	一〇	一四
十一月	一五	一〇	一三	四	二五	二八	二四	一八	一〇	一四
十二月	一四	一〇	一七	九	二五	二八	一四	一八	一〇	一三

木炭	二四	二四	二四	二九	二六	二七	二四	二四	二四	二四	二四
白綿	二七	二二	二七	二七	二〇	一八	二二	一三	一三	九	六
打綿	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二四	二四	二四	二四
日本酒	二三	二三	二七	二七	二七	一九	一九	一九	一九	一九	一九

備考 大正三年七月ヲ一〇〇トス。

第十五表(其五) 昭和六年各月大阪市内日用品普通小賣價格及指數表 (大阪商工會議所調)

	一月十六日		二月十六日		三月十六日		四月十六日		五月十六日		六月十六日		七月十六日		八月十七日		九月十六日		十月十六日		十一月十六日		十二月十六日	
	價格(厘)	指數	價格(厘)	指數	價格(厘)	指數	價格(厘)	指數	價格(厘)	指數	價格(厘)	指數	價格(厘)	指數	價格(厘)	指數	價格(厘)	指數	價格(厘)	指數	價格(厘)	指數	價格(厘)	指數
白米一盞(播州赤三等)	二五	六	二七	六	二七	六	二七	六	二七	六	二七	六	二五	六	二五	七	二五	六	二五	六	二七	六	二八	七
平麥一盞(厚平)	二五	六	二五	六	二五	八	二四	七	二五	八	二五	六	二五	六	二五	六	二五	六	二五	六	二五	六	二五	六
砂糖一盞(上NO.2溫)	三〇	六	三五	五	三五	五	三五	五	三〇	五	三〇	五	三〇	五	三〇	五	三〇	五	三〇	五	三〇	五	三〇	五
味噌百匁(上赤)	九〇	九	九〇	九	九〇	九	九〇	九	九〇	九	九〇	九	九〇	九	九〇	九	九〇	九	九〇	九	九〇	九	九〇	九
清酒二立瓶(白鶴)	一、六〇	九	一、六〇	九	一、五〇	七	一、五〇	七	一、五〇	七	一、五〇	七	一、五〇	七	一、五〇	七	一、五〇	七	一、五〇	七	一、五〇	七	一、五〇	七
醬油一升(小豆島產物)	五〇	九	五〇	九	五〇	九	五〇	九	五〇	九	五〇	九	五〇	九	五〇	九	五〇	九	五〇	九	五〇	九	五〇	九
鷄卵百匁(養鷄地玉)	三〇	六	三〇	六	二四	五	二四	五	二七	五	二七	五	三〇	六	四五	八	四五	八	四五	八	四〇	八	三五	六
澤庵百匁(伊勢)	六	六	七	六	七	六	七	六	八	六	八	六	七	六	六	七	六	六	六	六	七	六	七	六

牛肉百匁(ロース)	價格 一、二〇〇 指數 九三	一、〇〇〇 八四	一、〇〇〇 八四	一、〇〇〇 八四	一、〇〇〇 八四	一、〇〇〇 八四	一、〇〇〇 八四	一、〇〇〇 八四	九五〇 七九	九五〇 七九	九五〇 七九	九五〇 七九	九五〇 七九	九五〇 七九
鶏肉百匁(上等)	價格 一、二〇〇 指數 九七	一、二〇〇 九七	一、二〇〇 九七	一、二〇〇 九七	一、二〇〇 九七	一、二〇〇 九七	一、二〇〇 九七	一、二〇〇 九七	一、二〇〇 九七	一、二〇〇 九七	一、二〇〇 九七	一、二〇〇 九七	一、二〇〇 九七	一、二〇〇 九七
木炭一貫匁(土佐小丸)	價格 四〇〇 指數 七六	四〇〇 七六	四〇〇 七六	四〇〇 七六	四〇〇 七六	四〇〇 七六	四〇〇 七六	四〇〇 七六	四〇〇 七六	四〇〇 七六	四〇〇 七六	四〇〇 七六	四〇〇 七六	四〇〇 七六
薪一貫匁(雜木上枯)	價格 一四〇 指數 七三	一四〇 七三	一四〇 七三	一四〇 七三	一四〇 七三	一四〇 七三	一四〇 七三	一四〇 七三	一四〇 七三	一四〇 七三	一四〇 七三	一四〇 七三	一四〇 七三	一四〇 七三
馬鈴薯一貫匁(上物)	價格 三二〇 指數 六三	三二〇 六三	三二〇 六三	三二〇 六三	三二〇 六三	三二〇 六三	三二〇 六三	三二〇 六三	三二〇 六三	三二〇 六三	三二〇 六三	三二〇 六三	三二〇 六三	三二〇 六三
茶一斤(煎茶中)	價格 一、四〇〇 指數 六三	一、四〇〇 六三	一、四〇〇 六三	一、四〇〇 六三	一、四〇〇 六三	一、四〇〇 六三	一、四〇〇 六三	一、四〇〇 六三	一、四〇〇 六三	一、四〇〇 六三	一、四〇〇 六三	一、四〇〇 六三	一、四〇〇 六三	一、四〇〇 六三
晒木綿一反(河内十二目)	價格 四二〇 指數 六六	四二〇 六六	四二〇 六六	四二〇 六六	四二〇 六六	四二〇 六六	四二〇 六六	四二〇 六六	四二〇 六六	四二〇 六六	四二〇 六六	四二〇 六六	四二〇 六六	四二〇 六六
綿一貫匁(山中着長)	價格 三、四〇〇 指數 五九	三、四〇〇 五九	三、四〇〇 五九	三、四〇〇 五九	三、四〇〇 五九	三、四〇〇 五九	三、四〇〇 五九	三、四〇〇 五九	三、四〇〇 五九	三、四〇〇 五九	三、四〇〇 五九	三、四〇〇 五九	三、四〇〇 五九	三、四〇〇 五九

備考 指數ハ大正十年一月十七日現在價格ヲ一〇〇トシテ算出セリ。

第十五表(其六) 内外物價指數對照表 (日本銀行調查局調)

(1) 各 年 平 均 比 較 (大正三年七月ヲ一〇〇トス)		大正十二年	同 十三年	同 十四年	昭和元年	同 二年	同 三年	同 四年	同 五年	同 六年
東京	二〇六・〇	二〇九・五	二二七・三	二三三・二	一八八・二	一七八・六	一七九・八	一七四・八	一四三・九	一二三・七
倫敦	一七〇・三	一七〇・二	一七四・七	一六九・一	一七五・〇	一五二・〇	一四八・二	一五九・六	一二七・四	九八・〇

組育	一四・四	一五・五	一四・四	一六・二	一四・四	一四・七	一五・〇	一四・三	一二・三	九・九
巴里	三六・四	四三・二	四九・八	五二・三	七二・六	六三・三	六三・七	六三・三	五四・五	四六・八

(2) 昭和六年各月平均比較

東京	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
倫敦	一三・〇	一三・六	一三・九	一三・六	一三・五	一九・八	一三・五	一三・七	一九・〇	一六・八	一六・九	一三・一
組育	一〇・一	一〇・四	一〇・〇	九・八	九・〇	九・〇	九・四	九・一	九・三	九・九	九・五	九・四
巴里	一六・九	一五・三	一六・〇	一〇・四	九・二	一〇・八	一〇・〇	九・五	九・三	九・九	九・九	八・八
備考	四四・〇	四二・〇	四三・〇	四四・〇	四八・〇	四七・〇	四六・〇	四五・〇	四七・〇	四三・〇	四七・〇	四三・〇

備考 大正三年七月ヲ一〇〇トス。

第十六表(其一) 郵便貯金状態累月表 (郵便爲替貯金事業概況)

昭和六年		預入		拂戻		月末現在	
月	新規人員	金額	全拂人員	金額	人員	金額	人員
一	四八三、九六五	一九五、三六、五元	三六二、〇四	一四三、四七、〇八	三八、五五、七三	二、三九〇、二七四、三三	二、三九〇、二七四、三三
二	四三三、二六	一三八、八九、一七三	三四三、元一	一三四、四七、五、六七	三八、三六、〇九七	二、三九四、六九〇、八元	二、三九四、六九〇、八元
三	四六八、四八七	一四四、九三、八四七	四三二、八二	一三七、八九、〇〇〇	三八、三三、七三	二、四〇一、七七八、六七	二、四〇一、七七八、六七
四	四七三、八四五	一四四、四三、五〇一	四二二、六三〇	一三八、四九、九〇一	三八、三四、九八八	二、四〇八、六三三、二七七	二、四〇八、六三三、二七七
五	五九五、一四	二三四、〇六、六三三	三七二、七二	一三〇、九二、四八七	三八、六七、三九一	二、五二一、六九六、四三三	二、五二一、六九六、四三三
六	四四四、五三	一四四、六八、二五九	五二〇、八三三	一二〇、九五、一九六	三八、五三、〇八九	二、五三六、三九三、七六	二、五三六、三九三、七六
七	三九六、六三	一五五、〇二、〇三九	三三二、〇八三	一二五、八〇、一九七	三八、五九、六三八	二、五七五、六二五、九〇八	二、五七五、六二五、九〇八
八	二九八、八四	一二八、四九、七五三	二六六、六三四	一二七、七八、三九五	三八、六三、八五九	二、五七六、一八一、七三六	二、五七六、一八一、七三六
九	三七七、二六二	一三四、六七、四二八	三〇四、九四	一二八、〇三、三四四	三八、七〇、二〇七	二、五九二、八三三、七四〇	二、五九二、八三三、七四〇
十	三三〇、一〇三	一四〇、六六、九二一	三四〇、四九〇	一二六、九五、九三六	三八、七三、八二〇	二、六〇六、五四六、七五	二、六〇六、五四六、七五

十一月	三三、九三〇	一三四、七八六、七五九	三六、六七〇	一二九、二六九、八三〇	三六、六〇、〇七〇	二、六三、〇六三、六四
十二月	三六〇、九七三	一五三、六五五、〇四二	四三、五九〇	一五五、〇四〇、三八九	三六、六八、四三三	二、六〇九、六七八、二九七
計	四、九六、七九三	一、八三〇、三三九、九五五	四、四三、七五一	一、五四八、一六七、四二〇	三六、六八、四三三	二、六〇九、六七八、二九七
昭和五年	四、八五、二九六	一、七五五、二六六、六〇一	四、四三、七二七	一、四六六、八七六、六七〇	三六、一三、四二一	二、三三七、五五五、八〇三

第十六表(其二) 昭和五年度末郵便貯金預入人員及金額職業別 (貯金局統計年報ニ據ル)

	人 員		金 額		一人當金額(圓)	
	實 數	百分率	實 數	百分率	昭和五年度	昭和四年度
農 業	一三、四九六、六五一	三五・七八	八三、九九八、五二〇	三三・五五七	六〇・三三七	五三・五〇三
商 業	三、九三三、九八五	一〇・四三七	三六、三三九、三三八	一四・七八六	九三・四六九	八三・二三
工 業	一、八五三、〇六九	四・八四二	一三、八六九、〇三五	五・四八二	七三・九〇一	五五・六四〇
雜 業	一、二八八、一四六	三・三六七	一七、六九三、〇八六	五・五五四	一〇六・八九三	九四・九四三
諸業者被雇職工及一般使役人	二、八八一、三〇九	七・五三二	一五、一四七、〇五五	六・二五三	五四・一九五	四八・一二七
官吏軍人	二、八七〇、二四	七・五〇三	二六、〇六七、三七四	九・〇五三	七六・七六六	六九・九六一
學校生徒	七、〇五、三六六	一八・三三七	一七、六五三、三四五	六・九二四	二四・六二一	二二・八六〇
漁獵業及船夫	六三七、三七八	一・六六六	五七、九三三、九七九	二・三三〇	九〇・八九四	八〇・七四
無 職	一、三八〇、四八	三・六〇八	二三、三六〇、六七三	四・八九六	八八・五七三	七六・六七
社寺及其他團體	三〇七、三二一	・八〇三	八、一二五、五二三	三・二五〇	二六・二七五	二四・六四
職業未詳	二、五三六、五四	六・六三〇	三四、一四、五六六	八・九七六	八八・三六八	七六・四八九
合 計	三六、三三、九八一	一〇〇・〇〇〇	二、四九七、一五四、二五三	一〇〇・〇〇〇	五五・二七一	五七・九七五

備考 家族ニテ職業ヲ有セザル者ハ其ノ家内ニテ主ニ生業ヲ營ム者ノ職業中ニ算入セリ。

雜業中ニ商工業以外ノ生業ヲ營ムモノ即チ神官、僧侶、辯護士、醫師、著述業、新聞記者、音樂師等ヲ算入セリ。

諸業者ノ被雇職工及一般使役人トハ農、商、工、官吏、軍人又ハ雜業者ニ雇ハルモノ即チ丁稚、日傭稼業、婢僕、馬丁其他

一般ノ使役ヲ受クルモノヲ總稱ス。
無職業中ニハ其ノ職業ヲ明言スルコトヲ嫌忌スルモノヲ包含ス。
本統計ハ「ベルヌーイ」ノ定理ニ基キ大正七年度現在高ノ約十分ノ一二付調査セル比率ヲ以テ按分算出セルモノナリ。

第十七表 工場主ノ管理スル貯蓄金調 (工場監督年報ニ據ル)

(昭和五年 十月一日現在)	工場數	人員	貯蓄金額 (圓)				
			郵便貯金	銀行預金	工場貯金	其他	計
染織工場	二、三五	四六、三六	一、一五七、三五	一、三三八、七六	二六、五八四、三三	一三五、八五	二九、一九六、一八
機械器具工場	六三	七三、〇〇	五四、五七	一、四六六、六九	一〇、八五六、六九	四八、二九〇	一三、八八六、一四
化學工場	五三	六二、八五	一、一六二、八七	三〇、八七三	五、六三三、三三	八三、三三八	七、一八七、三三
飲食物工場	三〇三	二二、五八〇	二二、二八六	一六三、二一〇	二、九七七、七四	五三、五四五	三、三九三、六八
雜工場	五八六	一九、六七	二六五、〇六	二二三、二六	九三、四四	六、〇四〇	一、四三五、七四
特別工場	九五三	一〇、六三	二二〇、四七	六二、七五九	一、六九三、七五	一六、五二六	一、九九二、四八
計	五、二〇九	六三、一〇二	三、五九〇、三七	三、五〇三、三六	四八、六五六、三九	三四三、五七三	五、〇九一、五九
官設工場	三七〇	六九、六二〇	二、六二〇、九四	三三五、六四九	六、五二二、二八	三、八七九	九、四三三、七二
總計	五、五七九	七〇、七三二	六、二〇一、三四	三、八二八、〇〇	五五、一六八、五七	三四六、四五	六、五五五、三三

第十八表(其一) 耕地面積 (農林省統計表ニ據ル)

年未現在	(實數)		(實數)	
	總數	自作	田(ヘクタール)	畑(ヘクタール)
大正十年	六、〇四七、五九・九三	三、二四九、五四・四三	二、七九七、九八〇・五〇	一、四四一、〇六六・七六
同十一年	六、〇四〇、〇〇・五六	三、二三八、八八・〇七	二、八〇一、三三一・四九	一、四三八、九三九・二七

同十二年	五、九八、二二・七三	三、二〇四、三〇・七	二、七八四、八八・三	一、四六九、七五・一五七	一、五七一、四四・〇〇	一、七三四、五三・八〇	一、二三三、三四・三
同十三年	六、〇二五、〇三・五七	三、二五三、三三・四二	二、七六二、七二・一五	一、四八四、四三六・二〇	一、五七三、八三・〇一	一、七六七、八五・三三	一、二八九、九六・二四
同十四年	六、〇二六、八四・三八	三、二五九、二五・五三	二、七五七、六二・八五	一、五〇〇、四四九・五五	一、五七五、九三・八九	一、七五八、八六・九八	一、二八一、六九・一六
昭和元年	六、〇二九、八三・六四	三、二六八、七三・〇八	二、七六一、〇七・三六	一、五二二、六五・五九三	一、五八〇、〇七・四九	一、七五六、〇七・四五	一、二八〇、九五・九七
同二年	六、〇二八、一七・五四	三、二六九、九七・六四	二、七五八、一九・九〇	一、五二二、八四・三五八	一、五八二、〇五・八二	一、七四八、二九・〇六	一、二七六、一四・六三
同三年	六、〇二五、一七・八〇	三、二七〇、一七・〇三	二、七六四、九五・七七	一、五二九、五〇・七・〇一	一、五九二、〇八・一・六五	一、七四〇、六六・九・〇三	一、二七三、九二・四・二三
同四年	五、八四八、六五・一七	三、〇五九、四六・七八	二、七八九、二六・八・三	一、四六八、一五・三・二九	一、六九八、〇七・四・四五	一、五九二、二七・三・四九	一、〇九二、一五・〇・九四
同五年	五、八六六、八八・五	三、〇六二、三三・〇・七二	二、八〇五、四八・八・二四	一、四七二、七〇・九・五五	一、七〇六、〇三・二・三四	一、五八九、六二・二・六	一、〇九九、四七・五・九〇

(百分比)

總數

田

畑

年末現在	總數	自作	小作	自作	小作	自作	小作
大正十年	一〇〇	五・七三	四六・七	四八・六	五・六三	五九・〇七	四〇・九三
同十一年	一〇〇	五・六三	四六・六	四八・三	五・七七	五九・〇三	四〇・九六
同十二年	一〇〇	五・五〇	四六・五〇	四八・三	五・六七	五八・八四	四一・一六
同十三年	一〇〇	五・〇七	四五・九三	四八・五	五・四五	五九・七七	四〇・二三
同十四年	一〇〇	五・一七	四五・八三	四八・七	五・二三	五九・八一	四〇・一九
昭和元年	一〇〇	五・一七	四五・八三	四八・九一	五・〇九	五九・七九	四〇・二一
同二年	一〇〇	五・一三	四五・七八	四九・〇三	五・〇九	五九・七八	四〇・二三
同三年	一〇〇	五・一三	四五・七七	四九・〇一	五・〇九	五九・八八	四〇・二三
同四年	一〇〇	五・一三	四五・六九	四八・七	五・六三	五九・三三	四〇・六八
同五年	一〇〇	五・一八	四五・八二	四八・三	五・六九	五九・一一	四〇・八九

第十八表(其二) 農 家 戶 數

(1) 自作小作別農家戶數

(年末現在)	總數	專業兼業別			自作小作別			百分比		
		專	業	兼業	自作	小作	自作兼小作	自作	小作	自作兼小作
大正十年	五、四五、六八二	三、八五、六四四	一、六〇、〇六七	一、六九、〇九〇	一、五四、六六七	二、三三、九三四	三〇・五九	六・五〇	四〇・九一	
同十一年	五、四三、四〇九	三、七九、三三二	一、六四、〇九七	一、六六、四七九	一、五四、二七九	二、三三、六五一	三〇・五九	六・五〇	四〇・九一	
同十二年	五、四四、〇二〇	三、七八、四〇〇	一、六五、六二〇	一、六六、五二六	一、五四、二七九	二、三三、六五一	三〇・五九	六・五〇	四〇・九一	
同十三年	五、五三、四三九	三、八七、四八六	一、六七、九四三	一、七三、八二八	一、五三、一七七	二、二五、四三四	三〇・五九	六・五〇	四〇・九一	
同十四年	五、五四、五九九	三、八八、二八四	一、六八、三三五	一、七三、〇三四	一、五三、一七七	二、二五、四三四	三〇・五九	六・五〇	四〇・九一	
昭和元年	五、五五、一五七	三、九〇、八八四	一、六四、五七三	一、七三、一八〇	一、五〇、八五九	二、三三、七三九	三〇・五九	六・五〇	四〇・九一	
同二年	五、五六一、六〇八	三、九三、四三六	一、六四、一七三	一、七三、一九三	一、四九、五六六	二、三三、七三九	三〇・五九	六・五〇	四〇・九一	
同三年	五、五五、八八一	三、九三、二四九	一、六三、六三一	一、七四、〇七二	一、四八、八五六	二、三三、九五四	三〇・五九	六・五〇	四〇・九一	
同四年	五、五五、五八三	二、九〇、一三五	一、五五、四四八	一、七七、四三六	一、四八、八五六	二、三三、九五四	三〇・五九	六・五〇	四〇・九一	
同五年	五、五九、六七〇	四、〇四、六八二	一、五七、九八八	一、七四、九三三	一、四八、八五六	二、三三、九五四	三〇・五九	六・五〇	四〇・九一	

(2) 耕作耕地廣狹別農家戸數

(年末現在)	總數	專業兼業別			自作小作別			百分比		
		專	業	兼業	自作	小作	自作兼小作	自作	小作	自作兼小作
大正十年	一、九二、五八三	一、八三、一七三	一、二四、九三〇	三三、三四二	一、五〇、六六七	八、九六六	三三・四〇	二〇・九五	六・三三	二・六六
同十一年	一、九二、七六八	一、八三、三三三	一、二五、九三三	三三、四五四	一、四九、二一九	八、七四二	三三・四〇	二〇・九五	六・三三	二・六六
同十二年	一、九二、一三〇	一、八七、五五二	一、二六、六二七	三三、六二二	一、四九、二一九	八、七四二	三三・四〇	二〇・九五	六・三三	二・六六
同十三年	一、九四、六六三	一、八六、七九四	一、二八、一三三	三三、六六六	一、四九、二一九	八、七四二	三三・四〇	二〇・九五	六・三三	二・六六
同十四年	一、九五、一五八	一、八七、一八五	一、二八、三六四	三三、八五〇	一、四九、二一九	八、七四二	三三・四〇	二〇・九五	六・三三	二・六六
昭和元年	一、九五、三八〇	一、八八、七三三	一、二九、三三三	三三、五八八	一、四九、二一九	八、七四二	三三・四〇	二〇・九五	六・三三	二・六六
同二年	一、九四、五三三	一、八五、八三七	一、二五、三三一	三三、七四二	一、四九、二一九	八、七四二	三三・四〇	二〇・九五	六・三三	二・六六

同三年	一、九四六、七〇〇	一、八四四、六六七	一、二〇九、八〇九	三三、二〇一	一三三、〇七四	七〇、四三九	三三、九一	三三、九八	二、七〇	五、七六	二、三九	一、二六
同四年	一、九六六、一五五	一、八九九、八四二	一、三三〇、一三三	三八、〇三七	一三〇、一六九	六九、二四八	三三、七六	三三、〇七	二、八八	五、七三	二、三三	一、二四
同五年	一、九六九、四〇四	一、九二六、三六七	一、三三七、四二七	三六、五五五	一二九、〇六六	七〇、九〇一	三三、六三	三三、三三	二、九三	五、六五	二、三三	一、二七

第十八表(其三) 耕地所有者戸數

(實數)

年末現在	總數	〇・五〇ヘク タール未満 (五段未満)	〇・五〇―〇・九八ヘ クタール未満 (一町未満)	〇・九八―二・九八ヘ クタール未満 (三町未満)	二・九八―四・九八ヘ クタール未満 (五町未満)	四・九八―九・九八ヘ クタール未満 (十町未満)	九・九八―四九・五九ヘ クタール未満 (五十町未満)	四九・五九ヘク タール以上 (五十町以上)
大正十年	四、八五三、六九三	二、三五五、九八四	一、二七四、二七六	八七九、七八五	二六、七四八	一三三、六九五	四七、九三七	四、三七
同十一年	四、八六八、五三二	二、三八八、九六六	一、一八〇、四六六	八七九、七八六	二六、三八四	一四〇、六四六	四八、三三七	四、三六四
同十二年	四、八七八、八五三	二、四六六、〇五八	一、一八〇、五九三	八八三、二八六	二七、七八四	一二七、五五〇	四八、五〇三	五、〇七八
同十三年	四、九七〇、四四四	二、四七〇、一六二	一、二〇七、〇五三	八九〇、五七四	二二、九三三	一二七、〇八八	四七、六九五	四、九五〇
同十四年	四、九七九、〇一八	二、四七八、五六〇	一、二二八、一四四	八八八、六三三	二二、七二三	一二五、三五五	四六、三三〇	四、二九三
昭和元年	四、九七七、五九二	二、四九二、三三五	一、三三一、二六一	八九九、八二四	二二、一〇六	一二四、一四	四五、九二七	四、一四五
同二年	五、〇〇八、七五一	二、四八四、七〇八	一、三三六、六二七	九〇三、五三七	二二、九五七	一二四、三五七	四五、五一〇	四、〇五五
同三年	五、〇四五、〇六〇	二、五〇四、二九三	一、三四〇、〇三六	九〇九、六九九	二二、九三三	一二二、八五一	四五、一七三	四、〇五五
同四年	五、〇四〇、六四九	二、五〇六、九三三	一、三四六、二四五	八九九、五六〇	二二、九八四	一二三、四三五	四五、四四五	四、〇五七
同五年	五、〇六四、九四五	二、五二四、六三三	一、三五六、八九九	八九五、九三二	二二、八四四	一二三、九四二	四五、八三二	三、八八四

(百分比)

年末現在	總數	〇・五〇ヘク タール未満 (五段未満)	〇・五〇―〇・九八ヘ クタール未満 (一町未満)	〇・九八―二・九八ヘ クタール未満 (三町未満)	二・九八―四・九八ヘ クタール未満 (五町未満)	四・九八―九・九八ヘ クタール未満 (十町未満)	九・九八―四九・五九ヘ クタール未満 (五十町未満)	四九・五九ヘク タール以上 (五十町以上)
大正十年	一〇〇	四九・三七	二四・二〇	一八・二三	四・七二	二・五二	〇・九八	〇・〇九
同十一年	一〇〇	四九・〇七	二四・二四	一八・〇七	四・六五	二・八九	〇・九八	〇・〇九

同十二年	一〇〇	四九・五三	二四・三〇	一八・一〇	四・六七	二・四二	一・〇〇	〇・二〇
同十三年	一〇〇	四九・七〇	二四・三八	一七・九三	四・六九	二・三六	〇・九六	〇・〇九
同十四年	一〇〇	四九・七六	二四・四六	一七・八六	四・五七	二・三三	〇・九三	〇・〇八
昭和元年	一〇〇	四九・八七	二四・四四	一七・八一	四・六〇	二・二六	〇・九二	〇・〇八
同二年	一〇〇	四九・六一	二四・四九	一八・〇四	四・五九	二・二六	〇・九二	〇・〇八
同三年	一〇〇	四九・六四	二四・五八	一八・〇四	四・五四	二・二四	〇・八九	〇・〇八
同四年	一〇〇	四九・七八	二四・七三	一七・八五	四・四三	二・二五	〇・九〇	〇・〇八
同五年	一〇〇	四九・八四	二四・八一	一七・六九	四・三九	二・三〇	〇・九〇	〇・〇七

第十九表(其一)

水產業者數

(農林省統計表ニ據ル、以下同斷)

昭和五年末

本業

副業

總計

業主	總數	男	女	被傭者	總數	男	女	漁撈	養殖	製造	計	漁撈	養殖	製造	計	總計
總數	三三、〇二六	五、七九四	二四、八八五	二六、七〇七	二六、七〇七	二六、七〇七	二六、七〇七	二六、七〇七	七三、〇四八	三七、七九	三七二、五四	六五、四二	六五、四二	六五、四二	六五、四二	六五、四二
男	三三、〇二六	五、七九四	二四、八八五	二六、七〇七	二六、七〇七	二六、七〇七	二六、七〇七	二六、七〇七	七三、〇四八	三七、七九	三七二、五四	六五、四二	六五、四二	六五、四二	六五、四二	六五、四二
女	三三、〇二六	五、七九四	二四、八八五	二六、七〇七	二六、七〇七	二六、七〇七	二六、七〇七	二六、七〇七	七三、〇四八	三七、七九	三七二、五四	六五、四二	六五、四二	六五、四二	六五、四二	六五、四二
總數	四、四〇九	四、四〇九	一、三五	六、八一	六、八一	六、八一	六、八一	六、八一	一、八六四	六、〇九五	二三、六〇三	二九、七八	二九、七八	二九、七八	二九、七八	二九、七八
男	四、四〇九	四、四〇九	一、三五	六、八一	六、八一	六、八一	六、八一	六、八一	一、八六四	六、〇九五	二三、六〇三	二九、七八	二九、七八	二九、七八	二九、七八	二九、七八
女	四、四〇九	四、四〇九	一、三五	六、八一	六、八一	六、八一	六、八一	六、八一	一、八六四	六、〇九五	二三、六〇三	二九、七八	二九、七八	二九、七八	二九、七八	二九、七八
總數	四二、七四四	八、九〇三	九〇、五五〇	五二、一九六	五二、一九六	五二、一九六	五二、一九六	五二、一九六	三三、七九三	九八、六六五	三三、五九八	八四七、二四	八四七、二四	八四七、二四	八四七、二四	八四七、二四
男	四二、七四四	八、九〇三	九〇、五五〇	五二、一九六	五二、一九六	五二、一九六	五二、一九六	五二、一九六	三三、七九三	九八、六六五	三三、五九八	八四七、二四	八四七、二四	八四七、二四	八四七、二四	八四七、二四
女	四二、七四四	八、九〇三	九〇、五五〇	五二、一九六	五二、一九六	五二、一九六	五二、一九六	五二、一九六	三三、七九三	九八、六六五	三三、五九八	八四七、二四	八四七、二四	八四七、二四	八四七、二四	八四七、二四
總數	三三、〇二六	六、四〇五	四六、七〇	三九八、三四	三九八、三四	三九八、三四	三九八、三四	三九八、三四	一八、三四	三四、八四八	二〇一、九八三	六〇〇、一九七	六〇〇、一九七	六〇〇、一九七	六〇〇、一九七	六〇〇、一九七
男	三三、〇二六	六、四〇五	四六、七〇	三九八、三四	三九八、三四	三九八、三四	三九八、三四	三九八、三四	一八、三四	三四、八四八	二〇一、九八三	六〇〇、一九七	六〇〇、一九七	六〇〇、一九七	六〇〇、一九七	六〇〇、一九七
女	三三、〇二六	六、四〇五	四六、七〇	三九八、三四	三九八、三四	三九八、三四	三九八、三四	三九八、三四	一八、三四	三四、八四八	二〇一、九八三	六〇〇、一九七	六〇〇、一九七	六〇〇、一九七	六〇〇、一九七	六〇〇、一九七
總數	六、七〇五	二、四九七	四三、七八〇	一二三、九八二	一二三、九八二	一二三、九八二	一二三、九八二	一二三、九八二	一五、五七八	六四、二二七	一三三、九三五	二四六、九二七	二四六、九二七	二四六、九二七	二四六、九二七	二四六、九二七
男	六、七〇五	二、四九七	四三、七八〇	一二三、九八二	一二三、九八二	一二三、九八二	一二三、九八二	一二三、九八二	一五、五七八	六四、二二七	一三三、九三五	二四六、九二七	二四六、九二七	二四六、九二七	二四六、九二七	二四六、九二七
女	六、七〇五	二、四九七	四三、七八〇	一二三、九八二	一二三、九八二	一二三、九八二	一二三、九八二	一二三、九八二	一五、五七八	六四、二二七	一三三、九三五	二四六、九二七	二四六、九二七	二四六、九二七	二四六、九二七	二四六、九二七

第十九表(其二)

遭難漁船

(1) 遭難漁船累年表

昭和元年	九七七	五四	五六七	三五	五五	二七六	二八九	四三	一〇五	四六	一九	七六
總數	九七七	五四	五六七	三五	五五	二七六	二八九	四三	一〇五	四六	一九	七六
沈沒	九七七	五四	五六七	三五	五五	二七六	二八九	四三	一〇五	四六	一九	七六
破壞	九七七	五四	五六七	三五	五五	二七六	二八九	四三	一〇五	四六	一九	七六
坐礁又ハ坐洲	九七七	五四	五六七	三五	五五	二七六	二八九	四三	一〇五	四六	一九	七六
行衛不明	九七七	五四	五六七	三五	五五	二七六	二八九	四三	一〇五	四六	一九	七六
其他	九七七	五四	五六七	三五	五五	二七六	二八九	四三	一〇五	四六	一九	七六
總數	九七七	五四	五六七	三五	五五	二七六	二八九	四三	一〇五	四六	一九	七六
沈沒	九七七	五四	五六七	三五	五五	二七六	二八九	四三	一〇五	四六	一九	七六
破壞	九七七	五四	五六七	三五	五五	二七六	二八九	四三	一〇五	四六	一九	七六
坐礁又ハ坐洲	九七七	五四	五六七	三五	五五	二七六	二八九	四三	一〇五	四六	一九	七六
行衛不明	九七七	五四	五六七	三五	五五	二七六	二八九	四三	一〇五	四六	一九	七六
其他	九七七	五四	五六七	三五	五五	二七六	二八九	四三	一〇五	四六	一九	七六

同二年	一、七六	一六	一、八二	六	一七	二六	三三	元	八	五〇	一	一五
同三年	一、六三	五	一、三五	元	四	四四	四四	三	一四	四	八	一四
同四年	一、四二	七	七六	三	一三	二二	三三	四	一七	六	三	一三
同五年	二、五八	一八	一、八〇	一七	一三	三三	六九	六	三三	五	四	一九

(2) 遭難漁船乗組員累年表

	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
總數	三、三九 乗組員死亡、行衛不明者	四、二二 乗組員死亡、行衛不明者	三、三三 乗組員死亡、行衛不明者	三、一九 乗組員死亡、行衛不明者	三、三五 乗組員死亡、行衛不明者
沈没	一、四四	一、四三	一、二五	一、三五	一、五七
破壊	一、二四	一、四三	一、二五	一、三五	一、五七
坐礁又ハ坐洲	四四	四三	四四	五二	三六
行衛不明	二四	二四	二六	一三	二四
其他	一、〇〇	一、五八	九三	八二	七二

第二十表(其一) 官吏數及一年平均俸給額 (第五〇回統計年鑑ニ據ル)

昭和五年	文官	武官	官吏數	宮内省	合計	文官	武官	官吏數	宮内省
勅任官	一、四七	三二	一、七九	一、七九	一、七九	五、九三	五、八六	五、五七	五、五七
奏任官	一、四〇	一八、四六	一九、八六	一九、八六	一九、八六	二、九一	一、八七	二、八四	二、八四
判任官	二二、五二	二四、六七	四七、一九	四七、一九	四七、一九	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二
雇	三六、六三	一	三六、六三	三六、六三	三六、六三	四七	一	四七	四七
備	一	一	二	二	二	一	一	二	二

日本労働年鑑

一五八

合 計	四五、六六	四三、三四	四、四七	五三、九七	七六	二、〇三	九六
昭和四年	七〇、三九	四三、七一	四、四七〇	七五、四八	六三	一、八五	一、〇四
昭和三年	六九、三六	四二、七八	四、九六	七三、〇八	六四	一、九七	一、二五
昭和二年	一、二八、〇七	四〇、七五〇	三、五七三	四三、四二〇	七五	一、九二	一、二四九
昭和元年	三五四、七七	四〇、八五七	二、七〇三	三九、三七	七四	一、八八	一、二七

備考 一、昭和元年及二年迄ハ文官中傭員ヲ含マズ

二、地方費支辨ニヨルモノハ本表中之ヲ含マズ

三、武官中平均俸給ハ陸軍ノミニ就イテ算出セリ

四、昭和元年同二年宮内省官吏數及昭和三年文官數ニハ無給ノモノヲ除ク

警察官

昭和五年末	警 視	警 部	警 部 補	巡 査	計	巡查一人ニ付 人 口
内地	三八	一、五三	三、三九	五七、九四	六三、一八	一、二三
朝鮮	六〇	四五	八〇	一七、四三	二一、七六	一、〇六
臺灣	二〇	三三	二二	七、六八	八、一九〇	五九
樺太	二	三	一七	三六	四七	六五
關東	二	四	一五	二、五四	二、六九	四二
南洋	一	八	四	九三	一〇六	七七
合 計	四三	二、二九	四、五六	八六、五六	九三、四三	

第二十表(其二) 有給公吏員數及一年平均俸給額 (第五〇回統計年鑑ニ據ル)

昭和四年末
府 縣 吏 員

人 員

二、八〇三

年平均俸給額

六三

市吏員		町村吏員		合計
市長、助役、收入役、區長	其他ノ吏員及雇傭	町村長、助役及收入役	其他吏員及雇傭	計
三、二七三	三、二七三	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一四、五〇八	五、五〇七	二〇、四八八
三、二七一	三、二七一	一		

第二十表(其三) 官公立學校別教員數 (第五〇回統計年鑑ニ據ル)

昭和三年度	官立	公立	私立	計
幼稚園	五	一、四四五	二、四三三	三、九一〇
小學校	四	三六、一九三	九二	三六、二八七
盲聾啞學校	六	一七	三三	九〇
師範學校	二、八七	一	一	二、八七
高等師範學校	三五	一	一	三五
臨時教員養成所	四九	一	一	四九
中學	五	一〇、四九	二、六二	一三、一七
高等女學校	四	八、九二	四、〇八五	一三、〇五〇
實科高等女學校	九	一、〇六	一九五	一、二八〇
專門學校	三	一、九三	四、〇八三	四、六三
高等學校	一、〇六	四	三四	一、二六

大	學	二、五八	三四	二、四八	四、九〇
實業專門學校		一、七三	二四	九四	一、八八〇
實業學校		—	九、四六三	三、七三六	一三、一八八
實業補習學校		—	一四、七元	二〇四	一四、九四三
實業教員養成所		—	八	—	八
實業補習學校教員養成所		八	—	—	八
各種學校		—	三三	一四、七六七	一五、二〇
計		九、四六	三七五、八三	三六、〇七四	三三、四三三
昭和二年度		八、八三八(三、二四七)	三五、六七(二四)	三三、二五	三五、〇六

備考 昭和二年度數字中(二二、二四七)ハ官公立ヲ通計セルモノヲ示シ、(一〇四)ハ公立及私立ヲ通計セルモノヲ示ス。

第二十表(其四) 小學校教員數 (第五〇回統計年鑑ニ據ル)

		本科正教員		專科正教員		准教員		代用教員		合計		小學校一 に付本科 正教員數	男 割 女 合
		尋常	高等	尋常	高等	尋常	高等	尋常	高等	尋常	高等		
大正十 三年度	男 女	八四、二〇九	二五、二〇三	二、三六九	八八九	九、三三〇	一六一	一四、二五七	九元	一一〇、一五五	二七、一九一	二二七、三六六	五・九
	男 女	元、二二七	二、〇六六	六、二六〇	一、〇〇六	六、八七八	一五	二、七〇一	二九六	六四、〇五六	三、三八三	六七、四三九	三・〇
同十四 年度	男 女	八七、一三三	二六、三六八	二、四九五	九五〇	八、六九七	一五七	一三、八六三	八七〇	一二三、一八六	三八、三四五	一五〇、五三二	六・二
	男 女	四二、一三四	二、二三〇	六、三四四	一、〇七五	六、三四四	一四	一〇、九六〇	二九二	五五、七六二	三、六〇二	六九、三六三	三・一
昭和元 年度	男 女	八八、六〇八	元、三三六	二、七四六	一、二八四	八、五〇八	一六六	一三、九元	一、二五五	一二三、八〇二	三二、九三二	二四四、七三三	六・五
	男 女	四四、五三七	二、五〇八	六、五九七	一、二七〇	六、〇八一	一三	九、八〇一	三三二	六八、〇二六	四、〇九三	七三、一〇九	三・〇
昭和 二年度	男 女	九三、二六七	三、九七五	三、〇二一	一、六三三	八、〇三五	一五八	一一、八四四	一、三〇七	一二六、一五七	三五、〇七二	一五二、二九	六・九
	男 女	四九、二〇三	二、七八一	六、六九七	一、三三八	五、三三三	一六	八、七〇九	三六六	六九、九六二	四、五〇二	七四、四六三	三・〇

昭和 三年 度	計		男	女									
	計	計											
	九六、〇六六	三、九八一	三、二八	一、七九八	七、七二〇	二四七	一一、二二一	一、三六七	二八、二〇五	三六、二九三	一五四、四九八	七・一	六七・四
	四九、六九二	二、七六五	六、八〇八	一、四五五	四、九一五	二二	八、六九三	三四二	七〇、一〇七	四、五八三	七四、六九〇	三・六	
	二四五、七五七	三、七四六	一〇、〇三六	三、二五三	二、六二五	一六八	一九、九〇四	一、七〇九	一八八、三三二	四〇、八七六	三三九、一八八	一〇〇・〇〇	

第二十表(其五) 中等學校教員數 (第五〇回統計年鑑ニ據ル)

	大正十三年度	同十四年度	昭和元年度	同二年度	同三年度
師範學校	二、〇〇四 (三六〇)	二、三八三 (五八〇)	二、七五五 (五八四)	二、七八四 (三三九)	二、八二七 (三七七)
中 學 校	一〇、八六一 (二、九二〇)	二、七八八 (二、九五五)	三、四八八 (二、七九八)	三、九八八 (三、五二〇)	三、三七七 (三、四八〇)
高等女學校	九、六六八 (二、八八三)	二〇、七三三 (五、〇四四)	二一、六〇四 (二、九八九)	二三、〇六六 (三、八八〇)	一三、〇五〇 (三、八四四)
實科高等女學校	一、一八〇 (五九)	一、三〇一 (五五)	一、二六四 (四四)	一、三六六 (四八)	一、二八〇 (五八)
甲種工業學校	一、五〇七	一、六三九	一、七〇四	一、七六六	一、九七七
乙種工業學校	三八	三四四	三五五	二九	二三三
甲種農業學校	一、九六六	一、九九三	二、〇九七	二、三三三	二、四五一
乙種農業學校	一、〇三九	一、〇六六	九四〇	八八一	八六七
甲種商業學校	三、五五一	四、〇三二	四、四八〇	四、八三三	五、〇三五
乙種商業學校	四〇一	二七九	三六六	三七九	三七七
甲種水產學校	八六	九七	一〇九	一三六	一五五
甲種商船學校	一四一	一五〇	一四三	一四四	一七七
乙種職業學校	四三三	三〇一	一九一	二二一	二三四
計	三三、一一五 (六、五九一)	三六、〇二三 (六、九二二)	三八、三九六 (六、五五五)	四〇、四七七 (六、九三三)	四一、九三〇 (六、八八〇)

備考 括弧内ハ總數中ノ無資格者數ナリ。

第二十表(其六) 實業補習學校教員數 (第五〇回統計年鑑ニ據ル)

	大正十三年度	同十四年度	昭和元年度	同二年度	同三年度
工業補習學校	三二	一七	二九〇	二五三	三三
農業補習學校	五、九七	六、五二	二、五五	三、五八	一三、七三
水產補習學校	四	八	一三	一〇八	一三
商業補習學校	四五	四七	九二	八七	八六
計	六、七一	七、二八	一三、八九	一三、九〇	一四、九四

第二十表(其七) 其他諸學校教員數 (第五〇回統計年鑑ニ據ル)

	大正十三年度	同十四年度	昭和元年度	同二年度	同三年度
盲聾啞學校	六八	七〇	七五	八五	九〇
幼稚園	二、四四	二、八五	三、二四	三、五八	三、九一
各種ノ學校	一三、三二	一三、二六	一三、八三	一四、三五	一五、二〇
内 譯					
小學校ニ類スル學校	一、三八	一、四五	一、四三	一、〇三	一、〇三
中學校ニ類スル學校	九〇	一一三	一一二	一、三四	一、二八
高等女學校ニ類スル學校	一、〇三	一、〇三	一、〇一	九七	一、二四
專門學校ニ類スル學校	一二	二六	二七	一八〇	二四
實業學校ニ類スル學校	一、〇四	一、五六	一、四〇	一、九三	一、二九
盲聾啞學校ニ類スル學校	一	三七	三	五七	六〇
其他各種學校	七、八九	八、二七	八、九三	九、五六	一〇、二八
合 計	一五、五三	一六、五一	一七、九〇	一八、七四	一九、九六

第二十表(其八) 學校教員平均月俸額累年表 (地方學校教員待遇調査ニ據ル)

市町村立小學校教員平均月俸(圓)					道府縣立中等學校教員月俸(圓)				
	本科 正教員	專科 正教員	准教員	代用 教員	總平均	師範 學校	女子師 範學校	中學校	高等 女學校
昭和元年度	三・三三	四・二〇	三・六〇	三・五六	三・〇三	三・〇〇	二・二〇	三・〇〇	一五・〇〇
同二年度	三・九三	四・六六	三・六六	三・四一	三・八三	三・〇〇	二・四〇	三・〇〇	一七・〇〇
同三年度	三・〇〇	四・九	三・〇六	三・元	三・一三	三・〇〇	二・四〇	三・〇〇	一九・〇〇
同四年度	三・〇九	四・七	三・〇六	三・四	三・五	二・七〇	二・九〇	三・〇〇	一七・〇〇
同五年度	三・〇九	四・六	三・〇八	三・〇三	三・五一	二・八〇	二・七〇	三・〇〇	一八・〇〇

第二十一表(其一) 女職工數累年表 (工場統計表ニ據ル)

昭和元 同二 同三 同四 同五	女工數	男女全職工ニ 對スル割合	紡織工業 女職工數	紡織女職工ノ占ムル割合%	男女全職工 數ニ對シ	女職工 ニ對シ	紡織男女職 工ニ對シ
	九一、三二	五	八二、三四	九〇	四	三	八
	九七、七二	五	八〇、三六	八二	四	三	八
	九七、七三	五	八〇、五八	八二	四	三	八
	九六、七三	五	八四、五二	八七	四	三	八
	八七、二一	五	七〇、三四	七九	四	三	八

第二十一表(其二) 工場少年労働者數累年比較 (工場統計表ニ據ル)

昭和元 同二 同三	男	女	計	各職工千人中少年工ノ占ムル割合%	男工中	女工中	男女工中
	四、〇八	三、二四	七、三二	四	四	三	七
	三、六八	二、八四	六、五二	三	三	二	五
	三、八五	二、四一	六、二六	三	三	二	五

同四年末	六、六六	一七、六六	三六、二四	四	二〇四
同五年末	三、四九	一五、二五	一八、五四	六	一七

第二十一表(其三) 貸座敷、娼妓及藝妓數 (昭和五年末) (第七回警察統計報告ニ據ル)

										遊廊		昭和五年中				
										貸座敷		遊客數		藝妓		
										營業者		娼妓數				
										男		女				
北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈	新潟	富山	石川
三三	一三	一〇	四	五	一五	四	二	八	一	九	五〇	七九	一八	二五	三三	四八
一、七四	四三	三八	三六	一六	五八	四〇	九三	四六	一	三	三八	六、七四	一、七五	一、四〇	三六	二七
七九	七	八	一〇	三	五〇	一〇	一五	四	一	五	六	二、六四	四三	三	三	二
二九〇	二〇	一九〇	二四	八	二五	一九二	三	一五	一	二	一〇〇	二、四七三	四三	四六	四六	三四
五〇四、九六	七四、一七	八二、四九	一三六、六三〇	四〇、四七七	一七六、五四〇	一四〇、三四五	三六、二〇	一七二、〇三	一	五、六八五	二〇九、八二三	四、〇四、一四九	七九八、四七〇	四三九、五四	三六七、四六	三三三、〇四六
三、四五四	四六一	三四〇	三八八	四九九	五七七	一、二三〇	九九	一、〇三〇	一、二三	八七	七九	一〇、四八三	二、四七三	三、三五	一、六四	二、三三

第一部統計表

福	高	愛	香	德	山	廣	岡	島	島	和	奈	兵	大	京	滋	三	愛	靜	岐	長	山	福
岡	知	媛	川	島	口	島	山	根	取	山	良	庫	阪	都	賀	重	知	岡	阜	野	梨	井
一、九四	四	四	一三	一三	二五	四〇九	二八	四七	七	二〇	八	二七	一、五八七	二、五一	二五	二七	二九	九	九	一六	二四	二二
一、八九六	三六七	一三五	六六一	二九〇	九四九	二、四〇四	九七六	一三	一五〇	一八	六九五	二、五三〇	九、〇四六	四、六八五	四二四	一、三〇三	二、八九七	八九七	七五〇	五九二	一八一	四九九
二〇	二	三	二	二	四	六	三	一	一	八	六	一	七	七	五	〇	五	六	二	二七	八	三
七六	五	七	二六〇	一〇一	三六八	六三	四九	五	九	八	二九	一、〇八二	四、九二	三、四三四	七六	四八六	一、三三八	三六	二九	一八五	五	一〇四
七〇九、二五	一四一、五七八	三三、九四〇	二八〇、〇二五	一〇一、九三六	二四五、一四五	五五〇、八六六	一九一、六八八	六三、四五〇	五三、三六四	三三、三三〇	三四〇、七七〇	一、三〇五、〇七八	四、四三八、六五四	一、七六一、〇一八	三〇七、二八〇	六六八、二四九	一、三三二、五七六	四九、六九〇	三七六、六〇八	二二、五五六	七七、六六三	一五七、〇五
三、六五	六五一	一、三六	八五	六四六	一、四六八	二、三三〇	九五	八五八	四三	一、三三	六五	三、七二	五、六八	二、三九〇	五〇七	一、四三五	六、九九四	一、九七四	一、六七	二、六二	四三	一、〇八七

佐	長	熊	大	宮	鹿	沖
賀	崎	本	分	崎	島	繩
計					兒	
八	一〇〇	八	九〇	六	三	二四三
四四	一、五八	八九三	五七一	二六三	三七九	五八三
五	二四	二七	五	八	二	一
二五	二九七	三七五	二八	八三	一三四	二〇〇
六四、〇六一	一九三、〇六七	一三〇、一三七	八〇、六八一	四、六二七	七七、六九二	二九、〇四〇
四九〇	一、〇二五	一、〇二一	六六	六七七	五三九	三〇五
						八〇、〇七五
						二、八七、七三〇
						三、六二
						六、三三
						五、二七
						一〇、八六二

第二十二表(其一) 海外在留本邦内地人口比較表 (外務省通商局調、以下同斷)

在留人口	對前年增加數
大正十年	同十一年
同十一年	同十二年
同十二年	同十三年
同十三年	同十四年
同十四年	同十五年
同十五年	昭和二年
昭和二年	同三年
同三年	同四年
同四年	同五年*

備考 大正十三年分迄ハ各六月現在調、大正十四年以降ハ十月一日現在調、*昭和五年ハ國勢調査ニヨル在外内地人五〇九、七五四人
關東洲内地人一一六、〇五二人(昭和五年末現在)、及南洋諸島一六、〇二一人(昭和四年十月一日現在)ヲ加算セルモノナリ。

第二十二表(其二) 海外各地在留本邦人人口表 (昭和五年國勢調查報告)

	總數		男		女	
	總數	男	女	總數	男	女
暹羅國	四二六	元一	一三五	七、〇四七	四、五九八	二、四四九
香港	二、三三三	一、三三〇	九三三	一、九八八	一、三九〇	六八八
滿洲	一四、〇七一	七、三六九	六、七〇二	元	一三	六
中華民國	六、〇七七	四、九元	一、一四八	七、六九八	四、五三二	三、一六六
極東露領	三、〇四四	二、六六三	三三三	四、五三二	三、一六六	一、三六六
總數	五八、八六五	三〇、三六八	二七、四九七	四〇五	三三二	一七三
佛領印度支那						
在新嘉坡港領事館管內						
ヘルシア國						
英領印度及錫蘭						
蘭領東印度						
比律賓群島						
英吉利						
獨逸						
佛蘭西						
白耳義						
和蘭						
總數						
男						
女						

ソ ヴ エ ト	六〇	六〇	三〇	希臘	一八	一三	五	ヘルー國	二〇、五五	一三、二〇〇	七、三五
聯 邦	六	二	五	羅馬尼亞	九	六	三	チリ一國	六二	四六	一八
波 蘭	二五	四	三	チエツコ・スロバキヤ	五	九	六	ポリグイア國	五五一	三九〇	一六二
瑞 西	二五	四	三	北米合衆國	九、六〇〇	五九、九六六	三九、六四	阿弗利加	六九	四三	七
伊 太 利	七	四	三	英領加奈陀	二〇、八八	二二、三八六	八、四三	在シドニー港	三、九五二	三、四五九	四九三
奧 地 利	四	三	一五	メキシコ國	五、九〇六	三、七九三	二、一三	領事館管内	一三〇、九〇九	六五、四三三	五、四五六
西 班 牙	六	三	一	バナム國	三三	二六〇	一〇三	備考			
葡 萄 牙	四	三	九	キューバ國	九〇三	六九	二〇四	總數	男	女	
土 耳 古	四	三	二	伯刺西爾國	二六、五五	六四、三三四	五三、二八一	本邦人	五八、八六五	三〇一、三六八	二七、四九七
瑞 典	二〇	一八	三	アルゼン	四、〇三	二、九六二	一、〇六八	内地人	五〇六、四三三	二九四、三六〇	二二、〇六二
芬 蘭	五	二	三	テイン國	三	三	一〇	朝鮮人	三、七五一	二、一五九	一、五九二
ラ ト ヴィ ア	三	七	五	ウルグアイ國	八	五	二	臺灣人	八、六九二	四、八四九	三、八四三
丁 抹	二	八	三	パラグアイ國	八	五	二				

第二十二表(其三) 主要地別職業別(大分類)海外在留本邦人數 (昭和五年十月一日現在)

1—9			總數			總數			總數		
女	男	總數	女	男	總數	女	男	總數	女	男	總數
三八、九七七	一九六、〇三三	二三五、〇二〇	二二七、四九七	三〇一、三六八	五二八、八六五	八、七〇〇	三八、五〇七	四七、二〇二	一、〇六六	五、二五八	八、六五三
六、〇四三	五三、二六六	五九、三〇九	五〇、五〇五	七、一〇四	一二七、六〇九	六、三三三	二六、八五九	四二、〇四四	四、七七〇	四三、〇四四	三七、六七〇
一五、七四六	五〇、三四二	六六、〇八八	六二、〇四四	八、二三三	一二四、二七六	六、三三三	二六、八五九	四二、〇四四	四、七七〇	四三、〇四四	三七、六七〇
八、七〇〇	三八、五〇七	四七、二〇二	五、四九四	六八、九三三	一二四、八六二	六、三三三	二六、八五九	四二、〇四四	四、七七〇	四三、〇四四	三七、六七〇
六、三三三	二六、八五九	三三、二〇二	三六、一四八	四一、九三九	七八、〇七二	六、三三三	二六、八五九	四二、〇四四	四、七七〇	四三、〇四四	三七、六七〇
一、〇六六	四、七七〇	五、八三六	六、七〇三	七、三六九	一四、〇七一	六、三三三	二六、八五九	四二、〇四四	四、七七〇	四三、〇四四	三七、六七〇
五、二五八	四三、〇四四	四七、二〇二	三九、六三四	五九、九六六	九九、六〇〇	六、三三三	二六、八五九	四二、〇四四	四、七七〇	四三、〇四四	三七、六七〇
八、六五三	三七、六七〇	四三、九四三	五五、四五六	六五、四三三	一二〇、九〇九	六、三三三	二六、八五九	四二、〇四四	四、七七〇	四三、〇四四	三七、六七〇
七九六	三七、六七〇	八、五〇六	八、四三三	一二、三八六	二〇、八三八	六、三三三	二六、八五九	四二、〇四四	四、七七〇	四三、〇四四	三七、六七〇
一四、一八三	九、五六〇	五、一八三	五三、二八一	六四、三三四	一一六、五〇五	六、三三三	二六、八五九	四二、〇四四	四、七七〇	四三、〇四四	三七、六七〇
一、四四七	九、五六〇	一一、〇〇七	七、三三五	一三、二〇〇	二〇、五五五	六、三三三	二六、八五九	四二、〇四四	四、七七〇	四三、〇四四	三七、六七〇

備考	9 其ノ他ノ有業者			10 無業		
	女	男	總數	女	男	總數
滿洲ニハ關東州又鐵道附屬地ヲ含マス。	四、五三	四、五九六	五、〇四九	一、七、五三〇	一〇、三三三	二八、八五五
	四	八〇九	八一八	四〇、六三三	一九、六八九	六〇、三三四
	一〇九	一、二八五	一、三九四	四、四三二	三三、八三八	六八、三〇〇
	二〇	三七七	三九七	四、二九八	三〇、八九〇	七六、一八八
	二七三	二、二一八	二、三九一	四七、二四九	三〇、四〇五	七七、六五四
	四	三七六	四〇〇	二九、八〇五	一五、〇七〇	四四、八七五
	三	八	九二	五、六三六	二、五九九	八、二三五
	九	九六	一、〇五五	三、四七六	一七、九三三	五三、三九八
	二七三	二、〇五八	二、三三〇	四、八〇三	三〇、一六四	七六、九六七
	九	三三三	三三三	七、六五六	四、六七六	一二、三三三
	一六	一四四	一五九	三、〇九八	二六、五五四	六四、六五三
	二	四	六	五、八八八	三、六四〇	九、五二八

